

第3期岐阜県強靱化計画

強くて、しなやかな「清流の国ぎふ」を
次世代に引き継ぐために

(令和7年度～11年度)

令和7年3月
岐阜県

<目 次>

はじめに

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画期間	2

第1章 強靱化の基本的考え方

1 強靱化の理念	3
2 基本目標	5
3 強靱化を推進する上での基本的な方針	5

第2章 本県の地域特性

1 地理的・地形的特性	9
2 気候的特性	11
3 社会経済的特性	13

第3章 計画策定に際して想定するリスク

1 風水害(水害、土砂災害)、渇水、大雪	21
2 巨大地震(内陸直下地震、南海トラフ地震)	28
3 火山災害	32

第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方	34
2 「起きてはならない最悪の事態」の設定	34
3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価	36

第5章 強靱化の推進方針

1 推進方針の整理.....	37
2 施策分野ごとの強靱化の推進方針	37
3 施策目標とする指標の設定	38
(1)交通・物流 ～交通ネットワークの強化～	39
(2)国土保全 ～河川、砂防、治山、火山等対策～	43
(3)農林水産 ～災害に強い農地・森林づくり～	49
(4)都市・住宅／土地利用 ～災害に強いまちづくり～	53
(5)保健医療・福祉 ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～	58
(6)産業 ～サプライチェーンの確保・風評被害防止対策～	64
(7)ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～	66
(8)行政機能 ～公助の強化～	70
(9)環境 ～廃棄物及び有害物質対策～	84
(10)リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成 ～自助・共助の最大化～	86
(11)官民連携 ～民間リソースを活かした対応力強化～	92
(12)メンテナンス・老朽化対策 ～社会インフラの長寿命化～	94
(13)デジタル等新技術活用 ～デジタル等新技術による強靱化施策の高度化～	96

第6章 計画の推進

1 施策の重点化	101
2 毎年度のアクションプランの策定	101
3 計画の見直し	101
(別紙1)「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果	104
(別紙2)施策分野ごとの脆弱性評価結果	146
(別紙3)「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針	182

はじめに

1 計画策定の趣旨

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行された。

県では、基本法に基づく国土強靱化地域計画として、平成27年3月、全国に先駆けて岐阜県強靱化計画を策定し、その後、令和2年3月には、平成30年7月豪雨などの「想定外の常態化」とも言える自然災害への備えを一層強化するため、「第2期岐阜県強靱化計画」（以下「第2期計画」という。）へと見直しを行った。

これまでの間、どんな自然災害が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける強靱な岐阜県を作り上げるため、12の施策分野で様々な取り組みを推進してきた。

これを前提に、令和7年度からの「第3期岐阜県強靱化計画」（以下「本計画」という。）への見直しに当たっては、近年の災害から得られた教訓や社会情勢の変化等のほか、令和5年7月に変更された国土強靱化基本計画の内容や、第2期計画策定以降の本県での災害経験を踏まえることとする。加えて、主要道路の寸断、ライフラインの途絶、多くの建物の倒壊や火災による焼失、多数の孤立などが同時多発的に発生するとともに、寒さや積雪といった厳しい条件も重なり、様々な課題が浮き彫りとなった令和6年能登半島地震を受け、本県では「能登半島地震に学ぶ」という姿勢で、

- ① 孤立やライフライン途絶の長期化への対策強化
- ② 建物耐震化の促進
- ③ 避難所における生活・衛生環境の改善
- ④ 災害対応における県・市町村間の連携強化

の4つのテーマを軸に震災対策の見直しを行い、令和7年1月に最終報告を取りまとめたところである。この結果についても、県土の更なる強靱化に向け、本計画に反映した。

2 計画の性格

本計画は、強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として、「清流の国ぎふ」創生総合戦略とも整合性を図りながら策定するものである。

なお、強靱化に関わる分野において、本計画を指針とする計画は次頁のとおりである。

より詳細な事業・施策は、本計画に示した推進方針を踏まえながら、毎年の予算編成を通じて具体化し、アクションプランとして取りまとめていく。

また、本計画では、SDGs※の達成に関連する施策を明記した（各施策分野にSDGsのアイコンを表示）。

※Sustainable Development Goalsの略、2015年の国連サミットで採択された2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の17の開発目標。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むもの。

○強靱化に関わる分野において、本計画を指針とする計画

岐阜県地域防災計画	岐阜県地震防災行動計画
岐阜県デジタル・トランスフォーメーション推進計画	岐阜県環境基本計画
岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画	岐阜県廃棄物処理計画
岐阜県経済・雇用再生戦略	岐阜県エネルギービジョン
岐阜県保健医療計画	岐阜県高齢者安心計画 (介護保険事業支援計画・県老人福祉計画)
岐阜県障がい者総合支援プラン	岐阜県地域福祉支援計画
ぎふ農業・農村基本計画	岐阜県森林づくり基本計画
岐阜県公共施設等総合管理基本方針	岐阜県緊急輸送道路ネットワーク整備計画
岐阜県道路施設維持管理指針	岐阜県河川インフラ長寿命化計画
岐阜県砂防関係施設長寿命化計画	岐阜県新五流域総合治水対策プラン
岐阜県八山系砂防総合整備計画	都市計画区域マスタープラン
岐阜県リニア中央新幹線活用戦略	国土利用計画(岐阜県計画)
岐阜県耐震改修促進計画	岐阜県県営水道ビジョン
岐阜県住生活基本計画	岐阜県の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する大綱
岐阜県教育振興基本計画(岐阜県教育ビジョン)	岐阜県文化振興指針
岐阜県生涯学習振興指針	岐阜県警察災害警備計画

3 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とする。

第1章 強靱化の基本的考え方

1 強靱化の理念 ～強くて、しなやかな「清流の国ぎふ」を次世代に引き継ぐために～

本県は、3千メートル級の山岳地帯から海拔ゼロメートルの水郷地帯まで変化に富んだ複雑な地形を有し、長良川などの清流に代表される自然は、本県の豊かな暮らしや文化を育んできた。その一方で、古来、あまたの災害に見舞われるも、先人たちは、たゆまず治山・治水の努力を重ね、教訓と知恵を伝承し、「清流の国ぎふ」を築き上げてきた。

そして今日、人口減少が進行し、地域防災力・活動力の低下が懸念される中であっても、災害に強く、しなやかで、活力に満ちた「清流の国ぎふ」をつくり、次の世代へ引き継いでいくために、私たちは豪雨災害や巨大地震といった危機を常に念頭に置きながら、平時からの備えを怠ることなく進めていかなければならない。

（想定外の常態化ともいえる自然災害に備え、強靱化の取組みを強化する）

県ではこれまで、ハード・ソフト両面にわたり各分野において様々な強靱化の取組みを進めてきたが、近年は、気候変動の影響により全国各地での豪雨災害が激甚化・頻発化していることに加え、最大震度7を観測し、県内でも55年ぶりの強さとなる震度5弱の揺れとなった令和6年能登半島地震が発生したほか、令和6年8月には、日向灘を震源とするマグニチュード7.1、最大震度6弱の地震が発生するなど、全国各地で大規模地震が頻発している。特に、この日向灘を震源とする地震においては、「南海トラフ地震の想定震源域で新たな大規模地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まっている」と評価され、令和元年の制度運用開始以来、初めて、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が気象庁より発表された。

加えて、令和6年能登半島地震が発生してから8カ月が経過した令和6年9月には、能登地方で大雨となり、復旧現場での土砂崩れや仮設住宅での浸水被害など、まさに地震からの復興の最中において被害が拡大したことから、複合災害（同時又は連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）が発生する可能性があるとの認識に立って、必要かつ有効となる取組みを着実に進める必要がある。

こうした「想定外の常態化」ともいうべき状況を踏まえると、「明日は我が身」どころか「今日の我が身」の心構えで、今後も強靱化の取組みを緩めることなく進めていく必要がある。

また、国や大学などとも連携し、最新の科学的・学術的知見（気候変動等）を取り入れ、被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図りながら被害を最小化する施策を展開していく必要がある。

（自助、共助及び公助により命を守り、命をつなぐ）

少子高齢化が進み、地方行政を取り巻く環境が厳しさを増す中において、災害時に配慮を要する方は増加傾向にあり、令和6年能登半島地震に係る国の検証チームによる「自主点検レポート」でも、「過疎地域かつ高齢者等の要配慮者が多数存在」した点が、災害対応上の課題の一つとして挙げられている。

こうした状況の中、たとえ大規模災害が発生したとしても、県民の命を守り、命をつないでいくためには、これまでの想定が及ばないような事態も起こりうるとの前提に立って、「自助」、「共助」の力を最大限に発揮できるようにすることが不可欠である。具体的には、県民一人ひとりが日頃から災害に備え、災害リスクが迫った際には適切な避難行動につながる「自助」を実践するとともに、地域ぐるみで高齢者や障がい者など要支援者の避難誘導や避難所の運営支援を行うなどの「共助」の力を一層強化していく必要がある。

他方で、「公助」に課せられた責務も重大となっている。すなわち、平時にあっては、防災・減災のためのハード対策を加速していくことに加え、県民による「自助」、「共助」の力を最大限に引き出すことができるよう、防災教育・人材育成をはじめとする取組みを強化するなど効果的な施策を展開していくことが求められる。その上で、災害が発生した際には、警察、消防、自衛隊をはじめ各機関が人命の救出・救助を最優先にその力を総動員し、被害を最小限に食い止めることはもとより、被災者一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援と速やかな復旧・復興に全力を挙げて当たることが責務である。

（「清流の国」「木の国・山の国」の源である農山村、中山間地域を守る）

「清流の国」「木の国・山の国」である本県においては、国土保全の観点から、多面的機能を有する森林や農地が適切に保全されることが重要であり、農山村、中山間地域における営みがその重要な役割を担っている。また、我が国の豊かな伝統、地域文化の源である農山村や中山間地域が元気であることは、地域コミュニティの活力（＝災害対応力）を高めるうえでも重要である。

（日本の真ん中、東西・南北交通の要衝の地域として国全体の強靱化に貢献する）

日本の真ん中、東西・南北交通の要衝にある本県は、沿岸部の幹線が被災した際に備えた代替ネットワークを確保すること、あるいは首都圏等からの企業の本社機能の誘致といったリスク分散の適地としての役割を担うことなど、国全体の強靱化に貢献することが引き続き期待されている。

こうした理念のもと、強靱化の取組みを、豚熱や新型コロナウイルス等の感染症対策でより強固なものとした、県民、市町村、関係機関との連携による「オール岐阜」の体制で一層強力に押し進めることにより、本県の持続的成長、地域の発展につなげていく。

2 基本目標

基本法では、その第14条で、国土強靱化地域計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されている。

これを踏まえ、本計画の策定に当たっては、国土強靱化基本計画の基本目標を踏襲し、以下の4つを基本目標として、県土の強靱化を推進する。

- 県民の生命の保護が最大限図られること
- 県の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 迅速な復旧復興

3 強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」のほか、強靱化の理念を踏まえ、以下の基本的な方針に基づき推進する。

（1）本県の地域特性を踏まえた取組推進

- ・東西・南北交通の結節点に位置する本県の地理的な重要性や災害リスクを踏まえ、隣県との連携など広域的な視点から取組みを進めること。
- ・全国的に気候変動に伴う短期的・局地的な豪雨が増加傾向であり、地球温暖化の進行に伴い、その強度と頻度の更なる増加も懸念されることから、気候変動リスクを踏まえた上で、防災・減災対策の取組みを進めること。

- ・過去の災害から得られた教訓を最大限活用するとともに、これまでの想定を超える事態が常態化していることや、令和6年能登半島地震を踏まえた本県における震災対策の見直しの結果も念頭に置いて取組みに当たること。
- ・人口減少や過疎化の進行、新たな感染症の流行など、第2期計画策定以降の本県を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえた取組みを進めること。
- ・それぞれの地域が有する人的な潜在力を最大限活用できるよう、消防団・水防団員や建設業、医療、介護人材といった地域の安全・安心を担う人材の育成・確保を平時から進めるなど、足腰の強い地域社会を構築する視点を持って取組みに当たること。

（２）効率的・効果的な取組推進

- ・国、市町村、民間事業者、住民など関係者相互の連携により取組みを進めること。
- ・「自律・分散・協調」型の国土構造の実現に向けた取組みを国全体で進める中で、地域間の連携、広域的なネットワークの構築を重視して取組みに当たること。
- ・近傍の地方公共団体や同時に被災しにくい遠距離の地方公共団体との災害時応援協定の締結や、既に締結した協定内容の充実など地域間での連携に取り組むほか、被災地における支援者の活動・宿泊環境の整備を図るなど、災害時における効率的かつ効果的な支援・受援体制の整備・強化に取り組むこと。
- ・非常時のみならず、日常の県民生活の安全・安心、産業の活性化、国際・都市間競争に資する対策となるよう工夫すること。
- ・限られた資源の中、国の施策の積極的な活用や民間投資の促進を図るとともに、強靱化に向けたハード整備に当たっては、将来世代に過大な負担が生じることのないよう、ライフサイクルコストを含め、事業の効率性確保に特に配慮すること。
- ・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和3年度～令和7年度）の活用を図るとともに、この5か年加速化対策に続くものとして、令和5年6月の基本法の改正により、国において策定することが法定化された「国土強靱化実施中期計画」も踏まえながら、引き続き必要となる予算・財源の安定的確保に取り組む、強靱な県土づくりを強力かつ継続的に進めること。

（３）防災教育・人材育成、官民連携による地域の防災力強化に向けた取組推進

- ・強靱化の担い手は県民一人ひとりであるという視点に立ち、自らの災害リスクや防災気象情報、避難情報等を我が事として認識し、「自らの命は自ら守る」あるいは「命

最優先の避難」といった身を守る行動につなげられるよう、学校や職場、自治会、自主防災組織等における活動を通じて、若者から高齢者までの幅広い年齢層に対する防災教育や地域における防災訓練の取組みを進めること。

- ・平時における防災教育の担い手として、また、災害時における避難誘導や避難所運営支援など「地域防災力の要」として、防災リーダーや消防団員、水防団員等防災人材の育成を男女共同参画や外国人の視点などにも配慮しつつ推進すること。
- ・令和6年能登半島地震でも、石川県内で災害関連死と認定された方の数が、直接死を上回っていることから、過去の災害経験から得られた知見を踏まえつつ、避難生活における災害関連死を最大限防止することを念頭に置いて、スフィア基準（人道憲章と人道支援における最低基準）などを踏まえた避難所の環境改善や、被災者の心身のケアなどの福祉的視点に立った取組みを進めること。
- ・県土の強靱化を実効性のあるものとするためにも、県・市町村のみならず企業・団体、NPO、ボランティアなど民間事業者等との訓練や、人材育成をはじめとする各種取組みのほか、災害時を想定した応援協定の締結など、官民一丸となった連携体制の強化に向けた取組みを進めること。

（４）デジタル等新技術の活用による強靱化施策の高度化

- ・少子高齢化が進む中、限られた人員でも効率的に、激甚化・頻発化する災害に対応できるようにするため、災害時の情報収集、孤立地域対策、避難所の環境改善といった様々な場面においてデジタル等新技術を活用し、防災・減災、国土強靱化の高度化に向けた取組みを進めること。
- ・ドローンや衛星インターネットなど、災害対応上有効と認められるデジタル等新技術の活用場面や効果的な活用方法について、前向きかつ幅広く検討を進めるとともに、実災害時において適切に活用できるよう、平時から職員の操作能力の向上や新技術を保有する関係団体・民間事業者等との連携強化を図ること。
- ・損傷が軽微な早期段階での手当てによって施設を長寿命化させる「予防保全」の推進に際しては、積極的にデジタル等新技術を活用し、メンテナンスや老朽化対策の効率化・高度化を図ること。
- ・デジタル等新技術の活用には、高齢者や障がい者など、その恩恵を受けられない人を生まないように、きめ細かな支援や取組みを一体で推進すること。

(参考) 国土強靱化基本計画における「国土強靱化政策の展開方向」

- (1) 国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理
 - 1) 被害を最小に抑え、地域経済を支える防災インフラの整備
 - 2) 予防保全型メンテナンスへの本格転換など防災インフラ施設の老朽化対策
 - 3) 既存の防災インフラにおける操作の高度化・効率化
 - 4) 避難所としても活用される学校施設等の環境改善・防災機能の強化
 - 5) 自然環境が有する多様な機能（グリーンインフラ）の活用
 - 6) 建設・医療を始め国土強靱化に携わるあらゆる人材の育成、防災体制・機能の拡充・強化
- (2) 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化
 - 1) 壊滅的な損害を受けない耐災害性の高い構造物補強
 - 2) 人員の避難・物資輸送の強化・複数経路の確保・防災拠点の整備
 - 3) 予防保全型メンテナンスへの本格転換などライフライン施設の老朽化対策
 - 4) 災害発生時にも安定的な通信サービスを可能な限り確保
 - 5) 災害や海外情勢の変化にも強靱なエネルギー・食料の安全保障と水の安定供給
- (3) デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化
 - 1) 線状降水帯の予測精度向上等により気象予測等の課題をデジタルで克服
 - 2) 事前防災・地域防災に必要な情報の創出・確度向上・デジタルでの共有
 - 3) 被災者の救援救護や災害時の住民との情報共有にデジタル（ロボット・ドローン・AI 等）を最大限活用
 - 4) 災害時における個人確認の迅速化・高度化
 - 5) デジタルを活用した地方の安全・安心の確保
 - 6) 災害時にもデータを失うことがないように分散管理
 - 7) デジタルを活用した交通・物流ネットワークの確保
 - 8) その他様々な地域の課題をデジタルで解決
- (4) 災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化
 - 1) 国内におけるサプライチェーンの複線化や工場等の分散など災害等に強い産業構造
 - 2) 民間施設でも早期に強靱な構造物へ補強等が可能な支援
 - 3) 民間施設においても適切な情報伝達と早期避難が可能な支援
 - 4) 非常電源設備を始め民間施設のライフライン確保へ支援
 - 5) 防災投資や民間資金活用・公共性の高い民間インフラの維持管理など官民連携の強化
 - 6) 企業体としての社員に対する防災教育の充実
 - 7) 医療の事業継続性確保の支援
 - 8) 大規模災害時における遺体の埋火葬の実施体制の確保
- (5) 地域における防災力の一層の強化
 - 1) 避難生活における災害関連死の最大限防止
 - 2) 地域一体となった人とコミュニティのレジリエンスの向上
 - 3) 地元企業やNP0等の多様な市民セクターの参画による地域防災力の向上
 - 4) DEI（多様性・公平性・包摂性）の観点を踏まえたSDGsとの協調
 - 5) 男女共同参画・女性の視点に立った防災・災害対応・復旧復興の推進
 - 6) 高齢者・障害者・こども等の要配慮者へのデジタル対応を含めた支援
 - 7) 若者から高齢者まで幅広い年齢層における防災教育・広報と要配慮者を含めた双方向のコミュニケーション
 - 8) 外国人も含めた格差のない情報発信・伝達
 - 9) 地域の貴重な文化財を守る防災対策と地域独自の文化や生活様式の伝承
 - 10) 地域特性を踏まえた教育機関や地域産業との連携
 - 11) 国際社会との連携による被災地域の早期復興と「仙台防災枠組2015-2030」に基づく国際社会への貢献
 - 12) 近傍／遠距離の地方公共団体の交流等を通じた被災地相互支援の充実
 - 13) 国土強靱化地域計画の再チェックとハード・ソフト両面の内容の充実

第2章 本県の地域特性

1 地理的・地形的特性

（清流の国・木の国山の国）

「清流の国」、「木の国・山の国」である本県は、太平洋と日本海への流れを隔てる分水嶺や、雄大な木曾三川に代表される「清流」が、人々の生活に根付き、多くの恵みの源となっているとともに、3千メートル級の山岳地帯から海拔ゼロメートル地帯まで、高低差の大きい複雑な地形を有している。

木曾三川により形成された低平地（沖積平野）に人口が集中しており、その地盤は軟弱である。

また、山間狭隘部の河川沿いに集落が連担し、人口、資産、交通が集中する一方で、土砂災害のおそれのある区域が多数存在している。

- ・土砂災害警戒区域：18,383箇所〔令和6年3月31日時点〕
- ・砂防指定地：88,273ha〔令和6年3月31日時点〕

さらに、山間部には、孤立するおそれのある地域が点在している。

- ・県内における孤立予想地域：28市町村に632地域〔令和6年1月1日時点〕

（日本の真ん中に位置する内陸県）

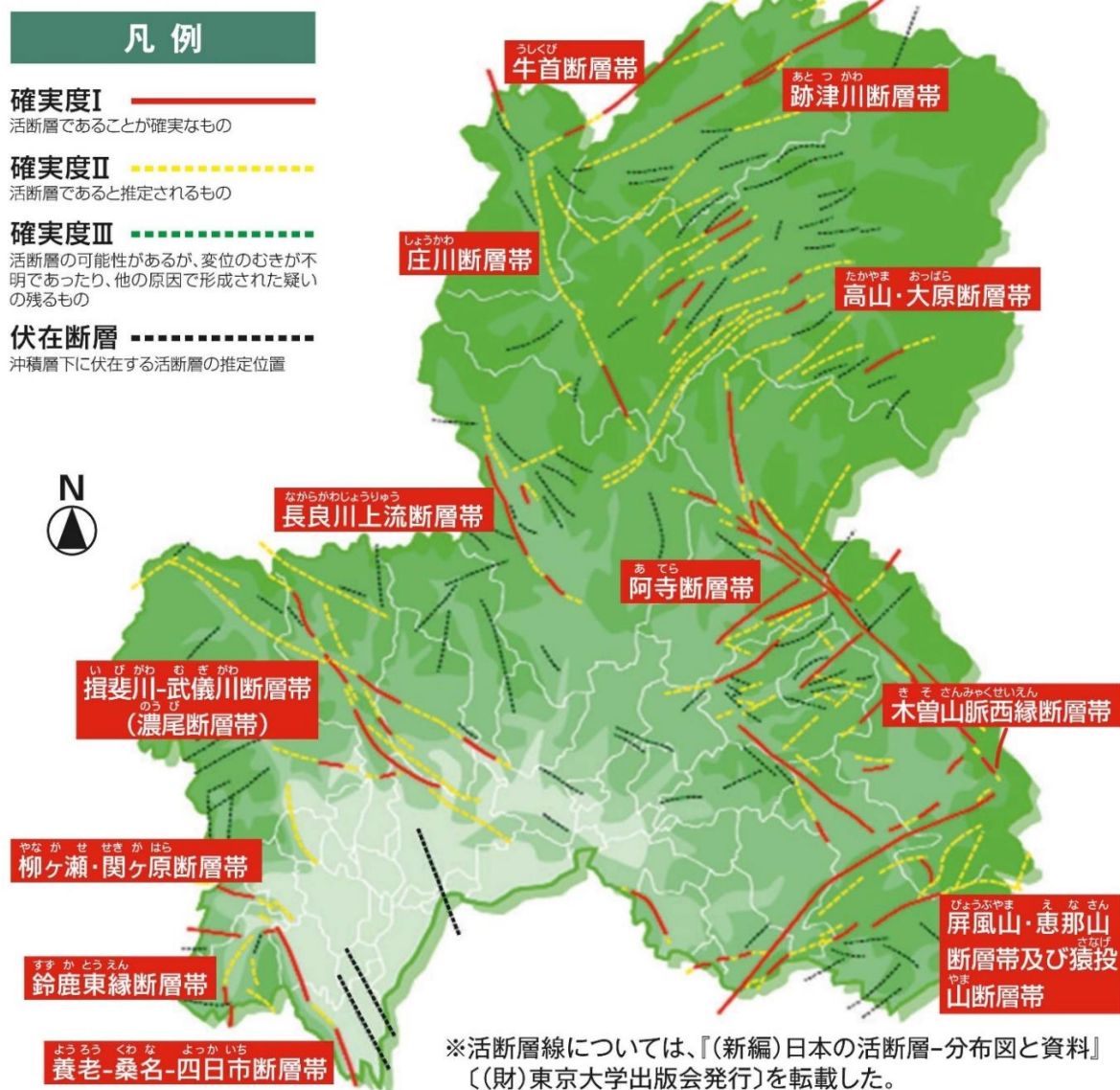
本県は、日本のほぼ中央に位置し、東西（首都圏～関西圏）・南北（東海～北陸）交通の結節点、周囲を7つの県に囲まれた内陸県である。

（南海トラフ地震や内陸直下地震の発生が懸念）

南海トラフ地震が、今後30年以内に80％程度の確率で発生するともいわれている。本県では、全域が震度5強以上の揺れに見舞われ、県南部を中心に震度6弱と予測されている。

また、本県は全国で最も活断層の多い地域の一つであり、県内には100を超える活断層が確認されている。

◆岐阜県の活断層



(御嵩町を中心とする中濃・東濃地域に亜炭鉱廃坑が存在)

愛知・岐阜・三重の東海3県には、亜炭が地下広く分布しており、本県では中津川市、瑞浪市、可児市、御嵩町を含む中濃・東濃地域において、明治初期から昭和30年代まで、燃料に用いるために盛んに掘削された。廃坑残存地域においては、埋戻し等の防災措置が十分なされないまま負の遺産として残存しており、今後発生が想定される巨大地震の影響で残柱や坑道天盤が広範囲にわたって崩壊を起こし、人命や財産に重大な損失を与えることが懸念されている。

（県内の道路施設数・河川管理延長は全国トップクラス）

県が管理する道路施設数・河川管理延長は全国トップクラスであり、老朽化の目安とされる建設後40～50年を経過する施設の割合も今後さらに高まっていくことから、計画的な維持補修が極めて重要となっている。

◆県管理施設の状況

県管理施設の状況			建築後50年を経過する施設の割合（％）			
	距離等（全国順位）			R5年度末	10年後	20年後
道路の延長 ※1	4,108km	(11位)	15m以上の橋りょう数	26.1	45.2	69.6
トンネル数 ※1	176箇所	(7位)	トンネル数	17.2	32.8	57.2
15m以上の橋りょう数 ※1	1,716橋	(4位)	大規模河川構造物 ※3	37.3	52.5	78.0
河川延長 ※2	2,987km	(5位)				

※1 道路統計年報2023（令和4年3月31日現在）
 ※2 一級河川（指定区間）の合計（令和3年4月1日現在）
 ※3 大規模河川構造物は40年を経過する施設の割合

2 気候的特性

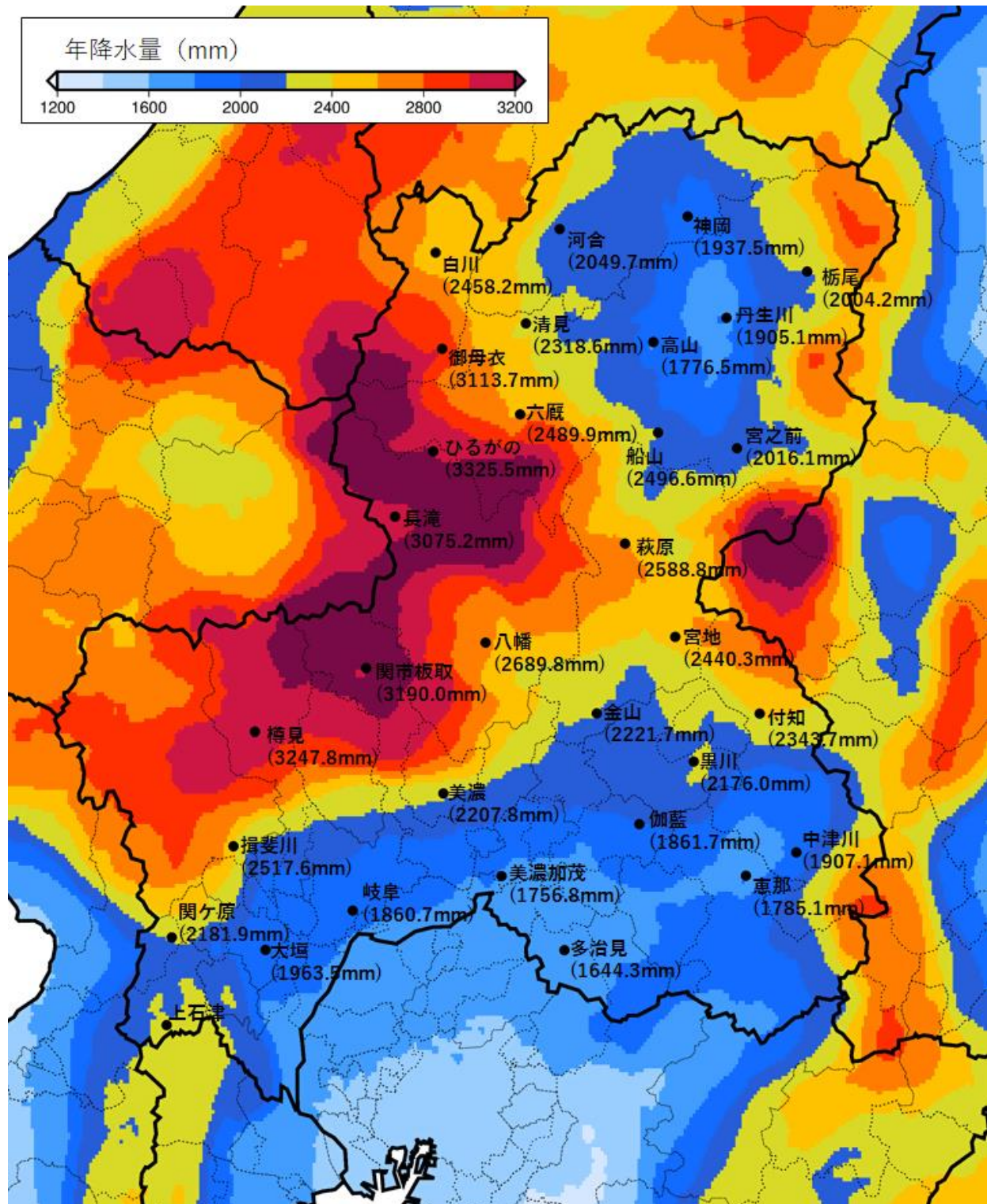
（多雨地域であり、近年、短期的・局地的豪雨が増加傾向）

木曽三川流域の平均年間降水量は約2,500mmであり、全国平均の約1,700mmを大きく上回っている。特に、山間部は3,000mmを超える地域もある。また、近年では短期的・局地的豪雨が増加しており、どこで災害が発生しても不思議ではない気象状況となっている。

一方で、少雨による異常渇水も発生（例：平成6、7、17年）しているところである。

また、飛騨北部、岐阜西濃北部、郡上などの積雪の多い地域では、大雪による孤立や建物の崩壊、道路上での大規模な車両滞留の発生なども懸念されている。

◆岐阜県の年降水量の平年値分布



【出典：岐阜地方気象台ホームページ「岐阜県の地勢と気候特性」掲載データ】

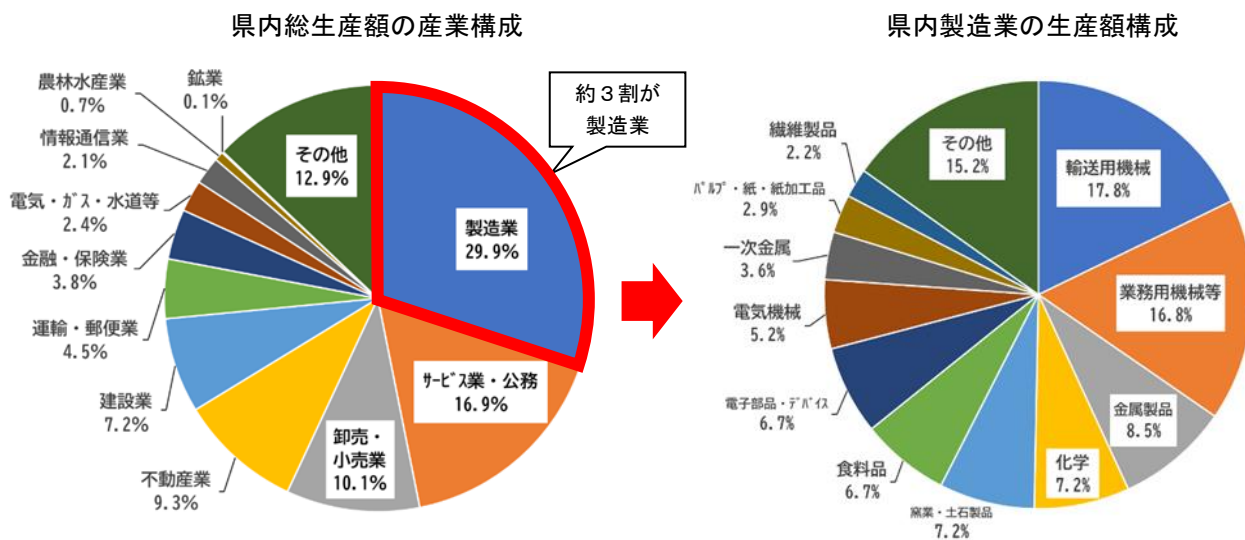
※気象庁メッシュ平年値（1991年～2020年）より描画

3 社会経済的特性

(日本を支える中部圏経済の一翼)

本県には、日本経済を支えるモノづくり中部のサプライチェーンを構成する企業が集積しており、災害で県内の企業に被害が生じることで、全国的な影響も懸念される。

◆県内総生産額の産業構成・県内製造業の生産額構成



【出典：「令和3年度県民経済計算」(詳報)】

※項目については一部合算

(自動車依存度の高さ)

本県内には、空港や港湾が存在せず、鉄道網も発達していないことから、輸送や移動手段を車に大きく依存する社会構造となっている。

このため、道路交通ネットワークの安全性確保は、県民生活にとって大変重要な要素となっている。

(長期にわたる人口減少・少子高齢化の進展)

本県人口は2005年頃から減少を続けており、2050年には約136万人と、2020年と比べ約61万人の大幅減となる見込みである。

また、65歳以上の高齢者単独世帯は増加を続ける一方、社会・経済の担い手である現役世代(15-64歳)の減少による地域社会の崩壊が懸念されている。

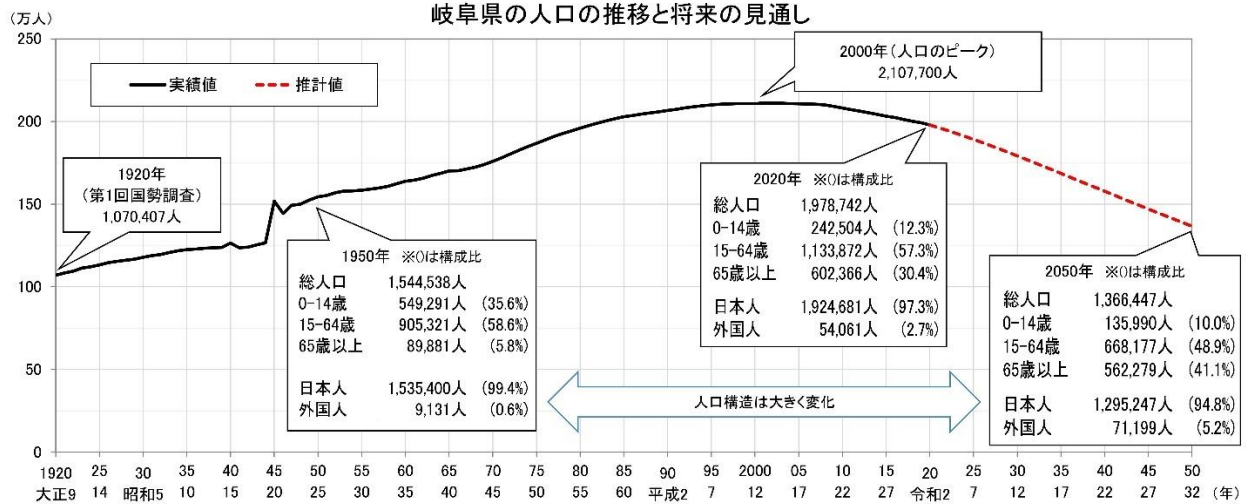
【人口戦略会議の試算による「消滅可能性自治体(※)」(令和6年4月24日)】

・全国で744自治体(全体の43%)、岐阜県内では以下の16市町村が該当

(美濃市、瑞浪市、恵那市、山県市、飛騨市、郡上市、下呂市、海津市、養老町、関ヶ原町、
揖斐川町、池田町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村)

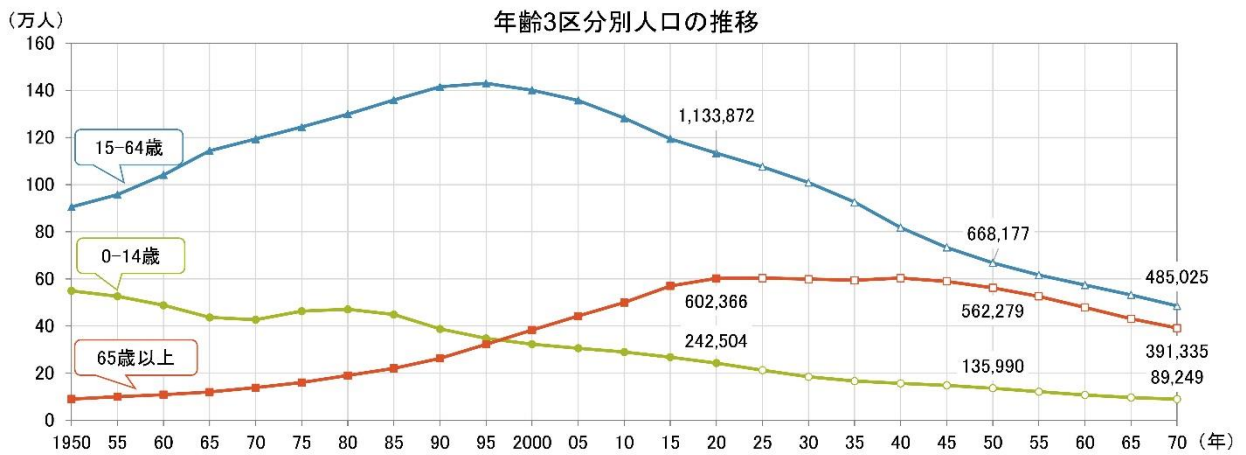
※2020年から2050年までの間に、20～30代女性人口の減少率が50%以上となる自治体

◆岐阜県の人口の推移と将来の見通し



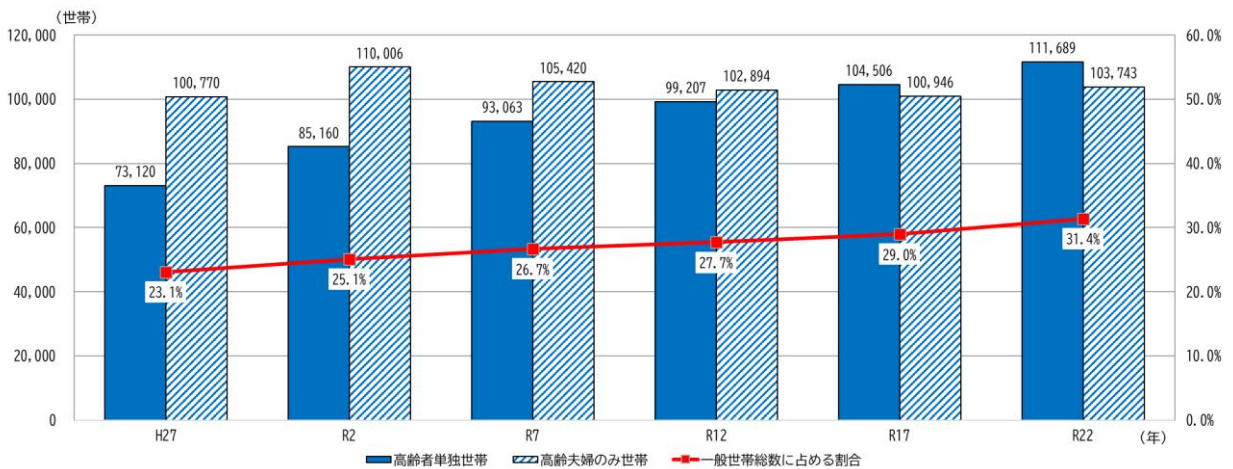
【出典：総務省「国勢調査(1945年は「人口調査」)」、総務省「人口推計(国勢調査による補間補正人口)」をもとに岐阜県政策研究会人口動向研究部会作成】
※将来人口（2050年）は単位未満を四捨五入して表示しているため、計算が一致しない場合がある。

◆年齢3区分別人口の推移



【出典：総務省「国勢調査」をもとに岐阜県政策研究会人口動向研究部会作成】

◆岐阜県の高齢者単独及び高齢夫婦のみの世帯数の推計

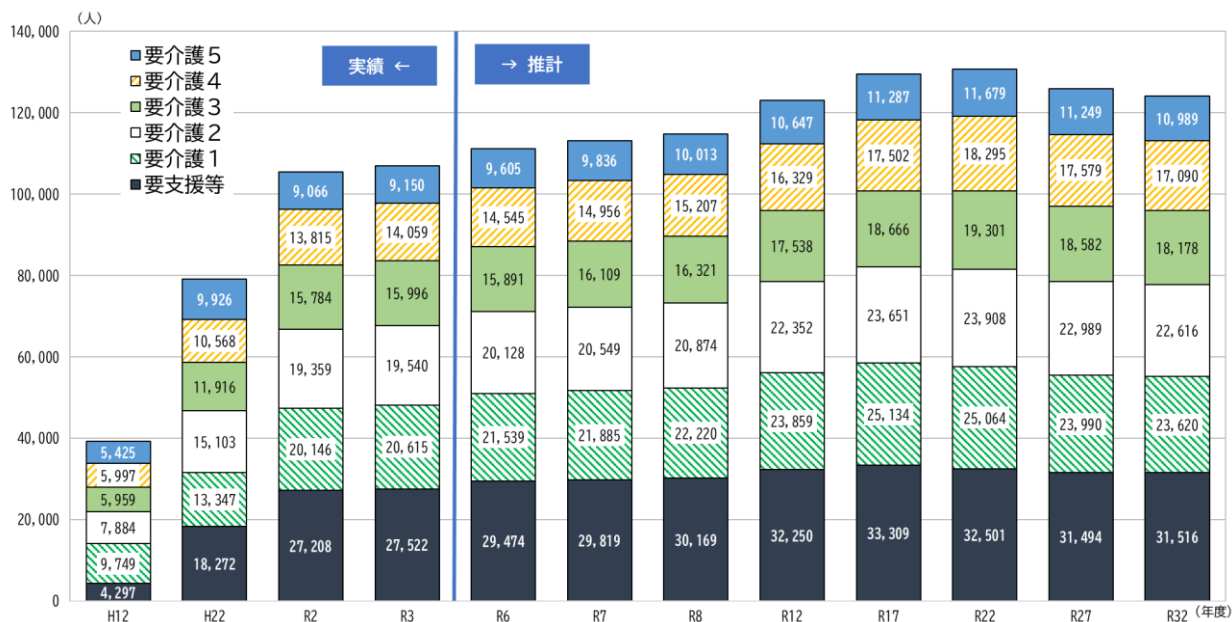


【出典：岐阜県「第9期岐阜県高齢者安心計画」をもとに作成】
※H27、R2は国勢調査。R7以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」(H31.4)
※「高齢夫婦のみ世帯」：世帯主が高齢者（65歳以上）である世帯を計上

（災害時に支援を要する高齢者や障がいのある方は増加）

こうした中、在宅介護を受けながら自宅で暮らし続ける高齢者や障がいのある方は、増加していく見込みであり、災害時の支援も大きな課題となっている。

◆県内の要介護認定者数の見通し

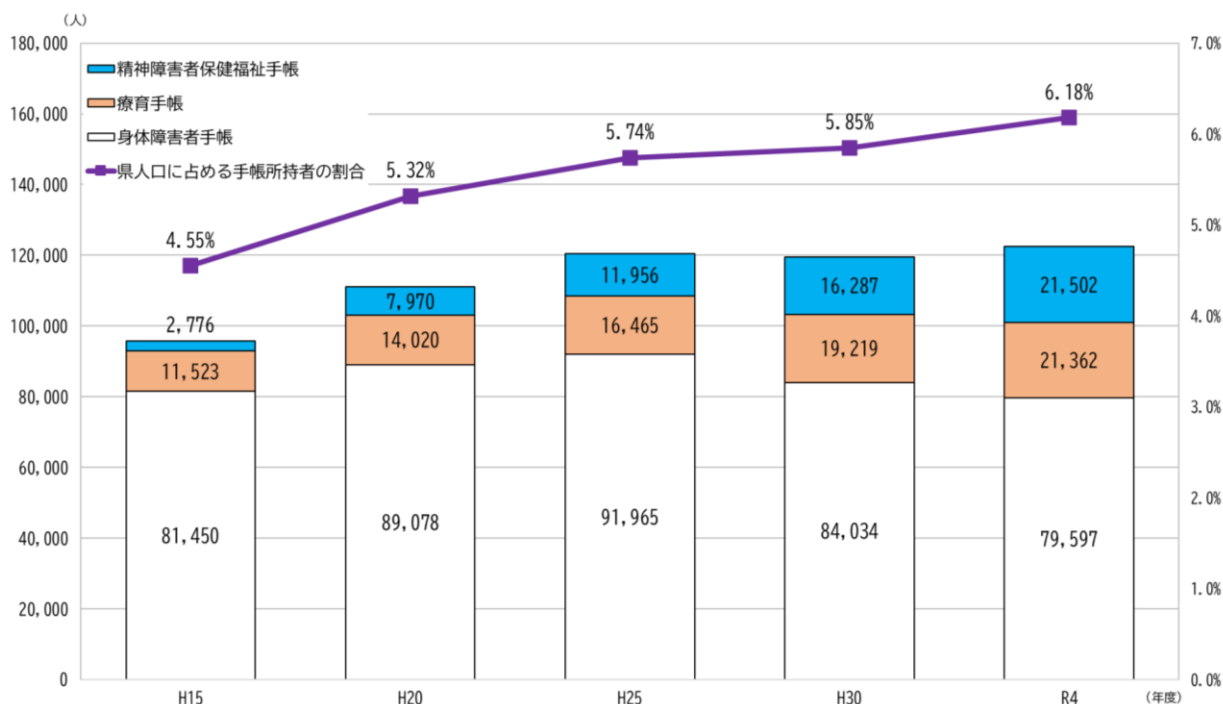


【出典：岐阜県「第9期岐阜県高齢者安心計画」をもとに作成】

※H12～R3は介護保険事業状況報告（年報）、R6以降は各保険者が推計した数値の積上げ（R6.3推計）

※各年度末現在、第2号被保険者を含む

◆県内の障がい者数（障害者手帳等の所持者数）の推移



【出典：岐阜県「第4期岐阜県障がい者総合支援プラン」をもとに作成】

※人口は、住民基本台帳に基づく人口（H20までは3月31日、H25以降は1月1日現在）

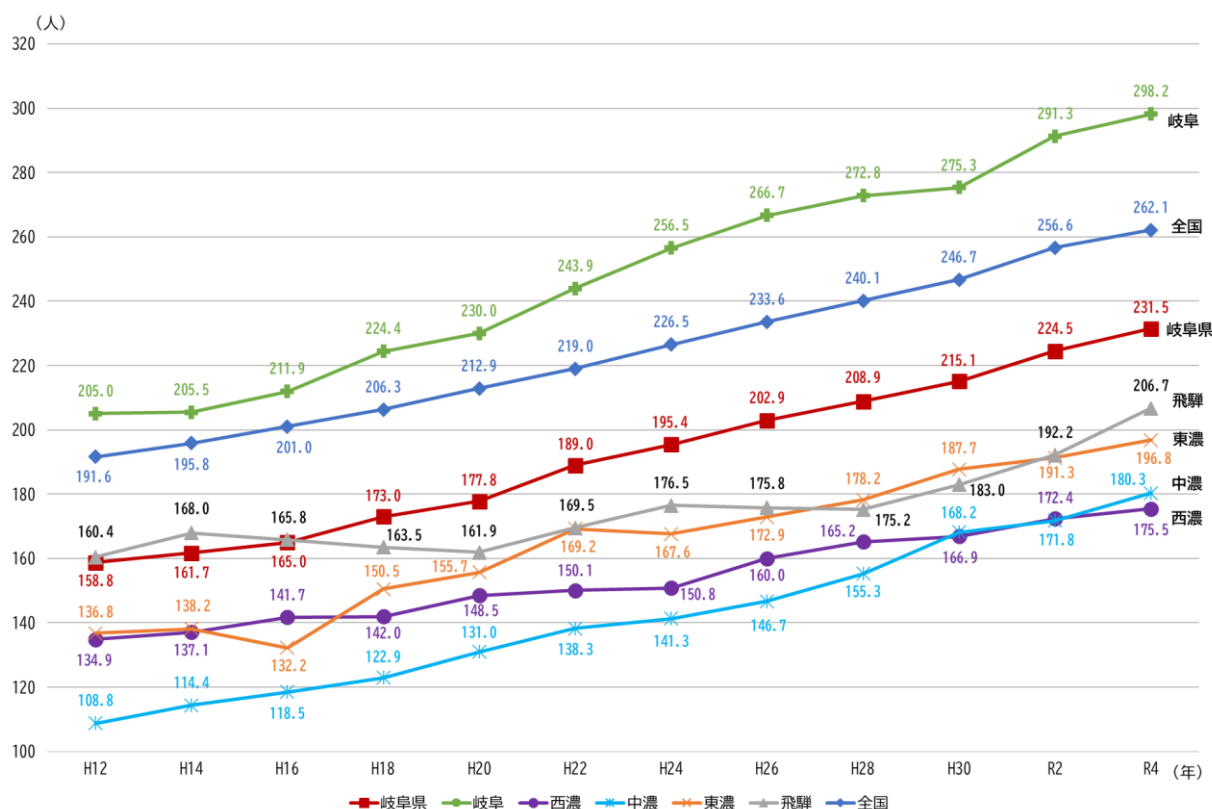
(医療・介護人材の育成)

県医師会や岐阜大学医学部等と連携して医師確保対策が進められており、県内の医療施設に従事する医師数は徐々に増加しているが、人口10万人当たりで比較すると、本県は、全国的にみてなお低い水準に留まっている。一方で、岐阜圏域は全国平均を上回っている状況にあり、総数を増加させるとともに、地域偏在を解消していく必要がある。

また、県内の介護職員についても徐々に増加しているが、令和8年には約3万6千人の需要が発生する一方、供給可能となる職員は約3万4千人に留まる見込みとなっている。

このため、医療・介護人材の育成・確保を平時から計画的に進めるとともに、災害時においても医療・介護サービスの絶対的不足や被害の拡大を招くことのないようにしていく必要がある。

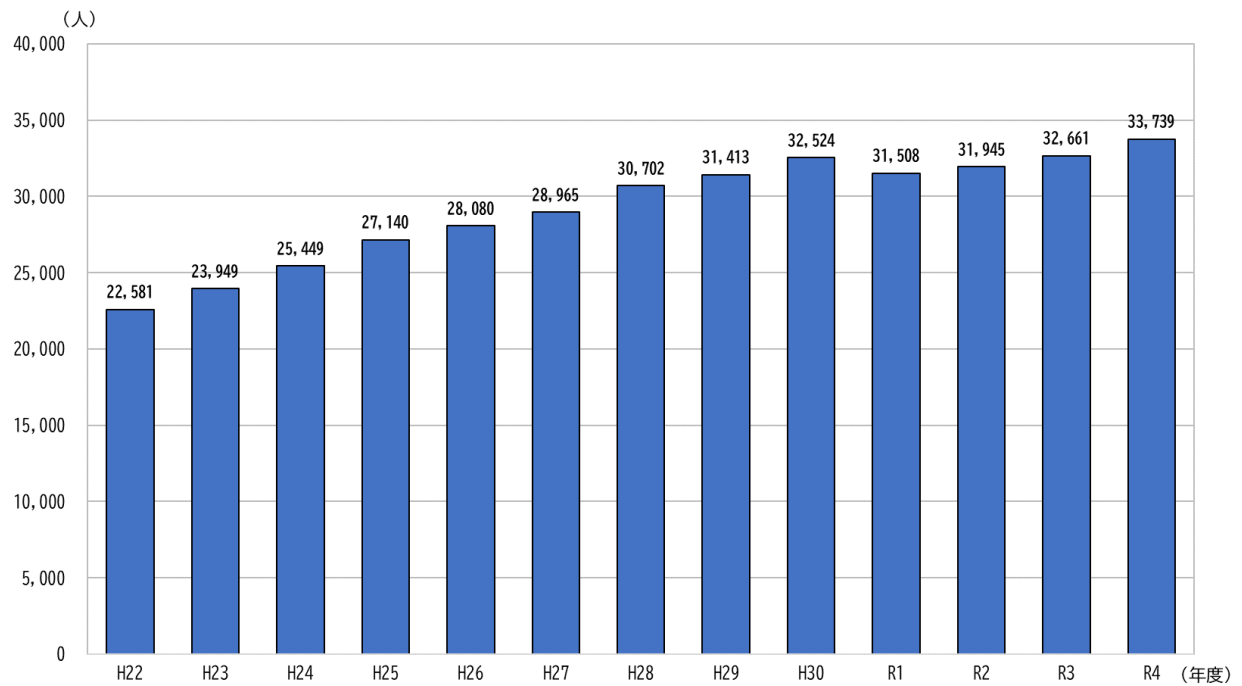
◆県内の圏域別人口10万人当たり医療施設従事医師数の推移



【出典：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」をもとに作成】

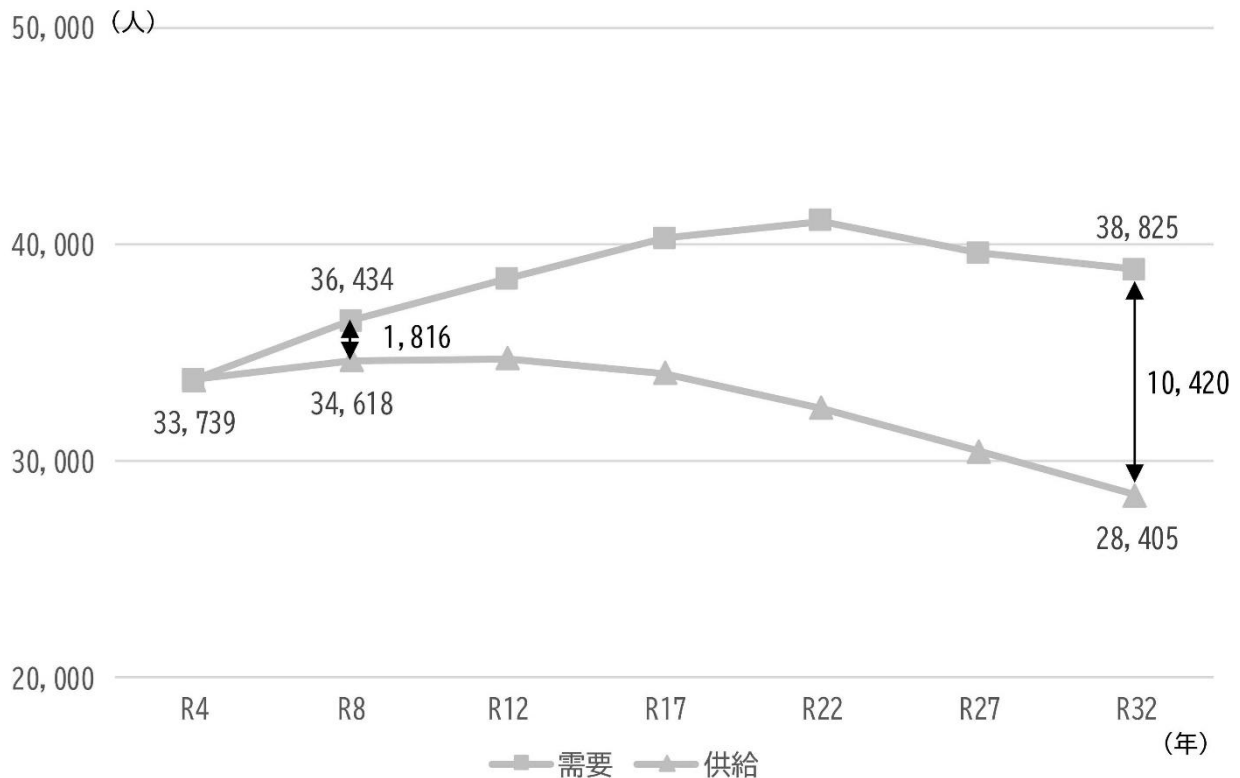
※H28年以前は「医師・歯科医師・薬剤師調査」

◆岐阜県の介護職員数の推移



【出典：岐阜県「岐阜県高齢者安心計画」掲載データをもとに作成（第6～9期計画を参照）】

◆岐阜県の介護人材需給の将来推計



【出典：岐阜県「第9期岐阜県高齢者安心計画」】

※厚生労働省の「介護人材需給推計ワークシート」を使用した岐阜県高齢福祉課による推計

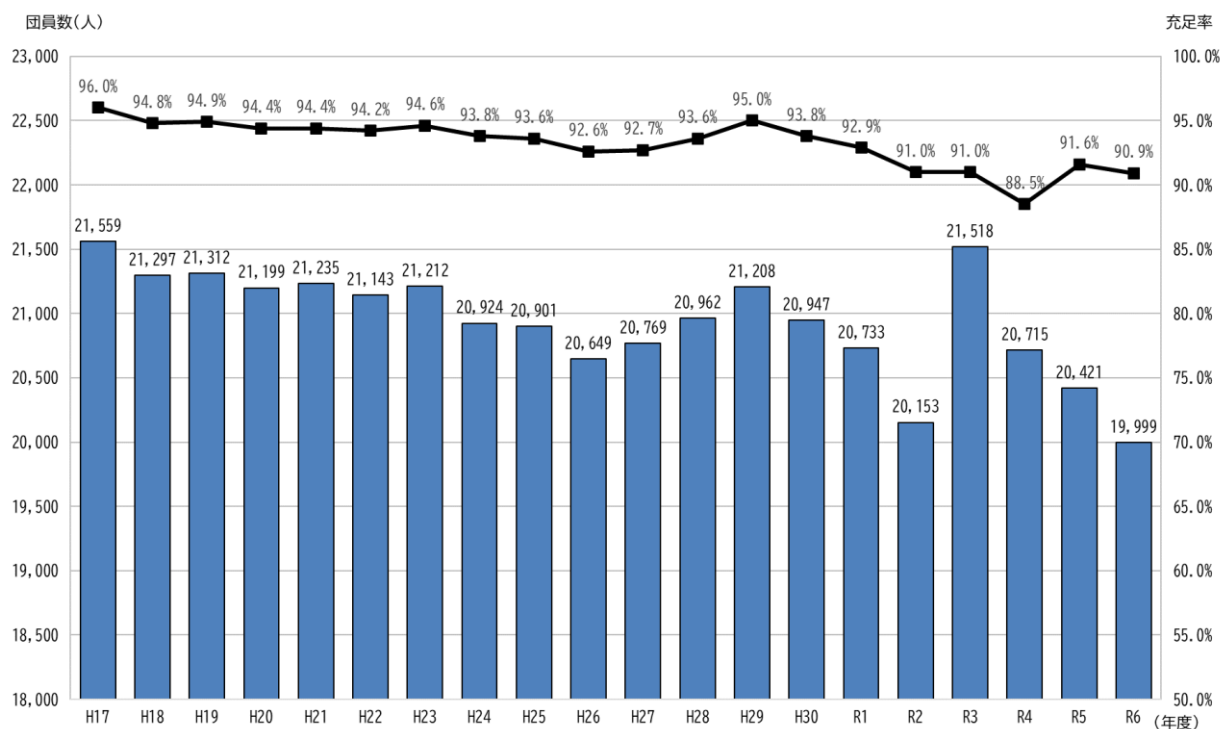
（地域の安全・安心を担う人材が減少傾向）

地域防災の重要な担い手である消防団員数は、消防団加入促進事業費交付金制度や消防団協力事業所支援減税制度など、消防団員確保対策を推進しているものの減少傾向にある。また、専任水防団員数はここ10年で概ね横ばいであるものの、団員の高齢化など団員数維持に課題を抱えている。

さらに、迅速な復旧・復興や社会資本の維持管理等を担う建設業の担い手も年々減少するなど、地域の安全、安心を担う人材不足が懸念されている。

一方、県や市町村による地域の防災リーダーの育成が行われており、本県は、令和6年6月末時点において、人口10万人当たりの防災士認証者数が全国8位となっている。こうした人材の活躍により、地域の防災力を高める取組みが進められることが期待される。

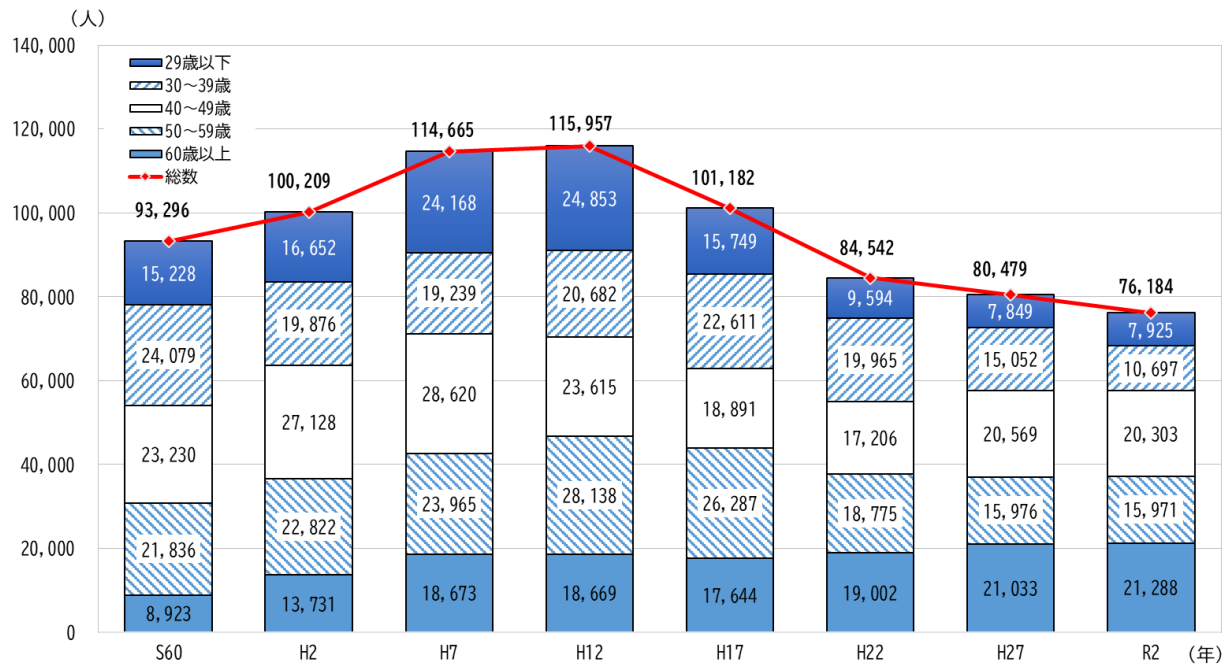
◆県内の消防団員数・充足率の推移



【出典：総務省「消防防災・震災対策現況調査」、総務省「消防団の組織概要等に関する調査の結果」をもとに作成】

※R3の団員数増加は、岐阜市における水防団員の加入に伴うもの

◆県内の建設業従事者数の推移



【出典：総務省「国勢調査」をもとに作成】

◆防災士認証者数

【人口10万人当たりの防災士認証者数】
(上位10都道府県)

順位	都道府県	防災士数	人口10万人 当たりの人数
1	愛媛県	23,397	1812.3
2	石川県	9,954	1250.5
3	大分県	13,688	1248.9
4	高知県	6,511	977.6
5	徳島県	6,383	918.4
6	宮崎県	7,271	697.8
7	新潟県	6,409	577.9
8	岐阜県	9,393	486.4
9	香川県	3,880	419.0
10	長野県	4,180	415.1

【県内市町村における防災士認証者数】
(上位10市町村)

順位	市町村	防災士数
1	岐阜市	1,046
2	大垣市	991
3	中津川市	653
4	恵那市	556
5	可児市	535
6	高山市	452
7	輪之内町	437
8	羽島市	373
9	下呂市	367
10	飛騨市	330

【出典：日本防災士機構ホームページ掲載データをもとに作成】

※令和6年6月末現在の人数

※人口10万人当たりの人数の算出には、総務省「人口推計（2023年10月1日現在）」を使用

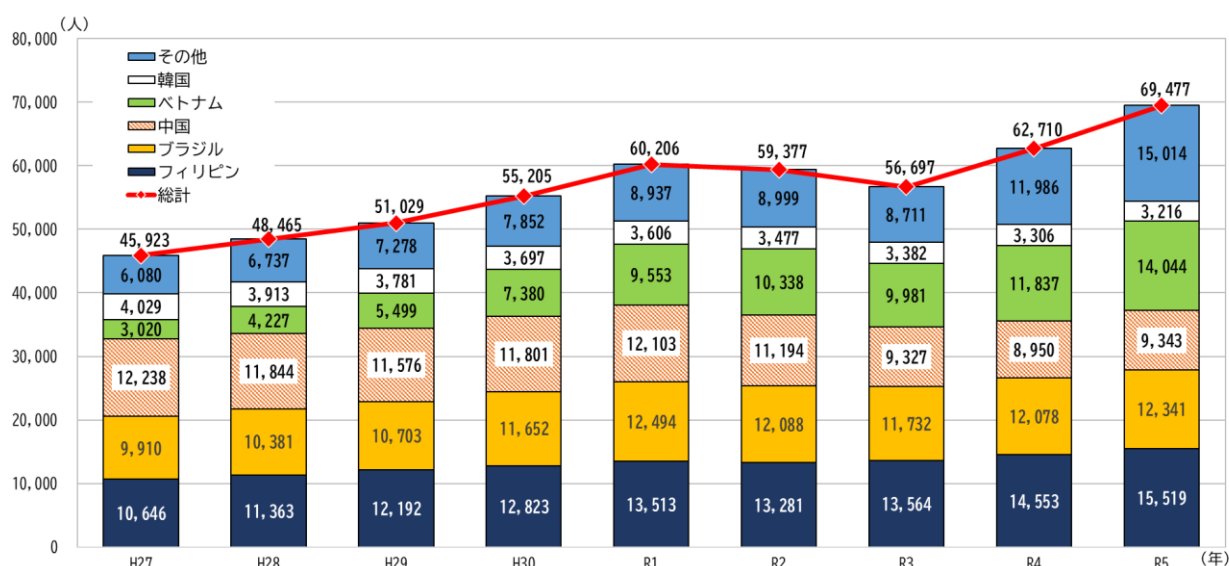
(県内在住外国人や外国人観光客の増加)

本県における在住外国人については、感染症拡大に伴う出入国制限や景気動向などの不確定要素はあるものの、令和5年には過去最高となる約6万9千人となっている。

また、県内への外国人観光客についても、新型コロナウイルス感染症拡大による一時的な減少は見られたものの、その後、急速な回復傾向を示している。

このため、災害時においては、こうした在住外国人や外国人観光客が、必要な情報を得られなかったために被災することのないよう、多様な手段・言語による情報発信を行う必要がある。

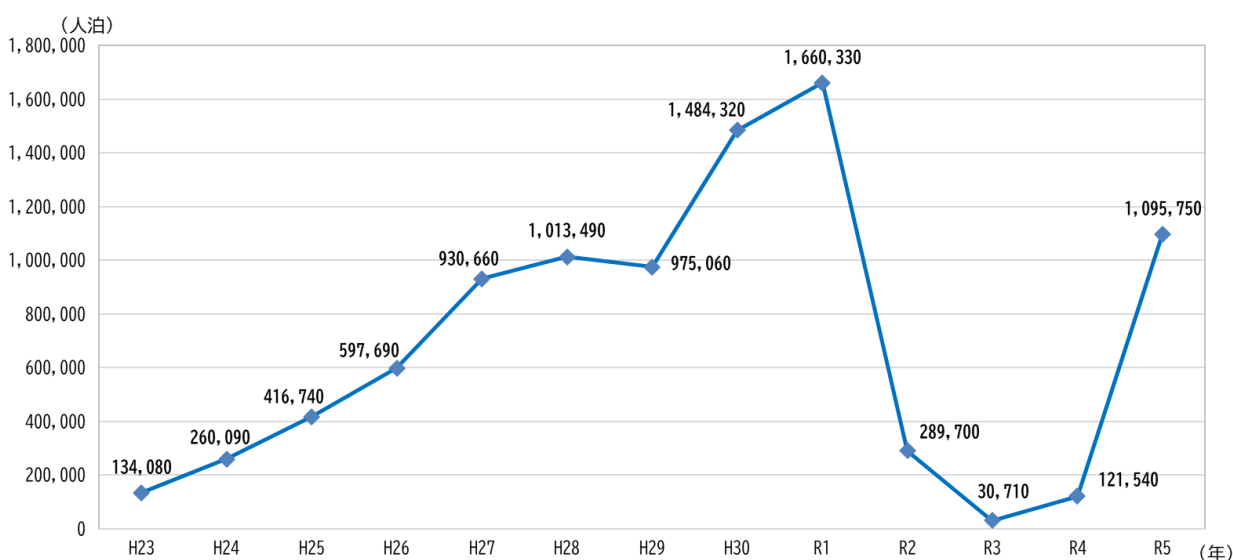
◆県内在住外国人の推移



【出典：法務省出入国在留管理庁「在留外国人統計」をもとに作成】

※各年12月末現在の人数

◆県内の外国人延べ宿泊者数の推移



【出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」をもとに作成】

第3章 計画策定に際して想定するリスク

本計画では、本県において最も発生頻度の高い災害類型である風水害や、ひとたび発生すれば甚大な被害が生じる巨大地震、火山災害等の大規模自然災害を対象とする。

なお、複合災害が発生する可能性も認識した上で、必要かつ有効となる取組みを進めるよう十分に配慮する。

1 風水害（水害、土砂災害）、渇水、大雪

本県では、過去に100名を超える犠牲者を出した「伊勢湾台風災害(S34)」や「飛騨川バス転落事故(S43)」が発生している。このほか、「恵南豪雨災害(H12)」や「台風第23号豪雨災害(H16)」、「7.15豪雨災害(H22)」、「平成30年7月豪雨災害(H30)」などの風水害が、県内の各地域において発生している。

また、第2期計画の策定以降にも、記録的な大雨による「令和2年7月豪雨災害(R2)」や「令和3年8月の大雨(R3)」といった大規模水害が頻発しており、引き続き対策を充実させていく必要がある。

【県内で発生した甚大な風水害等】

○伊勢湾台風災害（S34.9）

- ・全国の死者・行方不明者は5,098名にのぼり、明治以降最大の被害をもたらした台風災害。県内の死者・行方不明者は104名となった。

○飛騨川バス転落事故（S43.8）

- ・豪雨に伴う土砂に巻き込まれ増水した飛騨川にバス2台が転落。104名が死亡し、日本のバス事故史上最悪の事故となった。

○9.12水害〔安八豪雨〕（S51.9）

- ・台風第17号の影響を受け、安八町において長良川堤防が決壊。そのほか県内の広範囲で水害が発生した。死者・行方不明者は9名

○平成11年 9.15豪雨災害（H11.9）

- ・郡上、飛騨地域を中心に死者・行方不明者8名、自衛隊要請

○平成12年 恵南豪雨災害（H12.9）

- ・県下全域（特に恵那郡上矢作町）、死者1名、自衛隊要請

○平成14年 台風第6号、台風第7号豪雨災害（H14.7）

- ・県下全域（特に西濃地域）、死者1名

○平成16年 台風第23号豪雨災害（H16.10）

- ・県下全域（特に飛騨北部地域）、死者・行方不明者8名、自衛隊要請

○平成22年 7.15豪雨災害 (H22.7)

- ・可児市、八百津町を中心に死者・行方不明者6名、自衛隊要請

○平成23年 台風第15号豪雨災害 (H23.9)

- ・岐阜、中濃、東濃地域を中心に死者・行方不明者3名

○平成30年 7月豪雨災害 (H30.6~7)

- ・県下全域（特に中濃・飛騨南部地域）、死者1名

○平成30年 台風第21号 (H30.9)

- ・郡上・飛騨地域を中心に延べ21万7千戸が停電、全復旧まで6日半

○令和2年 7月豪雨災害 (R2.7)

- ・県下全域（特に中濃・飛騨地域）、新型コロナウイルス感染症まん延下における初めての大規模災害

○令和3年 8月11日からの大雨 (R3.8)

- ・県下全域（特に東濃・飛騨南部地域）、令和3年5月の災害対策基本法改正で新設された警戒レベル5「緊急安全確保」が県内で初めて発令

○令和6年 台風第10号 (R6.8~9)

- ・西濃地域を中心に大雨となり、大垣市において警戒レベル5「緊急安全確保」が発令されたほか、河川の氾濫、住家の浸水などが発生

【県内で発生した甚大な渇水】

○平成6年 渇水 (H6.6~11)

- ・最大ダム節水率 上水35%、工水65%、農水70%

○平成7年 渇水 (H7.8~H8.3)

- ・最大ダム節水率 上水25%、工水50%、農水60%

○平成17年 渇水 (H17.5~9、H17.11~H18.2)

- ・最大ダム節水率 上水25%、工水45%、農水78%

【県内で発生した甚大な雪害】

○昭和38年 三八豪雪 (S38.1)

- ・死者・行方不明者6名

○昭和56年 五六豪雪 (S56.1)

- ・死者・行方不明者4名

○平成18年 平成18年豪雪 (H17.12~H18.2)

- ・死者4名

○平成26年 豪雪 (H26.12)

- ・飛騨地域では倒木による電線の切断に伴う停電が発生、復旧までに9日

○令和6年 1月23日からの大雪 (R6.1)

- ・名神高速道路において最大1,200台の車両滞留が発生、自衛隊要請

県外では、第2期計画策定以降、東海地方や関東地方南部を中心に記録的な大雨となり、静岡県熱海市で土石流が発生した大雨や、令和6年能登半島地震からの復興途上であった石川県能登地方を中心にした大雨などの大規模水害が頻発している。

【近年の県外で発生した甚大な風水害等】

○令和2年 7月豪雨 (R2. 7)

- ・ 熊本県を中心に被害が発生、死者・行方不明者88名

○令和2年 12月16日からの大雪 (R2. 12)

- ・ 関越自動車道で車両滞留が発生、倒木等による孤立も発生

○令和3年 1月7日からの大雪 (R3. 1)

- ・ 北陸自動車道等で車両滞留が発生、積雪等による孤立も発生

○令和3年 7月1日からの大雨 (R3. 7)

- ・ 静岡県熱海市で大雨による土石流が発生、死者・行方不明者29名

○令和3年 8月11日からの大雨 (R3. 8)

- ・ 西日本から東日本の広い範囲で被害が発生、死者13名

○令和5年 6月29日からの大雨 (R5. 6～7)

- ・ 九州北部地方を中心に被害が発生、死者・行方不明者14名
各地で突風による被害も発生

○令和6年 7月25日からの大雨 (R6. 7)

- ・ 山形県や秋田県を中心に被害が発生、死者5名

○令和6年 9月20日からの大雨 (R6. 9)

- ・ 令和6年能登半島地震からの復興途上であった石川県能登地方を中心に被害が発生、死者17名

※災害の名称及び被害状況は消防庁ホームページ「災害情報一覧」掲載資料を参照

◆県内で発生した災害の様子



H14

平成14年7月10日
大谷川：大垣市荒崎地区



H16

平成16年10月20日
八幡洞：高山市西之一色町



H22

平成22年7月15日
可児川：可児市土田地区



H30

平成30年7月8日
関市上之保地区



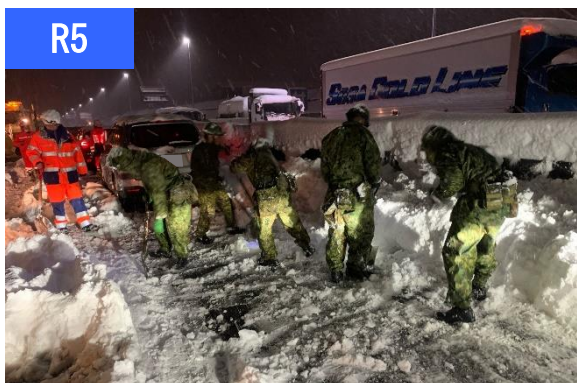
R2

令和2年7月8日
白川：白川町河岐地区



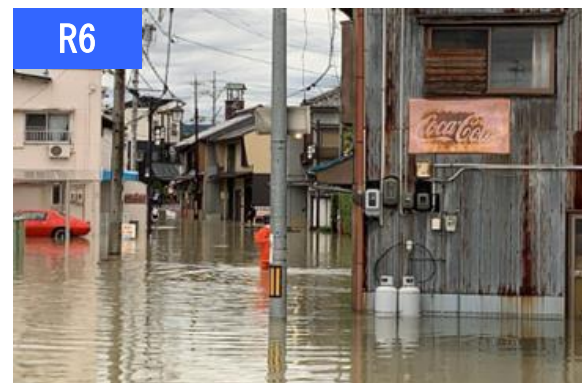
R3

令和3年8月15日
飛騨川：下呂市萩原町



R5

令和6年1月24日
名神高速道路：関ヶ原町
(中日本高速道路株式会社提供)



R6

令和6年8月31日
大垣市赤坂東町

(短期的・局地的豪雨)

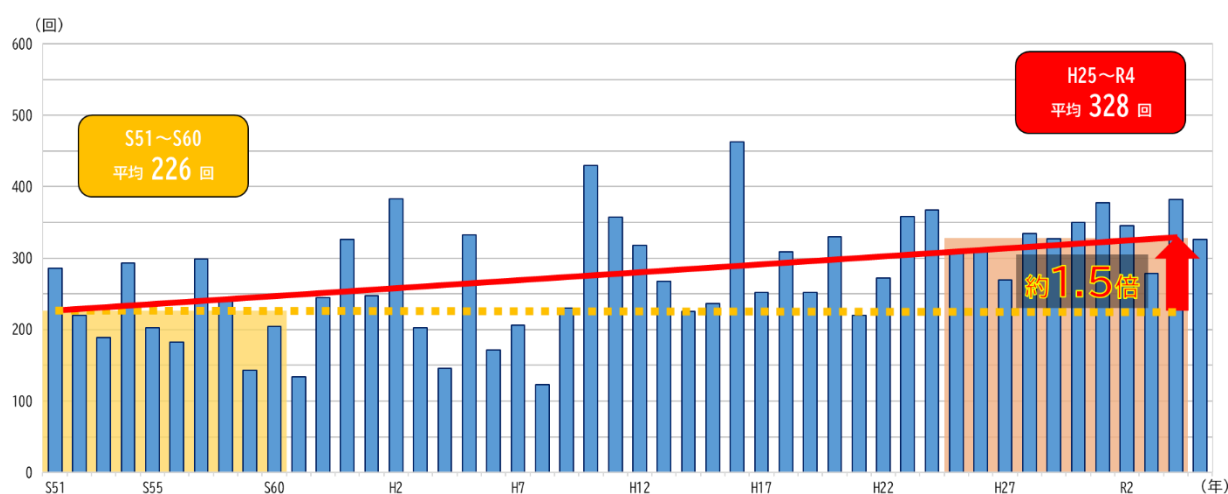
近年は、全国的に短期的・局地的豪雨が頻発しており、1時間降水量80mm以上や100mm以上の強度の強い雨は、40年前と比較するとおおむね2倍程度増加している。

今後も、これまでの想定を超える土砂災害や現在の河川の安全度を上回る出水が懸念されることから、こうした災害に対する平時からの備えが重要となっている。

加えて、気象庁による線状降水帯予測をはじめ、高度化する防災気象情報を適切に活用できるようにしていく必要がある。

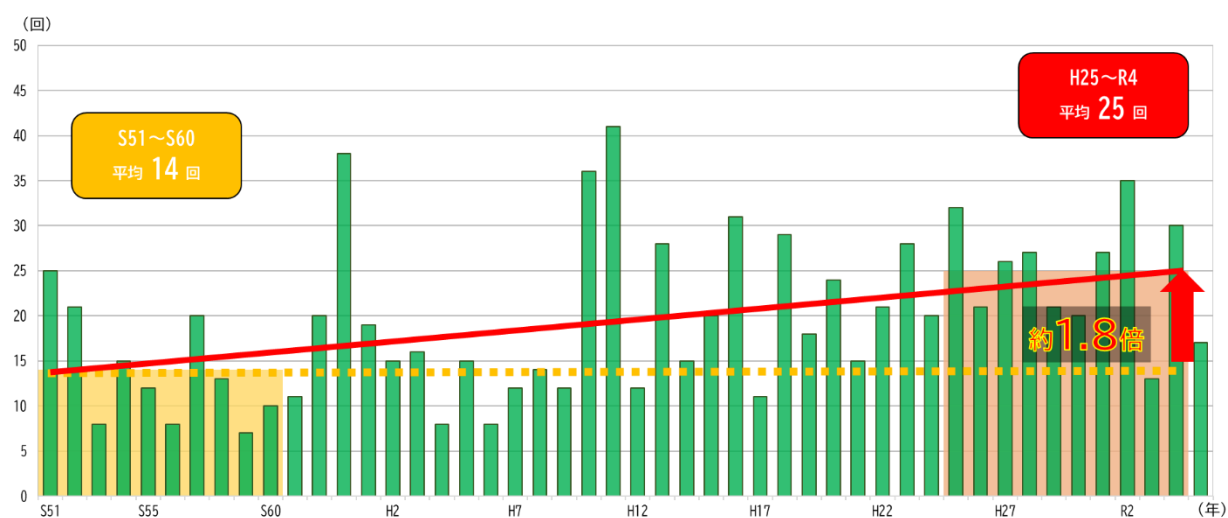
◆短期的・局地的豪雨の発生状況

【1時間降水量50mm以上の年間発生回数】(全国1,300地点あたり)



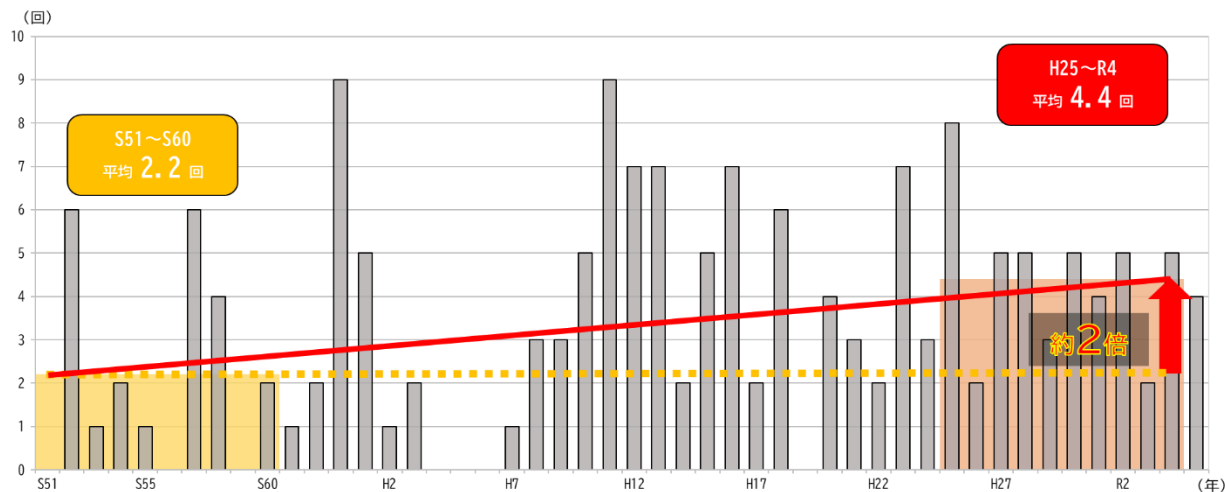
【出典：気象庁ホームページ「大雨や猛暑日など（極端現象）のこれまでの変化」掲載データをもとに作成】

【1時間降水量80mm以上の年間発生回数】(全国1,300地点あたり)



【出典：気象庁ホームページ「大雨や猛暑日など（極端現象）のこれまでの変化」掲載データをもとに作成】

【1時間降水量100mm以上の年間発生回数】（全国1,300地点あたり）



【出典：気象庁ホームページ「大雨や猛暑日など（極端現象）のこれまでの変化」掲載データをもとに作成】

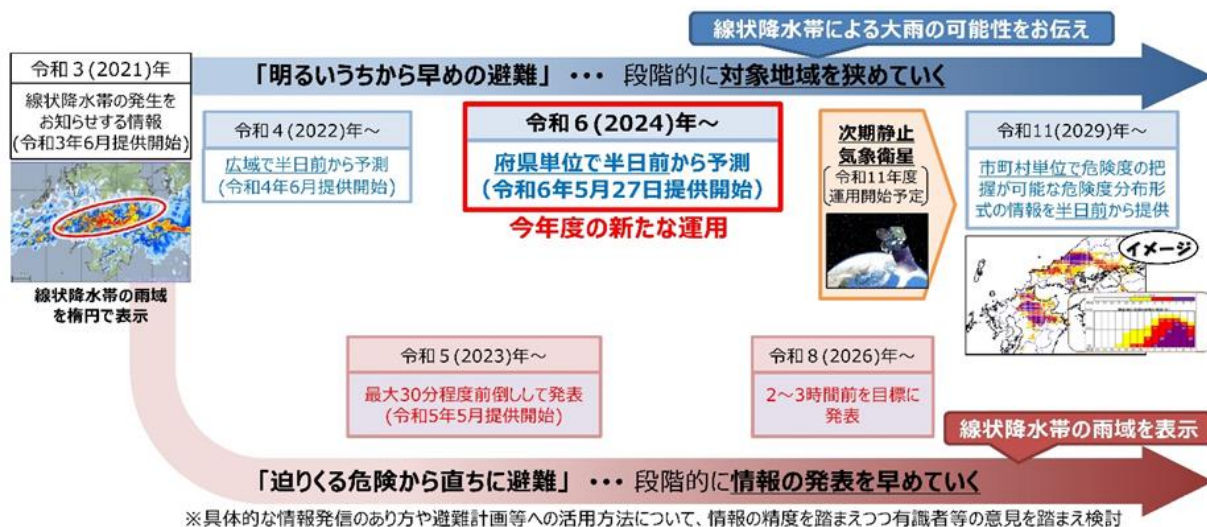
【県内の1時間降水量80mm以上観測状況】（主なもの）

観測所名 （市町村）	降雨日 （時間）	雨量
久瀬 （揖斐川町）	H20. 9. 2 （23時～24時）	107 mm/h
太之田 （関市）	H21. 7. 25 （14時～15時）	139 mm/h
大垣 （大垣市）	H25. 9. 4 （14時～15時）	108 mm/h
金山 （下呂市）	H30. 7. 8 （2時～3時）	108 mm/h

【県内の1日降水量300mm以上観測状況】（主なもの）

観測所名 （市町村）	降雨日	雨量
多治見 （多治見市）	H23. 9. 20	383.5 mm/24h
ひるがの （郡上市）	H30. 7. 7	350.0 mm/24h
長滝 （郡上市）	H30. 7. 7	346.0 mm/24h
御母衣 （白川村）	H30. 7. 7	330.5 mm/24h

◆気象庁による線状降水帯の予測精度向上に向けた取組み（令和6年度）



国民ひとりひとりに危機感を伝え、防災対応につなげていく

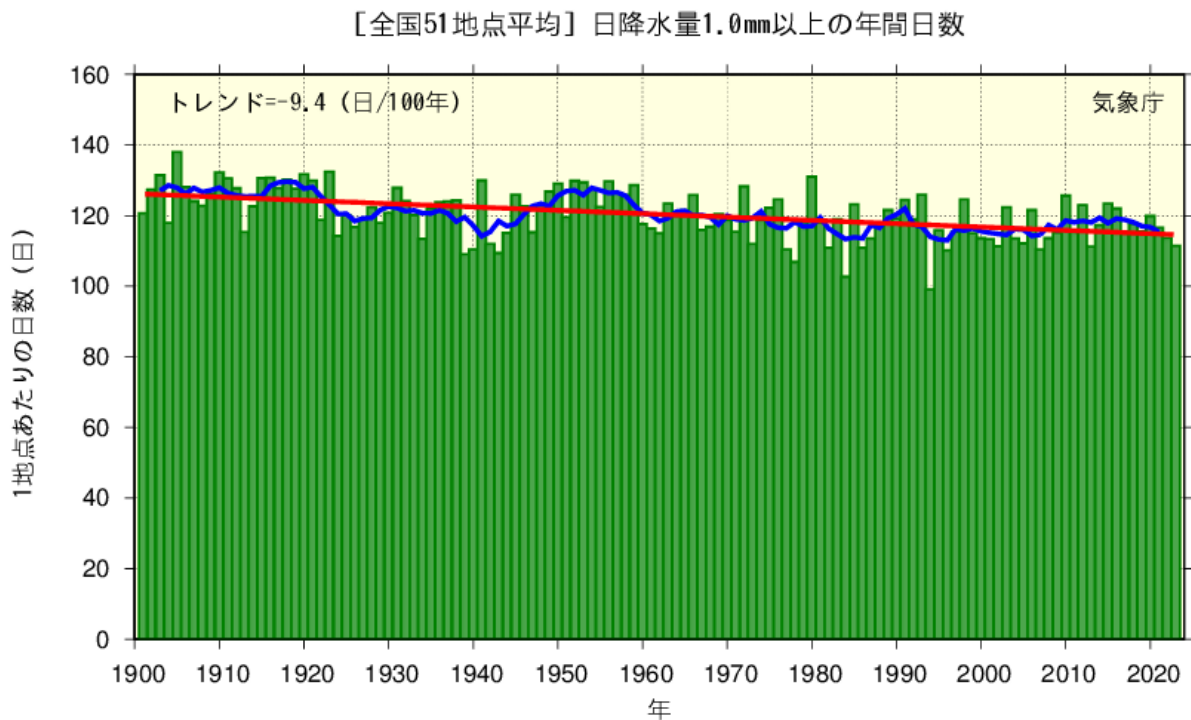
【出典：気象庁ホームページ「1. 線状降水帯の予測精度向上」掲載データ】

(渇水)

短時間強雨や大雨が発生する一方、年間の降水の日数は減少しており、本県においてもしばしば取水が制限される渇水が生じている。特に平成6年の列島渇水では、本県では厳しい節水を強いられ一部地域で一時断水が発生するなど、県民生活に影響を及ぼした。

また、将来においても無降雨日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加が予測されており、既存の水資源開発施設的能力を上回る甚大な渇水被害の発生が懸念されている。こうした渇水が発生した場合でも、危機的な被害が発生しないような対策が求められる。

◆日降水量1.0mm以上の年間日数の経年変化



【出典：気象庁ホームページ「大雨や猛暑日など（極端現象）のこれまでの変化」掲載データ】

(大雪)

近年、大雪による大型車のスタックなどを要因とする大規模車両滞留が各地で発生している。本県においても、令和6年1月に、名神高速道路の関ヶ原インターチェンジ付近で、上下線合わせて最大約1,200台の車両滞留が発生し、自衛隊に災害派遣を要請するとともに、災害救助法の適用を決定するなど各種対応に当たった。

こうした事象等も踏まえながら、大雪への対策強化についても進めていく必要がある。

2 巨大地震（内陸直下地震、南海トラフ地震）

本県は、日本史上最大級の内陸直下地震である濃尾地震（1891年、マグニチュード8.0）により壊滅的な被害を受けた経験を持つ。

濃尾地震クラスの地震が今後発生した場合、当時に比べ住宅の耐震性能は向上しているものの、人口の密集や建物の高層化が進んでいることから、県南部の軟弱な地盤と相まって、建物倒壊や液状化現象等による被害は、当時とは比較にならないほど大きくなることが懸念されている。

こうした中、県内に数多く確認されている活断層に起因する内陸直下地震や、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域とする南海トラフ地震の発生を想定し、県内全域において防災・減災対策を充実させる必要がある。また、その際には、令和6年能登半島地震を踏まえた本県の震災対策の見直しの結果も十分に踏まえた上で取組みを進めていく必要がある。

このほか、大地震が発生すれば大規模な落盤による人命への被害が懸念される亜炭鉱廃坑についても、速やかに対策を講じていくことが不可欠となっている。

◆県内で甚大な被害が発生した地震災害

安政5年 (1858年)	飛越地震	飛騨と越中（富山県）境を震源とした内陸直下地震。 県内の死者203人。
明治24年 (1891年)	濃尾大震災	全国の死者・行方不明者7,273人、全壊家屋142,177戸。
昭和19年 (1944年)	東南海地震	紀伊半島南東沖を震源とした海溝型地震。 全国の死者・行方不明者は1,223人。県内の死者13人。
昭和21年 (1946年)	南海道地震	潮岬南方沖を震源とした海溝型地震。 全国の死者・行方不明者は1,330人。県内の死者14人。

◆近年の県外で甚大な被害が発生した地震災害

令和3年 (2021年)	福島県沖地震	福島県沖を震源とした地震（M7.3、最大震度6強）。 宮城県、福島県を中心に被害が発生。 東京電力及び東北電力管内で最大95万戸の停電が発生。
令和4年 (2022年)	福島県沖地震	福島県沖を震源とした地震（M7.4、最大震度6強）。 宮城県、福島県を中心に被害が発生。 東北新幹線の脱線、約7万戸の断水が発生。
令和5年 (2023年)	能登半島沖地震	能登半島沖を震源とした地震（M6.5、最大震度6強）。 石川県を中心に被害が発生。 石川県珠洲市において震度6強を観測した同日に震度5強の地震が発生
令和6年 (2024年)	令和6年 能登半島地震	石川県能登地方を震源とした地震（M7.6、最大震度7）。 岐阜県内でも55年ぶりの強さとなる震度5弱を観測。 死者516人（うち災害関連死288人）・行方不明者2人

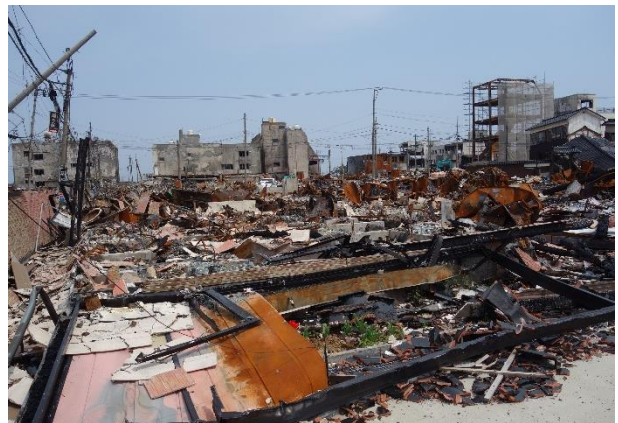
※「令和6年能登半島地震」は、気象庁が名称を定めた地震現象

※「令和6年能登半島地震」の死者・行方不明者は令和7年1月23日 14時00分現在

◆令和6年能登半島地震の様子



倒壊したビル



焼失した家屋



道路の損壊



解体中の被災家屋

◆南海トラフ地震の想定震源域



【出典：気象庁ホームページ「南海トラフ地震で想定される震度や津波の高さ」掲載データ】

※緑色に塗られた領域は南海トラフ地震防災対策推進地域、赤線で囲まれた領域は南海トラフ巨大地震の想定震源域

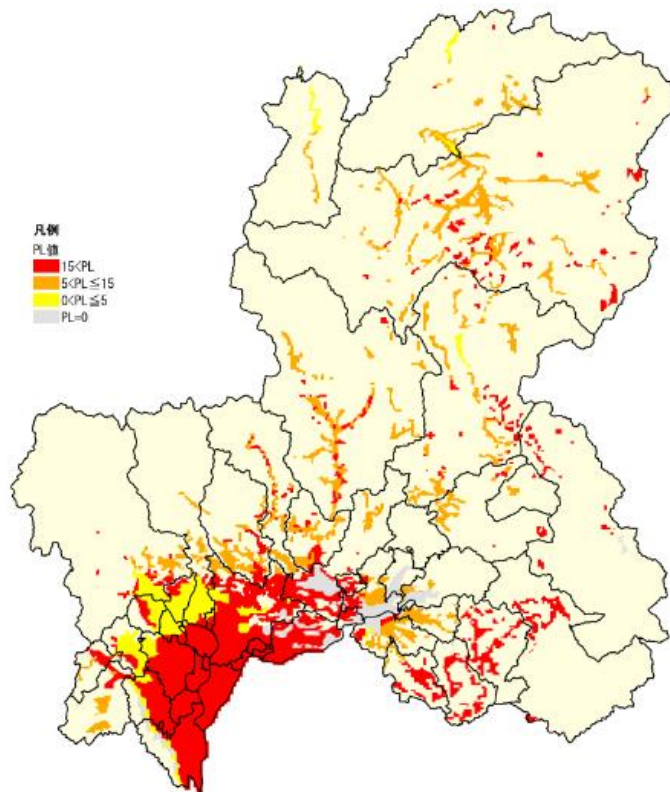
◆南海トラフ地震等の被害想定

	建物被害(棟)		人的被害(人)		避難者(人)
	全壊	半壊	死者	負傷者	
南海トラフ地震 (M9.0、最大震度6弱)	35,000	100,000	470	13,000	161,000
養老－桑名－四日市断層帯地震 (M7.7、最大震度7)	68,000	113,000	3,100	26,000	240,000
揖斐川－武儀川断層帯(濃尾断層帯)地震 (M7.7、最大震度7)	77,000	130,000	3,700	30,500	272,000
長良川上流断層帯地震 (M7.3、最大震度7)	26,500	58,600	1,100	11,700	87,000
屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震 (M7.7、最大震度6強)	31,000	52,000	1,700	13,200	85,000
阿寺断層帯地震 (M7.9、最大震度7)	20,500	42,400	1,100	9,700	53,000
跡津川断層帯地震 (M7.8、最大震度7)	20,000	39,000	980	9,000	56,000
高山・大原断層帯地震 (M7.6、最大震度7)	17,000	32,000	870	7,800	45,000

【出典：「平成23～24年度 岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」「平成30年度 岐阜県内陸直下地震等被害想定調査」】

※被害・避難者は冬の朝5時発生を想定した数値

◆南海トラフ地震での液状化指数

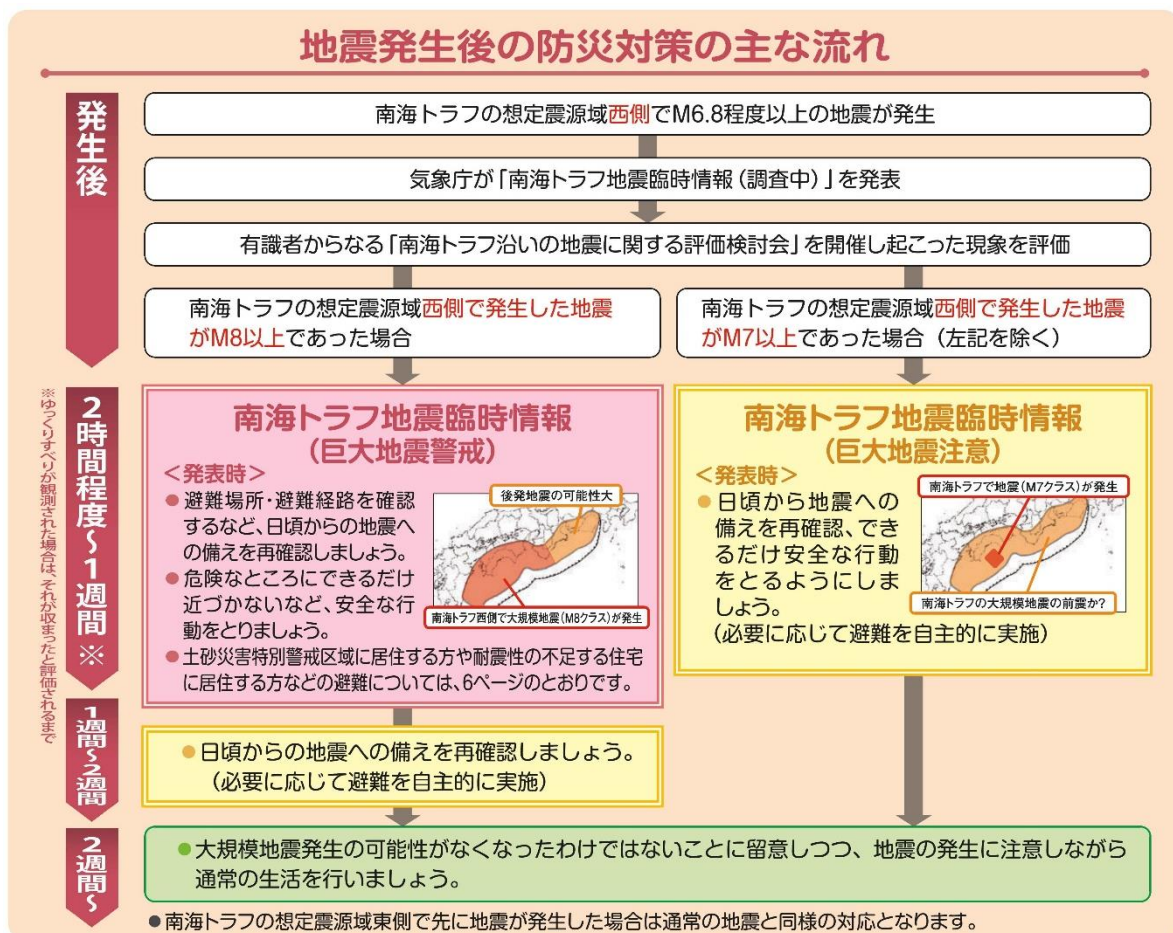


PL値と液状化の可能性の関係

PL値	液状化の可能性
PL > 15.0	可能性が高い
5.0 < PL ≤ 15.0	可能性がある
0.0 < PL ≤ 5.0	可能性が低い
PL = 0.0 (または対象外)	可能性が極めて低い

【出典：「平成23～24年度 岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」】

◆南海トラフ地震臨時情報



3 火山災害

平成26年9月に発生した御嶽山噴火は、多くの犠牲者が発生する戦後最悪の火山災害となった。本県には、この御嶽山を含む5つの活火山（御嶽山、焼岳、乗鞍岳、白山、アカンダナ山）が存在しており、引き続き火山防災対策を進めていく必要がある。

◆火山噴火予知連絡会による活火山の区分

区分		選定理由	火山数	県内
活火山	常時観測火山	①近年、噴火活動を繰り返している火山	23	御嶽山、焼岳
		②過去100年程度以内に火山活動の高まりが認められている火山	21	白山、乗鞍岳
		③現在異常はみられないが過去の噴火履歴等からみて噴火の可能性が考えられる	4	—
		④予測困難な突発的な小噴火の発生時に火口付近で被害が生じる可能性が考えられる	2	—
	小計		50	
			61	アカンダナ山
計			111	

※活火山：概ね過去1万年以内に噴火した火山又は現在活発な噴気活動のある火山（H15年、H23年、H29年選定）

※常時観測火山：活火山のうち、監視・観測体制の充実等の必要がある火山（H21年、H26年選定）

◆噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとキーワード		主な火山活動の状況	住民・登山者・入山者等への対応	
			住民等の行動	登山者・入山者への対応
レベル1	活火山であることに留意	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。	通常の生活。	特になし（状況に応じて火口内への立入規制等）。
レベル2	火口周辺規制	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。		火口周辺への立入規制等。
レベル3	入山規制	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活。 状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等。
レベル4	高齢者等避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	
レベル5	避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	

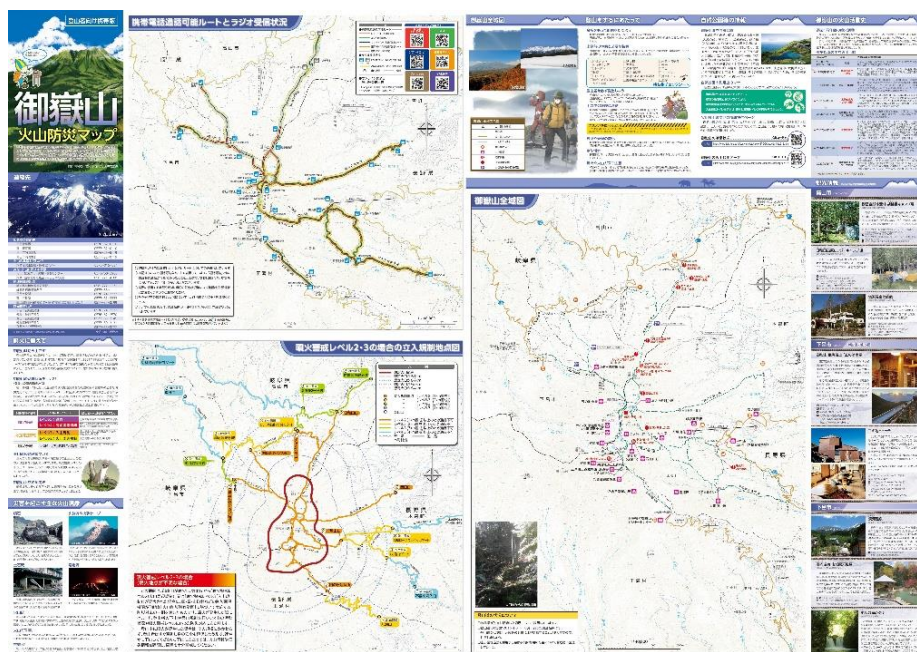
◆県内の主な火山活動

御嶽山	昭和54年	水蒸気噴火（中規模）
	平成 3 年	水蒸気噴火（ごく小規模）
	平成19年	水蒸気噴火
	平成26年	水蒸気噴火（火山災害で戦後最悪の犠牲者58名、行方不明者 5 名）
焼岳	明治40～45年 大正 2 ～ 3 年	水蒸気噴火
	大正 4 年	火砕物降下、泥流による梓川のせき止め、決壊、洪水発生。大正池生成
	大正 5、8、11、15年 昭和 2、4～7、10、14年	水蒸気噴火
	昭和37～38年	水蒸気噴火（中規模）、泥流（負傷者 2 名）
	平成 7 年	水蒸気爆発（安房トンネル建設に伴う国道付替工事の作業員 4 名死亡）
乗鞍岳	平成 7 年	地震
	平成23年	地震（最大M3.1）
白山	昭和10年	噴気（無風時100m）
	平成23年	地震（微小）
アカタナ山		有史以降、記録に残る火山活動なし

◆協議会の設置状況

御嶽山	御嶽山火山防災協議会	（平成26年12月設置、平成28年 4 月法定化）
焼 岳	焼岳火山防災協議会	（平成22年 3 月設置、平成28年 4 月法定化）
乗鞍岳	乗鞍岳火山防災協議会	（平成27年 3 月設置、平成28年 4 月法定化）
白 山	白山火山防災協議会	（平成25年 3 月設置、平成28年 6 月法定化）

◆火山防災マップ（御嶽山）



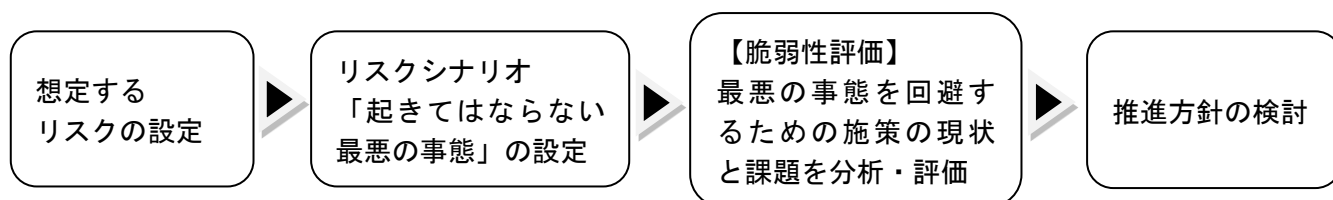
第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

「強靱」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、私たちの国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な障害を受けない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことである。

国土強靱化基本計画では、「強靱性」の反対語である「脆弱性」を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対して、強く、しなやかに対応するための方策を検討している。

本計画策定に際しても、国が実施した手法を踏まえ、以下の枠組み及び手順により、脆弱性の評価を行い、対応方策を検討する。



2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

国土強靱化基本計画では、基本法第17条第3項の規定に基づき、起きてはならない最悪の事態を想定した上で脆弱性評価を実施しており、具体的には、6つの「事前に備えるべき目標」と35の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、分析・評価を行っている。

本計画においては、これを参考に、先に述べた想定するリスクや本県の地域特性を踏まえ、それぞれ追加・統合を行い、7つの「事前に備えるべき目標」と30の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」】

	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1	巨大地震による住宅・建築物の複合的・大規模倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生
		2	集中豪雨による市街地や地域等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
		3	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）や火山噴火（火山噴出物の流出等を含む）による地域等の壊滅や甚大な人的被害の発生
		4	亜炭鉱坑跡の大規模陥没による市街地崩壊に伴う死傷者の発生
		5	避難行動に必要な情報が適切に住民及び観光客等に提供されないことや情報伝達の不備、悪質な虚偽情報の発信等による人的被害の発生
		6	暴風雪や豪雪等に伴う災害（孤立、大規模車両滞留など）による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	7	被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		8	道路寸断等による多数かつ長期にわたる孤立地域の同時発生
		9	自衛隊、警察、消防等の被災や救援ルートの寸断等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足
		10	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		11	長期にわたる劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生
		12	想定を超える大量の避難者や帰宅困難者の発生、混乱
3	必要不可欠な行政機能を確保する	13	大規模な自然災害と感染症との同時発生
		14	県庁及び市町村役場の職員・施設等の被災、受援体制の不備による行政機能の大幅な低下
4	生活・経済活動を機能不全に陥らせない	15	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		16	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済等への影響
		17	高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		18	食料や物資の供給の途絶、分配体制の不備等に伴う、県民生活・社会経済活動への甚大な影響
		19	異常渇水等による用水の供給の途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
5	情報通信サービス、電力・燃料等ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	20	農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下
		21	ライフライン（電気、ガス、石油、上下水道等）の長期間・大規模にわたる機能停止
6	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	22	幹線道路・鉄道が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響
		23	災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		24	災害対応・復旧復興を支える人材等（消防団員、専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等による復旧・復興の大幅な遅れ
		25	公共施設の損壊や広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ
		26	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊、地域産業の担い手の長期避難等による有形・無形の文化の衰退・喪失
		27	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
7	孤立の長期化、救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象が広域的かつ同時に発生した場合や複合災害が発生した場合でも被害を最小限に抑える	28	自然災害後の地域により良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		29	孤立の長期化、救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象の複数かつ同時の発生により、対応が後手に回り、防げる被害が防げない事態
		30	地震後の豪雨災害や地震後の原子力災害といった複合災害により、多数の逃げ遅れや死傷者の発生、対応する職員や物資等の不足、生活基盤となるインフラ復旧の大幅な遅れなどの被害が甚大化・拡大化する事態

3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価

30の「起きてはならない最悪の事態」ごとに関連施策を洗い出し、取組状況を整理の上、成果や課題を分析・評価した。

その上で、分野横断的な視点で分析・評価するため、改めて以下の施策分野ごとに脆弱性評価を行い、施策分野の間で連携して取り組むべき施策の確認などを行った。

（個別施策分野）

- | | |
|----------------|------------------------|
| (1)交通・物流 | ～交通ネットワークの強化～ |
| (2)国土保全 | ～河川、砂防、治山、火山等対策～ |
| (3)農林水産 | ～災害に強い農地・森林づくり～ |
| (4)都市・住宅／土地利用 | ～災害に強いまちづくり～ |
| (5)保健医療・福祉 | ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～ |
| (6)産業 | ～サプライチェーンの確保・風評被害防止対策～ |
| (7)ライフライン・情報通信 | ～生活基盤の維持～ |
| (8)行政機能 | ～公助の強化～ |
| (9)環境 | ～廃棄物及び有害物質対策～ |

（横断的分野）

- | | |
|----------------------------|------------------------|
| (10)リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成 | ～自助・共助の最大化～ |
| (11)官民連携 | ～民間リソースを活かした対応力強化～ |
| (12)メンテナンス・老朽化対策 | ～社会インフラの長寿命化～ |
| (13)デジタル等新技術活用 | ～デジタル等新技術による強靱化施策の高度化～ |

脆弱性評価結果は別紙1、2のとおりである。

第5章 強靱化の推進方針

1 推進方針の整理

脆弱性評価結果に基づき、各々の「起きてはならない最悪の事態」及び脆弱性評価を行うに当たり設定した以下の13の施策分野について、今後必要となる施策を検討し、推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）として整理した。

（個別施策分野）

- | | |
|----------------|------------------------|
| (1)交通・物流 | ～交通ネットワークの強化～ |
| (2)国土保全 | ～河川、砂防、治山、火山等対策～ |
| (3)農林水産 | ～災害に強い農地・森林づくり～ |
| (4)都市・住宅／土地利用 | ～災害に強いまちづくり～ |
| (5)保健医療・福祉 | ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～ |
| (6)産業 | ～サプライチェーンの確保・風評被害防止対策～ |
| (7)ライフライン・情報通信 | ～生活基盤の維持～ |
| (8)行政機能 | ～公助の強化～ |
| (9)環境 | ～廃棄物及び有害物質対策～ |

（横断的分野）

- | | |
|----------------------------|------------------------|
| (10)リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成 | ～自助・共助の最大化～ |
| (11)官民連携 | ～民間リソースを活かした対応力強化～ |
| (12)メンテナンス・老朽化対策 | ～社会インフラの長寿命化～ |
| (13)デジタル等新技術活用 | ～デジタル等新技術による強靱化施策の高度化～ |

2 施策分野ごとの強靱化の推進方針

推進方針は、7つの目標に照らして必要な対応を13の施策分野ごとに取りまとめたものであり、それぞれの分野間には相互に関連する事項があるため、施策の推進に当たっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮するとともに、国土強靱化実施中期計画に定められる施策や目標も踏まえながら、中・長期的に県土強靱化に資する対策を推進していく。

3 施策目標とする指標の設定

13の施策分野ごとの推進方針に、施策目標とする重要業績指標(KPI)を設定する。重要業績指標(KPI)の目標値の設定に当たっては、本県が取り組む政策の方向性を取りまとめた『清流の国ぎふ』創生総合戦略」と整合を図ることとした。

なお、目標年度は、計画終期である令和11年度を基本としつつ、項目によっては、統計の調査周期や現在進行中の他の計画との整合を図るため別の年度としている。

また、重要業績指標(KPI)は、施策の進捗状況等を踏まえ、毎年度のアクションプランを策定する過程において、適宜見直しを行うこととする。

KPIについて

Key Performance Indicatorの略、推進方針ごとの進捗状況を検証するために設定する指標。

13の施策分野ごとの推進方針及び重要業績指標(KPI)を次ページ以降に示す(「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針は別紙3のとおり)。

（１）交通・物流 ～交通ネットワークの強化～



※上記のアイコンは、SDGs（国連サミットで採択された国際社会全体の17の開発目標）のうち、本項目に関連のあるものを示しています。（以下、同じ。17の開発目標一覧は100頁を参照）

（緊急輸送道路等の道路ネットワークの確保）

- 東海環状自動車道、東海北陸自動車道及び中部縦貫自動車道といった災害直後から有効に機能する緊急輸送道路の整備を進め、広域的な代替ルートとしての機能を確保する。

【用語解説】緊急輸送道路

・救助・救急・医療・消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員及び物資の輸送を円滑かつ確実に実施するための道路

- 日本の真ん中に位置し、7県と接する交通の結節点であるという本県の特性に鑑み、災害時、他県からの支援の受け入れや他県への支援を中継するため、引き続き県境道路の整備により道路ネットワークの強化を図る。
- 医療施設や広域防災拠点、県庁、市町村役場等の防災拠点への通行が確保できるよう、緊急輸送道路の整備、橋梁耐震・段差対策、斜面对策及び盛土対策等の整備を進めていく。
- 災害時に車道部の通行が困難になった場合においても、避難所等への通行を確保することができるよう、歩道整備、自転車通行空間の整備及び防護柵設置といった交通安全対策を含め、道路ネットワークを着実に整備する。
- 豪雨時における道路の機能維持を図るため、冠水の恐れがあるアンダーパスにおいて、冠水時には表示板・回転灯・遮断施設により確実に車両の侵入防止を実施するとともに、排水設備の補修や排水能力向上のための排水ポンプ増強を進めていく。また、河川からの溢水による道路冠水等の情報をリアルタイムに把握し、速やかに規制等の対応を行うため、道路監視カメラ等を整備する。
- 災害時の電力供給の制約により、道路照明を消灯することのないよう、消費電力を削減できる道路照明のLED化を推進する。

（孤立・大雪対策の推進）

- 発災時の道路の早期の応急復旧に向け、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の増強や、道の駅等への備蓄倉庫を整備する。また、関係機関と連携した訓練を継続的に実施し、発災時に道路啓開計画に基づく対応を確実かつ迅速に実施する体制を確保する。
- 災害により道路が通行不能となった際には、建設関連団体との災害時応援協定や、道路管理者である県でも倒壊した電柱を撤去できる旨を定めた電線管理者との協定を活用し、関係機関と連携して迅速な啓開作業を実施する。
- 孤立地域対策として、道路整備、橋梁耐震・段差対策及び斜面对策等を実施するとともに、道路沿いの民有地樹木の伐採を引き続き推進する。
- 大雪等の際、早期に通行の確保を図るため、引き続き除雪作業に使用する除雪機や除雪基地の増強、カメラの整備や積雪・凍結センサー等による路面状況等の監視体制の強化を図る。また、関係機関と連携し、予防的通行止めを確実に実施し、車両の滞留防止を図るとともに、車両の滞留が発生した際には、市町村、警察など関係機関と連携し、早期解消を図る。
- 大雪等による大規模な車両滞留の発生や長時間の通行止めによる死傷者の発生を防ぐため、「岐阜県雪害タイムライン」に基づき、不要不急の外出抑制など行動変容を促すための県民への呼びかけ、各種防災情報や避難情報を一元的に分かりやすく提供する「岐阜県総合防災ポータル」やSNSの効果的な活用、災害時応援協定の締結事業者との連携対応といった取組みを進めていく。また、AI等の活用により、車両のスタック情報を迅速に収集するとともに、車両滞留の兆候が見られた際には、関係機関と速やかに情報を共有し、応急対応を行う。

【用語解説】岐阜県総合防災ポータル

- ・ 県内の警報・注意報の発表状況や避難情報の発令状況、避難所開設情報をはじめ防災・災害に関連する情報等を掲載するポータルサイト

（無電柱化の推進）

- 緊急輸送道路や避難路を確保するため、駅前や市街地の幹線道路で無電柱化を計画的に進めるとともに、緊急輸送道路における新設電柱の占用を制限していく。

（リニア中央新幹線の整備促進）

- 大規模災害により交通の大動脈が分断する事態に備え、広域的な代替輸送ルート確保の観点から、リニア中央新幹線の整備を促進するため、工事が円滑に進むよう関係機関等と調整を図る。

（鉄道施設の防災・減災対策の強化）

- 第三セクター鉄道等の県内地方鉄道について、老朽化した鉄道施設の長寿命化に資する補強・改修を実施し、予防保全による防災・減災対策の強化を図るとともに、安全性向上に向けた設備投資の実施など、安全・安定輸送の確保に向けた取組みを推進する。

（運輸事業者の災害対応力強化）

- 大規模災害時には、運輸事業者による緊急・救援輸送や早急な運行再開が図られるよう取組みを進める。また、物流・旅客輸送分野では、人材不足が顕著化するなど、事業者を取り巻く環境も変化していることから、平時から様々な面において支援を図る。

（交通事業者の災害対応力強化）

- 暴風雪や豪雪等に対し、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階からの利用者への情報提供により、鉄道の車内などに多数の旅客が取り残される事態を回避するため、国土交通省が取りまとめた「鉄道の計画運休のあり方」を踏まえつつ、県内事業者及び沿線市町村との情報共有や連絡体制の確認を引き続き行う。
- 災害時には、地域交通事業者が被災し、地域交通網の確保等への影響が想定されるため、情報共有をより密に行い、関係事業者間の協力・連携強化を図る。

重要業績指標（K P I）

指標名	現状値	目標値
緊急輸送道路等の道路ネットワークの確保		
東海環状自動車道の県内供用率	84% (R6)	100% (R11)
「高速道路における安全・安心基本計画」で4車線化優先整備区間に位置付けられた区間の事業着手率	38% (R6)	62% (R11)
緊急輸送道路における要整備延長	486km (R6)	463km (R11)
県管理緊急輸送道路上の震度6強以上の地震が想定される地域内における橋梁耐震対策の未対策箇所数	278箇所 (R6)	275箇所 (R11)
緊急輸送道路以外で利用状況等から重要性の高い県管理橋梁のうち、震度6強以上の地震が想定される地域内における耐震対策の未対策箇所数	7箇所 (R6)	6箇所 (R11)
県管理緊急輸送道路上の震度6強以上の地震が想定される地域内における橋梁段差対策の未対策箇所数	346箇所 (R6)	317箇所 (R11)
県管理緊急輸送道路上の震度6強以上の地震が想定される地域内における斜面の要対策箇所数	66箇所 (R6)	0箇所 (R11)

指標名		現状値	目標値
	孤立予想地域に接続する県管理緊急輸送道路上の斜面の要対策箇所数	7箇所 (R6)	0箇所 (R11)
	県管理緊急輸送道路上の雨量規制区間における斜面の要対策箇所数	48箇所 (R6)	0箇所 (R11)
	県管理道路のアンダーパスにおける排水設備補修の要対策箇所数	6箇所 (R6)	0箇所 (R11)
	県管理道路上のトンネルLED化の要対策箇所数	12箇所 (R6)	0箇所 (R11)
孤立・大雪対策の推進			
	県有除雪機械の保有台数	156台 (R6)	185台 (R11)
	県管理道路上における道路監視カメラの設置箇所数	121箇所 (R6)	140箇所 (R11)
無電柱化の推進			
	県管理道路における無電柱化整備延長	39km (R6)	42km (R11)

（２）国土保全 ～河川、砂防、治山、火山等対策～



（総合的な水害・土砂災害対策の推進）

- 近年の気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴い、治水安全度が低い県管理中小河川における水害が頻発していることから、河川改修やダム建設などの対策をより一層加速するとともに、流域のあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う「流域治水」を推進する。

【用語解説】流域治水

- ・気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方

- 水害の発生頻度を低下させ、生命はもとより財産や暮らしを守り、社会経済活動を安心して営めるようにするため、新丸山ダムや長良川遊水地等の直轄事業を促進するほか、「岐阜県新五流域総合治水対策プラン」に基づき、河川改修や内ヶ谷ダムの整備等を推進し、ハード対策を迅速に進めていく。加えて、河川管理施設等のハード施設では防ぎきれない水害に対しては、要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成や避難訓練の実施に係る支援など、命を守るための避難行動につながるソフト対策を推進する。

【用語解説】岐阜県新五流域総合治水対策プラン

- ・県内の主要な流域である長良川、揖斐川、木曽・飛騨川、土岐川、宮川の五流域における、中長期的な視点に基づく総合的な治水対策プラン

【用語解説】避難確保計画

- ・施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、「防災体制に関する事項」、「避難誘導に関する事項」、「避難訓練及び防災教育に関する事項」等を定めた計画

- 県が保有する排水ポンプ車の操作技術及び実施体制を確保するための定期的な訓練を継続し、浸水被害を防止・軽減する体制を確保する。
- 中小河川の危機管理型水位計や河川監視カメラを適切に維持管理するとともに、出水時に避難判断の参考となる情報を市町村に確実に伝えるための情報伝達等に係る定期的な訓練を継続して実施する。また、洪水時の円滑な避難のため、各市町村において整備した洪水ハザードマップの周知・啓発を促進し、住民の防災意識を向上させるなど、避難体制の整備を支援する。

- 避難のための情報を適時的確に発信できるよう、危機管理型水位計の備蓄を進めるとともに、長期停電に備えた水位観測機器等の電源対策を実施する。
- 「重要インフラの緊急点検」結果等を踏まえ、洪水時の流下阻害となる箇所への河道の掘削や樹木伐採、ダムの堆積土砂の浚せつ等を進め、流下能力の向上を図る。
- ダムの緊急放流に関する事前通知について、実績降雨に基づき予測システムの検証を行い、予測精度の向上を図るとともに、必要に応じてシステムを改修し、早期の事前通知を検討する。
- 県内ダムの事前放流に係る情報伝達などの定期的な訓練を継続し、台風などの大雨による洪水に備える態勢の確保を図る。
- 小学校の「総合的な学習の時間」を活用した防災に関する学習や、水辺でのイベントを通じた防災啓発などの防災教育を進め、水害・防災への意識を深めていく。
- 高齢化や過疎化が進む地域を中心に、「自助」、「共助」の意識の醸成を図り、要配慮者への避難支援等、地域の防災力の向上に取り組むほか、地域の住民が互いに支え合って避難行動をとることができるよう、住民による地区防災計画の作成など、住民の自発的な防災活動に対して、積極的に支援する。

【用語解説】 地区防災計画

- ・地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する計画

- 各市町村において、自然的社会的状況に応じた気候変動適応計画の策定が進むようにするため、引き続き助言等を実施する。
- 岐阜県気候変動適応センターにおいて、防災分野を含めた気候変動の影響及び適応に係る共同研究や情報収集等に引き続き取り組むとともに、その成果については、県及び市町村の地域気候変動適応計画や地域防災計画等にも必要に応じ位置付けた上で、気候変動に適応した防災・減災対策を包括的に実施していく。

【用語解説】 岐阜県気候変動適応センター

- ・気候変動の影響及び適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供や、共同研究、普及啓発等を行い、県内各地での気候変動の適応策を推進するため、県と岐阜大学が共同で設置する機関

- 大規模な地震等による河川構造物の機能不全に伴う二次災害の発生に備えるため、施設の耐震化を進めるとともに、地震被害発生の際には、緊急点検や応急対策を速やかに行うための盛土拠点の整備を図る。
- 県内で発生した過去の大災害等を教訓に木曽川水系、庄内川水系及び神通川水系の上流域で実施している直轄砂防事業を促進するとともに、「八山系砂防総合整備計画」に基づき、土砂災害に

より人命等に危害が及ぶ恐れがある箇所においてハード対策を推進する。また、土砂や流木等を確実に補足できるよう砂防堰堤裏の土砂撤去を計画的に実施する。

【用語解説】八山系砂防総合整備計画

- ・土砂災害から住民の生命・身体を守るため、ソフト対策とハード対策の両面から、今後の土砂災害対策の整備プログラムを示すための計画
- ・県内の地形条件や地域条件及び行政区域の境界等を参考に県内を8つの山系に分けて策定

- これまでの要配慮者利用施設や避難所への土砂災害対策に加え、重要な防災拠点となる市町村役場等への対策にも取り組むほか、緊急輸送道路や孤立が予想される地域等を保全する施設整備を推進する。また、土砂と洪水が重なり被害が拡大する恐れのある流域を調査・把握する。
- 土砂災害の恐れのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図るため、今後も土砂災害警戒区域等を指定するとともに、既指定区域の定期調査や地形の改変等があった区域の随時調査を実施する。また、ポータルサイトや周知看板により土砂災害警戒区域の指定状況を周知することに加え、これまでに蓄積した災害等の情報を活用してより精度の高い土砂災害警戒情報を提供していく。さらに、市町村の防災訓練やハザードマップ作成を支援するとともに、平成29年の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の改正により要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する。
- 土砂災害特別警戒区域など、がけ地の崩壊などの恐れのある区域内の住民に対し、市町村と協働して、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の周知を行うとともに、市町村に対しては、この制度が災害による被害を未然に防止する有効な手法の一つであることを改めて説明し、活用を促す。

【用語解説】がけ地近接等危険住宅移転事業

- ・がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転に対する支援制度

- 地震発生後には、ドローンを活用し天然ダム等を早期に発見するとともに、土砂災害の恐れがある場合には、土石流センサーを活用した監視・計測による緊急避難体制を確保する。また、大規模土砂災害に備えて、平時から市町村や関係機関と連携した防災訓練を実施する。
- 県内には石積砂防堰堤など数多くの伝統的砂防施設が残っており、先人たちが古くから土砂災害と闘ってきた歴史について、小学校の「総合的な学習の時間」や砂防副読本などを活用し、次世代へ語りつなぎ、土砂災害・防災への意識を深めていく。

（治山ダム等の整備・機能強化）

- 林野庁が山地災害の激甚化や流木災害等を踏まえて改定した「山地災害危険地区調査要領」に基づき、令和6年度から7年度にかけて実施する山地災害危険地区の再評価結果を踏まえ、山地災害発生危険度が高く、かつ、人家等の保全対象への影響が大きい地区を抽出し、治山対策を進める。また、流域内の森林整備と合わせた面的な山地防災力の向上を図る。

（火山災害対策の推進）

- 登山届の提出の更なる促進を図るため、登山届の作成・提出がスマートフォンから可能となる登山アプリ等を用いたオンラインによる登山届の提出について、ホームページ、雑誌、ポスター、チラシなどの様々な広報媒体を用いて周知する。
- 関係機関と連携を図りながら、情報伝達訓練や実動訓練の検証結果を踏まえた、より実践的な訓練を継続的に実施していく。また、退避壕などの防災設備の設置を検討する自治体に対して支援を行い、実効性のある対策を推進する。
- 国が中心となって策定している「火山噴火緊急減災対策砂防計画」に基づき、火山噴火に伴い発生する土砂災害に対応するため、緊急ハード対策に向けた大型土のうなどの資機材等を整備する。また、対策工事の従事者の安全確保や周辺住民の避難対策の支援を目的とした情報提供等を実施していく。

【用語解説】火山噴火緊急減災対策砂防計画

- ・いつどこで起こるか予測が難しい火山噴火等に起因する土砂災害に対して、緊急対策を迅速かつ効果的に実施し、被害をできる限り軽減（減災）するための計画

- 火山噴火災害の影響は、火山を取り巻く複数の自治体に及ぶことから、各自治体が参加する火山防災協議会において、火山防災避難計画に基づく実動訓練、図上訓練、情報伝達訓練を連携して実施することで、当該避難計画の見直しを行い、実効性のある計画としてその充実を図る。また、令和6年の活動火山対策特別措置法の改正により、各市町村長は、避難確保計画の作成等に援助を行うに際し必要と認めるときは、火山防災協議会に対して意見を求めることができる旨規定されたことから、関係市町村において整合性のとれた避難確保計画の作成等を行うため、市町村長から計画策定等に当たって火山防災協議会に意見が求められた際には、助言指導を行う。

（亜炭鉱廃坑対策の推進）

- 南海トラフ地震の発生が懸念される中、依然として広範に亜炭鉱廃坑が存在し予防事業を推進する必要があることから、対策を要する地域が存在する市町の意向を踏まえながら、今後の対策を進める。

（液状化・地盤沈下対策の推進）

- 地盤沈下の状況を把握し、その未然防止を図るため、「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」に基づき地盤沈下状況の調査・観測を引き続き実施する。
- 液状化が発生する危険性がある地域や液状化対策工法などについて、防災イベント等の機会を通じて、広く県民に啓発する。

重要業績指標（K P I）

指標名	現状値	目標値
総合的な水害・土砂災害対策の推進		
岐阜県新五流域総合治水対策プランに基づく河川改修延長	54km (R6)	65km (R11)
河川構造物の要耐震化施設数	1箇所 (R5)	0箇所 (R11)
岐阜県新五流域総合治水対策プランに基づく横断工作物（堰、橋梁）の改良箇所	— (R5)	7箇所 (R11)
「ぎふ川と道のアラームメール」登録者数	18,507人 (R6)	20,500人 (R11)
県内小学校における総合的な学習の時間等を活用した河川防災・水難事故防止等に関する啓発活動の実施率〔単年度〕	— (R5)	100% (毎年度)
盛土拠点整備事業によって確保される盛土備蓄量	— (R6)	12,060m ³ (R11)
八山系砂防総合整備計画に基づく対策により土砂災害から保全される人家戸数	約24.1千戸 (R6)	約24.9千戸 (R11)
土砂災害を想定した防災訓練を実施した市町村数〔単年度〕	23市町村 (R6)	34市町村 (毎年度)
洪水浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等における避難確保計画の作成に向けた講習会への参加施設数	1,040施設 (R5)	1,940施設 (R11)
要配慮者利用施設・避難所・防災拠点を含む土砂災害特別警戒区域の施設整備の完了数	115箇所 (R6)	128箇所 (R11)
土砂災害警戒区域看板の設置数	1,513基 (R6)	1,767基 (R11)

指標名	現状値	目標値
治山ダム等の整備・機能強化		
地域森林計画の「保安林の整備及び治山事業に関する計画」に掲載されている治山事業の実施地区数	1,393地区 (R6)	2,425地区 (R11)
市町村等との連携により治山事業と森林整備を組み合わせた事前防災対策を実施する地区の新規着手数〔単年度〕	— (R2)	10地区 (R8)
亜炭鉱廃坑対策の推進		
亜炭鉱跡防災対策における防災工事面積	97.54ha (R6)	156.66ha (R11)

（３）農林水産 ～災害に強い農地・森林づくり～



（農業用排水機場の整備）

- 農業用排水機場の多くが、周辺農地の宅地化などによる流出量の増加、地盤沈下のほか、「想定外の常態化」ともいえるべき豪雨の頻発化などによる排水機的能力不足が懸念されており、施設の老朽化や地震、集中豪雨等に起因する災害を未然に防止するため、長期的な施設機能の確保に向けた機能保全対策を実施する。
- 地震が発生した際の農業用排水機場における緊急点検要領について周知徹底を図る。

（農業用ため池の防災対策の推進）

- 農業用ため池の多くは、近代的な技術基準に基づき設置されておらず、地震又は豪雨による決壊の危険性があることから、決壊した場合の影響度を踏まえ、地震・豪雨耐性評価を実施し、必要な防災工事を計画的に実施する。また、水位計等の遠隔監視機器の設置や、市町村及び管理者に事前放流・低水管理の取組みやハザードマップの周知を促すなど、引き続きハード・ソフトを組み合わせた取組みを継続する。
- 地震、豪雨が発生した際の農業用ため池等における緊急点検要領について周知徹底を図るとともに、ため池保全管理研修を実施し、ため池の管理・復旧に係る技術力向上を図る。

（農地・農業用施設災害復旧事業制度の活用推進）

- 大規模地震や豪雨、台風等の自然災害が発生した際には、被災した農地・農業用施設の早期復旧のため、査定前着工の活用や、応急対応を実施するための災害用ポンプの借り受け体制等の整備を推進する。また、農地・農業用施設災害復旧事業制度への理解を深めるため、災害復旧技術研修を実施し、災害復旧に係る技術力向上を図る。

（農地・農業水利施設等の適切な保全管理）

- 安定した食料供給に向け、引き続き基幹的農業水利施設の長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する。

- 農村地域において、農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、集落や組織が協力して行う農地や農業水利施設等を保全管理する取り組みや、「田んぼダム」の導入に向けた取り組みに対して、引き続き支援する。
- 耕作放棄地の新たな発生を防止する地域共同活動が、過疎化や高齢化により困難となるため、地域共同活動を引き続き支援する。
- 災害時においても地域防災力を発揮できるよう、相互扶助など集落機能を維持するため、日常的に地域ぐるみで農地や農村環境などの保全に取り組む農村の共同活動に対して支援する。
- 各市町村の地域防災計画において、大規模災害の発生時に病虫害防除が遅滞なく実施できるよう農薬等資材の準備等が位置付けられていることから、引き続きその体制を維持する。

（農業集落排水施設の機能保全）

- 農業集落排水施設については、污水处理施設の機能確保のため、計画に基づき施設の機能保全対策を実施しており、引き続き計画的に推進する。

（農林道の整備）

- 地域交通ネットワークの強化及び孤立地域の発生防止のため、計画的に農道の整備や農道橋の耐震対策を実施しており、避難路や代替輸送路機能の確保に向け、引き続き整備を推進する。
- 地域交通ネットワークの補完や災害に強い森林づくりのため、市町村と連携して計画的に林道整備を推進する。

（災害に強い森林づくり）

- 豪雨による山地災害等を防止するため、森林の公益的機能の持続的な発揮に向け、引き続き人工林の針広混交林へ誘導するための間伐等の森林整備を計画的に推進する。また、重要インフラ施設周辺の森林等のうち特に緊要度の高い区域については、森林の整備と治山事業等の土木的手法を適切に組み合わせて、防災・減災対策につなげる取り組みを推進する。
- 適切な経営管理が行われていない森林について、森林環境譲与税の導入とあわせて施行された森林経営管理制度を活用し、市町村主体の森林整備を促進する。また、令和5年度に策定した市町村が主体となった間伐実施計画の実行に向けた指導や支援を行っていく。
- C L T（直交集成板）等の木製品、新工法及び新規用途の開発・普及によって、県産材需要を拡大し、県内の森林整備の促進を図る。

- 適切な森林整備を継続的に実施するため、引き続き「森のジョブステーションぎふ」を核として、林業の担い手確保・育成・定着を図るとともに、森林技術者の育成に必要な指導体制の強化を図る。

【用語解説】森のジョブステーションぎふ

- ・林業の就業相談から技術習得、定着までを一貫して支援し、担い手の確保・育成、事業者の就労環境の改善強化の取組みを実施するための機関

- 適正な鳥獣保護管理を推進するため、調査の実施により生息数や分布状況を把握するとともに、ニホンジカ等野生鳥獣による食害等の森林被害を軽減させるための防除対策を推進する。
- 自然災害への暴露の回避及び脆弱性の低減の両面から、治山対策におけるEco-DRRの取組みを更に進めていくため、荒廃地の生態系に配慮した植生回復や樹林化を推進する。

【用語解説】Eco-DRR

- ・土地の生き物や環境を保護して、自然の持つ力によって災害による被害を防止又は軽減させる取組み・考え方

- 山地災害防止等の森林の公益的機能の低下を防ぐため、治山対策を推進する流域内において、地域住民、森林所有者及び地域外関係者等が一体となり、森林の保全管理の取組みや、境界・権利者の明確化を通じた施業の集約化が図れるよう、制度や技術の活用に係る研修会や、所有権整理に関する法的な検討会により、流域内の森林整備を推進する。また、リモートセンシング技術等を活用した森林境界明確化の手法の普及を図る。
- 災害時にも必要となる森林・林業に係る専門的技術の継承に向けた取組みを推進する。また、災害時に迅速に被災状況を調査するため、林道災害研修の実施や倒木処理、折損木処理等の技術の取得、手引きの作成等の取組みを推進する。

重要業績指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
農業用ため池の防災対策の推進		
地域防災力の向上に取り組むため池数	152箇所 (R5)	270箇所 (R7)
農地・農業水利施設等の適切な保全管理		
基幹的農業用水路の健全度割合〔単年度〕	93% (R5)	90% (毎年度)
農業用ため池や排水機場の改修等により、計画期間内で優先的に湛水被害等のリスクを軽減する農地面積の割合	61% (R5)	100% (R7)

指標名		現状値	目標値
	農地を守る地域共同活動を支援する面積 [単年度]	28,405ha (R5)	28,900ha (毎年度)
農業集落排水施設の機能保全			
	農業集落排水施設の機能強化対策地区数	7地区 (R5)	10地区 (R7)
農林道の整備			
	耐震対策を実施する農道橋の数	3橋 (R5)	8橋 (R7)
	基幹的農道の整備率	39% (R5)	65% (R7)
	地域森林計画の「林道の開設及び拡張に関する計画」に掲載されている林道にある橋梁など林道施設の保全整備数	62箇所 (R6)	87箇所 (R11)
災害に強い森林づくり			
	水源林、溪畔林、奥山林等における公益的機能の発揮に向けた、間伐実施面積 [単年度]	1,713ha (R2)	2,100ha (R8)
	市町村による間伐面積 [単年度]	161ha (R2)	3,500ha (R8)

（４）都市・住宅／土地利用 ～災害に強いまちづくり～



（住宅・建築物等の耐震化・防火対策の促進）

- 住宅・建築物の耐震化を推進するため、耐震診断、耐震改修工事等に対する、国、県及び市町村による支援を行うとともに、部分的な耐震補強（耐震シェルターなど）に対する支援策を検討するほか、戸別訪問、建築物耐震改修説明会、リフォーム事業者に対する講習会など、普及啓発を実施する。また、耐震診断義務化対象建築物のうち、耐震性が不十分な建築物の耐震化を促進する。加えて、倒壊の危険がある民間ブロック塀の除去や、既存天井（吊り天井）の耐震改修が進むよう支援する。
- 住宅・建築物の耐震化については、老朽化したマンションの再生・除却の促進についても重要となることから、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正内容等も踏まえ、必要に応じて、管理組合への助言等を行う。
- 地震発生時には、火災の発見・通報・初期段階での消火の遅れや、災害の同時発生による消防力の不足などが生じる恐れがあることから、住宅用火災警報器や住宅用消火器などの普及を推進する。また、近年の大規模地震においては、電気に起因する火災が多く発生していることから、電気火災防止に効果的な感震ブレーカーの普及に向けた取組みも推進する。

【用語解説】感震ブレーカー

- ・地震による設定値以上の揺れを感知した際に、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具

- まちぐるみでの消火器等を用いた初期消火の訓練、シミュレーションやD I Gを用いた防災訓練など、地域における防災教育を通じ、県民の意識向上を図るとともに、消防設備の充実を図るため、市町村に対し、国の補助金の活用を促していく。また、大規模火災発生時等の消防水利を確保するため、関係機関と連携し、ミキサー車からの給水訓練及びその水を水利とした放水訓練を引き続き実施する。

【用語解説】D I G

- ・D i s a s t e r（災害）I m a g i n a t i o n（想像力）G a m e（ゲーム）の頭文字を取って名付けられた、参加者が地図を使って防災対策を検討する訓練

- 既存不適格建築物等の安全性向上のため、当該建築物における適切な退避・避難行動の方法に加え、避難経路等の確保を目的とした改修の必要性について周知する。
- 地震や洪水による機能不全を防ぐため、防災拠点等建築物の建築主や設計者、管理者など関係者に広く「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」及び「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」を周知する。
- 南海トラフ地震は、震源域が広範囲にわたる海溝型地震であり、地震が発生した場所から数百キロメートル離れた場所でも揺れ続ける「長周期地震動」の発生も予測されていることから、「長周期地震動」の認知度の向上に向けた取組みとともに、家具や什器などの転倒等防止対策の啓発を推進する。

【用語解説】長周期地震動

- ・大規模地震で生じる周期（揺れが1往復するのにかかる時間）が長い大きな揺れのことであり、高層ビル等を長時間にわたって大きく揺らす特徴がある
- ・長周期地震動による揺れの大きさは、4つの階級に区分されて発表

（空き家対策の推進）

- 大規模災害発生時の空き家の倒壊による道路の閉塞などを防止するため、市町村等と連携して危険な空き家の除却や空き家の利活用を進めるとともに、空き家所有者への意識啓発や市町村に対する優良事例の情報提供等、大規模災害に備えた空き家対策を推進する。

（大規模盛土造成地対策の実施）

- 盛土等に伴う災害から人命を守るため、盛土規制法に基づき既存盛土等調査を実施する。また、盛土規制法の施行前に把握した大規模盛土造成地について、市町村と連携して変動予測調査等を実施する。

（帰宅困難者対策の推進）

- 関係自治体や経済団体などの多様な主体と連携しながら、平時から企業の従業員等に対し、大規模災害時には「むやみに移動を開始しない」ことについて周知するとともに、BCP策定支援等を通じて、企業等に対し、帰宅困難になった場合に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことの必要性や、物資の備蓄等について周知する。また、帰宅困難者が、「水道水の提供」や「トイレの使用」などの支援を受けることができるよう、県内のコンビニエンスストア等と締結した災害時応援協定に基づく帰宅困難者支援を引き続き推進する。

【用語解説】BCP

・災害による業務中断の防止や早期復旧を図るための事業継続計画

- 帰宅困難者対策の実効性を確保するためには、多様な主体との連携が不可欠であることから、県、警察、消防、関係自治体、交通事業者、経済団体などによる意見交換等を継続して実施する。

（被災住宅への支援）

- 被災住宅からの土砂撤去や屋根等の応急修理について、災害ボランティア等との連携を強化するとともに、被害の状況に応じて、災害救助法、被災者生活再建支援法、県の被災者生活・住宅再建支援制度を速やかに適用することで、被災者の生活再建を支援する。また、市町村における罹災証明書発行業務が迅速に行われるよう、被害認定調査について、県・市町村相互による職員応援体制に基づく支援を行う。
- 被災住宅から撤去された土砂を含んだ災害廃棄物や市街地から撤去された土砂等について、国の助成制度の活用による円滑な運搬、分別処理体制が確保できるよう市町村を支援する。

（応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給）

- 建設型応急仮設住宅については、引き続き市町村と連携し、建設可能用地の確保及び用地ごとの災害リスク等の情報充実に努める。また、災害時応援協定締結団体による供給能力等の把握に努めるとともに、プレハブ、木造それぞれの特性を市町村と共有する。
- 賃貸型応急仮設住宅については、災害時に円滑に提供できるようにするため、市町村や協定締結団体への災害救助法に基づく供与制度の周知など連携強化を図る。

（水資源の有効活用）

- 気候変動の影響もあり、異常渇水等の発生頻度が高まる可能性があることから、木曽川水系連絡導水路など水資源関連施設の整備・機能強化、ダム群連携等の既存ストックを活用した水資源の有効利用を推進する。
- 「渇水対応タイムライン」を活用して、渇水時の情報共有を引き続き緊密に行うことにより、渇水による被害の軽減を図る。
- 災害時や異常渇水時において必要な用水を確保するため、雨水・地下水等の有効活用を推進する。

（市街地整備の促進）

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に危険な密集市街地については、都市の防災機能の向上を図るため、市町と連携して市街地再開発事業など密集市街地の面的整備を促進する。

（立地適正化計画の策定及び防災指針の作成促進）

- 防災機能強化の観点から、災害リスクの低い地域に医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、住民が公共交通によりこれらの施設にアクセスできるまちづくりを進めるため、市町村の立地適正化計画の策定及び防災指針の作成を促進する。

（地籍調査の促進）

- 土地の所有者や境界等を明確にすることで、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、計画的な地籍調査の実施を促進する。

（文化財等の保護対策の推進）

- 地域の文化財を適切に保存し後世へ継承するため、防災・防犯対策の徹底、大規模災害に備えた老朽化対策や防災設備・耐震調査・耐震補強等への支援を推進する。また、文化財に係る資料等の後世への継承や一元管理を図るため、資料・写真などをデジタルデータとして収集し、アーカイブ化する取組みについても、継続して実施する。
- 生活・民俗文化を継承するためには、地域コミュニティの維持・活性化が重要となることから、地域の活性化に向けた効果的な取組みを推進する。
- 被災地における地場産業の早期復興を支援するための取組みを検討する。

（環境保全の推進）

- 本県の豊かで美しい自然環境の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、災害に強い森林づくりや自然公園等の保全を推進する。
- 各地域で優れた森林景観の形成を図るため、観光道路等から眺望でき、景観として価値が高く、観光客を呼び込み地域活性化等に資することができる森林について、公的関与の高い管理・整備を推進する。
- 農村地域において、農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、集落や組織が協力して行う農地や農業水利施設等を保全管理する取組みや、「田んぼダム」の導入に向けた取組みに対して、引き続き支援する。【再掲】

重要業績指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
住宅・建築物等の耐震化・防火対策の促進		
住宅の耐震化率	83% (H30)	95% (R11)
建築物耐震改修説明会等への参加者数	14,346人 (R5)	20,000人 (R11)
立地適正化計画の策定及び防災指針の作成促進		
立地適正化計画策定市町における防災指針作成市町数	3市町 (R6)	16市町 (R11)
地籍調査の促進		
地籍調査進捗率	18.5% (R5)	23.0% (R11)
環境保全の推進		
水源林、溪畔林、奥山林等における公益的機能の発揮に向けた、間伐実施面積〔単年度〕【再掲】	1,713ha (R2)	2,100ha (R8)

（５）保健医療・福祉 ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～



（災害医療体制の充実）

- 二次医療圏内の災害拠点病院の複数化は達成したものの、他にも災害拠点病院の候補となる病院が存在することから、その指定について検討を進める。
- 研修・訓練等により、各災害拠点病院の災害派遣医療チーム（DMA T）の機能維持・向上を図る。
- 災害派遣精神医療チーム（D P A T）の活動に必要な知識や技術を有する人材の育成、資機材の整備を通じて、被災時に円滑に活動できる体制の構築を進めるとともに、本県が被災した場合における受援体制の方針等を含むマニュアルなどを整備する。
- 災害派遣医療チーム（DMA T）や災害派遣精神医療チーム（D P A T）等の派遣調整、日本医師会災害医療チーム（J M A T）等医療関係団体が組織するチーム等への情報共有、保健医療福祉活動に関する情報の整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行う体制を整備する。
- 大規模災害時に、保健医療福祉活動の総合調整が困難である場合には、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）を他都道府県に要請することとなるため、厚生労働省への応援要請手順を確認するとともに、保健医療福祉調整本部のマネジメントが円滑に進むよう統括D H E A Tをサポートする構成員の確保及び人材育成を推進するなど、平時から受援体制を整備する。

【用語解説】災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）

- ・ 健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整などの専門的研修・訓練を受けた都道府県及び指定都市の職員によって組織されたチーム
- ・ 被災都道府県等の保健医療福祉調整本部及び保健所における指揮調整機能等に係る業務を補佐

- 県内２箇所に整備した航空搬送拠点臨時医療施設（S C U）の運用訓練等を実施するなど、大規模災害時における広域搬送及び航空搬送に係る体制の強化を図る。
- 市町村において、災害のフェーズに応じた保健活動が実践できるよう、各市町村の保健活動マニュアル策定を支援する。また、「岐阜県災害時保健活動マニュアル」内に、受援体制やメンタルケアを含めた健康管理に関する規定について定めるとともに、保健所を通じて、市町村における同項目に関する規定の整備について助言・支援することで、関係機関と連携した健康管理体制を整備する。

- 病院におけるBCP策定を進めるため、厚生労働省によるBCP策定研修への参加を促進するとともに、定期的に策定状況の調査を行う。
- 災害医療コーディネーターの養成のため、厚生労働省による災害医療コーディネーター研修への参加を促進する。

【用語解説】災害医療コーディネーター

- ・災害時に、都道府県並びに保健所及び市町村が保健医療活動の総合調整等を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療調整本部並びに保健所及び市町村における保健医療活動の調整等を担う本部において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行うことを目的として、都道府県が任命する者

- 災害時やイベント時の事故等への備えにおいて、課題を踏まえながら医療コンテナの効果的な活用方法を検討する。
- 県内医療機関等に勤務する看護職員を災害支援ナースとして派遣する体制を整備する。
- 災害薬事コーディネーターの活動に必要な知識や技術の習得を図るための研修・訓練を実施するとともに、岐阜県薬剤師会などとモバイルファーマシーの活用方法について検討を進め、災害時に医薬品の供給・薬剤師の派遣等を迅速・的確に行うための体制を整備する。

【用語解説】モバイルファーマシー

- ・薬局や病院の調剤室と同等の機能を持つ災害対策医薬品供給車両

（災害拠点病院等の耐災害性強化の促進）

- 県内の災害拠点病院については、全て耐震化されているため、その状況を維持していく。
- 病院や社会福祉施設は、災害時に必要な施設であることから、助成制度の周知を図り、引き続き更なる耐震化、防火体制の強化を推進する。
- 災害拠点病院等の非常用通信手段を確保するため、補助制度の周知を図るとともに、その活用を促進する。また、災害時に被害状況や医療活動の状況を適切に把握するためには、安定的な通信の確保が求められることから、民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技术を用いた通信手段の確保についても検討する。

（医療施設等におけるエネルギー・物資の確保）

- 災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、災害拠点病院以外の医療施設が行う非常用自家発電設備や給水設備等の整備に対する支援を推進する。

- 社会福祉施設等に対し、各種助成制度の周知を図り、防災体制の強化や非常用自家発電設備等の整備を促進するとともに、最低3日分の食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄を行うよう、引き続き指導する。

（救急医療提供体制の強化）

- 災害時において救急医療が実施できる体制を確保するため、平時から他県との連携を図る。
- ドクターヘリの出動件数が増加する中、重複要請時などの未出動案件の減、活動範囲の拡大のため、基地病院に戻ることなく給油可能となる県北部への給油拠点を維持する。

（避難所環境の充実）

- 要配慮者を含む避難者が、安心して避難生活を送ることができるようにするため、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や「スフィア基準」の考え方に加え、大規模災害時の教訓等も踏まえ、「岐阜県避難所運営ガイドライン」を適宜改定する。また、避難所での生活が長期化することを見据え、トイレトラック、キッチンカーといった移動型車両や、循環式シャワールームなどの機器の活用に向けた取組みを進めるとともに、被災者の生活支援・再建を担うNPOなどの多様な民間団体と連携した取組みを強化する。加えて、各市町村において、「岐阜県避難所運営ガイドライン」の内容を踏まえた「避難所運営マニュアル」の策定・見直しが適切に進むよう、引き続き支援を行う。

【用語解説】スフィア基準

- ・紛争や災害の被害者が尊厳のある生活を送ることを目的に定められた基準
- ・NGOグループと国際赤十字・赤新月運動が開始したスフィアプロジェクトにおいて策定

【用語解説】岐阜県避難所運営ガイドライン

- ・市町村や地域における避難所ごとのマニュアル作成の指針となるよう、避難所の具体的な運営方法の例などを記載したガイドライン

- 避難所における防犯体制の確保や、感染症の発生・まん延を防ぐための衛生・防疫体制の整備が図られるよう、引き続き市町村への支援を行う。
- 避難所の開設・運営が円滑に行われるよう、市町村などが開催する避難所運営に関する研修等へ「清流の国ぎふ 防災・減災センター」から講師を派遣するなど、避難所の開設及び運営を担うことができる地域人材の育成を図るとともに、育成した人材が地域で活躍できる体制を構築し、「共助」の取組みを強化・推進する。

【用語解説】清流の国ぎふ 防災・減災センター

・防災・減災にかかる人材育成や行政・企業等への技術支援に加えて、地震被害想定調査研究等、防災・減災にかかる実践的シンクタンク機能を担うため、県と岐阜大学が共同で設置する機関

- 女性が防災の意思決定過程に主体的に参画し、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分配慮された災害対応が行われるよう、県防災会議の委員における女性の占める割合の向上を図るとともに、市町村防災会議における委員への女性の登用を促進する。また、防災施策に係る男女共同参画の視点を持った県・市町村職員の養成を進めるため、避難所運営支援をはじめとした災害対応等に当たっては、女性職員の参画も図る。
- 環境の整ったホテル・旅館を活用した2次避難について、令和6年能登半島地震での事例も踏まえながら検討を進める。また、市町村と宿泊施設との災害時応援協定の締結を促進するため、引き続き市町村の取組みを支援する。
- ペット同行避難者の受入れ体制を構築するため、市町村に対し、被災動物救援マニュアル作成例の周知や助言を行うとともに、ペット同行避難者の受入れに係る規定の整備や避難所運営訓練の実施促進を図る。
- 被災した児童生徒の心のケアを行うため、集団避難先などへのスクールカウンセラーや臨床心理士の派遣体制を整備する。また、災害時においても、児童生徒の学習機会を確保できるようにするため、タブレット端末の活用等について普及・啓発を図るとともに、国による「被災地学び支援派遣等枠組み」(D-E S T)の活用など、地域を越えた教育支援について検討を進める。

(避難所の防災機能の向上)

- 避難所での災害関連死の発生を最大限防止することを念頭に置き、災害特性に応じた資機材の配置状況の点検、耐震対策、非常用電源設備や備蓄倉庫、上下水道等が復旧していない段階でも使用可能なトイレや防災井戸の整備などによる避難所の防災機能の強化を促進する。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策、プライバシー配慮対策をはじめ、乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等の多様な利用者に配慮した環境改善や、避難生活の長期化に即した食事の提供体制の整備、新型コロナウイルスなど感染症まん延下の避難を想定した避難所の収容力の確保などを引き続き促進する。その上で、災害時には、業界団体と締結した災害時応援協定により、可動式空調機器や非常用発電機などの資機材や専門技術者を機動的に確保する。
- 浸水想定区域内にある県立学校については、受変電設備のかさ上げや、災害対策の窓口となる事務室及び個人情報の保管場所となる職員室の2階への配置など、各種浸水対策を推進する。ま

た、市町村に対し、国からの通知や国庫補助制度の周知を図ることで、市町村立小・中学校等施設における受変電設備のかさ上げ等の浸水対策を促進する。

- 災害時に避難所となる学校では、多くの避難者が避難生活を送ることとなるため、浸水被害により良好な生活環境の確保・維持に支障を来すことがないように、浸水対策に必要となる設備や備品の整備について支援する。
- 避難所に指定されている県立学校の体育館の館内トイレ及び附属する屋外トイレの洋式化、バリアフリートイレの整備、体育館等への空調設置を推進し、避難生活の環境改善に資する防災機能を強化する。また、市町村に対し、国からの通知や国庫補助制度の周知を図ることで、市町村立小・中学校等施設における非構造部材の耐震化、バリアフリー化、空調設置等を促進する。
- 自然災害発生時の避難所は、武力攻撃等事態等における避難施設や指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）としての活用も想定されていることから、その整備・機能強化に際しては、自然災害以外の有事の際の活用についても、可能な限り配慮する。
- 平時から、災害時における熱中症の危険性や避難生活・片付け作業時の注意点に関する普及啓発を進めるとともに、非常用電源や冷却器具等の熱中症対策に資する設備・備品の確保を図る。また、災害時には、冷房設備の整った場所への避難の推奨も含め、避難生活における熱中症対策に取り組む。

（福祉避難所の運営体制確保）

- 全市町村において福祉避難所が指定されているが、地域における指定箇所、福祉避難所運営マニュアル等の策定や訓練の実施状況については各市町村で差が生じているため、市町村担当者向けの研修会開催などを通じて、福祉避難所の充実・強化に向け市町村への支援を行う。

（災害時健康管理体制の整備）

- 発災初動における保健所と市町村の役割分担や連携体制について、具体的な対応の共有・イメージ化など、引き続き市町村の活動体制を把握し、平時から関係機関等と連携した健康管理体制を構築する。また、リハビリテーション支援をはじめ、災害時に連携を要する応援派遣者や関係機関の役割についての理解を深め、災害時における支援・受援体制を整備する。

（医療・介護人材の育成・確保）

- 高齢化が進展する中、災害時に医療や介護の絶対的不足による被害の拡大が生じないようにするため、引き続き計画的な育成・確保策に平時から取り組むとともに、災害に備えた訓練の実施や広域支援体制の整備等により、医療・介護人材の災害対応力の強化を図る。

（社会福祉施設等への支援）

- 災害時の福祉・介護分野における人材派遣等、広域的な緊急支援について、県内の福祉団体、有識者、行政関係者からなる「岐阜県災害福祉広域支援ネットワーク協議会」において引き続き検討し、災害派遣福祉チーム（DWA T）派遣体制の強化や研修、訓練の充実等、更なる体制整備を図る。
- 社会福祉施設等の防災体制の整備と応援協力体制の確立については、定期的な運営指導等を通じて、今後も現状にあわせた防災計画の見直しやBCP策定、連携体制の強化に努めるよう支援・指導する。

（感染症対策の強化）

- 大規模災害時の感染症の発生・まん延を防止するため、予防接種の実施主体となる市町村における円滑な予防接種実施への支援、協力を行う。また、定期的に県内でのワクチンの流通量を調査して把握するとともに、ワクチンや予防接種資材の全国的な在庫状況を把握し、安定した予防接種が実施できるよう働きかける。

重要業績指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
災害医療体制の充実		
DMA T 訓練参加チーム数	19チーム (R2-6)	30チーム (R7-11)
避難所環境の充実		
「清流の国ぎふ 防災・減災センター」による避難所運営基礎講座受講者数	2,750人 (R5)	3,050人 (R11)
福祉避難所の運営体制確保		
福祉避難所に関する市町村担当者向け研修会の開催回数	8回 (R6)	13回 (R11)
福祉避難所運営マニュアル策定市町村数	29市町村 (R6)	42市町村 (R11)
災害時健康管理体制の整備		
健康管理体制（保健活動）を整備する市町村数	10市町村 (R6)	42市町村 (R11)
要電源重度障がい児者の非常用電源装置等整備件数	76件 (R5)	226件 (R11)
社会福祉施設等への支援		
DWA T 及び業務継続計画に係る各種研修会や実地訓練の実施回数	69回 (R6)	104回 (R11)

（６）産業 ～サプライチェーンの確保・風評被害防止対策～



（事業継続体制の構築に向けた支援）

- 中小企業等、とりわけ小規模事業者は経営資源が脆弱なため、ひとたび被災すると甚大な影響を受ける可能性があることから、引き続き商工会等と連携した「事業継続力強化計画」やＢＣＰの策定支援、フォローアップに取り組む。
- 漁業協同組合において漁獲水産物の集出荷場における品質保持のため、冷凍、冷蔵機器の非常用電源の確保等に取り組む。また、種苗生産施設においてもＢＣＰの策定を促進するとともに、停電による生産への影響を避けるため、非常用電源等の確保に取り組む。また、土地改良施設が被災して機能を果たせなくなった場合には、営農に支障を与えるため、施設管理者に被災時の対応手順を予め備えるＢＣＰの策定を促進する。
- 農業者のＢＣＰ策定を促進するため、園芸産地等を対象とした施設・機械導入を支援する事業において、ＢＣＰ作成の取組みをポイント化しており、その取組みを継続する。また、県内のすべての卸売市場で地震、風水害、感染症を対象にしたＢＣＰを策定済みであり、一定の脆弱性は回避しているものの、老朽化した施設の改修や災害対応設備の導入が必要な施設もあることから、施設整備の促進を図る。

（建設業ＢＣＭの普及・策定支援）

- 地域の復旧・復興において重要な役割を果たす建設業の事業継続力向上を図るため、県と災害時応援協定を締結する建設業関連団体が取り組むＢＣＭ（事業継続マネジメント）を認定する制度の普及、策定に向けた支援を実施する。

【用語解説】ＢＣＭ（事業継続マネジメント）

- ・ＢＣＰ策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組を浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善などを行う平常時からのマネジメント活動

（首都圏等からの本社機能の誘致）

- 本社機能の移転については、従業員の移住や若者の県外流出防止などに加え、大都市圏に集中する企業のリスクを分散し、国全体の強靱化を図る観点からも、引き続き取組みを推進する。

(観光地等の風評被害防止対策の推進)

- 大規模災害発生時に報道等で本県が被災していると繰り返し取り上げられることにより、被災していない地域まで被災しているとの風評被害が発生する可能性があることから、国内外に正確な情報を発信するとともに、タイミングを見極めながらプロモーション支援等の適切な対応を実施する。

重要業績指標（K P I）

指標名	現状値	目標値
事業継続体制の構築に向けた支援		
商工会・商工会議所等によるBCP及び事業継続力強化計画の策定支援事業者数	— (R6)	1,400事業者 (R11)
建設業BCMの普及・策定支援		
岐阜県建設業広域BCM認定団体数	8団体 (R6)	9団体 (R11)
首都圏等からの本社機能の誘致		
県外からの本社機能の移転件数	17件 (R5)	29件 (R11)

(7) ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～



(総合的な大規模停電対策の推進)

- 暴風・豪雪に伴う倒木による停電を未然に防ぐため、危険樹木の事前伐採について、県、市町村及び電気事業者が連携し、孤立予想地域や重要施設への送電路を優先的に実施するなど、効率的かつ効果的に取り組む。
- 市町村（避難所を含む）、医療機関や社会福祉施設等が備蓄・保有する非常用発電機の数量、規格、燃料補給体制などについて点検を行い、適宜、電力・通信に係る重要施設リストの作成・更新を実施する。また、電気事業者、通信事業者、災害時応援協定締結団体等と連携し、停電が長期化した際にも、代替的な電源を迅速かつ円滑に確保できるようにする。
- 平時から電気事業者との「顔の見える」関係を構築するとともに、大規模災害時には、後発災害が発生する可能性なども踏まえ、県災害対策本部への情報連絡員の派遣や、被災状況及び道路啓開に関する情報の共有、優先的な電源車の配備など、早期に電力復旧を図ることができるようにするための連携・協力体制を構築する。
- 自動車メーカー・販売店との協定を締結し、停電時における電源確保方策の一環として電気自動車等の活用を図るとともに、情報通信事業者との連携により公共施設や避難所における携帯電話等充電用資機材を確保する。
- 停電時の住民の不安や混乱を軽減するため、電気事業者、県、市町村は、相互に連携して多様な情報伝達手段を活用し、きめ細かな情報発信を行う。

(上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進)

- 県営水道については、大規模地震対策及び老朽化対策として、既設管路を複線化し、貯留機能及び応急給水拠点機能を付加した大容量送水管の整備を計画的に推進する。また、流域下水道については、老朽化対策として、各施設の更新等による機能確保を計画的に推進する。
- 浄水場や下水処理場及びそれらの施設に接続する管路など上下水道システムの急所施設の耐震化や、重要施設に接続する水道・下水道の管路等の一体的な耐震化を促進する。

（上水道の応急復旧体制の強化）

- 上水道施設（取水施設・浄水施設・配水場）の被害により断水が発生した場合には、近隣の市町村と連携した給水車等による応急給水体制を確保する。また、公益社団法人日本水道協会における被災時の応急復旧、応急給水の支援が円滑に実施されるよう必要な調整を行う。
- 引き続き、岐阜県水道災害対策実施要領に基づき、各市町村における応急給水用資器材及び応急復旧用資器材の保有状況を調査するとともに、そのとりまとめ結果を各市町村と共有し、応急給水及び応急復旧体制の確保に努める。
- 近年の災害における対応状況等を踏まえ、災害発生後に必要な業務を的確に行うため、水道に係る危機管理対策マニュアル策定指針に基づき、各種マニュアルをブラッシュアップする。

（下水道におけるBCP、災害時応援協定、防災訓練等によるソフト対策の推進）

- 災害復旧の迅速化等に向け、汚水処理に関する業務を行う関係団体との災害時応援協定に基づき、県、市町村及び関係団体との共同防災訓練を実施する。
- 近年の災害における対応状況等を踏まえ、災害発生後に必要な業務を的確に行うため、下水道BCP策定マニュアル等に基づき、引き続き下水道BCPのブラッシュアップを促進する。

（合併浄化槽への転換促進）

- 老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を引き続き促進する。

【用語解説】合併処理浄化槽

- ・トイレ汚水だけを処理する「単独処理浄化槽」に対し、トイレ汚水と生活雑排水（台所、洗濯、風呂等の排水）を併せて処理することが可能となる浄化槽

（分散型電源としての再生可能エネルギーの活用）

- 地域資源を活かした再生可能エネルギー等による「自立・分散型エネルギーシステム」の構築と活用を進めるため、市町村とともに取り組む太陽光発電に加え、その他のエネルギーの活用という観点から、地産地消型の木質バイオマス発電や熱利用施設の導入等を推進する。

【用語解説】自立・分散型エネルギーシステム

- ・地域資源を活用した公共施設屋根の太陽光発電、木質をはじめとしたバイオマス発電、小水力発電、小規模地熱発電などの比較的小規模な発電施設を地域に分散配置し、送電線と組み合わせることで電力の地域循環を生み出す仕組み
- ・地域に新しい産業を起こし、地域活性化につながるとともに、緊急時に大規模電源などからの供給に困難が生じた場合でも、地域において一定のエネルギー供給の確保が可能となる

（電気事業者の災害対応力強化）

- 大規模災害に伴う電力の長期供給停止を発生させないため、災害を想定した訓練を引き続き実施していくとともに、他電気事業者から受入れた応援要員の早期稼働、迅速なドローンの活用に向けた運用整備、復旧作業に注力できる支援体制の整備など、早期復旧のための体制を強化する。

（情報通信事業者の災害対応力強化）

- 孤立地域や避難施設等において、早期に通信手段を確保・復旧するため、被災状況、避難所開設状況、道路啓開情報、資機材の確保・運搬方法、優先的な復旧箇所、今後の復旧方針等の情報交換を密に実施し、電気通信事業者間（固定・携帯）や行政関係機関との連携体制を強化する。
- 大規模災害時には情報が錯綜する可能性があるため、県が実施する防災訓練への参加に加え、実際に災害対策本部が設置された際には、積極的に情報連絡員の派遣を行うなど、情報連携体制の実効性の確保を図る。

（ガス事業者の災害対応力強化）

- 都市ガスについては、引き続き耐震性に優れたガス管への取替えを計画的に推進する。
- 災害時にガス供給を迅速に復旧するため、平時から「顔の見える」関係を構築し、被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画を共有するなど、県や市町村等関係機関との連携体制の強化を図る。

（燃料供給体制の強化）

- 災害時における警察や消防等の緊急車両への優先給油の実施やサービスステーション過疎地域での燃料供給途絶の防止等を図るため、石油関係団体等との連携体制を維持するとともに、連携手順について、防災訓練などを通じて適宜確認する。また、災害時には、災害時応援協定も活用し、重要施設などへの迅速な燃料供給に取り組む。
- 「分散型エネルギー」であるLPガスについては、避難者の炊き出しなどでのエネルギー源として活用可能となることから、災害時には、災害時応援協定を活用し、重要施設や避難所等にLPガスを優先供給できるようにする。

重要業績指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
総合的な大規模停電対策の推進		
ライフライン保全対策事業実施箇所数	134箇所 (R6)	204箇所 (R11)

指標名	現状値	目標値
上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進		
県営水道重要給水施設基幹管路の耐震適合率	91.1% (R6)	93.0% (R11)
上水道の基幹管路の耐震適合率	42.4% (R5)	60.0% (R11)
急所施設（下水処理場(揚水施設)）の耐震化率	52.8% (R5)	65.2% (R11)
合併浄化槽への転換促進		
浄化槽人口普及率	10.4% (H26)	10.3% (R7)

（８）行政機能 ～公助の強化～



【行政】

（災害初動対応力の強化）

- 引き続き、災害時に陣頭指揮を執る市町村長の危機管理意識の醸成と災害対応力の強化を図り、「自助」、「共助」の力が最大限に発揮できるようにするとともに、それらを支える「公助」の取り組みを推進する。また、県民が主体的に避難行動をとれるよう、空振りを恐れない早めの避難情報の発令に向けて市町村を支援する。
- 住民への的確な避難情報の発令が行えるよう、中小河川を含めて整備した「風水害タイムライン」に従い、出水期前に全市町村参加の情報伝達訓練を継続して実施する。また、ダム of 緊急放流に備え、ダム管理者、下流市町を含めた関係機関、住民参加による訓練を継続して実施する。
- 県と市町村間での情報伝達と共有を迅速かつ円滑に行うため、県から市町村へ派遣する「情報連絡員」に対し、平時から、研修や訓練を通じたスキルアップを図る。また、派遣の長期化も見据え、必要な資機材を整備するとともに、新型コロナウイルスなどの感染症まん延下においては、健康チェックなどの派遣時におけるルールの遵守を徹底する。
- 災害対策全般に渡って市町村長をサポートする「災害マネジメント支援職員」の増員を図るとともに、「災害マネジメント支援職員」を対象に、防災に対する知識や理解を深めるための専門的な研修を継続的に実施する。また、市町村が行う避難所運営や支援物資搬入などの支援を行う「緊急支援隊」の業務・役割について周知・徹底を図るとともに、総合防災訓練等において市町村と連携した実践的な訓練を実施する。

【用語解説】災害マネジメント支援職員

- ・ 大規模災害発生時に、被災市町村の災害対策全般をサポートする職員
- ・ 平成２８年の熊本地震に関する本県の検証結果を踏まえ、当該職員を派遣する仕組みを構築

- 国内において大規模災害が発生した際には、被災地での支援活動を通じて、本県職員の災害対応力の向上を図るとともに、支援に従事した職員の「支援職員データベース」への追加を進め、県内での大規模災害発生に備えた体制の強化に取り組む。

【用語解説】支援職員データベース

- ・支援ニーズに即した人材を被災市町村に即座に派遣するため、県内のどの地域に、どのような支援経験を持った人材がいるのかを確認することができるように取りまとめたデータベース
- ・令和6年能登半島地震での支援活動を踏まえて作成

- 災害時に、迅速な市町村支援を行うため、「災害マネジメント支援職員」を派遣する必要があると認められる場合には、被災市町村に対して、直ちに派遣の提案等を実施する。また、「災害マネジメント支援職員」の派遣に向けた調整を確実に実施できるようにするため、総合防災訓練等において、派遣までの手順の確認を行う。
- 罹災証明書発行業務など、応急復旧業務に従事する職員を確保するために構築した県・市町村相互による職員応援体制に基づき、災害対応フェーズに応じた派遣調整などについて平時から訓練を行うとともに、災害時の市町村業務を総合的に支援する「被災者支援システム」の有効活用を促進する。
- 大規模災害発生時に、国や他県に対し円滑に職員の応援要請が行えるよう、引き続き他県での災害支援の経験や教訓を活かした受援ニーズの共有・調整を図るための仕組みについて検討する。また、災害による被害を最小限に食い止めるため、これまでの災害事象や災害教訓を訓練シナリオに盛り込んだ、市町村や関係機関が参加する実践的かつ効果的な訓練を継続的に実施していく。

（支援物資の供給等に係る防災拠点機能の強化）

- 大規模災害の発生に備え、県広域防災拠点の追加指定も含めて、物資輸送機能や活動拠点機能の強化を図るとともに、災害発生時における円滑な運営が図られるよう、関係機関などと連携した実動訓練を継続的に実施する。

【用語解説】県広域防災拠点

- ・災害時に、広域緊急援助隊、緊急消防援助隊、自衛隊の応援部隊等の救助・消火活動等の応急活動や支援物資の受入れ、集積及び配分等の拠点となる施設
- ・令和6年4月1日時点で、県内の18箇所を指定

- 発災時における警察・消防・自衛隊の応援部隊や支援物資等の受入拠点としての県広域防災拠点の活用状況を踏まえ、ライフラインの早期復旧が図られるよう、引き続きライフライン事業者の活動拠点の確保を図る。
- 「道の駅」が災害時に防災拠点として利用できるよう、引き続きトイレの非常用電源設備等の整備や防災用トイレの設置を進めるとともに、停電時でも遠隔操作でリアルタイムに道路情報や防災情報を発信できるデジタルサイネージや、災害時の応急復旧に必要な資機材を備蓄する倉庫を整備するなど防災機能を強化する。

（庁舎等の防災拠点機能の活用）

- 災害時に、県民が自らの命を守るための避難場所を確保できるよう、市町村における避難場所の追加指定及び更新について、引き続き促進を図る。また、県においては、災害への応急対応の拠点として機能する防災拠点の追加指定及び更新について、引き続き推進する。

（受援体制・広域連携の強化）

- 県境道路の整備、災害時の広域応援体制の強化や広域避難の検討、帰宅困難者対策など広域的に取り組むべき課題について、引き続き国、隣県、県内市町村等との連携の強化を図る。
- 「岐阜県広域火葬計画」の実効性を高めていくため、引き続き各市町村及び関係一部事務組合の体制整備に向けた取組みを支援する。

【用語解説】岐阜県広域火葬計画

- ・大規模災害によって、市町村が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは遺体の火葬を行うことが不可能になった場合に、県内外の火葬場を活用して広域的な火葬を行うため、県、市町村、火葬場設置者が行う基本事項を定めた計画

- 災害時には避難所の開設・運営に当たる市町村職員なども自ら被災し業務に従事できない可能性があることから、令和6年能登半島地震の被災地に対する支援を踏まえて整備した「支援職員データベース」や、関係団体との災害時応援協定、国において進める移動型車両等のデータベースなどを活用し、被災市町村において速やかに適切な避難所運営を図ることができるようにする。
- 「岐阜県災害時広域受援計画」や「岐阜県災害対応マニュアル」などの見直しを適宜実施し、応援職員等の役割や受入れオペレーション（体制、執務室、宿泊場所、女性への配慮等）の明確化による受援体制の強化を図るとともに、各市町村の受援計画の見直しについても支援する。

【用語解説】岐阜県災害時広域受援計画

- ・岐阜県に大規模災害が発生した場合に想定される、県外からの応援部隊や支援物資の受け入れ体制等について定めた計画

- 総務省の応急対策職員派遣制度や中部9県1市、県内市町村との災害時応援協定に基づき、被災影響の少ない都道府県や市町村が被災自治体の後方支援を担うことは、迅速かつ効率的な災害対応を行う上で非常に重要となることから、受援計画に基づく訓練を継続的に実施し、受援又は支援体制の実効性の確保・向上を図る。また、国内で大規模災害が発生した際には、その教訓等も踏まえ、必要に応じて、災害時応援協定の内容の拡充を図るための見直しを実施する。
- 物資輸送に係る実動訓練等の結果も踏まえ、必要に応じて「岐阜県災害時広域受援計画」や「岐阜県広域物資輸送拠点物資集積・輸送マニュアル」の見直しを行うとともに、市町村の物資に係

る受援計画等の策定・見直しを支援する。また、支援物資が被災者まで届かない「ラストワンマイル問題」の解消に向け、県及び市町村の物資拠点、避難所の物資情報（ニーズ、調達、輸送状況等）を国・県・市町村間で共有できる内閣府の「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用を図る。

（災害対策用資機材の確保・充実）

- 激甚化・頻発化する水害・土砂災害や大規模地震等により被災した施設を迅速に復旧することができるようにするため、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の増強や、道路啓開等を目的とした道の駅等への備蓄倉庫を整備する。また、引き続き平時に資機材の確保、点検及び関係機関との訓練を実施する。

（住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化）

- 住民主体での避難行動を促進するため、各種防災情報や避難情報を一元的にわかりやすく提供する「岐阜県総合防災ポータル」を多言語化させており、災害時だけでなく平時から広く活用されるよう更なる周知に取り組むとともに、発信する情報の充実や、様々な手段での情報発信を進めていく。また、具体的な災害リスクを認知するためのハザードマップの普及促進、警戒レベルなど直感的に把握可能な表現による避難情報発令、ローカル・メディアと連携したきめ細かな情報提供、SNSを活用した情報発信など情報伝達を強化する。
- 気象情報・河川水位やダムの貯水位等の情報を提供する「岐阜県川の防災情報」、道路の通行規制情報・気象予警報・水位到達情報等をメール配信する「ぎふ川と道のアラームメール」や土砂災害警戒情報等を提供する「土砂災害警戒情報ポータル」の更なる周知を進めるとともに、適時適切な避難行動に繋がるよう、「流域治水」の意識醸成を図る。
- 中小河川の危機管理型水位計や河川監視カメラを適切に維持管理するとともに、出水時に避難判断の参考となる情報を市町村に確実に伝えるための情報伝達等に係る定期的な訓練を継続して実施する。また、洪水時の円滑な避難のため、各市町村において整備した洪水ハザードマップの周知・啓発を促進し、住民の防災意識を向上させるなど、避難体制の整備を支援する。【再掲】
- 避難のための情報を適時的確に発信できるよう、危機管理型水位計の備蓄を進めるとともに、長期停電に備えた水位観測機器等の電源対策を実施する。【再掲】
- 水防団、消防団等との重要水防箇所の合同巡視等を活用し、氾濫発生が予想される箇所について、水防管理団体（市町村等）や水防団等と連携し、出水時に異常があった場合の関係者間の連絡体制、水防団の作業体制や工法等の確認などを行う。また、氾濫発生を確認した水防管理者（市町村長等）から管轄土木事務所への通報・連絡を確実に実施する。

- 道路交通の混乱を回避することや、緊急車両等の円滑な通行を可能とするため、緊急輸送道路の主要な交差点などにカメラを設置し、交通状況を把握する。また、発災時における通行規制情報について、インターネット等の各メディア、道路交通情報センター、交通・道路情報板、県道路情報提供システムを活用し、道路通行規制情報をわかりやすく提供する。
- 市町村防災行政無線については、長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するとともに、更新時期等を勘案した機能強化の検討を働きかける。あわせて、万一停止した際の広報車による巡回広報などアナログ手法に加え、民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技术を用いた代替手段の検討についても市町村に働きかけを行う。
- 多言語自動発信システムにより翻訳した市町村の災害情報を、フェイスブック等を活用して外国人向けに発信しているが、引き続き同システムを活用して、市町村における避難情報の多言語発信の取組みを促進する。
- 平時における聴覚障がい者への意思疎通支援のため、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助者を養成してきたが、これらの人材が災害時においても対応できるよう、全市町村での意思疎通支援事業の実施や現任者のスキルアップ研修を実施するなど従事者の資質向上を促進する。
- 音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者が円滑に消防への通報が行えるよう、スマートフォン等から画面入力等により通報する「Net119緊急通報システム」について周知を図る。
- 外国人観光客向けWEBサイト「Visit Gifu」において防災・災害関連情報を発信するとともに、岐阜県観光連盟と連携し、日本国内における避難情報等をプッシュ型で提供するアプリの普及を促進する。

（切れ目のない被災者生活再建支援）

- 被災者が、被災直後から生活再建に至るまでの各フェーズに応じた切れ目のない支援を受けることができるよう、被災者に対する生活支援情報をまとめたホームページを作成し、幅広く周知するとともに、市町村における生活支援情報の発信についても促進する。
- 避難者等が、一人ひとりの事情や状況に応じて適切な支援が受けられるよう、避難所という場所に着目した支援から、避難者等一人ひとりに着目した支援への転換を図る。こうした支援は、被災者が抱える様々な課題に対応するための専門性が求められることから、「災害ケースマネジメント」の考え方を取り入れ、県、市町村、関係者間での支援のあり方について議論を深め、災害時に機能する体制を構築していく。

【用語解説】災害ケースマネジメント

- ・被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようにマネジメントする取組み

- 災害発生時の被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の実施に必要な罹災証明書等の交付の円滑化を図るため、県・市町村職員を対象とした住家被害調査員育成研修を引き続き実施する。
- 県ホームページで公開する「災害時の被災者支援に関する各種制度」について、制度変更等の都度、適切に更新を図るとともに、防災啓発イベントの場などを活用し、周知に向けた取組みを推進する。また、災害時には、県において災害救助法の適用を速やかに判断するとともに、平時には、被災者への支援を担う市町村の職員が、災害救助法や被災者生活再建支援法などの制度や内容について正しく理解することができるよう、市町村職員向けの研修等を実施する。

（防災情報通信システムの維持管理）

- 災害時の行政機関相互の通信回線を安定的に確保するため整備した、地上系・衛星系・移動系の三層一体の防災情報通信システムを、災害時において確実に運用できるよう適正に維持管理を図るとともに、必要な機能強化及び設備更新を推進する。

【用語解説】岐阜県防災情報通信システム

- ・災害が発生し、固定電話、携帯電話、インターネットなどが使用できなくなった場合であっても、県、市町村、さらには警察、消防、自衛隊などの防災関係機関との通信機能を確実に確保するため、岐阜県が独自に整備したシステム

（行政情報通信基盤の耐災害性強化）

- 岐阜情報スーパーハイウェイについては、幹線の切断に備えた幹線網のループ化や、架空ケーブル区間における耐災害性の向上を図るとともに、引き続きアクセスポイント及び中継局の耐水性・耐火性・耐震性を維持する。

【用語解説】岐阜情報スーパーハイウェイ

- ・地域間の情報格差を是正するとともに、県民が、どこでも誰でもITを利用できる環境を実現し、産業の振興、地域の活性化、県民生活の質の向上を図るため整備された、高速・大容量の通信が可能な県域ブロードバンドネットワーク

（業務継続体制の整備）

- 被災時に備え、非常時優先業務の選定、職員の安否・参集状況の確認体制等について、引き続き維持する。
- 情報システム部門の業務継続計画の実効性を高めていくため、継続的に周知、訓練、スキルアップを行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるよう点検を行う。また、災害に関する情報など、高可用性を求める情報システムについては、外部データセンターやクラウドサービスの利用を図る。

【用語解説】高可用性

- ・ 情報システムが災害時においても停止することなく稼働又は早く復旧できること

- システムのバックアップ体制に関わる人材が被災者となる可能性や高齢化等も考慮し、システム運用・保守や故障時の復旧に関する情報・技術の共有、継承、研鑽について、定期・不定期の機会を捉え、システム構築企業等と連携して継続的に努めていく。また、バックアップに必要な各資機材の保有については、重要度や老朽化の状況等に合わせて対象資機材、数量、保有方法等のリスト整備を行いながら、体制維持を図る。

（非常用物資の備蓄促進）

- 家庭等における飲料水、食料、生活用品等の備蓄について、最低3日以上、可能であれば1週間分の備蓄が奨励されていることから、「ぼうさいキャラバン」や「県職員出前トーク」などの機会を通じ、自主的な備蓄を促進するとともに、食物アレルギー対応食品や携帯トイレ、ペット用の避難用品や備蓄品の確保など、災害時に必要となる備蓄品の周知・啓発に引き続き取り組む。また、備蓄に関する県、市町村、県民の役割や考え方を改めて整理した上で、「岐阜県総合備蓄計画」の見直しや、市町村における非常用物資の備蓄、民間企業等と連携した備蓄体制の強化に取り組む。

【用語解説】岐阜県総合備蓄計画

- ・ 食料、飲料水、生活必需品及び防災資機材等の備蓄並びに調達体制等についてまとめた計画

（災害時における食料供給体制の確保）

- 被災者に食料等を迅速に供給できるようにするため、引き続き災害時応援協定に基づく食料供給体制の維持を図る。

（被害想定の見直し）

- 国による南海トラフ地震被害想定の見直し内容を踏まえた上で、県の被害想定の見直しを含め、現状の課題整理や今後取り組むべき防災・減災対策の検討を推進する。

（迅速な災害復旧体制の整備）

- 水害・土砂災害や大規模地震等により公共施設が被災した際、復旧工法の早期立案を支援する災害復旧支援隊（DRS）や災害査定前着工、工場であらかじめ製造されたプレキャスト製品を積極的に活用するとともに、新技術を活用し災害査定の効率化を図るなど、早期復旧に向けた取り組み（岐阜モデル）を推進する。
- 県内の市町村や近隣県が被災した際における復旧復興支援のため、中長期派遣に係る技術職員を確保する。

（災害に伴う事象の複数かつ同時発生時における対応力の強化）

- 災害時には、「孤立」や「救助・救急活動の遅れ」「物資の供給途絶」など、災害に伴う事象が複数かつ同時に発生することも想定した上で、平時から、県庁の危機管理フロアを最大限に活用し、国、市町村、民間事業者などの様々な関係機関と連携した取り組みを進める。
- 大規模災害時に孤立地域が発生した場合には、孤立地域に対する迅速な支援が行えるよう、「岐阜県孤立地域対策指針」に基づき、毎年度、孤立予想地域を調査するとともに、市町村による備蓄・資機材の充実を促進する。また、当該調査の結果を関係機関とも共有した上で、実践的な訓練を継続して実施する。

（複合災害への対応力の強化）

- 大雨により土砂災害や洪水による被害が発生する中での台風の接近や、大雪が続く中での地震の発生といった、様々な複合災害を想定した図上訓練を引き続き実施し、効率的な情報の集約・分析や、早期復旧に向けた関係機関との優先復旧箇所の選定といった具体的な対策の立案など、複合災害への対応力の強化を図るとともに、訓練の結果を踏まえ、各種災害ごとの対応に用いる計画やマニュアルなどの見直しを図る。
- 災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員したことで後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意するとともに、限られた要員・資機材の投入判断や支援要請の早期判断について、あらかじめ関係する計画に定めておく。また、市町村において作成する計画についても、同様に複合災害に係る内容が充実されるよう促していく。

(複合災害発生リスクの周知・啓発)

- 令和6年能登半島地震からの復旧・復興が進められている地域において発生した河川の氾濫等による浸水被害や土砂災害なども踏まえ、命を最優先にした迅速な避難が行われるよう、山間部や河川の沿岸など、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害について、県民に周知・啓発を図る。
- 地震などの災害により、大雨警報・注意報の発表基準について、通常基準より引き下げた暫定基準が設けられた際には、各市町村において、暫定基準に基づく避難指示の発令等を適切に行うことができるようにするとともに、県民に対し、通常基準との違いなどについて広く周知を図る。

(原子力災害時における住民避難対策の強化)

- 原子力災害発生時に、放射性物質の放出・拡散からUPZ内の住民の安全を確保するため、国が示す屋内退避の運用に係る指針等も踏まえた上で、原子力防災訓練を継続的に実施し、避難行動の周知・啓発を図るとともに、その実効性を確保する。

【用語解説】UPZ

- ・ 国の原子力災害対策指針における原子力災害時に緊急防護措置を準備する区域

- 原子力災害と土砂崩れ等による避難経路の交通遮断の同時発生に備え、UPZ内の住民の避難に用いるヘリコプターの離着陸場の整備を促進する。また、ヘリコプターの離着陸場の整備が完了した際には、県防災ヘリコプターによる住民搬送などを伴う実動訓練を実施し、運用手順等を確認する。

(復興事前準備・事前復興の推進)

- 「石川県創造的復興プラン」に基づく石川県の復興状況について注視するとともに、市町村に対して、国のガイドラインや手引きを適宜情報提供し、市町村が地域の特性に応じた復興まちづくりを計画的に進めることができるようにする。
- 大規模災害からの復興に際して必要となる各種手続き等について、実際の運用事例やその判断基準を整理し、災害復旧を効率的・効果的に行うための取組み・手順等について、事前に整理・検討する。

重要業績指標（K P I）

指標名	現状値	目標値
災害初動対応力の強化		
災害マネジメント支援職員数 [単年度]	100人 (R6)	100人 (毎年度)
支援物資の供給等に係る防災拠点機能の強化		
物資輸送訓練実施回数 [単年度]	1回 (R6)	1回 (毎年度)
地域防災計画で防災拠点として位置付けられた県管理道路上の道の駅におけるトイレの防災化の整備箇所数	14箇所 (R6)	20箇所 (R11)
災害時応急対策用資機材備蓄拠点（サテライト含む）の整備箇所数	13箇所 (R6)	17箇所 (R11)
道の駅や除雪基地等へのバックアップ拠点の整備箇所数	— (R6)	12箇所 (R11)
住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化		
岐阜県公式L I N E友達登録者の数	10, 032人 (R6)	20, 000人 (R11)
「ぎふ川と道のアラームメール」登録者数【再掲】	18, 507人 (R6)	20, 500人 (R11)
手話通訳者統一試験合格者数	42人 (R4)	66人 (R8)
要約筆記者（手書）統一試験合格者数	52人 (R4)	60人 (R8)
要約筆記者（P C）統一試験合格者数	28人 (R4)	36人 (R8)
盲ろう者通訳・介助者養成人数	298人 (R4)	310人 (R8)
切れ目のない被災者生活再建支援		
県・市町村職員を対象にした災害ケースマネジメントに関する研修会の開催数	2回 (R6)	12回 (R11)
住家被害調査員育成研修受講者数	339人 (R6)	1, 350人 (R11)
非常用物資の備蓄促進		
災害に備えて水・食料を備蓄している人の割合	68. 8% (R6)	75. 0% (R11)

【警察・消防】

（警察災害派遣隊の体制強化）

- 県警察災害派遣隊について、大規模災害発生時における広域的な部隊派遣態勢を確立しておくため、装備品の計画的な更新や迅速な活用要領の検討、資格取得の推進、関係機関と連携した実動訓練を実施し、部隊の対処能力の向上を図る。また、部隊の活動拠点における防寒対策、熱中症対策を考慮した環境整備や資機材・装備についても充実を図る。

（災害対応力強化のための資機材等整備）

- 災害用装備資機材の配備増強、更新を図るとともに、新たに配備された機器、更新された機器について、職員の使用方法の習熟を図る。
- 大規模災害発生時における通信を確保するため、LTE回線等を活用した回線の冗長化など、総合通信指令システムの高度化を検討する。
- 県警察において、捜索用資機材の整備及び操縦士の養成を行っているが、複数箇所の捜索現場が発生しても対応することができるよう、更なる捜索用資機材の整備及び操縦士の養成を行う。
- 大規模災害発生時に、消防職団員による人命救助、行方不明者の捜索等の救助活動が迅速かつ的確に行われるよう、救助用資機材の整備及び使用方法の習熟を図る。また、令和6年能登半島地震で発生した事象を踏まえ、消防団拠点施設の耐震強化、機動性の高い小型車両、小型化・軽量化された救助用資機材の整備や、通信体制の強化などを推進する。

（ヘリコプター広域応援体制の整備）

- 引き続き、航空自衛隊岐阜基地との応援ヘリコプターの駐機場所、航空燃料に関する調整結果に基づく実戦的な合同想定訓練を行い、中断のない受援体制を維持する。また、現有施設の狭隘による警察ヘリコプターの損傷を避けるため、警察航空隊の基盤整備も進める。

（警察署庁舎等の整備・耐災害性強化）

- 発災直後に全国から集結する応援派遣部隊や、自県の広域緊急援助隊等のマンパワーを無駄なく、迅速に運用するため、基幹的な防災拠点としての警察署の改築整備による施設の高度化を図る。
- 地域における活動拠点となる交番・駐在所の統廃合に伴う新設、移転建替等につき、引き続き関係所属や警察署と連携を密にして、耐災害性の高い場所を検討するなど、警察機能の強化を図る。

（災害警備本部機能のバックアップ体制の整備）

- 大規模災害により、警察本部及び警察署の災害警備本部機能が使用不能に陥った場合に備え、代替施設を確保するとともに、施設機能の向上などを図る。

（交通信号機等の耐災害性の強化）

- 大規模災害発生時の交通環境の安定化のため、停電による滅灯時でも電源供給を行えるよう、交差点に設置された全ての信号機について、可搬式発動発電機に対応できるものとするほか、信号電源付加装置の整備を進める。
- 地震発生時の信号柱の倒壊による道路交通の寸断、信号機の機能不全による交通環境への影響を回避するため、老朽化したコンクリート製の信号柱を耐震性の高い鋼管柱に更新する。
- 高度化光ビーコンの対応車載器搭載車の普及には時間を要することから、高度化光ビーコンで収集できるプローブ情報だけでなく、民間プローブ情報の活用など、道路情報の収集方法について、抜本的な見直しを図る。また、リアルタイムな道路情報を把握するため、交通監視カメラ等の整備を推進する。

【用語解説】高度化光ビーコン

- ・ 路上に設置され、遠赤外線による交通情報の収集及び提供を行う装置を高度化したもの
- ・ 車両からはプローブ情報を収集でき、光ビーコンからは渋滞情報や規制情報等の提供が可能

【用語解説】プローブ情報

- ・ 走行中の多数のクルマから通信ネットワーク等を通じて得られる様々な情報（位置、速度など）

（警察業務の継続体制強化）

- 大規模災害発生時においても、災害警備活動を実施しつつ警察機能を維持するため、非常時優先業務と一定期間中断等が可能な業務等をあらかじめ明確にし、「岐阜県警察業務継続計画」を見直すなど業務継続体制を強化する。

（消防団員、水防団員等の確保・育成）

- 消防団員の確保環境が一段と厳しさを増している中、消防団、市町村、企業等の意見を踏まえながら、団員の処遇改善、企業等と連携した入団促進、団員がやりがいを持って活動できる環境づくりなど、効果的な確保対策を検討するとともに、基本団員の確保に加え、大規模災害団員をはじめとした機能別消防団員の拡充、消防職団員OBや女性、学生、外国人など多様な人材の活用などの方策を推進する。

- 近年、全国的に豪雨災害、土砂災害、地震災害等が頻発する中、幅広い知識、技術を習得し消防活動を安全かつ的確に実施できるよう、消防職団員を対象に、大規模災害対応訓練、水防訓練、ドローンを活用した教育訓練等を実施する。
- 県消防学校の訓練施設を各消防本部、消防団の訓練にも活用し、引き続き消防職団員の複雑化、多様化する災害への現場対応力の向上を図る。
- 高齢化する水防団の団員数維持や水防技術伝承等のため、若手団員の加入促進に向けた水防活動の広報や水防資器材の提供等の支援に取り組む。

（消防力の強化）

- 災害時における外国人からの119番通報対応や災害現場での外国人救助を円滑に行うため、県内全消防本部において運用されている多言語同時通訳体制を引き続き維持する。
- 業務の効率化と迅速な災害対応が期待される消防指令業務の共同運用の実現に向けた支援を行う。

（緊急消防援助隊の体制強化）

- 大規模災害発生時における広域的な消防応援体制の強化を図るため、緊急消防援助隊岐阜県大隊の増隊を図るとともに、中部ブロック訓練への参加及び岐阜県大隊の訓練を継続して実施し、部隊の災害対応能力の維持・向上を図る。

重要業績指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
警察署庁舎等の整備・耐災害性強化		
基幹防災拠点としての警察施設整備率	60% (R5)	100% (R10)
交通信号機等の耐災害性の強化		
可搬式発動発電機接続対応信号機の整備箇所数	2,165箇所 (R5)	2,650箇所 (R11)
信号機電源付加装置の整備箇所数	95箇所 (R5)	105箇所 (R11)
老朽コンクリート製信号機柱の残存数	3,596本 (R5)	2,986本 (R11)
消防団員、水防団員等の確保・育成		
消防団員に対する大規模災害対応訓練の実施人数	67人 (R5)	1,380人 (R11)

指標名		現状値	目標値
	消防団員の条例定数を充足している市町村の数	5市町村 (R6)	10市町村 (R11)
	県内専任水防団の団員充足率 [単年度]	97% (R6)	100% (毎年度)
緊急消防援助隊の体制強化			
	緊急消防援助隊岐阜県隊の登録隊数	150隊 (R6)	159隊 (R11)

（９）環境 ～廃棄物及び有害物質対策～



（災害廃棄物対策の推進）

- 災害廃棄物仮置場の設営、災害廃棄物の広域処理、災害廃棄物処理支援員制度の活用、公費解体に関する手続きなどを迅速に実施できるようにするため、県及び各市町村の「災害廃棄物処理計画」の実効性確保に向けた演習及び研修を実施し、災害廃棄物処理体制の強化を図る。
- 市町村等が実施するごみ焼却施設の更新、基幹改良について、耐震性の向上、浸水対策等を促進する。また、ごみ焼却施設が被災した場合でも迅速に復旧できるようにするため、施設の補修に必要な資機材及び燃料を備蓄する。

（有害物質対策の検討）

- アスベストや化学物質等の有害物質の飛散・流出対策については、届出や検査など現行法に基づく対応に留まっていることから、大規模災害発生時に迅速な対応をするための課題を整理・検討する。

（有害物質の排出・流出時における監視・拡散防止策の推進）

- 災害時及び平常時における県内の大気汚染状況を把握できるよう、測定機器の適切な維持管理及び更新等を行い、大気汚染常時監視体制を整備する。
- 水素ステーションなどでのガス検知・火災検知・換気設備など必要となる安全設備の整備を周知するとともに、災害による施設の被災等の際には、国、県、市町村消防が迅速に情報を共有できる体制を引き続き維持する。

（河川に流出したごみ等の撤去）

- 河積を阻害している流木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図るとともに、災害発生時には、流出したごみを適正に撤去・処分するなどにより河川環境の保全を図る。

(放射線モニタリング体制の確保)

- 福井県内の原子力発電所における原子力災害が発生した際に、本県における放射線の影響を適切に把握できるようにするため、引き続き県内に12基あるモニタリングポストを適切に管理するとともに、国や関係機関と連携し、空間放射線量の適切なモニタリング体制を維持する。

重要業績指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
災害廃棄物対策の推進		
災害廃棄物処理図上演習への市町村担当者の参加者数	153人 (R5)	290人 (R11)
放射線モニタリング体制の確保		
緊急時モニタリング訓練の実施回数 [単年度]	1回 (R6)	1回 (毎年度)

(10) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成

～自助・共助の最大化～



(防災教育の推進)

- 「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査」の結果や、令和6年能登半島地震での事例等も踏まえ、地震への事前の備え等について、「岐阜県広域防災センター」での防災啓発イベントや、学校、職場、地域における研修や訓練等を通じて、さらなる周知を図るとともに、直感的に理解しやすい県民向け防災啓発資料の作成に取り組む。また、市町村における地震ハザードマップの作成とその周知についても、引き続き支援する。

【用語解説】岐阜県広域防災センター

- ・ 県民の防災知識の普及向上や、災害時に必要となる防災用資機材の備蓄等を目的とする施設

- 「自分の命は自分で守る」という「自助」の意識を醸成するため、幼稚園や小中学校などにおいて、毎年、地域の災害リスクや災害時にとるべき避難行動の理解促進等を図る防災教育や、地域の特性に応じて、年間3回の異なる危険を想定した命を守る訓練を実施する。
- 学校における防災・減災に係るリーダーとなる人材の育成により、各学校の実情に応じた実効性のある防災教育を推進するため、各学校の防災担当者を対象とした学校安全講習会における危機管理についての講習や教員を対象とした研修講座を通じて、防災に関する外部機関との連携の拡充を図る。
- 現代的な諸課題を踏まえた教科横断的な学びとして、「体系的・系統的な防災教育」の指導計画の作成と実践、「生きる力を育む学校での安全教育」の着実な実施と防災教育の推進を図るとともに、災害時における地域との連携を含めた災害から命を守る取組みについて考え、実践する「高校生防災アクション」の推進を図る。
- 小学校の「総合的な学習の時間」を活用した防災に関する学習や、水辺でのイベントを通じた防災啓発などの防災教育を進め、水害・防災への意識を深めていく。【再掲】
- 県内には石積砂防堰堤など数多くの伝統的砂防施設が残っており、先人たちが古くから土砂災害と闘ってきた歴史について、小学校の「総合的な学習の時間」や砂防副読本などを活用し、次世代へ語りつなぎ、土砂災害・防災への意識を深めていく。【再掲】

（災害から命を守る岐阜県民運動の推進）

- 県民総ぐるみで「自助」と「共助」の力を最大限に発揮できるようにするためには、適宜、アンケート調査等の実施により、県民の防災意識・知識の理解度も確認しながら、様々な取組みを推進することが重要となる。このため、「災害から命を守る岐阜県民運動」を子どもから高齢者まで全ての世代を対象に幅広く展開するとともに、県や市町村、消防、警察、自衛隊、医療、福祉などの防災に関わる全ての関係機関が連携し、令和6年能登半島地震での支援経験等も活かした実効性のある啓発運動となるよう、関係者一丸となって取り組む。

【用語解説】災害から命を守る岐阜県民運動

- ・県民総ぐるみで「自助」、「共助」の力を最大限に発揮できるようにすることを目的に実施する県民運動

- 「自助」と「共助」の意識を高め、災害への備えを負担感なく県民が行えるよう、日常的に使用しているモノや行動を災害時にもそのまま役立てる「フェーズフリー」の考え方を取り入れ、広く県民に普及・啓発を図る。

【用語解説】フェーズフリー

- ・“いつも”と“もしも”の垣根をなくし、日頃、日常的に使用しているモノや行動を災害時にもそのまま役立てる考え方

（住民主体での避難対策の強化）

- 風水害に備え、住民一人ひとりが自らの災害リスクを我が事として捉え、予め避難のタイミングと手順を定める「災害・避難カード」を作成する取組みを推進し、住民主体での適時・適切な避難行動につなげる。また、デジタル版「災害・避難カード」についても広く県民に普及していく。
- 市町村が行う想定最大規模の降雨に基づく浸水想定区域に対応したハザードマップの改定について、引き続き支援する。
- 令和5年2月に追加公表された浸水想定区域図に基づき、中小河川における水害に対応するため、市町村での洪水ハザードマップ作成を引き続き支援する。
- 市町村が作成した土砂災害ハザードマップへの避難場所や避難経路等の記載について、引き続き支援する。
- 「南海トラフ地震臨時情報」について、県民への周知を図り、その認知度を高めるとともに、同情報が発表された際に適切な防災対応がとれるよう啓発を行う。あわせて、臨時情報（巨大地震警戒）の発表に備え、「南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応指針」の随時の見直しも含

め、地震による災害リスクが高い土砂災害特別警戒区域など、事前に避難が必要な地域に居住する住民等を対象に、とるべき行動の理解促進を図る。

- 気象庁により予測精度の向上が進められている線状降水帯などの防災気象情報を県民が正しく理解し、主体的な避難行動に対する意識の醸成・向上を図ることができるようにするため、研修や講習会を実施する。また、「気象防災アドバイザー」を活用し、平時においては、市町村職員向けの研修を実施するとともに、災害時においては、市町村に気象情報の解説や今後の気象見通しについて助言を行うなど、市町村の防災力の向上を図る。このほか、災害対応に当たっては、気象庁のJ E T T（気象庁防災対応支援チーム）やリエゾンとの連携を推進していく。

【用語解説】線状降水帯

- ・次々と発生する発達した雨雲（積乱雲）が列をなした、組織化した積乱雲群によって、数時間にわたってほぼ同じ場所を通過または停滞することで作り出される、線状に伸びる長さ50～300km程度、幅20～50km程度の強い降水を伴う雨域

【用語解説】気象防災アドバイザー

- ・自治体の防災の現場で即戦力になる者として、国土交通大臣が委嘱する防災の知見を兼ね備えた気象の専門家

（要配慮者支援の推進）

- 一人暮らしの高齢者や障がい者などの避難行動要支援者の逃げ遅れを防ぐため、要支援者名簿を警察や消防機関等へ事前に提供する取組みに加え、自治会や社会福祉協議会、ケアマネジャー等と連携した取組みといった優良事例の共有などにより、個別避難計画の策定が進むよう市町村を支援する。また、策定した個別避難計画に基づき、避難行動要支援者が円滑に避難することができるよう、地域ぐるみでの防災訓練の実施を促進する。

【用語解説】個別避難計画

- ・避難行動要支援者一人ひとりの状況に合わせ、災害時の「避難支援者」、「避難先」、「避難経路」、「避難に当たっての配慮事項」等を記載した個別の避難行動計画

（防災人材の育成・活躍促進）

- 「清流の国ぎふ 防災・減災センター」や市町村において地域で活躍できる防災人材の育成を推進するとともに、育成した人材が地域防災力の要となるよう、自主防災組織等と連携を深める機会の創出を促進するなど、防災人材がそれぞれの地域で活躍できる体制の構築を強化・推進する。
- 外国人防災リーダーの育成に加え、育成したリーダーを防災講座等に講師として派遣するなど、地域の外国人に対する防災啓発の強化に取り組む。

- 市町村と地域住民とが密接に連携した訓練を実施できるよう、より具体的な避難所の運営手順や方法を学ことができる研修を実施するなど、避難所運営を指導する人材を育成する講座の充実を図る。
- 全ての公立学校の安全管理責任者を対象とした学校安全講習会や、管理職及び学校安全担当者を対象とした総合教育センターにおける教員研修を通じて、校内の危険箇所等の確認の視点や方法について更なる普及・啓発を図る。
- 高齢化や過疎化が進む地域では、災害時に地域で支え合う「共助」の機能が希薄となることから、防災士や消防団員など、地域において防災リーダーとなり得る人材の確保・育成を図るとともに、育成した防災リーダーによる防災教育や防災訓練の実施を推進する。

（コミュニティ活動の担い手養成）

- 災害時に「共助」の力を発揮するためには、平時からのコミュニティの活力維持が重要となることから、地域の課題解決に取り組む地域活動団体等に対して、その活動に関する指導・助言を行うアドバイザーを派遣するなど、地域活動団体等による取組みを支援する。
- 地域のコミュニティとして様々な活動と防災活動を組み合わせることなどにより、災害による被害を予防し、軽減するための自主防災組織の育成・活動を促進する。

（建設業の担い手育成・確保）

- 地域の復旧の中心となる建設業を担う人材の育成・確保を図るため、「ぎふ建設人材育成・確保連携協議会」による産学官一体の取組み、職場環境の改善や人材育成に積極的な企業を「ぎふ建設人材育成リーディング企業」として認定する制度、「建設ICT人材育成センター」による技術力・生産性向上を目的とした研修などを推進する。また、建築分野においては、「岐阜県建築担い手育成協議会」による産学官が連携した取組みや、「ぎふ建築担い手育成支援センター」による技術力・生産性向上を目的とした研修などを推進する。

【用語解説】建設ICT人材育成センター

- ・地域のインフラ整備やその維持管理、また災害発生時など緊急時において県民の安全安心を担っている建設業の人材確保と育成に、産学官が一体となって対応するために設立した機関

【用語解説】ぎふ建築担い手育成支援センター

- ・地域経済の発展を支えるとともに、災害発生時の建築物の復旧には不可欠となる建築業の人材を、建築業界や教育機関と連携して確保・育成するために設立した機関

重要業績指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
防災教育の推進		
災害への備えを1つでも行っている人の割合〔単年度〕	91.5% (R6)	91.5% (毎年度)
ハザードマップにより地域の危険性を把握している人の割合〔単年度〕	75.0% (R6)	75.0% (毎年度)
災害の種類に応じた避難場所・避難経路を把握している人の割合	75.0% (R6)	100% (R11)
「岐阜県広域防災センター」年間利用者数〔単年度〕	4,350人 (R5)	7,000人 (毎年度)
異なる危険を想定した命を守る年間3回の訓練実施率（小学校）	94.9% (R5)	100% (R11)
異なる危険を想定した命を守る年間3回の訓練実施率（中学校）	97.7% (R5)	100% (R11)
異なる危険を想定した命を守る年間3回の訓練実施率（高校）	92.2% (R5)	100% (R11)
高校生防災アクション実施校数	47校 (R5)	84校 (R11)
県内小学校における総合的な学習の時間等を活用した河川防災・水難事故防止等に関する啓発活動の実施率〔単年度〕【再掲】	— (R5)	100% (毎年度)
住民主体での避難対策の強化		
災害・避難カード作成事業実施市町村数	36市町村 (R5)	42市町村 (R11)
南海トラフ地震臨時情報の認知度〔単年度〕	32.9% (R6)	75.0% (毎年度)
巨大地震の発生を想定した防災訓練（災害対策本部の設置・運営）を実施した市町村数	20市町村 (R6)	42市町村 (R11)
気象防災に関する研修等の実施回数〔単年度〕	2回 (R5)	3回 (毎年度)
要配慮者支援の推進		
「事前に避難行動要支援者名簿情報の提供について同意を得た方を対象とした個別避難計画」の策定市町村数	20市町村 (R5)	42市町村 (R11)
洪水浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等における避難確保計画の作成に向けた講習会への参加施設数【再掲】	1,040施設 (R5)	1,940施設 (R11)
防災人材の育成・活躍促進		
「清流の国ぎふ 防災・減災センター」による清流の国ぎふ防災リーダー育成講座受講者数	1,430人 (R5)	2,130人 (R11)
「清流の国ぎふ 防災・減災センター」による避難所運営指導者養成講座養成者数	3,601人 (R5)	3,900人 (R11)

指標名		現状値	目標値
	「清流の国ぎふ 防災・減災センター」による避難所運営基礎講座受講者数【再掲】	2,750人 (R5)	3,050人 (R11)
	外国人防災リーダーの確保数	15人 (R5)	35人 (R11)
	防災士の育成数	9,237人 (R5)	12,500人 (R11)
コミュニティ活動の担い手養成			
	地域の課題解決応援事業参加者数	1,178人 (R5)	5,890人 (R11)
建設業の担い手育成・確保			
	ぎふ建設人材育成リーディング企業認定数	338社 (R5)	430社 (R11)
	ぎふ建設人材育成・確保連携協議会正会員数	195社 (R5)	230社 (R11)
	建設ICT人材育成センターが主催する研修の受講者数	5,794人 (R5)	11,800人 (R11)

(11) 官民連携 ～民間リソースを活かした対応力強化～



(支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化)

- 内閣府において整備する災害時応援協定システムの協定書等データベースなども活用しながら、引き続き物資供給、医療救護、緊急救援、応急復旧、被災者支援、新技術活用など、様々な観点から、関係団体・民間事業者との新たな災害時応援協定締結の検討を進める。また、災害時において、各協定締結団体が迅速に活動できるよう、平時から「顔の見える」関係を構築し、実践的な共同訓練を行う。

(救出救助に係る連携体制の強化)

- 自衛隊、警察、消防等の関係機関及び民間事業者等が相互に連携する訓練を引き続き実施し、関係機関との連携体制を強化する。
- 災害時には、「災害時における安否不明者・死者の氏名等公表に係る手順書」に基づく対応を迅速に行うとともに、携帯電話事業者に対する要救助者の位置情報提供要請の積極的な活用を推進し、安否不明者捜索・救出救助活動の効率化・円滑化等を図る。
- 発災時の道路の早期の応急復旧に向け、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の増強や、道の駅等への備蓄倉庫を整備する。また、関係機関と連携した訓練を継続的に実施し、発災時に道路啓開計画に基づく対応を確実かつ迅速に実施する体制を確保する。【再掲】
- 災害により道路が通行不能となった際には、建設関連団体との災害時応援協定や、道路管理者である県でも倒壊した電柱を撤去できる旨を定めた電線管理者との協定を活用し、関係機関と連携して迅速な啓開作業を実施する。【再掲】
- まちぐるみでの消火器等を用いた初期消火の訓練、シミュレーションやD I Gを用いた防災訓練など、地域における防災教育を通じ、県民の意識向上を図るとともに、消防設備の充実を図るため、市町村に対し、国の補助金の活用を促していく。また、大規模火災発生時等の消防水利を確保するため、関係機関と連携し、ミキサー車からの給水訓練及びその水を水利とした放水訓練を引き続き実施する。【再掲】

（災害ボランティアの受入れ・連携体制の構築）

- 大規模災害発生時に、市町村ボランティアセンターの円滑な運営を支援する「岐阜県災害ボランティア連絡調整会議」を速やかに設置し、ボランティアを円滑に受入れできるよう、平時から市町村及び市町村社会福祉協議会を含めた関係機関との意見交換や研修・訓練などを通じて、「顔の見える」関係づくりを進め、多様な主体との連携・協働を図る。また、ボランティアの活動調整等を行う「災害中間支援組織」の設置に向け、関係団体との協議を進める。

【用語解説】岐阜県災害ボランティア連絡調整会議

- ・ 大規模災害発生時に、速やかに災害ボランティア受入れに係る総合調整、県内外への様々な情報発信などの支援を行うための組織

【用語解説】災害中間支援組織

- ・ NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織

- 大規模災害時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、災害ボランティアセンターの運営を支援する人材を養成していく。
- 倒木処理など専門技術を要するニーズに対応するため、技術ボランティアが円滑に活動できるよう連携体制を維持する。

重要業績指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化		
物資輸送訓練実施回数〔単年度〕【再掲】	1回 (R6)	1回 (毎年度)
救出救助に係る連携体制の強化		
関係機関参加の総合防災訓練の実施回数〔単年度〕	1回 (R6)	1回 (毎年度)
災害ボランティアの受入れ・連携体制の構築		
災害ボランティア運営支援者向け研修会の参加者数	1,425人 (R5)	3,225人 (R11)

(12) メンテナンス・老朽化対策 ～社会インフラの長寿命化～



(社会資本の適切な維持管理)

- 高度経済成長期以降に整備した橋梁、トンネル、モルタル吹付法面などの道路施設の高齢化が進行していることから、「岐阜県道路施設維持管理指針」に基づき、引き続き計画的な点検、補修等を実施する。
- 洪水時に県民の生命はもとより、財産や暮らしを水害から守るため、河道の流下能力が確実に確保されるよう、航空レーザによる効率的かつ高精度な測量を行い、計画的な維持管理を実施する。また、適宜、「岐阜県河川インフラ長寿命化計画」の見直しを行い、老朽化が著しい大規模構造物の更新や予防保全型の維持管理を効率的かつ効果的に推進する。
- 高齢化が進む膨大な砂防施設の機能を維持し、災害発生時に効果を最大限発現するため、「岐阜県砂防関係施設長寿命化計画」に基づき、点検の確実な実施と点検結果を踏まえた初期段階での適切な補修・改築により予防保全的な維持管理を推進する。
- 膨大な治山施設の機能を維持し、災害発生時に効果を最大限発現するため、「岐阜県治山施設長寿命化計画」に基づき、点検の確実な実施と点検結果の評価に基づく初期段階での適切な補修・改築・機能強化の実施により予防保全的な維持管理を推進する。また、地震、豪雨が発生した際の治山施設等の臨時点検を実施するとともに、研修等により治山施設の修繕や復旧に係る技術力向上を図る。

(公共施設等の長寿命化対策)

- 不特定多数の方が集まる文化施設や県立学校など多くの県有施設が老朽化し、更新時期を迎えることから、「岐阜県公共施設等総合管理基本方針」に基づき、必要性、有効性、効率性の観点から、統廃合等も含めた今後の施設のあり方について検討を行う「総点検」を実施するとともに、引き続き「岐阜県県有建物長寿命化計画」に基づき、計画的な維持保全に取り組む。
- 県営住宅については、耐用年限の2分の1を経過している住宅が8割を超えており、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、「岐阜県公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な維持管理・更新を行う。

（メンテナンスに関する人材の養成）

- 県、岐阜大学、産業界が連携し、点検や補修に関する高度な技術を有する「社会基盤メンテナンスエキスパート（ME）」を養成し、道路や小規模橋梁の点検・修繕に活用するとともに、地域の道路を見守る「社会基盤メンテナンスサポーター（MS）」を小中学校関係者や高校生などに拡大し、効率的かつ効果的な維持管理を推進する。

（市町村に対する技術的支援）

- 社会資本の高齢化や災害の頻発化が進む中、多くの市町村は、技術職員の不足などの課題を抱えていることから、土木事務所における社会資本メンテナンス相談窓口などを活用し、引き続き市町村に対する維持管理や災害復旧の技術的な支援を推進する。

重要業績指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
社会資本の適切な維持管理		
二巡目の定期点検（R 1 ～ R 5）で早期に措置を講ずべき状態とされた道路施設の対策を実施した割合	46% (R6)	100% (R11)
「岐阜県河川インフラ長寿命化計画」の健全度評価結果を踏まえた対応済（「措置段階」以外）の割合〔単年度〕	100% (R5)	100% (毎年度)
「岐阜県砂防関係施設長寿命化計画」に基づく補修・改築の完了率	56% (R6)	81% (R11)
メンテナンスに関する人材の養成		
社会基盤メンテナンスエキスパートの養成人数	684人 (R6)	800人 (R11)

(13) デジタル等新技術活用

～デジタル等新技術による強靱化施策の高度化～



(情報収集や被災者支援等に向けた災害対応策等の高度化)

- 多数の孤立地域が同時発生した際には、ヘリコプター等による空からの迅速な状況把握や物資輸送が有効であることから、ヘリコプターやドローンで撮影した映像を迅速に災害対策本部で共有できる体制の構築を図るとともに、ヘリコプター離発着可能候補地の把握に向けた取組みを推進する。
- 被災地域に支援を行う上で通信の確保は不可欠であることから、引き続き固定電話、携帯電話共に使用できない場合の衛星携帯電話等の通信手段や、非常用電源の確保を促進する。また、民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技術を用いた通信手段の確保を検討する。
- 災害時には、SNS上に被災者を装う悪質な投稿や、実在しない住所からの救助要請などの虚偽・デマ情報が流れる可能性があることを踏まえ、SNS上に流通する様々な情報をAIなども活用して迅速に把握し、虚偽・デマ情報への注意喚起や正確な情報の発信を実施する。また、災害時の情報収集の方法や虚偽・デマ情報の危険性を平時から幅広く啓発する。
- ドローンや情報連絡員用タブレットなど、新たに導入した資機材の活用方法の確認も含め、訓練や研修を実施し、職員による操作手順等の習熟を図ることで、被災状況を早期に把握できる体制を確保する。
- 災害時応援協定締結業者等によるパトロールにパトロールシステムを活用し、地震発生後の道路、河川、砂防の各施設の被災状況や道路啓開ルートを速やかに確認する。

【用語解説】パトロールシステム

・道路・河川・砂防のパトロール業務や各種施設点検業務を支援することを目的に、点検情報を現地でモバイル端末に登録し、集計、日誌が自動生成・出力等ができるシステム

- 国の「総合防災情報システム（SOBO-WEB）」と県の「被害情報集約システム」とのデータ連携に向け、必要な改修などの機能強化に取り組むとともに、国・県・市町村が災害時に情報を迅速に共有し、被災状況や応急対応の把握・認識統一を図れるよう、様々な防災関係システムの標準化・統一化を国に働きかけていく。

【用語解説】総合防災情報システム（SOBO-WEB）

- ・災害対応機関間で災害情報を地理空間情報として共有するシステム。災害情報を俯瞰的に捉え、被害の全体像の把握を支援することを目的とし、2024年4月から内閣府において運用を開始

- 被災者の生活再建に必要な罹災証明書の迅速かつ効率的な発行も含め、被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施できるよう、マイナンバーカードを使用したシステムや専用アプリの活用による避難者の把握・管理などのデジタル技術を活用した取組みについて、国の動向も踏まえつつ、導入に向けた調査・研究を推進する。
- 指定避難所以外への避難者の人数や必要物資等の把握が可能となる「分散避難システム」を活用し、指定避難所以外への避難者に対しても、迅速な支援を行うことができる体制を構築するとともに、地域における防災訓練や研修の場などを通じ、県民に対して「分散避難システム」を広く周知し、災害時における活用を促していく。これに加え、国が構築している「クラウド型被災者支援システム」など、被災者支援に資するシステムの調査・研究を推進する。

【用語解説】分散避難システム

- ・災害時に、市町村が開設した避難所以外への避難者の人数や必要物資の種類・数量等を把握するため、岐阜県が整備したシステム

【用語解説】クラウド型被災者支援システム

- ・マイナンバーカードを活用して、避難所運営や罹災証明書の発行などの被災者支援を行うことが可能となる内閣府が構築するシステム

- ドローンやレーザ技術などの遠隔点検技術や記録のデジタル化を推進し、道路・河川・砂防施設の点検や被災状況の把握等を安全かつ効率的に実施する。
- 風水害に備え、住民一人ひとりが自らの災害リスクを我が事として捉え、予め避難のタイミングと手順を定める「災害・避難カード」を作成する取組みを推進し、住民主体での適時・適切な避難行動につなげる。また、デジタル版「災害・避難カード」についても広く県民に普及していく。【再掲】
- 要配慮者を含む避難者が、安心して避難生活を送ることができるようにするため、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や「スフィア基準」の考え方に加え、大規模災害時の教訓等も踏まえ、「岐阜県避難所運営ガイドライン」を適宜改定する。また、避難所での生活が長期化することを見据え、トイレトラック、キッチンカーといった移動型車両や、循環式シャワールームなどの機器の活用に向けた取組みを進めるとともに、被災者の生活支援・再建を担うNPOなどの多様な民間団体と連携した取組みを強化する。加えて、各市町村において、「岐阜県避難所運営ガイドライン」の内容を踏まえた「避難所運営マニュアル」の策定・見直しが適切に進むよう、引き続き支援を行う。【再掲】

- 住民主体での避難行動を促進するため、各種防災情報や避難情報を一元的にわかりやすく提供する「岐阜県総合防災ポータル」を多言語化させており、災害時だけでなく平時から広く活用されるよう更なる周知に取り組むとともに、発信する情報の充実や、様々な手段での情報発信を進めていく。また、具体的な災害リスクを認知するためのハザードマップの普及促進、警戒レベルなど直感的に把握可能な表現による避難情報発令、ローカル・メディアと連携したきめ細かな情報提供、SNSを活用した情報発信など情報伝達を強化する。【再掲】
- 市町村防災行政無線については、長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するとともに、更新時期等を勘案した機能強化の検討を働きかける。あわせて、万一停止した際の広報車による巡回広報などアナログ手法に加え、民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技術を用いた代替手段の検討についても市町村に働きかけを行う。

【再掲】

（防災・減災データの提供・情報発信の推進）

- 地震発生時に県内の震度情報を、気象庁を通じて県民に伝達するため整備した「震度情報ネットワークシステム」について、今後高い確率で発生と言われる南海トラフ地震などの大地震発生時に備え、安全性、信頼性、即時性を備えたシステムとして適切に維持管理を行い、観測・情報伝達体制を確保する。
- 県のオープンデータを扱うポータルサイトにおいて、防災に係るオープンデータの提供を進めているが、民間でのデータ利活用を促進するため、市町村と連携したデータの広域化とともに、より使いやすいデータの提供を進める。
- 航空レーザ測量データを基に作成した点群（DEM）データや微地形図等について、利用希望者が容易にデータ取得をできる環境を整備するとともに、適切なデータ管理ができる体制を構築する。
- これまで、岐阜県広域防災センターでは、VRゴーグルにより災害の仮想体験ができるコーナーを設けるなど、展示内容のリニューアルを行ってきたが、引き続きデジタル等新技術も活用しながら、展示内容の充実化を図ることで、県民、学校、自治会、自主防災組織等に対する防災教育や情報発信の拠点としての機能を高めていく。

重要業績指標（K P I）

指標名	現状値	目標値
情報収集や被災者支援等に向けた災害対応策等の高度化		
ドローンを活用した情報収集訓練の実施回数	— (R6)	5回 (R11)
県職員のドローン操作研修受講者数	174人 (R6)	630人 (R11)
分散避難システムを活用した訓練実施回数	— (R6)	5回 (R11)
デジタル版「災害・避難カード」作成事業実施市町村数	20市町村 (R5)	42市町村 (R8)
岐阜県公式L I N E 友達登録者の数【再掲】	10, 032人 (R6)	20, 000人 (R11)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第6章 計画の推進

1 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に本県の強靱化を進めるには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。

本計画では施策項目単位で施策の重点化を図ることとし、第2期計画における重点化施策項目を踏襲しつつ、施策の進捗状況、策定後の災害から得られた教訓、令和6年能登半島地震を踏まえた本県における震災対策の見直し等を踏まえ、49の重点化すべき施策項目を次頁のとおり設定した。これにより毎年度の予算編成や国への施策提案に反映することとする。

なお、重点化施策項目については、施策の進捗状況等を踏まえ、毎年度のアクションプランを策定する過程において、適宜見直しを行う。

2 毎年度のアクションプランの策定

本県の国土強靱化推進のための主要施策を「岐阜県強靱化計画アクションプラン」として取りまとめ、毎年度、進捗状況を把握する。

なお、アクションプランについては、策定の都度、岐阜県強靱化有識者会議の委員にも報告し、主要施策の進捗状況等に関して意見を伺うこととする。

3 計画の見直し

本計画については、今後の社会経済情勢の変化や、国及び本県の国土強靱化施策の推進状況などを考慮し、概ね5年ごとに計画の見直しを実施する。

ただし、計画期間中であっても、大規模災害の発生等により、新たに想定されるリスク等が明らかとなった場合は、必要に応じ、計画の見直しを行うこととする。

地域防災計画など国土強靱化に係る県の他の計画については、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時等に所要の検討を行い、本計画との整合を図る。

【重点化施策項目】

施策分野	施策項目	
	重点化施策項目	
(1) 交通・物流	・緊急輸送道路等の道路ネットワークの確保 ・孤立・大雪対策の推進	・無電柱化の推進 ・リニア中央新幹線の整備促進 ・鉄道施設の防災・減災対策の強化 ・運輸事業者の災害対応力強化 ・交通事業者の災害対応力強化
(2) 国土保全	・総合的な水害・土砂災害対策の推進 ・治山ダム等の整備・機能強化 ・火山災害対策の推進 ・亜炭鉱廃坑対策の推進	・液状化・地盤沈下対策の推進
(3) 農林水産	・農業用排水機場の整備 ・農業用ため池の防災対策の推進 ・農地・農業水利施設等の適切な保全管理 ・農林道の整備 ・災害に強い森林づくり	・農地・農業用施設災害復旧事業制度の活用推進 ・農業集落排水施設の機能保全
(4) 都市・住宅 ／土地利用	・住宅・建築物等の耐震化・防火対策の促進 ・空き家対策の推進 ・大規模盛土造成地対策の実施 ・被災住宅への支援	・帰宅困難者対策の推進 ・応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給 ・水資源の有効活用 ・市街地整備の促進 ・立地適正化計画の策定及び防災指針の作成促進 ・地籍調査の促進 ・文化財等の保護対策の推進 ・環境保全の推進
(5) 保健医療・福祉	・災害医療体制の充実 ・避難所環境の充実 ・避難所の防災機能の向上 ・福祉避難所の運営体制確保 ・社会福祉施設等への支援	・災害拠点病院等の耐災害性強化の促進 ・医療施設等におけるエネルギー・物資の確保 ・救急医療提供体制の強化 ・災害時健康管理体制の整備 ・医療・介護人材の育成・確保 ・感染症対策の強化
(6) 産業	・事業継続体制の構築に向けた支援	・建設業BCMの普及・策定支援 ・首都圏等からの本社機能の誘致 ・観光地等の風評被害防止対策の推進
(7) ライフライン・情報通信	・総合的な大規模停電対策の推進 ・上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進	・上水道の応急復旧体制の強化 ・下水道におけるBCP、災害時応援協定、防災訓練等によるソフト対策の推進 ・合併浄化槽への転換促進 ・分散型電源としての再生可能エネルギーの活用 ・電気事業者の災害対応力強化 ・情報通信事業者の災害対応力強化 ・ガス事業者の災害対応力強化 ・燃料供給体制の強化

施策分野	施策項目	
	重点化施策項目	
(8) 行政機能	【行政】 ・災害初動対応力の強化 ・支援物資の供給等に係る防災拠点機能の強化 ・受援体制・広域連携の強化 ・災害対策用資機材の確保・充実 ・住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化 ・切れ目のない被災者生活再建支援 ・非常用物資の備蓄促進 ・迅速な災害復旧体制の整備	・庁舎等の防災拠点機能の活用 ・防災情報通信システムの維持管理 ・行政情報通信基盤の耐災害性強化 ・業務継続体制の整備 ・災害時における食料供給体制の確保 ・被害想定の見直し ・災害に伴う事象の複数かつ同時発生時における対応力の強化 ・複合災害への対応力の強化 ・複合災害発生リスクの周知・啓発 ・原子力災害時における住民避難対策の強化 ・復興事前準備・事前復興の推進
	【警察・消防】 ・災害対応力強化のための資機材等整備 ・警察署庁舎等の整備・耐災害性強化 ・交通信号機等の耐災害性の強化 ・消防団員、水防団員等の確保・育成	・警察災害派遣隊の体制強化 ・ヘリコプター広域応援体制の整備 ・災害警備本部機能のバックアップ体制の整備 ・警察業務の継続体制強化 ・消防力の強化 ・緊急消防援助隊の体制強化
(9) 環境	・災害廃棄物対策の推進	・有害物質対策の検討 ・有害物質の排出・流出時における監視・拡散防止策の推進 ・河川に流出したごみ等の撤去 ・放射線モニタリング体制の確保
(10) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成	・防災教育の推進 ・災害から命を守る岐阜県民運動の推進 ・住民主体での避難対策の強化 ・要配慮者支援の推進 ・防災人材の育成・活躍促進 ・建設業の担い手育成・確保	・コミュニティ活動の担い手養成
(11) 官民連携	・支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化 ・救出救助に係る連携体制の強化 ・災害ボランティアの受入れ・連携体制の構築	
(12) メンテナンス・老朽化対策	・社会資本の適切な維持管理 ・メンテナンスに関する人材の養成 ・市町村に対する技術的支援	・公共施設等の長寿命化対策
(13) デジタル等新技術活用	・情報収集や被災者支援等に向けた災害対応策等の高度化	・防災・減災データの提供・情報発信の推進

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果

1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1) 巨大地震による住宅・建築物の複合的・大規模倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生

(住宅・建築物等の耐震化・防火対策の促進)

- 地震による死傷者や道路閉塞の発生を防ぐためには、住宅・建築物の被害を減らすことが重要である。住宅・建築物の耐震化を推進するため、耐震診断、耐震改修工事等に対する、国、県及び市町村による支援を行うとともに、部分的な耐震補強（耐震シェルターなど）に対する支援策を検討するほか、戸別訪問、建築物耐震改修説明会、リフォーム事業者に対する講習会など、普及啓発を実施する必要がある。また、耐震診断義務化対象建築物のうち、耐震性が不十分な建築物の耐震化の促進を図る必要がある。さらに、倒壊の危険がある民間ブロック塀の除去や、既存天井（吊り天井）の耐震改修が進むよう支援する必要がある。
- 住宅・建築物の耐震化については、老朽化したマンションの再生・除却の促進についても重要となることから、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正内容等も踏まえ、必要に応じて、管理組合への助言等を行う必要がある。
- 地震発生時には、火災の発見・通報・初期段階での消火の遅れや、災害の同時発生による消防力の不足などが生じる恐れがあることから、住宅用火災警報器や住宅用消火器などの普及を推進する必要がある。また、近年の大規模地震においては、電気に起因する火災が多く発生していることから、電気火災防止に効果的な感震ブレーカーの普及も推進する必要がある。
- まちぐるみでの消火器等を用いた初期消火の訓練、シミュレーションやD I Gを用いた防災訓練など、地域における防災教育を通じ、県民の意識向上を図るとともに、消防設備の充実を図るため、市町村に対し、国の補助金の活用を促していく必要がある。また、大規模火災発生時等の消防水利を確保するため、排水ポンプ車やミキサー車を活用した給水が可能となるよう、関係機関と連携しミキサー車からの給水訓練及びその水を水利とした放水訓練を実施しているが、大規模火災時に連携した消火活動が展開できるよう、引き続き訓練を実施する必要がある。
- 既存不適格建築物等の安全性向上のため、当該建築物における適切な退避・避難行動の方法に加え、避難経路等の確保を目的とした改修の必要性について周知する必要がある。
- 地震や洪水による機能不全を防ぐため、防災拠点等建築物の建築主や設計者、管理者など関係者に広く「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」及び「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」を周知する必要がある。
- 南海トラフ地震は、震源域が広範囲にわたる海溝型地震であり、地震が発生した場所から数百キロメートル離れた場所でも揺れ続ける「長周期地震動」の発生も予測されていることから、「長周期地震動」の認知度の向上に向けた取組みとともに、家具や什器などの転倒等防止対策の啓発を推進する必要がある。

(公共施設等の長寿命化対策)

- 不特定多数の方が集まる文化施設や県立学校など多くの県有施設が老朽化し、更新時期を迎えることから、「岐阜県公共施設等総合管理基本方針」に基づき、必要性、有効性、効率性の観

点から、統廃合等も含めた今後の施設のあり方について検討を行う「総点検」を実施するとともに、引き続き「岐阜県県有建物長寿命化計画」に基づき、計画的な維持保全に取り組む必要がある。

- 県営住宅については、耐用年限の2分の1を経過している住宅が8割を超えており、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、「岐阜県公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な維持管理・更新を行う必要がある。

（空き家対策の推進）

- 大規模災害発生時の空き家の倒壊による道路の閉塞などを防止するため、市町村等と連携して危険な空き家の除却や空き家の利活用を進めるとともに、空き家所有者への意識啓発や市町村に対する優良事例の情報提供等、大規模災害に備えた空き家対策を推進する必要がある。

（大規模盛土造成地対策の実施）

- 盛土等に伴う災害から人命を守るため、盛土規制法に基づき既存盛土等調査を実施する必要がある。また、盛土規制法の施行前に把握した大規模盛土造成地について、市町村と連携して変動予測調査等を実施する必要がある。

（市街地整備の促進）

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に危険な密集市街地については、都市の防災機能の向上を図るため、市町と連携して市街地再開発事業など密集市街地の面的整備を促進する必要がある。

（道路啓開の迅速な実施）

- 令和6年能登半島地震では、道路啓開に時間を要し、安否確認や救助・救急活動などに支障が生じたことから、早期の応急復旧に向け、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の増強や、道の駅等への備蓄倉庫を整備する必要がある。また、関係機関と連携した訓練を継続的に実施し、発災時に道路啓開計画に基づく対応を確実かつ迅速に実施する体制を確保する必要がある。
- 災害により道路が通行不能となった際には、建設関連団体との災害応援協定や、道路管理者である県でも倒壊した電柱を撤去できる旨を定めた電線管理者との協定を活用し、関係機関と連携して迅速な啓開作業を実施する必要がある。

（被害想定の見直し）

- 本県には100を超える活断層が密集しており、県内のどの地域においても震度6強以上の内陸直下地震が発生する可能性があることから、主要な活断層による地震の被害想定調査に基づき防災・減災対策に取り組んでいる。国による南海トラフ地震被害想定の見直し内容を踏まえた上で、県の被害想定の見直しを含め、現状の課題整理や今後取り組むべき防災・減災対策の検討を推進する必要がある。

1-2) 集中豪雨による市街地や地域等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

（総合的な水害対策の推進）

- 近年の気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴い、平成30年7月豪雨、令和2年7月豪雨、令和3年8月の大雨、令和6年台風第10号のように治水安全度が低い県管理中小河川における水害が頻発している。このため、河川改修やダムの建設などの対策をより一層加速するとともに、流域のあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う「流域治水」を推進する必要がある。
- 水害の発生頻度を低下させ、生命はもとより財産や暮らしを守り、社会経済活動を安心して営めるようにするため、新丸山ダムや長良川遊水地等の直轄事業を促進するほか、「岐阜県新五流域総合治水対策プラン」に基づき、河川改修や内ヶ谷ダムの整備等を推進し、ハード対策を迅速に進める必要がある。加えて、河川管理施設等のハード施設では防ぎきれない水害に対しては、要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成や避難訓練の実施に係る支援など、命を守るための避難行動につながるソフト対策を推進する必要がある。
- 令和6年7月の東北地方の大雨では、ポンプ設備が故障した排水機場の代替として、排水ポンプ車が活用されたことから、県が保有する排水ポンプ車の操作技術及び実施体制を確保するための定期的な訓練を継続し、浸水被害を防止・軽減する体制を確保する必要がある。
- 中小河川の危機管理型水位計や河川監視カメラを適切に維持管理するとともに、出水時に避難判断の参考となる情報を市町村に確実に伝えるための情報伝達等に係る定期的な訓練を継続して実施する必要がある。また、洪水時の円滑な避難のため、各市町村において整備した洪水ハザードマップの周知・啓発を促進し、住民の防災意識を向上させるなど、避難体制の整備を支援する必要がある。
- 避難のための情報を適時的確に発信できるよう、危機管理型水位計の備蓄を進めるとともに、長期停電に備えた水位観測機器等の電源対策を実施する必要がある。
- 平成30年7月豪雨などの災害を受けて実施した「重要インフラの緊急点検」結果等を踏まえ、洪水時の流下阻害となる箇所への河道の掘削や樹木伐採、ダムの堆積土砂の浚せつ等を進め、流下能力の向上を図る必要がある。
- ダムの緊急放流に関する事前通知について、実績降雨に基づき予測システムの検証を行い、予測精度の向上を図るとともに、必要に応じてシステムを改修し、早期の事前通知を検討する必要がある。
- 令和6年7月の東北地方の大雨では、多くのダムで事前放流を実施し、洪水調節の能力を一時的に増強したことから、県内ダムの事前放流に係る情報伝達などの定期的な訓練を継続し、台風などの大雨による洪水に備える態勢の確保を図る必要がある。
- 小学校の「総合的な学習の時間」を活用した防災に関する学習や、水辺でのイベントを通じた防災啓発などの防災教育を進め、水害・防災への意識を深めていく必要がある。
- 高齢化や過疎化が進む地域を中心に、「自助」、「共助」の意識の醸成を図り、要配慮者への避難支援等、地域の防災力の向上に取り組むほか、地域の住民が互いに支え合って避難行動をとることができるよう、住民による地区防災計画の作成など、住民の自発的な防災活動に対して、積極的に支援する必要がある。

- 気候変動適応法において、各市町村は自然的社会的状況に応じた気候変動適応計画の策定に努めるよう規定されていることから、市町村における気候変動適応計画の策定について、引き続き助言等を実施する必要がある。
- 岐阜県気候変動適応センターにおいて、防災分野を含めた気候変動の影響及び適応に係る共同研究や情報収集等に引き続き取り組むとともに、その成果については、県及び市町村の地域気候変動適応計画や地域防災計画等にも必要に応じ位置付けた上で、気候変動への適応と防災・減災対策を包括的に実施していく必要がある。

（立地適正化計画の策定及び防災指針の作成促進）

- 防災機能強化の観点から、災害リスクの低い地域に医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、住民が公共交通によりこれらの施設にアクセスできるまちづくりを進めるため、市町村の立地適正化計画の策定及び防災指針の作成を促進する必要がある。

（農業用ため池の防災対策の推進）

- 農業用ため池の多くは、近代的な技術基準に基づき設置されておらず、地震又は豪雨による決壊の危険性があることから、決壊した場合の影響度を踏まえ、地震・豪雨耐性評価を実施し、必要な防災工事を計画的に実施する必要がある。また、水位計等の遠隔監視機器の設置や、市町村及び管理者に事前放流・低水管理の取組みやハザードマップの周知を促すなど、引き続きハード・ソフトを組み合わせた取組みを継続する必要がある。
- 地震、豪雨が発生した際の農業用ため池等における緊急点検要領について周知徹底を図るとともに、ため池保全管理研修を実施し、ため池の管理・復旧に係る技術力向上を図る必要がある。

（農地・農業用施設災害復旧事業制度の活用推進）

- 大規模地震や豪雨、台風等の自然災害が発生した際には、被災した農地・農業用施設の早期復旧のため、査定前着工の活用や、応急対応を実施するための災害用ポンプの借り受け体制等の整備を推進する必要がある。また、農地・農業用施設災害復旧事業制度への理解を深めるため、災害復旧技術研修を実施し、災害復旧に係る技術力向上を図る必要がある。

（河川構造物の耐震化）

- 県内では、全国トップクラスの排水機場や樋門等の河川管理施設を管理していることから、大規模な地震等による河川構造物の機能不全に伴う二次災害の発生に備えるため、施設の耐震化を推進するとともに、地震被害発生の際には、緊急点検や応急対策を速やかに行うための盛土拠点の整備を図る必要がある。

（河川構造物の長寿命化対策）

- 近年の気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴う大水害や治水安全度が低い県管理河川の水害の頻発化に備え、洪水時に県民の生命はもとより、財産や暮らしを水害から守るため、河道の流下能力が確実に確保されるよう、航空レーザによる効率的かつ高精度な測量を行い、計画的な維持管理を実施する必要がある。また、適宜、「岐阜県河川インフラ長寿命化計画」の

見直しを行い、老朽化が著しい大規模構造物の更新や予防保全型の維持管理を効率的かつ効果的に推進する必要がある。

（農業用排水機場の整備）

- 農業用排水機場の多くが、周辺農地の宅地化などによる流出量の増加、地盤沈下のほか、「想定外の常態化」ともいうべき豪雨の頻発化などによる排水機的能力不足が懸念されており、施設の老朽化や地震、集中豪雨等に起因する災害を未然に防止するため、長期的な施設機能の確保に向けた機能保全対策を実施する必要がある。
- 地震が発生した際の農業用排水機場における緊急点検要領について周知徹底を図る必要がある。

1-3) 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）や火山噴火（火山噴出物の流出等を含む）による地域等の壊滅や甚大な人的被害の発生

（総合的な土砂災害対策の推進）

- 県内で発生した過去の大災害等を教訓に木曽川水系、庄内川水系及び神通川水系の上流域で実施している直轄砂防事業を促進するとともに、「八山系砂防総合整備計画」に基づき、土砂災害により人命等に危害が及ぶ恐れがある箇所においてハード対策を推進する必要がある。また、令和6年能登半島地震により崩壊した土砂が、令和6年9月の能登半島での豪雨により下流へ流出し大きな被害をもたらしたことから、土砂や流木等を確実に補足できるよう砂防堰堤裏の土砂撤去を計画的に実施する必要がある。
- これまでの要配慮者利用施設や避難所への土砂災害対策に加え、重要な防災拠点となる市町村役場等への対策にも取り組むほか、緊急輸送道路や孤立が予想される地域等を保全する施設整備を推進する必要がある。また、土砂と洪水が重なり被害が拡大する恐れのある流域を調査・把握する必要がある。
- 土砂災害の恐れのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図るため、今後も土砂災害警戒区域等を指定するとともに、既指定区域の定期調査や地形の改変等があった区域の随時調査を実施する必要がある。また、ポータルサイトや周知看板により土砂災害警戒区域の指定状況を周知することに加え、これまでに蓄積した災害等の情報を活用してより精度の高い土砂災害警戒情報を提供していく必要がある。さらに、市町村の防災訓練やハザードマップ作成を支援するとともに、平成29年の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）の改正により要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する必要がある。
- 土砂災害特別警戒区域など、がけ地の崩壊などの恐れのある区域内の住民に対し、市町村と協働して、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の周知を行うとともに、市町村に対しては、この制度が災害による被害を未然に防止する有効な手法の一つであることを改めて説明し、活用を促す必要がある。
- 地震発生後には、ドローンを活用し天然ダム等を早期に発見するとともに、土砂災害の恐れがある場合には、土石流センサーを活用した監視・計測による緊急避難体制を確保する必要がある。また、大規模土砂災害に備えて、平時から市町村や関係機関と連携した防災訓練を実施する必要がある。

- 県内には石積砂防堰堤など数多くの伝統的砂防施設が残っており、先人たちが古くから土砂災害と闘ってきた歴史について、小学校の「総合的な学習の時間」や砂防副読本などを活用し、次世代へ語りつなぎ、土砂災害・防災への意識を深めていく必要がある。

（砂防施設の長寿命化対策）

- 高齢化が進む膨大な砂防施設の機能を維持し、災害発生時に効果を最大限発現するため、「岐阜県砂防関係施設長寿命化計画」に基づき、点検の確実な実施と点検結果を踏まえた初期段階での適切な補修・改築により予防保全的な維持管理を推進する必要がある。

（治山ダム等の整備・機能強化）

- 林野庁が山地災害の激甚化や流木災害等を踏まえて改定した「山地災害危険地区調査要領」に基づき、令和6年度から7年度にかけて実施する山地災害危険地区の再評価結果を踏まえ、山地災害発生の危険度が高く、かつ、人家等の保全対象への影響が大きい地区を抽出し、治山対策を推進する必要がある。また、流域内の森林整備と合わせた面的な山地防災力の向上を図る必要がある。

（治山施設の長寿命化対策）

- 膨大な治山施設の機能を維持し、災害発生時に効果を最大限発現するため、「岐阜県治山施設長寿命化計画」に基づき、点検の確実な実施と点検結果の評価に基づく初期段階での適切な補修・改築・機能強化の実施により予防保全的な維持管理を推進する必要がある。また、地震、豪雨が発生した際の治山施設等の臨時点検を実施するとともに、研修等により治山施設の修繕や復旧に係る技術力向上を図る必要がある。

（火山災害対策の推進）

- 登山届の提出の更なる促進を図るため、登山届の作成・提出がスマートフォンから可能となる登山アプリ等を用いたオンラインによる登山届の提出について、ホームページ、雑誌、ポスター、チラシなどの様々な広報媒体を用いて周知する必要がある。
- 関係機関と連携を図りながら、情報伝達訓練や実動訓練の検証結果を踏まえた、より実践的な訓練を継続的に実施していく必要がある。また、退避壕などの防災設備の設置を検討する自治体に対して支援を行い、実効性のある対策を推進する必要がある。
- 国が中心となって策定している「火山噴火緊急減災対策砂防計画」に基づき、火山噴火に伴い発生する土砂災害に対応するため、緊急ハード対策に向けた大型土のうなどの資機材等を整備する必要がある。また、対策工事の従事者の安全確保や周辺住民の避難対策の支援を目的とした情報提供等を実施していく必要がある。
- 火山噴火災害の影響は、火山を取り巻く複数の自治体に及ぶことから、各自治体が参加する火山防災協議会において、火山防災避難計画に基づく実動訓練、図上訓練、情報伝達訓練を連携して実施することで、当該避難計画の見直しを行い、実効性のある計画としてその充実を図る必要がある。また、令和6年の活動火山対策特別措置法の改正により、各市町村長は、避難確保計画の作成等に援助を行うに際し必要と認めるときは、火山防災協議会に対して意見を求めることができる旨規定されたことから、関係市町村において整合性のとれた避難確保計画の

作成等を行うため、市町村長から計画策定等に当たって火山防災協議会に意見が求められた際には、助言指導を行う必要がある。

（立地適正化計画の策定及び防災指針の作成促進）【再掲】

- 防災機能強化の観点から、災害リスクの低い地域に医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、住民が公共交通によりこれらの施設にアクセスできるまちづくりを進めるため、市町村の立地適正化計画の策定及び防災指針の作成を促進する必要がある。【再掲】

1-4) 亜炭鉱廃坑跡の大規模陥没による市街地崩壊に伴う死傷者の発生

（亜炭鉱廃坑対策の推進）

- 県では亜炭鉱廃坑対策を実施してきたが、南海トラフ地震の発生が懸念される中、依然として広範に亜炭鉱廃坑が存在し予防事業を推進する必要があることから、対策を要する地域が存在する市町の意向を踏まえながら、今後の対策を進める必要がある。

1-5) 避難行動に必要な情報が適切に住民及び観光客等に提供されないことや情報伝達の不備、悪質な虚偽情報の発信等による人的被害の発生

（情報収集手段の多様化）

- 令和6年能登半島地震では、土砂崩れ等による道路の寸断により、多数の孤立地域が同時発生したことから、ヘリコプター等による空からの迅速な状況把握や物資輸送が有効であった。このため、ヘリコプターやドローンで撮影した映像を迅速に災害対策本部で共有できる体制の構築を図るとともに、ヘリコプター離発着可能候補地の把握に向けた取組みを推進する必要がある。
- 被災地域に支援を行う上で通信の確保は不可欠であることから、引き続き固定電話、携帯電話共に使用できない場合の衛星携帯電話等の通信手段や、非常用電源の確保を促進する必要がある。また、令和6年能登半島地震でも活用された民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技术を用いた通信手段の確保を検討する必要がある。
- 令和6年能登半島地震の発生直後には、SNS上に被災者を装う悪質な投稿や、実在しない住所からの救助要請などの虚偽・デマ情報が相次いだことから、災害時には、SNS上に流通する様々な情報をAIなども活用して迅速に把握し、虚偽・デマ情報への注意喚起や正確な情報の発信を実施する必要がある。また、災害時の情報収集の方法や虚偽・デマ情報の危険性を平時から幅広く啓発する必要がある。

（住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化）

- 住民主体での避難行動を促進するため、各種防災情報や避難情報を一元的にわかりやすく提供する「岐阜県総合防災ポータル」を多言語化させており、災害時だけでなく平時から広く活用されるよう更なる周知に取り組むとともに、発信する情報の充実や、様々な手段での情報発信を進めていく必要がある。また、具体的な災害リスクを認知するためのハザードマップの普及促進、警戒レベルなど直感的に把握可能な表現による避難情報発令、ローカル・メディアと

連携したきめ細かな情報提供、SNSを活用した情報発信など情報伝達を強化する必要がある。

- 気象情報・河川水位やダムの貯水位等の情報を提供する「岐阜県川の防災情報」、道路の通行規制情報・気象予警報・水位到達情報等をメール配信する「ぎふ川と道のアラームメール」や土砂災害警戒情報等を提供する「土砂災害警戒情報ポータル」の更なる周知を進めるとともに、適時適切な避難行動に繋がるよう、「流域治水」の意識醸成を図る必要がある。
- 中小河川の危機管理型水位計や河川監視カメラを適切に維持管理するとともに、出水時に避難判断の参考となる情報を市町村に確実に伝えるための情報伝達等に係る定期的な訓練を継続して実施する必要がある。また、洪水時の円滑な避難のため、各市町村において整備した洪水ハザードマップの周知・啓発を促進し、住民の防災意識を向上させるなど、避難体制の整備を支援する必要がある。【再掲】
- 避難のための情報を適時的確に発信できるよう、危機管理型水位計の備蓄を進めるとともに、長期停電に備えた水位観測機器等の電源対策を実施する必要がある。【再掲】
- 水防団、消防団等との重要水防箇所の合同巡視等を活用し、氾濫発生が予想される箇所について、水防管理団体（市町村等）や水防団等と連携し、出水時に異常があった場合の関係者間の連絡体制、水防団の作業体制や工法等の確認などを行う必要がある。また、氾濫発生を確認した水防管理者（市町村長等）から管轄土木事務所への通報・連絡を確実に実施する必要がある。
- 道路交通の混乱を回避することや、緊急車両等の円滑な通行を可能とするため、緊急輸送道路の主要な交差点などにカメラを設置し、交通状況を把握する必要がある。また、発災時における通行規制情報について、インターネット等の各メディア、道路交通情報センター、交通・道路情報板、県道路情報提供システムを活用し、道路通行規制情報をわかりやすく提供する必要がある。
- 市町村防災行政無線については、長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するとともに、更新時期等を勘案した機能強化の検討を働きかける必要がある。あわせて、万一停止した際の広報車による巡回広報などアナログ手法に加え、令和6年能登半島地震でも活用された民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技术を用いた代替手段の検討についても市町村に働きかけを行う必要がある。
- 多言語自動発信システムにより翻訳した市町村の災害情報を、フェイスブック等を活用して外国人向けに発信しているが、引き続き同システムを活用して、市町村における避難情報の多言語発信の取組みを促進する必要がある。
- 平時における聴覚障がい者への意思疎通支援のため、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助者を養成してきたが、これらの人材が災害時においても対応できるよう、全市町村での意思疎通支援事業の実施や現任者のスキルアップ研修を実施するなど従事者の資質向上を促進する必要がある。
- 音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者が円滑に消防への通報が行えるよう、スマートフォン等から画面入力等により通報する「Net119緊急通報システム」について周知を図る必要がある。

- 外国人観光客向けWEBサイト「Visit Gifu」において防災・災害関連情報を発信するとともに、岐阜県観光連盟と連携し、日本国内における避難情報等をプッシュ型で提供するアプリの普及を促進する。

（住民主体での避難対策の強化）

- 風水害に備え、住民一人ひとりが自らの災害リスクを我が事として捉え、予め避難のタイミングと手順を定める「災害・避難カード」を作成する取組みを推進し、住民主体での適時・適切な避難行動につなげる必要がある。また、デジタル版「災害・避難カード」についても広く県民に普及していく必要がある。
- 現在、洪水浸水想定区域を有する県内全市町において洪水ハザードマップが作成・公表されているが、令和3年の水防法改正により、想定最大規模の降雨に基づく浸水想定区域に対応したハザードマップの改定が必要となっていることから、引き続き改定を支援する必要がある。
- 令和5年2月に追加公表された浸水想定区域図に基づき、中小河川における水害に対応するため、市町村での洪水ハザードマップ作成を引き続き支援する必要がある。
- 現在、土砂災害警戒区域を有する県内全市町村において土砂災害ハザードマップが作成・公表されているが、平成27年の土砂災害防止法改正により避難場所や避難経路等の記載が明確化されたことから、引き続き見直しを支援する必要がある。
- 令和5年度の県政モニターアンケート調査結果によると、「南海トラフ地震臨時情報を知っていた」と回答された割合が約3割と低く、県民への周知を図り認知度を高めるとともに、同情報が発表された際に適切な防災対応がとれるよう啓発を行う必要がある。あわせて、臨時情報（巨大地震警戒）の発表に備え、「南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応指針」の随時の見直しも含め、地震による災害リスクが高い土砂災害特別警戒区域など、事前に避難が必要な地域に居住する住民等を対象に、とるべき行動の理解促進を図る必要がある。
- 気象庁により予測精度の向上が進められている線状降水帯などの防災気象情報を県民が正しく理解し、主体的な避難行動に対する意識の醸成・向上を図ることができるようにするため、研修や講習会を実施する必要がある。また、県民による主体的な避難行動を促すためには、市町村における適時・適切な避難情報の発令が求められるため、「気象防災アドバイザー」を活用し、平時においては、市町村職員向けの研修を実施するとともに、災害時には、市町村に気象情報の解説や今後の気象見通しについて助言を行うなど、市町村の防災力の向上を図る必要がある。このほか、災害対応に当たっては、気象庁のJETT（気象庁防災対応支援チーム）やリエゾンとの連携を推進していく必要がある。

（防災・減災データの提供・情報発信の推進）

- 地震発生時に県内の震度情報を、気象庁を通じて県民に伝達するため整備した「震度情報ネットワークシステム」について、今後高い確率で発生と言われる南海トラフ地震などの大地震発生時に備え、安全性、信頼性、即時性を備えたシステムとして適切に維持管理を行い、観測・情報伝達体制を確保する必要がある。
- 県のオープンデータを扱うポータルサイトにおいて、防災に係るオープンデータの提供を進めているが、民間でのデータ利活用を促進するため、市町村と連携したデータの広域化とともに、より使いやすいデータの提供を進める必要がある。

- 航空レーザ測量データを基に作成した点群（DEM）データや微地形図等は、事前防災の観点からの危険箇所等の把握、災害発生時には災害箇所周辺の地形把握、その後の救助や復旧の計画等にも有効活用できるデータである。一方で、データ数・容量ともに膨大であり、抽出箇所の特定や複製に時間を要するといった問題がある。様々な場面で有用なデータであることは明らかであり、効率的な利用を目的として、利用希望者が容易にデータ取得をできる環境を整備するとともに、適切なデータ管理ができる体制を構築する必要がある。
- これまで、岐阜県広域防災センターでは、VRゴーグルにより災害の仮想体験ができるコーナーを設けるなど、展示内容のリニューアルを行ってきたが、引き続きデジタル等新技術も活用しながら、展示内容の充実化を図ることで、県民、学校、自治会、自主防災組織等に対する防災教育や情報発信の拠点としての機能を高めていく必要がある。

（防災教育の推進）

- 「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査」の結果や、令和6年能登半島地震での事例等も踏まえ、地震への事前の備え等について、「岐阜県広域防災センター」での防災啓発イベントや、学校、職場、地域における研修や訓練等を通じて、さらなる周知を図るとともに、直感的に理解しやすい県民向け防災啓発資料の作成に取り組む必要がある。また、市町村における地震ハザードマップの作成とその周知についても、引き続き支援する必要がある。
- 「自分の命は自分で守る」という「自助」の意識を醸成するため、幼稚園や小中学校などにおいて、毎年、地域の災害リスクや災害時にとるべき避難行動の理解促進等を図る防災教育や、地域の特性に応じた、年3回の異なる危険を想定した命を守る訓練を実施する必要がある。
- 学校における防災・減災に係るリーダーとなる人材の育成により、各学校の実情に応じた実効性のある防災教育を推進するため、各学校の防災担当者を対象とした学校安全講習会における危機管理についての講習や、教員を対象とした研修講座を通じて、防災に関する外部機関との連携の拡充を図る必要がある。
- 現代的な諸課題を踏まえた教科横断的な学びとして、「体系的・系統的な防災教育」の指導計画の作成と実践、「生きる力を育む学校での安全教育」の着実な実施と防災教育の推進を図るとともに、災害時における地域との連携を含めた災害から命を守る取組みについて考え、実践する「高校生防災アクション」の推進を図る必要がある。
- 小学校の「総合的な学習の時間」を活用した防災に関する学習や、水辺でのイベントを通じた防災啓発などの防災教育を進め、水害・防災への意識を深めていく必要がある。【再掲】
- 県内には石積砂防堰堤など数多くの伝統的砂防施設が残っており、先人たちが古くから土砂災害と闘ってきた歴史について、小学校の「総合的な学習の時間」や砂防副読本などを活用し、次世代へ語りつなぎ、土砂災害・防災への意識を深めていく必要がある。【再掲】

（要配慮者支援の推進）

- 一人暮らしの高齢者や障がい者などの避難行動要支援者の逃げ遅れを防ぐため、要支援者名簿を警察や消防機関等へ事前に提供する取組みに加え、自治会や社会福祉協議会、ケアマネジャー等と連携した取組みといった優良事例の共有などにより、個別避難計画の策定が進むよう市町村を支援する必要がある。また、策定した個別避難計画に基づき、避難行動要支援者が円滑に避難することができるよう、地域ぐるみでの防災訓練の実施を促進する必要がある。

(防災人材の育成・活躍促進)

- 「清流の国ぎふ 防災・減災センター」や市町村において地域で活躍できる防災人材の育成を推進するとともに、育成した人材が地域防災力の要となるよう、自主防災組織等と連携を深める機会の創出を促進するなど、防災人材がそれぞれの地域で活躍できる体制の構築を強化・推進する必要がある。
- 外国人防災リーダーの育成に加え、育成したリーダーを防災講座等に講師として派遣するなど、地域の外国人に対する防災啓発の強化に取り組む必要がある。
- 市町村と地域住民とが密接に連携した訓練を実施できるよう、能登半島地震で生じた事態も含め、より具体的な避難所の運営手順や方法を学ことができる研修を実施するなど、避難所運営を指導する人材を育成する講座の充実を図る必要がある。
- 全ての公立学校の安全管理責任者を対象とした学校安全講習会や、管理職及び学校安全担当者を対象とした総合教育センターにおける教員研修を通じて、校内の危険箇所等の確認の視点や方法について更なる普及・啓発を図る必要がある。
- 高齢化や過疎化が進む地域では、災害時に地域で支え合う「共助」の機能が希薄となることから、防災士や消防団員など、地域において防災リーダーとなり得る人材の確保・育成を図るとともに、育成した防災リーダーによる防災教育や防災訓練の実施を推進する必要がある。

(防災情報通信システムの維持管理)

- 災害時の行政機関相互の通信回線を安定的に確保するため整備した、地上系・衛星系・移動系の三層一体の防災情報通信システムを、災害時において確実に運用できるよう適正に維持管理を図るとともに、必要な機能強化及び設備更新を推進する必要がある。

1-6) 暴風雪や豪雪等に伴う災害（孤立、大規模車両滞留など）による多数の死傷者の発生

(道路における大雪対策)

- 大雪等の際、早期に通行の確保を図るため、引き続き除雪作業に使用する除雪機や除雪基地の増強、カメラの整備や積雪・凍結センサー等による路面状況等の監視体制の強化を図る必要がある。また、関係機関と連携し、予防的通行止めを確実に実施し、車両の滞留防止を図るとともに、車両の滞留が発生した際には、市町村、警察など関係機関と連携し、早期解消を図る必要がある。
- 大雪等による大規模な車両滞留の発生や長時間の通行止めによる死傷者の発生を防ぐため、「岐阜県雪害タイムライン」に基づき、不要不急の外出抑制など行動変容を促すための県民への呼びかけ、各種防災情報や避難情報を一元的に分かりやすく提供する「岐阜県総合防災ポータル」やSNSの効果的な活用、災害時応援協定の締結事業者との連携対応といった取組みを進めていく必要がある。また、AI等の活用により、車両のスタック情報を迅速に収集するとともに、車両滞留の兆候が見られた際には、関係機関と速やかに情報を共有し、応急対応を行う必要がある。

(交通事業者の災害対応力強化)

- 暴風雪や豪雪等に対し、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階からの利用者への情報提供により、鉄道の車内などに多数の旅客が取り残される事態を回避するため、国土交通省が取りまとめた「鉄道の計画運休のあり方」を踏まえつつ、県内事業者及び沿線市町村との情報共有や連絡体制の確認を引き続き行う必要がある。
- 災害時には、地域交通事業者が被災し、地域交通網の確保等への影響が想定されるため、情報共有をより密に行い、関係事業者間の協力・連携強化を図る必要がある。

2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1) 被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(支援物資の供給等に係る防災拠点機能の強化)

- 大規模災害の発生に備え、県広域防災拠点の追加指定も含めて、物資輸送機能や活動拠点機能の強化を図るとともに、災害発生時における円滑な運営が図られるよう、関係機関などと連携した実動訓練を継続的に実施する必要がある。
- 発災時における警察・消防・自衛隊の応援部隊や支援物資等の受入拠点としての県広域防災拠点の活用状況を踏まえ、ライフラインの早期復旧が図られるよう、引き続きライフライン事業者の活動拠点の確保を図る必要がある。
- 令和6年能登半島地震でも、様々な形で「道の駅」が活用されたことから、「道の駅」が災害時に防災拠点として利用できるよう、引き続きトイレの非常用電源設備等の整備や防災用トイレの設置を進めるとともに、停電時でも遠隔操作でリアルタイムに道路情報や防災情報を発信できるデジタルサイネージや、災害時の応急復旧に必要な資機材を備蓄する倉庫を整備するなど防災機能を強化する必要がある。

(支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化)

- 内閣府において整備する災害時応援協定システムの協定書等データベースなども活用しながら、引き続き物資供給、医療救護、緊急救援、応急復旧、被災者支援、新技術活用など、様々な観点から、関係団体・民間事業者との新たな災害時応援協定締結の検討を進める必要がある。また、災害時において、各協定締結団体が迅速に活動できるよう、平時から「顔の見える」関係を構築し、実践的な共同訓練を行う必要がある。

(上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進)

- 県営水道については、大規模地震対策及び老朽化対策として、既設管路を複線化し、貯留機能及び応急給水拠点機能を付加した大容量送水管の整備を計画的に推進する必要がある。また、流域下水道については、老朽化対策として、各施設の更新等による機能確保を計画的に推進する必要がある。
- 浄水場や下水処理場及びそれらの施設に接続する管路など上下水道システムの急所施設の耐震化や、避難所などの重要施設に接続する水道・下水道の管路等の一体的な耐震化を促進する必要がある。

（上水道の応急復旧体制の強化）

- 上水道施設（取水施設・浄水施設・配水場）の被害により断水が発生した場合には、近隣の市町村と連携した給水車等による応急給水体制を確保する必要がある。また、公益社団法人日本水道協会における被災時の応急復旧、応急給水の支援が円滑に実施されるよう必要な調整を行う必要がある。
- 引き続き、岐阜県水道災害対策実施要領に基づき、各市町村における応急給水用資器材及び応急復旧用資器材の保有状況を調査するとともに、そのとりまとめ結果を各市町村と共有し、応急給水及び応急復旧体制の確保に努める必要がある。
- 近年の災害における対応状況等を踏まえ、災害発生後に必要な業務を的確に行うため、水道に係る危機管理対策マニュアル策定指針に基づき、各種マニュアルをブラッシュアップする必要がある。

（非常用物資の備蓄促進）

- 家庭等における飲料水、食料、生活用品等の備蓄について、最低3日以上、可能であれば1週間分の備蓄が奨励されていることから、「ぼうさいキャラバン」や「県職員出前トーク」などの機会を通じ、自主的な備蓄を促進するとともに、食物アレルギー対応食品や携帯トイレ、ペット用の避難用品や備蓄品の確保など、災害時に必要となる備蓄品の周知・啓発に引き続き取り組む必要がある。また、備蓄に関する県、市町村、県民の役割や考え方を改めて整理した上で、「岐阜県総合備蓄計画」の見直しや、市町村における非常用物資の備蓄、民間企業等と連携した備蓄体制の強化に取り組む必要がある。

2-2) 道路寸断等による多数かつ長期にわたる孤立地域の同時発生

（孤立地域の発生に備えた道路ネットワーク等の確保）

- 令和6年能登半島地震では、各地で道路が寸断したことにより、孤立が長期化しており、孤立予想集落が多く存在する本県でも、長期間にわたり孤立状態が続くことが懸念される。このため、孤立地域対策として、道路整備、橋梁耐震・段差対策及び斜面对策等を実施するとともに、道路沿いの民有地樹木の伐採を引き続き推進する必要がある。

（道路啓開の迅速な実施）【再掲】

- 令和6年能登半島地震では、道路啓開に時間を要し、安否確認や救助・救急活動などに支障が生じたことから、早期の応急復旧に向け、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の増強や、道の駅等への備蓄倉庫を整備する必要がある。また、関係機関と連携した訓練を継続的に実施し、発災時に道路啓開計画に基づく対応を確実かつ迅速に実施する体制を確保する必要がある。

【再掲】

- 災害により道路が通行不能となった際には、建設関連団体との災害時応援協定や、道路管理者である県でも倒壊した電柱を撤去できる旨を定めた電線管理者との協定を活用し、関係機関と連携して迅速な啓開作業を実施する必要がある。【再掲】

（非常用物資の備蓄促進）【再掲】

- 家庭等における飲料水、食料、生活用品等の備蓄について、最低3日分以上、可能であれば1週間分の備蓄が奨励されていることから、「ぼうさいキャラバン」や「県職員出前トーク」などの機会を通じ、自主的な備蓄を促進するとともに、食物アレルギー対応食品や携帯トイレ、ペット用の避難用品や備蓄品の確保など、災害時に必要となる備蓄品の周知・啓発に引き続き取り組む必要がある。また、備蓄に関する県、市町村、県民の役割や考え方を改めて整理した上で、「岐阜県総合備蓄計画」の見直しや、市町村における非常用物資の備蓄、民間企業等と連携した備蓄体制の強化に取り組む必要がある。【再掲】

2-3) 自衛隊、警察、消防等の被災や救援ルートの寸断等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足

（警察災害派遣隊の体制強化）

- 県警察災害派遣隊について、大規模災害発生時における広域的な部隊派遣態勢を確立しておくため、装備品の計画的な更新や迅速な活用要領の検討、資格取得の推進、関係機関と連携した実動訓練を実施し、部隊の対処能力の向上を図る必要がある。また、部隊の活動拠点における防寒対策、熱中症対策を考慮した環境整備や資機材・装備についても充実を図る必要がある。

（災害対応力強化のための資機材等整備）

- 災害用装備資機材の配備増強、更新を図るとともに、新たに配備された機器、更新された機器について、職員の使用方法の習熟を図る必要がある。
- 大規模災害発生時における通信を確保するため、LTE回線等を活用した回線の冗長化など、総合通信指令システムの高度化を検討する必要がある。
- 県警察において、捜索用資機材の整備及び操縦士の養成を行っているが、複数箇所の捜索現場が発生しても対応することができるよう、更なる捜索用資機材の整備及び操縦士の養成を行う必要がある。
- 大規模災害発生時に、消防職団員による人命救助、行方不明者の捜索等の救助活動が迅速かつ的確に行われるよう、救助用資機材の整備及び使用方法の習熟を図る必要がある。また、令和6年能登半島地震で発生した事象を踏まえ、消防団拠点施設の耐震強化、機動性の高い小型車両、小型化・軽量化された救助用資機材の整備や、通信体制の強化などを推進する必要がある。

（ヘリコプター広域応援体制の整備）

- 県警察は、大規模災害発生時に備え、航空自衛隊岐阜基地との応援ヘリコプターの駐機場所、航空燃料に関する調整結果に基づく実戦的な合同想定訓練の実施など、受入体制の整備を整えてきた。引き続き合同想定訓練を行い、中断のない受援体制を維持する必要がある。また、現有施設の狭隘による警察ヘリコプターの損傷を避けるため、警察航空隊の基盤整備も進める必要がある。

（警察署庁舎等の整備・耐災害性強化）

- 発災直後に全国から集結する応援派遣部隊や、自県の広域緊急援助隊等のマンパワーを無駄なく、迅速に運用するため、基幹的な防災拠点としての警察署の改築整備による施設の高度化を図り、災害時においても警察機能が遺憾なく発揮できるようにする必要がある。
- 地域における活動拠点となる交番・駐在所の統廃合に伴う新設、移転建替等につき、引き続き関係所属や警察署と連携を密にして、耐災害性の高い場所を検討するなど、警察機能の強化を図る必要がある。

（警察業務の継続体制強化）

- 大規模災害発生時においても、災害警備活動を実施しつつ警察機能を維持するため、非常時優先業務と一定期間中断等が可能な業務等をあらかじめ明確にし、「岐阜県警察業務継続計画」を見直すなど業務継続体制を強化する必要がある。

（消防力の強化）

- 災害時における外国人からの119番通報対応や災害現場での外国人救助を円滑に行うため、県内全消防本部において運用されている多言語同時通訳体制を引き続き維持する必要がある。
- 業務の効率化と迅速な災害対応が期待される消防指令業務の共同運用の実現に向け支援を行う必要がある。

（緊急消防援助隊の体制強化）

- 大規模災害発生時における広域的な消防応援体制の強化を図るため、緊急消防援助隊岐阜県大隊の増隊を図るとともに、中部ブロック訓練への参加及び岐阜県大隊の訓練を継続して実施し、部隊の災害対応能力の維持・向上を図る必要がある。

（救出救助に係る連携体制の強化）

- 自衛隊、警察、消防等の関係機関及び民間事業者等が相互に連携する訓練を引き続き実施し、関係機関との連携体制を強化する必要がある。
- 災害時には、「災害時における安否不明者・死者の氏名等公表に係る手順書」に基づく対応を迅速に行うとともに、携帯電話事業者に対する要救助者の位置情報提供要請の積極的な活用を推進し、安否不明者捜索・救出救助活動の効率化・円滑化等を図る必要がある。
- まちぐるみでの消火器等を用いた初期消火の訓練、シミュレーションやDIGを用いた防災訓練など、地域における防災教育を通じ、県民の意識向上を図るとともに、消防設備の充実を図るため、市町村に対し、国の補助金の活用を促していく必要がある。また、大規模火災発生時等の消防水利を確保するため、排水ポンプ車やミキサー車を活用した給水が可能となるよう、関係機関と連携しミキサー車からの給水訓練及びその水を水利とした放水訓練を実施しているが、大規模火災時に連携した消火活動が展開できるよう、引き続き訓練を実施する必要がある。【再掲】

(消防団員、水防団員等の確保・育成)

- 消防団員の確保環境が一段と厳しさを増している中、消防団、市町村、企業等の意見を踏まえながら、団員の処遇改善、企業等と連携した入団促進、団員がやりがいを持って活動できる環境づくりなど、効果的な確保対策を検討するとともに、基本団員の確保に加え、大規模災害団員をはじめとした機能別消防団員の拡充、消防職団員OBや女性、学生、外国人など多様な人材の活用などの方策を推進する必要がある。
- 近年、全国的に豪雨災害、土砂災害、地震災害等が頻発する中、幅広い知識、技術を習得し消防活動を安全かつ的確に実施できるよう、消防職団員を対象に、大規模災害対応訓練、水防訓練、ドローンを活用した教育訓練等を実施する必要がある。
- 県消防学校の訓練施設を各消防本部、消防団の訓練にも活用し、引き続き消防職団員の複雑化、多様化する災害への現場対応力の向上を図る必要がある。
- 高齢化する水防団の団員数維持や水防技術伝承等のため、若手団員の加入促進に向けた水防活動の広報や水防資器材の提供等の支援に取り組む必要がある。

2-4) 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(災害医療体制の充実)

- 二次医療圏内の災害拠点病院の複数化は達成したものの、他にも災害拠点病院の候補となる病院が存在することから、その指定について検討を進める必要がある。
- 研修・訓練等により、各災害拠点病院の災害派遣医療チーム（DMAT）の機能維持・向上を図る必要がある。
- 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動に必要な知識や技術を有する人材の育成、資機材の整備を通じて、被災時に円滑に活動できる体制の構築を進めるとともに、本県が被災した場合における受援体制の方針等を含むマニュアルなどを整備する必要がある。
- 災害派遣医療チーム（DMAT）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣調整、日本医師会災害医療チーム（JMAT）等医療関係団体が組織するチーム等への情報共有、保健医療福祉活動に関する情報の整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行う体制を整備する必要がある。
- 大規模災害時に、保健医療福祉活動の総合調整が困難である場合には、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）を他都道府県に要請することとなるため、厚生労働省への応援要請手順を確認するとともに、保健医療福祉調整本部のマネジメントが円滑に進むよう統括DHEATをサポートする構成員の確保及び人材育成を推進するなど、平時から受援体制を整備する必要がある。
- 県内2箇所に整備した航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の運用訓練等を実施するなど、大規模災害時における広域搬送及び航空搬送に係る体制の強化を図る必要がある。
- 市町村において、災害のフェーズに応じた保健活動が実践できるよう、各市町村の保健活動マニュアル策定を支援する必要がある。また、「岐阜県災害時保健活動マニュアル」内に、受援体制やメンタルケアを含めた健康管理に関する規定について定めるとともに、市町村における規定の整備について助言・支援することで、関係機関と連携した健康管理体制を整備する必要がある。

- 病院におけるBCP策定を進めるため、厚生労働省によるBCP策定研修への参加を促進するとともに、定期的に策定状況の調査を行う必要がある。
- 災害医療コーディネーターの養成のため、厚生労働省による災害医療コーディネーター研修への参加を促進する必要がある。
- 災害時やイベント時の事故等への備えにおいて、課題を踏まえながら医療コンテナの効果的な活用方法を検討する必要がある。
- 県内医療機関等に勤務する看護職員を災害支援ナースとして派遣する体制を整備する必要がある。
- 災害薬事コーディネーターの活動に必要な知識や技術の習得を図るための研修・訓練を実施するとともに、岐阜県薬剤師会などとモバイルファーマシーの活用方法について検討を進め、災害時に医薬品の供給・薬剤師の派遣等を迅速・的確に行うための体制を整備する必要がある。

(災害拠点病院等の耐災害性強化の促進)

- 県内の災害拠点病院については、全て耐震化されているため、その状況を維持していく必要がある。
- 病院や社会福祉施設は、災害時に必要な施設であることから、助成制度の周知を図り、引き続き更なる耐震化、防火体制の強化を推進する必要がある。
- 災害拠点病院等の非常用通信手段を確保するため、補助制度の周知を図るとともに、その活用を促進する必要がある。また、災害時に被害状況や医療活動の状況を適切に把握するためには、安定的な通信の確保が求められることから、令和6年能登半島地震でも活用された民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技术を用いた通信手段の確保についても検討する必要がある。

(医療施設等におけるエネルギー・物資の確保)

- 災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、災害拠点病院以外の医療施設が行う非常用自家発電設備や給水設備等の整備に対する支援を推進する必要がある。
- 社会福祉施設等に対し、各種助成制度の周知を図り、防災体制の強化や非常用自家発電設備等の整備を促進するとともに、最低3日分の食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄を行うよう、引き続き指導する必要がある。

(救急医療提供体制の強化)

- 災害時において救急医療が実施できる体制を確保するため、平時から他県との連携を図る必要がある。
- ドクターヘリの出動件数が増加する中、重複要請時などの未出動案件の減、活動範囲の拡大のため、基地病院に戻ることなく給油可能となる県北部への給油拠点を維持する必要がある。

(医療・介護人材の育成・確保)

- 岐阜大学医学部における地域枠の設定や、大学と病院、医師会が連携した医師育成・確保コンソーシアムによる医師確保策、看護・介護職員の処遇改善、介護福祉士を志す学生への修学資金貸付けなど、関係者と連携して医療・介護人材の育成・確保を進めており、一定の成果を

上げてきている。高齢化が進展する中、引き続き計画的な育成・確保策に平時から取り組むとともに、災害に備えた訓練の実施や広域支援体制の整備等により、医療・介護人材の災害対応力の強化を図り、災害時に医療や介護の絶対的不足による被害の拡大を生じないようにしていく必要がある。

（社会福祉施設等への支援）

- 災害時の福祉・介護分野における人材派遣等、広域的な緊急支援について、県内の福祉団体、有識者、行政関係者からなる「岐阜県災害福祉広域支援ネットワーク協議会」において引き続き検討し、災害派遣福祉チーム（DWA T）派遣体制の強化や研修、訓練の充実等、更なる体制整備を図る必要がある。
- 社会福祉施設等の防災体制の整備と応援協力体制の確立については、定期的な運営指導等を通じ、今後も現状にあわせた防災計画の見直しやBCP策定、連携体制の強化に努めるよう支援・指導する必要がある。

2-5) 長期にわたる劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生

（避難所環境の充実）

- 要配慮者を含む避難者が、安心して避難生活を送ることができるようにするため、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や「スフィア基準」の考え方に加え、大規模災害時の教訓等も踏まえ、「岐阜県避難所運営ガイドライン」を適宜改定する必要がある。また、避難所での生活が長期化することを見据え、トイレトラック、キッチンカーといった移動型車両や、循環式シャワールームなどの機器の活用に向けた取組みを進めるとともに、被災者の生活支援・再建を担うNPOなどの多様な民間団体と連携した取組みを強化する必要がある。加えて、各市町村において、「岐阜県避難所運営ガイドライン」の内容を踏まえた「避難所運営マニュアル」の策定・見直しが適切に進むよう、引き続き支援を行う必要がある。
- 避難所における防犯体制の確保や、感染症の発生・まん延を防ぐための衛生・防疫体制の整備が図られるよう、引き続き市町村への支援を行う必要がある。
- 避難所の開設・運営が円滑に行われるよう、市町村などが開催する避難所運営に関する研修等へ「清流の国ぎふ 防災・減災センター」から講師を派遣するなど、避難所の開設及び運営を担うことができる地域人材の育成を図るとともに、育成した人材が地域で活躍できる体制を構築し、「共助」の取組みを強化・推進する必要がある。
- 女性が防災の意思決定過程に主体的に参画し、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分配慮された災害対応が行われるよう、県防災会議の委員における女性の占める割合の向上を図るとともに、市町村防災会議における委員への女性の登用を促進する必要がある。また、防災施策に係る男女共同参画の視点を持った県・市町村職員の養成を進めるため、避難所運営支援をはじめとした災害対応等に当たっては、女性職員の参画も図る必要がある。
- 環境の整ったホテル・旅館を活用した2次避難について、令和6年能登半島地震での事例も踏まえながら検討を進める必要がある。また、市町村と宿泊施設との災害時応援協定の締結を促進するため、引き続き市町村の取組みを支援する必要がある。

- ペット同行避難者の受入れ体制を構築するため、市町村に対し、被災動物救援マニュアル作成例の周知や助言を行うとともに、ペット同行避難者の受入れに係る規定の整備や避難所運営訓練の実施促進を図る必要がある。
- 被災した児童生徒の心のケアを行うため、集団避難先などへのスクールカウンセラーや臨床心理士の派遣体制を整備する必要がある。また、災害時においても、児童生徒の学習機会を確保できるようにするため、タブレット端末の活用等について普及・啓発を図るとともに、国による「被災地学び支援派遣等枠組み」(D-E S T) の活用など、地域を越えた教育支援について検討を進める必要がある。

(避難所の防災機能の向上)

- 避難所での災害関連死の発生を最大限防止することを念頭に置き、災害特性に応じた資機材の配置状況の点検、耐震対策、非常用電源設備や備蓄倉庫、上下水道等が復旧していない段階でも使用可能なトイレや防災井戸の整備などによる避難所の防災機能の強化を促進する必要がある。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策、プライバシー配慮対策をはじめ、乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等の多様な利用者に配慮した環境改善や、避難生活の長期化に即した食事の提供体制の整備、新型コロナウイルスなど感染症まん延下の避難を想定した避難所の収容力の確保などを引き続き促進する必要がある。その上で、災害時には、業界団体と締結した災害時応援協定により、可動式空調機器や非常用発電機などの資機材や専門技術者を機動的に確保するなどの役割を担う必要がある。
- 浸水想定区域内にある県立学校については、受変電設備のかさ上げや、災害対策の窓口となる事務室及び個人情報の保管場所となる職員室の2階への配置など、各種浸水対策を推進する必要がある。また、市町村に対し、国からの通知や国庫補助制度の周知を図ることで、市町村立小・中学校等施設における受変電設備のかさ上げ等の浸水対策を促進する必要がある。
- 災害時に避難所となる学校では、多くの避難者が避難生活を送ることとなるため、浸水被害により良好な生活環境の確保・維持に支障を来すことがないよう、浸水対策に必要となる設備や備品の整備について支援する必要がある。
- 避難所に指定されている県立学校の体育館の館内トイレ及び附属する屋外トイレの洋式化、バリアフリートイレの整備、体育館等への空調設置を推進し、避難生活の環境改善に資する防災機能を強化する必要がある。また、市町村に対し、国からの通知や国庫補助制度の周知を図ることで、市町村立小・中学校等施設における非構造部材の耐震化、バリアフリー化、空調設置等を促進する必要がある。
- 自然災害発生時の避難所は、武力攻撃等事態等における避難施設や指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)としての活用も想定されていることから、その整備・機能強化に際しては、自然災害以外の有事の際の活用についても、可能な限り配慮する必要がある。
- 夏季における災害発生時には、平時とは異なる生活環境、作業内容、水・食料の摂取、体調等の状況により、熱中症の危険性が高まることに加え、停電等により冷房設備が十分に稼働しない可能性も考えられる。このため、平時から、災害時における熱中症の危険性や避難生活・片付け作業時の注意点に関する普及啓発を進めるとともに、非常用電源や冷却器具等の熱中症

対策に資する設備・備品の確保を図る必要がある。また、災害時には、冷房設備の整った場所への避難の推奨も含め、避難生活における熱中症対策に取り組む必要がある。

（福祉避難所の運営体制確保）

- 全市町村において福祉避難所が指定されているが、地域における指定箇所、福祉避難所運営マニュアル等の策定や訓練の実施状況については各市町村で差が生じているため、市町村担当者向けの研修会開催などを通じて、福祉避難所の充実・強化に向け市町村への支援を行う必要がある。

（災害時健康管理体制の整備）

- 発災初動における保健所と市町村の役割分担や連携体制について、具体的な対応の共有・イメージ化など、引き続き市町村の活動体制を把握し、平時から関係機関等と連携した健康管理体制を構築する必要がある。また、リハビリテーション支援をはじめ、災害時に連携を要する応援派遣者や関係機関の役割についての理解を深め、災害時における支援・受援体制を整備する必要がある。

（被災住宅への支援）

- 被災住宅からの土砂撤去や屋根等の応急修理について、災害ボランティア等との連携を強化するとともに、被害の状況に応じて、災害救助法、被災者生活再建支援法、県の被災者生活・住宅再建支援制度を速やかに適用することで、被災者の生活再建を支援する必要がある。また、市町村における罹災証明書発行業務が迅速に行われるよう、被害認定調査について、県・市町村相互による職員応援体制に基づく支援を行う必要がある。
- 被災住宅から撤去された土砂を含んだ災害廃棄物や市街地から撤去された土砂等について、国の助成制度の活用による円滑な運搬、分別処理体制が確保できるよう市町村を支援する必要がある。

（応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給）

- 建設型応急仮設住宅については、引き続き市町村と連携し、建設可能用地の確保及び用地ごとの災害リスク等の情報充実に努める必要がある。また、災害時応援協定締結団体による供給能力等の把握に努めるとともに、プレハブ、木造それぞれの特性を市町村と共有する必要がある。
- 賃貸型応急仮設住宅については、災害時に円滑に提供できるようにするため、市町村や協定締結団体への災害救助法に基づく供与制度の周知など連携強化を図る必要がある。

2-6) 想定を超える大量の避難者や帰宅困難者の発生、混乱

（帰宅困難者対策の推進）

- 関係自治体や経済団体などの多様な主体と連携しながら、平時から企業の従業員等に対し、大規模災害時には「むやみに移動を開始しない」ことについて周知するとともに、BCP策定支援等を通じて、企業等に対し、帰宅困難になった場合に従業員等を一定期間事業所等内に留

めておくことの必要性や、物資の備蓄等について周知する必要がある。また、帰宅困難者が、「水道水の提供」や「トイレの使用」などの支援を受けることができるよう、県内のコンビニエンスストア等と締結した災害時応援協定に基づく帰宅困難者支援を引き続き推進する必要がある。

- 帰宅困難者対策の実効性を確保するためには、多様な主体との連携が不可欠であることから、県、警察、消防、関係自治体、交通事業者、経済団体などによる意見交換等を継続して実施する必要がある。

（非常用物資の備蓄促進）【再掲】

- 家庭等における飲料水、食料、生活用品等の備蓄について、最低3日分以上、可能であれば1週間分の備蓄が奨励されていることから、「ぼうさいキャラバン」や「県職員出前トーク」などの機会を通じ、自主的な備蓄を促進するとともに、食物アレルギー対応食品や携帯トイレ、ペット用の避難用品や備蓄品の確保など、災害時に必要となる備蓄品の周知・啓発に引き続き取り組む必要がある。また、備蓄に関する県、市町村、県民の役割や考え方を改めて整理した上で、「岐阜県総合備蓄計画」の見直しや、市町村における非常用物資の備蓄、民間企業等と連携した備蓄体制の強化に取り組む必要がある。【再掲】

2-7) 大規模な自然災害と感染症との同時発生

（感染症対策の強化）

- 大規模災害時の感染症の発生・まん延を防止するため、予防接種の実施主体となる市町村における円滑な予防接種実施への支援、協力を行う必要がある。また、定期的に県内でのワクチンの流通量を調査して把握するとともに、ワクチンや予防接種資材の全国的な在庫状況を把握し、安定した予防接種が実施できるよう働きかける必要がある。

（避難所環境の充実）【再掲】

- 要配慮者を含む避難者が、安心して避難生活を送ることができるようにするため、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や「スフィア基準」の考え方に加え、大規模災害時の教訓等も踏まえ、「岐阜県避難所運営ガイドライン」を適宜改定する必要がある。また、避難所での生活が長期化することを見据え、トイレトラック、キッチンカーといった移動型車両や、循環式シャワールームなどの機器の活用に向けた取組みを進めるとともに、被災者の生活支援・再建を担うNPOなどの多様な民間団体と連携した取組みを強化する必要がある。加えて、各市町村において、「岐阜県避難所運営ガイドライン」の内容を踏まえた「避難所運営マニュアル」の策定・見直しが適切に進むよう、引き続き支援を行う必要がある。【再掲】
- 避難所における防犯体制の確保や、感染症の発生・まん延を防ぐための衛生・防疫体制の整備が図られるよう、引き続き市町村への支援を行う必要がある。【再掲】
- 避難所の開設・運営が円滑に行われるよう、市町村などが開催する避難所運営に関する研修等へ「清流の国ぎふ 防災・減災センター」から講師を派遣するなど、避難所の開設及び運営を担うことができる地域人材の育成を図るとともに、育成した人材が地域で活躍できる体制を構築し、「共助」の取組みを強化・推進する必要がある。【再掲】

- 環境の整ったホテル・旅館を活用した2次避難について、令和6年能登半島地震での事例も踏まえながら検討を進める必要がある。また、市町村と宿泊施設との災害時応援協定の締結を促進するため、引き続き市町村の取組みを支援する必要がある。【再掲】
- ペット同行避難者の受入れ体制を構築するため、市町村に対し、被災動物救援マニュアル作成例の周知や助言を行うとともに、ペット同行避難者の受入れに係る規定の整備や避難所運営訓練の実施促進を図る必要がある。【再掲】
- 被災した児童生徒の心のケアを行うため、集団避難先などへのスクールカウンセラーや臨床心理士の派遣体制を整備する必要がある。また、災害時においても、児童生徒の学習機会を確保できるようにするため、タブレット端末の活用等について普及・啓発を図るとともに、国による「被災地学び支援派遣等枠組み」(D-E S T)の活用など、地域を越えた教育支援について検討を進める必要がある。【再掲】

3. 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1) 県庁及び市町村役場の職員・施設等の被災、受援体制の不備による行政機能の大幅な低下

(災害初動対応力の強化)

- 引き続き、災害時に陣頭指揮を執る市町村長の危機管理意識の醸成と災害対応力の強化を図り、「自助」、「共助」の力が最大限に発揮できるようにするとともに、それらを支える「公助」の取組みを推進する必要がある。また、県民が主体的に避難行動をとれるよう、空振りを恐れない早めの避難情報の発令に向けて市町村を支援する必要がある。
- 住民への的確な避難情報の発令が行えるよう、中小河川を含めて整備した「風水害タイムライン」に従い、出水期前に全市町村参加の情報伝達訓練を継続して実施する必要がある。また、ダムの緊急放流に備え、ダム管理者、下流市町を含めた関係機関、住民参加による訓練を継続して実施する必要がある。
- 令和6年能登半島地震では、被害の甚大さもあり、発災当初において、十分な情報収集や共有、被害の全体像の迅速な把握に至らなかった事例が見られたことから、県と市町村間での情報伝達と共有を迅速かつ円滑に行うため、県から市町村へ派遣する「情報連絡員」に対し、平時から、研修や訓練を通じたスキルアップを図る必要がある。また、派遣の長期化も見据え、必要な資機材を整備するとともに、新型コロナウイルスなどの感染症まん延下においては、健康チェックなどの派遣時におけるルールの遵守を徹底する必要がある。
- 大規模災害時には、被害を最小限に食い止めるため、その被害の全体像を迅速に把握した上で先を見越した応急対策を展開することが求められる。そのため、災害対策全般に渡って市町村長をサポートする「災害マネジメント支援職員」の増員を図るとともに、「災害マネジメント支援職員」を対象に、防災に対する知識や理解を深めるための専門的な研修を継続的に実施する必要がある。また、市町村が行う避難所運営や支援物資搬入などの支援を行う「緊急支援隊」の業務・役割について周知・徹底を図るとともに、総合防災訓練等において市町村と連携した実践的な訓練を実施する必要がある。
- 国内において大規模災害が発生した際には、その被災地での支援活動を通じて、本県職員の災害対応力の向上を図るとともに、支援活動に従事した職員の「支援職員データベース」への追加を進め、県内での大規模災害発生に備えた体制の強化に取り組む必要がある。

- 災害時に、迅速な市町村支援を行うため、「災害マネジメント支援職員」を派遣する必要があると認められる場合には、被災市町村に対して、直ちに派遣の提案等を実施する必要がある。また、「災害マネジメント支援職員」の派遣に向けた調整を確実に実施できるようにするため、総合防災訓練等において派遣までの手順の確認を行う必要がある。
- 罹災証明書発行業務など、応急復旧業務に従事する職員を確保するために構築した県・市町村相互による職員応援体制に基づき、災害対応フェーズに応じた派遣調整などについて平時から訓練を行うとともに、災害時の市町村業務を総合的に支援する「被災者支援システム」の有効活用を促進する必要がある。
- 大規模災害発生時に、国や他県に対し円滑に職員の応援要請が行えるよう、引き続き他県での災害支援の経験や教訓を活かした受援ニーズの共有・調整を図るための仕組みについて検討する必要がある。また、災害による被害を最小限に食い止めるため、令和6年能登半島地震をはじめとするこれまでの災害事象や災害教訓を訓練シナリオに盛り込んだ、市町村や関係機関が参加する実践的かつ効果的な訓練を継続的に実施していく必要がある。

(情報収集や被災者支援等に向けた災害対応策等の高度化)

- ドローンや情報連絡員用タブレットなど、新たに導入した資機材の活用方法の確認も含め、訓練や研修を実施し、職員による操作手順等の習熟を図ることで、被災状況を早期に把握できる体制を確保する必要がある。
- 災害時応援協定締結業者等によるパトロールにパトロールシステムを活用し、地震発生後の道路、河川、砂防の各施設の被災状況や道路啓開ルートを速やかに確認する必要がある。
- 令和6年4月に運用を開始した国の「総合防災情報システム（SOBO-WEB）」と県の「被害情報集約システム」とのデータ連携に向け、必要な改修などの機能強化に取り組むとともに、国・県・市町村が災害時に情報を迅速に共有し、被災状況や応急対応の把握・認識統一を図れるよう、様々な防災関係システムの標準化・統一化を国に働きかけていく必要がある。
- 被災者の生活再建に必要な罹災証明書の迅速かつ効率的な発行も含め、被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施できるよう、マイナンバーカードを使用したシステムや専用アプリの活用による避難者の把握・管理などのデジタル技術を活用した取組みについて、導入に向けた調査・研究を推進する必要がある。
- 令和6年能登半島地震では、指定避難所以外への避難者の状況や必要な物資等のニーズの把握が難航したことから、指定避難所以外への避難者の人数や必要物資等の把握が可能となる「分散避難システム」を活用し、指定避難所以外への避難者に対しても、迅速な支援を行うことができる体制を構築するとともに、地域における防災訓練や研修の場などを通じ、県民に対して「分散避難システム」を広く周知し、災害時における活用を促していく必要がある。これに加え、国が構築している「クラウド型被災者支援システム」など、被災者支援に資するシステムの調査・研究を推進する必要がある。
- ドローンやレーザ技術などの遠隔点検技術や記録のデジタル化を推進し、全国トップクラスの数を持つ道路・河川・砂防施設の点検や被災状況の把握等を安全かつ効率的に実施する必要がある。
- 風水害に備え、住民一人ひとりが自らの災害リスクを我が事として捉え、予め避難のタイミングと手順を定める「災害・避難カード」を作成する取組みを推進し、住民主体での適時・適

切な避難行動につなげる必要がある。また、デジタル版「災害・避難カード」についても広く県民に普及していく必要がある。【再掲】

- 要配慮者を含む避難者が、安心して避難生活を送ることができるようにするため、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や「スフィア基準」の考え方に加え、大規模災害時の教訓等も踏まえ、「岐阜県避難所運営ガイドライン」を適宜改定する必要がある。また、避難所での生活が長期化することを見据え、トイレトラック、キッチンカーといった移動型車両や、循環式シャワールームなどの機器の活用に向けた取組みを進めるとともに、被災者の生活支援・再建を担うNPOなどの多様な民間団体と連携した取組みを強化する必要がある。加えて、各市町村において、「岐阜県避難所運営ガイドライン」の内容を踏まえた「避難所運営マニュアル」の策定・見直しが適切に進むよう、引き続き支援を行う必要がある。【再掲】
- 住民主体での避難行動を促進するため、各種防災情報や避難情報を一元的にわかりやすく提供する「岐阜県総合防災ポータル」を多言語化させており、災害時だけでなく平時から広く活用されるよう更なる周知に取り組むとともに、発信する情報の充実や、様々な手段での情報発信を進めていく必要がある。また、具体的な災害リスクを認知するためのハザードマップの普及促進、警戒レベルなど直感的に把握可能な表現による避難情報発令、ローカル・メディアと連携したきめ細かな情報提供、SNSを活用した情報発信など情報伝達を強化する必要がある。【再掲】
- 市町村防災行政無線については、長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するとともに、更新時期等を勘案した機能強化の検討を働きかける必要がある。あわせて、万一停止した際の広報車による巡回広報などアナログ手法に加え、令和6年能登半島地震でも活用された民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技术を用いた代替手段の検討についても市町村に働きかけを行う必要がある。【再掲】

（切れ目のない被災者生活再建支援）

- 被災者が、被災直後から生活再建に至るまでの各フェーズに応じた切れ目のない支援を受けることができるよう、被災者に対する生活支援情報をまとめたホームページを作成し、幅広く周知するとともに、市町村における生活支援情報の発信についても促進する必要がある。
- 避難者等が、一人ひとりの事情や状況に応じて適切な支援が受けられるよう、避難所という場所に着目した支援から、避難者等一人ひとりに着目した支援への転換を図る必要がある。こうした支援は、被災者が抱える様々な課題に対応するための専門性が求められることから、「災害ケースマネジメント」の考え方を取り入れ、県、市町村、関係者間での支援のあり方について議論を深め、災害時に機能する体制を構築していく必要がある。
- 災害発生時の被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の実施に必要となる罹災証明書の交付の円滑化を図るため、県・市町村職員を対象とした住家被害調査員育成研修を引き続き実施する必要がある。
- 県ホームページで公開する「災害時の被災者支援に関する各種制度」について、制度変更等の都度、適切に更新を図るとともに、災害時に活用できる支援制度を県民自ら把握しておくことが重要となるため、防災啓発イベントの場などを活用し、周知に向けた取組みを推進する必要がある。また、災害時には、県において災害救助法の適用を速やかに判断するとともに、平時には、被災者への支援を担う市町村の職員が、災害救助法や被災者生活再建支援法などの制

度や内容について正しく理解することができるよう、市町村職員向けの研修等を実施する必要がある。

（庁舎等の防災拠点機能の活用）

- 県内市町村では、緊急避難場所、一般避難所、福祉避難所を指定しており、県では、自衛隊・消防など応援部隊の活動や物資支援の拠点として広域防災拠点を指定している。災害時に、県民が自らの命を守るための避難場所を確保できるよう、市町村における避難場所の追加指定及び更新について、引き続き促進を図る必要がある。また、県においては、災害への応急対応の拠点として機能する防災拠点の追加指定及び更新について、引き続き推進する必要がある。

（受援体制・広域連携の強化）

- 県境道路の整備、災害時の広域応援体制の強化や広域避難の検討、帰宅困難者対策など広域的に取り組むべき課題について、引き続き国、隣県、県内市町村等との連携の強化を図る必要がある。
- 県では「岐阜県広域火葬計画」を策定し、各市町村及び関係一部事務組合（以下「市町村等」という。）に周知するとともに、毎年度、市町村等における火葬場の能力等を把握し、その情報を関係市町等に還元している。広域計画としての実効性を高めていくため、引き続き市町村等の体制整備に向けた取組みを支援する必要がある。
- 災害時には避難所の開設・運営に当たる市町村職員なども自ら被災し業務に従事できない可能性があることから、令和6年能登半島地震の被災地に対する支援を踏まえて整備した「支援職員データベース」や、関係団体との災害時応援協定、国において進める移動型車両等のデータベースなどを活用し、被災市町村において速やかに適切な避難所運営を図ることができるようにする必要がある。
- 令和6年能登半島地震では、被災地に派遣された応援職員の活動場所や業務内容があらかじめ決められておらず、受援の遅れにつながった例もあることから、「岐阜県災害時広域受援計画」や「岐阜県災害対応マニュアル」などの見直しを適宜実施し、応援職員等の役割や受入れオペレーション（体制、執務室、宿泊場所、女性への配慮等）の明確化による受援体制の強化を図るとともに、各市町村の受援計画の見直しについても支援する必要がある。
- 総務省の応急対策職員派遣制度や中部9県1市、県内市町村との災害時応援協定に基づき、被災影響の少ない県や市町村が被災自治体の後方支援を担うことは、迅速かつ効率的な災害対応を行う上で非常に重要となることから、災害時の支援体制の適切な運用に向けて、受援計画に基づく訓練を継続的に実施し、受援又は支援体制の実効性の確保・向上を図る必要がある。また、国内で大規模災害が発生した際には、その教訓等も踏まえ、必要に応じて、災害時応援協定の内容の拡充を図るための見直しを実施する必要がある。
- 物資輸送に係る実動訓練等の結果も踏まえ、必要に応じて「岐阜県災害時広域受援計画」や「岐阜県広域物資輸送拠点物資集積・輸送マニュアル」の見直しを行うとともに、市町村の物資に係る受援計画等の策定・見直しを支援する必要がある。また、支援物資が被災者まで届かない「ラストワンマイル問題」の解消に向け、県及び市町村の物資拠点、避難所の物資情報（ニーズ、調達、輸送状況等）を国・県・市町村間で共有できる内閣府の「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用を図る必要がある。

（業務継続体制の整備）

- 被災時に備え、非常時優先業務の選定、職員の安否・参集状況の確認体制等について、引き続き維持する必要がある。

（行政情報通信基盤の耐災害性強化）

- 岐阜情報スーパーハイウェイについては、幹線の切断に備えた幹線網のループ化や、架空ケーブル区間における耐災害性の向上を図るとともに、引き続きアクセスポイント及び中継局の耐水性・耐火性・耐震性を維持する必要がある。

（情報システム部門の業務継続体制の整備）

- 情報システム部門の業務継続計画の実効性を高めていくため、継続的に周知、訓練、スキルアップを行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるよう点検を行う必要がある。また、災害に関する情報など、高可用性を求める情報システムについては、外部データセンターやクラウドサービスの利用を図る必要がある。
- システムのバックアップ体制に関わる人材が被災者となる可能性や高齢化等も考慮し、システム運用・保守や故障時の復旧に関する情報・技術の共有、継承、研鑽について、定期・不定期の機会を捉え、システム構築企業等と連携して継続的に努めていく必要がある。また、バックアップに必要な各資機材の保有については、重要度や老朽化の状況等に合わせて対象資機材、数量、保有方法等のリスト整備を行いながら、体制維持を図る必要がある。

3-2) 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

（警察署庁舎等の整備・耐災害性強化）【再掲】

- 発災直後に全国から集結する応援派遣部隊や、自県の広域緊急援助隊等のマンパワーを無駄なく、迅速に運用するため、基幹的な防災拠点としての警察署の改築整備による施設の高度化を図り、災害時においても警察機能が遺憾なく発揮できるようにする必要がある。【再掲】
- 地域における活動拠点となる交番・駐在所の統廃合に伴う新設、移転建替等につき、引き続き関係所属や警察署と連携を密にして、耐災害性の高い場所を検討するなど、警察機能の強化を図る必要がある。【再掲】

（災害警備本部機能のバックアップ体制の整備）

- 大規模災害により、警察本部及び警察署の災害警備本部機能が使用不能に陥った場合に備え、代替施設を確保するとともに、施設機能の向上などを図る必要がある。

（交通信号機等の耐災害性の強化）

- 大規模災害発生時の交通環境の安定化のため、停電による滅灯時でも電源供給を行えるよう、交差点に設置された全ての信号機について、可搬式発動発電機に対応できるものとするほか、信号電源付加装置の整備を進める必要がある。

- 地震発生時の信号柱の倒壊による道路交通の寸断、信号機の機能不全による交通環境への影響を回避するため、老朽化したコンクリート製の信号柱を耐震性の高い鋼管柱に更新する必要がある。
- 高度化光ビーコンの対応車載器搭載車の普及には時間を要することから、高度化光ビーコンで収集できるプローブ情報だけでなく、民間プローブ情報の活用など、道路情報の収集方法について、抜本的な見直しを図る必要がある。また、リアルタイムな道路情報を把握するため、交通監視カメラ等の整備を推進する必要がある。

4. 生活・経済活動を機能不全に陥らせない

4-1) サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済等への影響

(事業継続体制の構築に向けた支援)

- 中小企業等、とりわけ小規模事業者は経営資源が脆弱なため、ひとたび被災すると甚大な影響を受ける可能性があることから、引き続き商工会等と連携した「事業継続力強化計画」やBCPの策定支援、フォローアップに取り組む必要がある。
- 漁業協同組合において漁獲水産物の集出荷場における品質保持のため、冷凍、冷蔵機器の非常用電源の確保等に取り組む必要がある。また、種苗生産施設においてもBCPの策定を促進するとともに、停電による生産への影響を避けるため、非常用電源等の確保に取り組む必要がある。また、土地改良施設が被災して機能を果たせなくなった場合には、営農に支障を与えるため、施設管理者に被災時の対応手順を予め備えるBCPの策定を促進する必要がある。
- 農業者のBCP策定を促進するため、園芸産地等を対象とした施設・機械導入を支援する事業において、BCP作成の取組みをポイント化しており、その取組みを継続する必要がある。また、県内のすべての卸売市場で地震、風水害、感染症を対象にしたBCPを策定済みであり、一定の脆弱性は回避しているものの、老朽化した施設の改修や災害対応設備の導入が必要な施設もあることから、施設整備の促進を図る必要がある。

(首都圏等からの本社機能の誘致)

- 本社機能の移転については、従業員の移住や若者の県外流出防止などに加え、大都市圏に集中する企業のリスクを分散し、国全体の強靱化を図る観点からも、引き続き取組みを推進する必要がある。

(観光地等の風評被害防止対策の推進)

- 大規模災害発生時に報道等で本県が被災していると繰り返し取り上げられることにより、被災していない地域まで被災しているとの風評被害が発生する場合があることから、国内外に正確な情報を発信するとともに、タイミングを見極めながらプロモーション支援等の適切な対応を実施する必要がある。

4-2) 高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

(有害物質対策の検討)

- アスベストや化学物質等の有害物質の飛散・流出対策については、届出や検査など現行法に基づく対応に留まっていることから、大規模災害発生時に迅速な対応をするための課題を整理・検討する必要がある。

(有害物質の排出・流出時における監視・拡散防止策の推進)

- 災害時等において、有害物質の流出等による大気汚染状況の悪化等、通常と異なる状況の発生を把握するためには、平常時の状況を把握する必要がある。このため、災害時及び平常時における県内の大気汚染状況を把握できるよう、測定機器の適切な維持管理及び更新等を行い、大気汚染常時監視体制を整備する必要がある。
- 水素ステーションなどでのガス検知・火災検知・換気設備など必要となる安全設備の整備を周知するとともに、災害による施設の被災等の際には、国、県、市町村消防が迅速に情報を共有できる体制を引き続き維持する必要がある。

4-3) 食料や物資の供給の途絶、分配体制の不備等に伴う、県民生活・社会経済活動への甚大な影響

(災害時における食料供給体制の確保)

- 県では、民間企業やＪＡ全農岐阜との災害時応援協定に基づき、災害時に必要となる食料等の生活必需物資の調達や、米の備蓄・供給に係る体制を構築しており、引き続き、被災者に食料等を迅速に供給できるようにするため、協定に基づく食料供給体制の維持を図る必要がある。

(農業水利施設の老朽化対策)

- 安定した食料供給に向け、引き続き基幹的農業水利施設の長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する必要がある。

4-4) 異常渇水等による用水の供給の途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(水資源関連施設の整備等推進)

- 気候変動の影響もあり、異常渇水等の発生頻度が高まる可能性があることから、木曽川水系連絡導水路など水資源関連施設の整備・機能強化、ダム群連携等の既存ストックを活用した水資源の有効利用を推進する必要がある。
- 「渇水対応タイムライン」を活用して、渇水時の情報共有を引き続き緊密に行うことにより、渇水による被害の軽減を図る必要がある。

(水源の多様化)

- 災害時や異常渇水時において必要な用水を確保するため、雨水・地下水等の有効利用を推進する必要がある。

4-5) 農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下

(農地・農業水利施設等の適切な保全管理)

- 農村地域において、農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、集落や組織が協力して行う農地や農業水利施設等を保全管理する取り組みや、「田んぼダム」の導入に向けた取り組みに対して、引き続き支援する必要がある。
- 耕作放棄地の新たな発生を防止する地域共同活動が、過疎化や高齢化により困難となるため、地域共同活動を引き続き支援する必要がある。
- 災害時においても地域防災力を発揮できるよう、相互扶助など集落機能を維持するため、日常的に地域ぐるみで農地や農村環境などの保全に取り組む農村の共同活動に対して支援する必要がある。
- 各市町村の地域防災計画において、大規模災害の発生時に病虫害防除が遅滞なく実施できるよう農薬等資材の準備等が位置付けられていることから、引き続きその体制を維持する必要がある。

(災害に強い森林づくり)

- 県土の8割を森林が占めており、豪雨による山地災害等を防止するため、森林の公益的機能の持続的な発揮に向け、引き続き人工林の針広混交林へ誘導するための間伐等の森林整備を計画的に推進する必要がある。また、重要インフラ施設周辺の森林等のうち特に緊要度の高い区域については、森林の整備と治山事業等の土木的手法を適切に組み合わせて、防災・減災対策につなげる取り組みを推進する必要がある。
- 適切な経営管理が行われていない森林について、森林環境譲与税の導入とあわせて施行された森林経営管理制度を活用し、市町村主体の森林整備を促進する必要がある。また、令和5年度に策定した市町村が主体となった間伐実施計画の実行に向けた指導や支援を行っていく必要がある。
- CLT（直交集成板）等の木製品、新工法及び新規用途の開発・普及によって、県産材需要を拡大し、県内の森林整備の促進を図る必要がある。
- 適切な森林整備を継続的に実施するため、引き続き「森のジョブステーションぎふ」を核として、林業の担い手確保・育成・定着を図るとともに、森林技術者の育成に必要な指導体制の強化を図る必要がある。
- 適正な鳥獣保護管理を推進するため、調査の実施により生息数や分布状況を把握するとともに、ニホンジカ等野生鳥獣による食害等の森林被害を軽減させるための防除対策を推進する必要がある。
- 自然災害への暴露の回避及び脆弱性の低減の両面から、治山対策におけるEco-DRRの取り組みを更に進めていくため、荒廃地の生態系に配慮した植生回復や樹林化を推進し、従前の環境回復を積極的に取り組む必要がある。
- 山地災害防止等の森林の公益的機能の低下を防ぐため、治山対策を推進する流域内において、地域住民、森林所有者及び地域外関係者等が一体となり、森林の保全管理の取り組みや、境界・権利者の明確化を通じた施業の集約化が図れるよう、制度や技術の活用に係る研修会や、

所有権整理に関する法的な検討会により、流域内の森林整備を推進する必要がある。また、リモートセンシング技術等を活用した森林境界明確化の手法の普及を図る必要がある。

- 被災経験豊富な熟練職員の退職、被災経験がない若手職員の増加、慢性的な職員不足により、技術力向上のための研修の企画及び研修への参加が困難な状況が続くことで、年々職員の災害対応スキルが低下していることから、災害時にも必要となる森林・林業に係る専門的技術の継承に向けた取組みを推進する必要がある。また、災害時に迅速に被災状況を調査するため、林道災害研修の実施や倒木処理、折損木処理等の技術の取得、手引きの作成等の取組みを推進する必要がある。

5. 情報通信サービス、電力・燃料等ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1) ライフライン（電気、ガス、石油、上下水道等）の長期間・大規模にわたる機能停止

（総合的な大規模停電対策の推進）

- 暴風・豪雪に伴う倒木による停電を未然に防ぐため、危険樹木の事前伐採について、県、市町村及び電気事業者が連携し、孤立予想地域や重要施設への送電路を優先的に実施するなど、効率的かつ効果的に取り組む必要がある。
- 市町村（避難所を含む）、医療機関や社会福祉施設等が備蓄・保有する非常用発電機の数量、規格、燃料補給体制などについて点検を行い、適宜、電力・通信に係る重要施設リストの作成・更新を実施する必要がある。また、電気事業者、通信事業者、災害時応援協定締結団体等と連携し、停電が長期化した際にも、代替的な電源を迅速かつ円滑に確保できるようにする必要がある。
- 平時から電気事業者との「顔の見える」関係を構築するとともに、大規模災害時には、後発災害が発生する可能性なども踏まえ、県災害対策本部への情報連絡員の派遣や、被災状況及び道路啓開に関する情報の共有、優先的な電源車の配備など、早期に電力復旧を図ることができるようにするための連携・協力体制を構築する必要がある。
- 自動車メーカー・販売店との協定を締結し、停電時における電源確保方策の一環として電気自動車等の活用を図るとともに、情報通信事業者との連携により公共施設や避難所における携帯電話等充電用資機材を確保する必要がある。
- 停電時の住民の不安や混乱を軽減するため、電気事業者、県、市町村は、相互に連携して多様な情報伝達手段を活用し、きめ細かな情報発信を行う必要がある。

（上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進）【再掲】

- 県営水道については、大規模地震対策及び老朽化対策として、既設管路を複線化し、貯留機能及び応急給水拠点機能を付加した大容量送水管の整備を計画的に推進する必要がある。また、流域下水道については、老朽化対策として、各施設の更新等による機能確保を計画的に推進する必要がある。【再掲】
- 浄水場や下水処理場及びそれらの施設に接続する管路など上下水道システムの急所施設の耐震化や、避難所などの重要施設に接続する水道・下水道の管路等の一体的な耐震化を促進する必要がある。【再掲】

（上水道の応急復旧体制の強化）【再掲】

- 上水道施設（取水施設・浄水施設・配水場）の被害により断水が発生した場合には、近隣の市町村と連携した給水車等による応急給水体制を確保する必要がある。また、公益社団法人日本水道協会における被災時の応急復旧、応急給水の支援が円滑に実施されるよう必要な調整を行う必要がある。【再掲】
- 引き続き、岐阜県水道災害対策実施要領に基づき、各市町村における応急給水用資器材及び応急復旧用資器材の保有状況を調査するとともに、そのとりまとめ結果を各市町村と共有し、応急給水及び応急復旧体制の確保に努める必要がある。【再掲】
- 近年の災害における対応状況等を踏まえ、災害発生後に必要な業務を的確に行うため、水道に係る危機管理対策マニュアル策定指針に基づき、各種マニュアルをブラッシュアップする必要がある。【再掲】

（下水道におけるBCP、災害時応援協定、防災訓練等によるソフト対策の推進）

- 災害復旧の迅速化等に向け、汚水処理に関する業務を行う関係団体との災害時応援協定に基づき、県、市町村及び関係団体との共同防災訓練を実施する必要がある。
- 近年の災害における対応状況等を踏まえ、災害発生後に必要な業務を的確に行うため、下水道BCP策定マニュアル等に基づき、引き続き下水道BCPのブラッシュアップを促進する必要がある。

（合併浄化槽への転換促進）

- 老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を引き続き促進する必要がある。

（農業集落排水施設の機能保全）

- 農業集落排水施設については、汚水処理施設の機能確保のため、計画に基づき施設の機能保全対策を実施しており、引き続き計画的に推進する必要がある。

（分散型電源としての再生可能エネルギーの活用）

- 地域資源を活かした再生可能エネルギー等による「自立・分散型エネルギーシステム」の構築と活用を進めるため、市町村とともに取り組む太陽光発電に加え、その他のエネルギーの活用という観点から、地産地消型の木質バイオマス発電や熱利用施設の導入等を推進する必要がある。

（燃料供給体制の強化）

- 災害時における警察や消防等の緊急車両への優先給油の実施やサービスステーション過疎地域での燃料供給途絶の防止等を図るため、石油関係団体等との連携体制を維持するとともに、連携手順について、防災訓練などを通じて適宜確認する。また、災害時には、災害時応援協定も活用し、重要施設などへの迅速な燃料供給に取り組む必要がある。
- 「分散型エネルギー」であるLPガスについては、令和6年能登半島地震において、各家庭や被災地内の在庫ボンベを避難者の炊き出しなどで活用されたことから、災害時には、災害時応援協定を活用し、重要施設や避難所等にLPガスを優先供給できるようにする必要がある。

（運輸事業者の災害対応力強化）

- 県と運輸事業者団体との間で緊急・救援輸送に関する災害時応援協定を締結しており、大規模災害時には、協定に基づく広域的な緊急輸送等の役割が期待されている。このため、大規模災害時には、運輸事業者による緊急・救援輸送や早急な運行再開が図られるよう取組みを進める必要がある。また、物流・旅客輸送分野では、人材不足が顕著化するなど、事業者を取り巻く環境も変化していることから、平時から様々な面において支援を図る必要がある。

（道路啓開の迅速な実施）【再掲】

- 令和6年能登半島地震では、道路啓開に時間を要し、安否確認や救助・救急活動などに支障が生じたことから、早期の応急復旧に向け、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の増強や、道の駅等への備蓄倉庫を整備する必要がある。また、関係機関と連携した訓練を継続的に実施し、発災時に道路啓開計画に基づく対応を確実かつ迅速に実施する体制を確保する必要がある。

【再掲】

- 災害により道路が通行不能となった際には、建設関連団体との災害時応援協定や、道路管理者である県でも倒壊した電柱を撤去できる旨を定めた電線管理者との協定を活用し、関係機関と連携して迅速な啓開作業を実施する必要がある。【再掲】

（無電柱化の推進）

- 令和6年能登半島地震では、多数の電柱が倒壊し道路を閉塞したことから、緊急輸送道路や避難路を確保するため、駅前や市街地の幹線道路で無電柱化を計画的に進めるとともに、緊急輸送道路における新設電柱の占用を制限していく必要がある。

（電気事業者の災害対応力強化）

- 大規模災害に伴う電力の長期供給停止を発生させないため、災害を想定した訓練を引き続き実施していくとともに、他電気事業者から受入れた応援要員の早期稼働、迅速なドローンの活用に向けた運用整備、復旧作業に注力できる支援体制の整備など、早期復旧のための体制を強化する必要がある。

（情報通信事業者の災害対応力強化）

- 孤立地域や避難施設等において、早期に通信手段を確保・復旧するため、被災状況、避難所開設状況、道路啓開情報、資機材の確保・運搬方法、優先的な復旧箇所、今後の復旧方針等の情報交換を密に実施し、電気通信事業者間（固定・携帯）や行政関係機関との連携体制を強化する必要がある。
- 大規模災害時には情報が錯綜する可能性があるため、県が実施する防災訓練への参加に加え、実際に災害対策本部が設置された際には、積極的に情報連絡員の派遣を行うなど、情報連携体制の実効性の確保を図る必要がある。

（ガス事業者の災害対応力強化）

- 都市ガスについては、耐震性に優れたガス管への取替えを進めており、各家庭には震度5相当以上の地震で自動的にガスを遮断するガスメーターが設置されている。また、地震による被

害が生じた場合は、被害地域を限定して供給停止する安全確保の仕組みを整備しているが、引き続き耐震性に優れたガス管への取替えを計画的に推進する必要がある。

- 災害時にガス供給を迅速に復旧するため、平時から「顔の見える」関係を構築し、被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画を共有するなど、県や市町村等関係機関との連携体制の強化を図る必要がある。

5-2) 幹線道路・鉄道が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響

(緊急輸送道路等の道路ネットワークの確保)

- 令和6年能登半島地震では、東海北陸自動車道が被災地への緊急物資の輸送や災害派遣等の復旧活動を支える役割を担ったことから、東海環状自動車道、東海北陸自動車道及び中部縦貫自動車道といった災害直後から有効に機能する緊急輸送道路の整備を進め、広域的な代替ルートとしての機能を確保する必要がある。
- 令和6年能登半島地震では、地理的制約から道路ネットワークが限られていたため、被災者の安否確認や支援物資を届けるのが困難な状況であったことから、日本の真ん中に位置し、7県と接する交通の結節点であるという本県の特性に鑑み、災害時、他県からの支援の受け入れや他県への支援を中継するため、引き続き県境道路の整備により道路ネットワークの強化を図る必要がある。
- 令和6年能登半島地震では、橋梁と道路の接続部での段差や斜面・盛土構造物の崩落により、多数の道路が寸断したことから、医療施設や広域防災拠点、県庁、市町村役場等の防災拠点への通行が確保できるよう、緊急輸送道路の整備、橋梁耐震・段差対策、斜面对策及び盛土対策等の整備を進めていく必要がある。
- 災害時に車道部の通行が困難になった場合においても、避難所等への通行を確保することができるよう、歩道整備、自転車通行空間の整備及び防護柵設置といった交通安全対策を含め、道路ネットワークを着実に整備する必要がある。
- 豪雨時における道路の機能維持を図るため、冠水の恐れがあるアンダーパスにおいて、冠水時には表示板・回転灯・遮断施設により確実に車両の侵入防止を実施するとともに、排水設備の補修や排水能力向上のための排水ポンプ増強を進めていく必要がある。また、河川からの溢水による道路冠水等の情報をリアルタイムに把握し、速やかに規制等の対応を行うため、道路監視カメラ等を整備する必要がある。
- 災害時の電力供給の制約により、道路照明を消灯することのないよう、消費電力を削減できる道路照明のLED化を推進する必要がある。

(リニア中央新幹線の整備促進)

- 大規模災害により交通の大動脈が分断する事態に備え、広域的な代替輸送ルート確保の観点から、リニア中央新幹線の整備を促進するため、工事が円滑に進むよう関係機関等と調整を図る必要がある。

（鉄道施設の防災・減災対策の強化）

- 第三セクター鉄道等の県内地方鉄道について、老朽化した鉄道施設の長寿命化に資する補強・改修を実施し、予防保全による防災・減災対策の強化を図るとともに、安全性向上に向けた設備投資の実施など、安全・安定輸送の確保に向けた取組みを推進する必要がある。

（交通事業者の災害対応力強化）【再掲】

- 暴風雪や豪雪等に対し、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階からの利用者への情報提供により、鉄道の車内などに多数の旅客が取り残される事態を回避するため、国土交通省が取りまとめた「鉄道の計画運休のあり方」を踏まえつつ、県内事業者及び沿線市町村との情報共有や連絡体制の確認を引き続き行う必要がある。【再掲】
- 災害時には、地域交通事業者が被災し、地域交通網の確保等への影響が想定されるため、情報共有をより密に行い、関係事業者間の協力・連携強化を図る必要がある。【再掲】

（無電柱化の推進）【再掲】

- 令和6年能登半島地震では、多数の電柱が倒壊し道路を閉塞したことから、緊急輸送道路や避難路を確保するため、駅前や市街地の幹線道路で無電柱化を計画的に進めるとともに、緊急輸送道路における新設電柱の占用を制限していく必要がある。【再掲】

（道路施設の維持管理）

- 高度経済成長期以降に整備した橋梁、トンネル、モルタル吹付法面などの道路施設の高齢化が進行していることから、「岐阜県道路施設維持管理指針」に基づき、引き続き計画的な点検、補修等を実施する必要がある。

（メンテナンスに関する人材の養成）

- 県、岐阜大学、産業界が連携し、点検や補修に関する高度な技術を有する「社会基盤メンテナンスエキスパート（ME）」を養成し、道路や小規模橋梁の点検・修繕に活用するとともに、地域の道路を見守る「社会基盤メンテナンスサポーター（MS）」を小中学校関係者や高校生などに拡大し、効率的かつ効果的な維持管理を推進する必要がある。

（市町村に対する技術的支援）

- 社会資本の高齢化や災害の頻発化が進む中、多くの市町村は、技術職員の不足などの課題を抱えていることから、土木事務所における社会資本メンテナンス相談窓口などを活用し、引き続き市町村に対する維持管理や災害復旧の技術的な支援を推進する必要がある。

（農林道の整備）

- 地域交通ネットワークの強化及び孤立地域の発生防止のため、計画的に農道の整備や農道橋の耐震対策を実施しており、避難路や代替輸送路機能の確保に向け、引き続き整備を推進する必要がある。
- 地域交通ネットワークの補完や災害に強い森林づくりのため、市町村と連携して計画的に林道整備を推進する必要がある。

6. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1) 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物対策の推進)

- 災害廃棄物の迅速な処理や円滑な公費解体を進めるためには、災害発生直後の速やかな仮置場の設営及び管理、県内市町村等との連絡調整、国や近隣県との広域的な連携・応援体制などを内容に含む、県及び各市町村の「災害廃棄物処理計画」の実効性を確保することが重要となる。このため、災害を想定した演習及び研修を実施し、災害廃棄物処理体制の強化を図る必要がある。
- 市町村等が実施するごみ焼却施設の更新、基幹改良について、耐震性の向上、浸水対策等を促進する必要がある。また、ごみ焼却施設が被災した場合でも迅速に復旧できるようにするため、施設の補修に必要な資機材及び燃料を備蓄する必要がある。

(有害物質対策の検討)【再掲】

- アスベストや化学物質等の有害物質の飛散・流出対策については、届出や検査など現行法に基づく対応に留まっていることから、大規模災害発生時に迅速な対応をするための課題を整理・検討する必要がある。【再掲】

(河川に流出したごみ等の撤去)

- 河積を阻害している流木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図るとともに、災害発生時には、流出したごみを適正に撤去・処分するなどにより河川環境の保全を図る必要がある。

6-2) 災害対応・復旧復興を支える人材等（消防団員、専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害ボランティアの受入れ・連携体制の構築)

- 大規模災害発生時に、市町村ボランティアセンターの円滑な運営を支援する「岐阜県災害ボランティア連絡調整会議」を速やかに設置し、ボランティアを円滑に受入れできるよう、平時から市町村及び市町村社会福祉協議会を含めた関係機関との意見交換や研修・訓練などを通じて、「顔の見える」関係づくりを進め、多様な主体との連携・協働を図る必要がある。また、ボランティアの活動調整等を行う「災害中間支援組織」の設置に向け、関係団体との協議を進める必要がある。
- 大規模災害時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、災害ボランティアセンターの運営を支援する人材を養成していく必要がある。
- 倒木処理など専門技術を要するニーズに対応するため、技術ボランティアが円滑に活動できるよう連携体制を維持する必要がある。

(防災人材の育成・活躍促進)【再掲】

- 「清流の国ぎふ 防災・減災センター」や市町村において地域で活躍できる防災人材の育成を推進するとともに、育成した人材が地域防災力の要となるよう、自主防災組織等と連携を深

める機会の創出を促進するなど、防災人材がそれぞれの地域で活躍できる体制の構築を強化・推進する必要がある。【再掲】

- 外国人防災リーダーの育成に加え、育成したリーダーを防災講座等に講師として派遣するなど、地域の外国人に対する防災啓発の強化に取り組む必要がある。【再掲】
- 市町村と地域住民とが密接に連携した訓練を実施できるよう、能登半島地震で生じた事態も含め、より具体的な避難所の運営手順や方法を学ことができる研修を実施するなど、避難所運営を指導する人材を育成する講座の充実を図る必要がある。【再掲】
- 全ての公立学校の安全管理責任者を対象とした学校安全講習会や、管理職及び学校安全担当者を対象とした総合教育センターにおける教員研修を通じて、校内の危険箇所等の確認の視点や方法について更なる普及・啓発を図る必要がある。【再掲】
- 高齢化や過疎化が進む地域では、災害時に地域で支え合う「共助」の機能が希薄となることから、防災士や消防団員など、地域において防災リーダーとなり得る人材の確保・育成を図るとともに、育成した防災リーダーによる防災教育や防災訓練の実施を推進する必要がある。

【再掲】

（消防団員、水防団員等の確保・育成）【再掲】

- 消防団員の確保環境が一段と厳しさを増している中、消防団、市町村、企業等の意見を踏まえながら、団員の処遇改善、企業等と連携した入団促進、団員がやりがいを持って活動できる環境づくりなど、効果的な確保対策を検討するとともに、基本団員の確保に加え、大規模災害団員をはじめとした機能別消防団員の拡充、消防職団員OBや女性、学生、外国人など多様な人材の活用などの方策を推進する必要がある。【再掲】
- 近年、全国的に豪雨災害、土砂災害、地震災害等が頻発する中、幅広い知識、技術を習得し消防活動を安全かつ確に実施できるよう、消防職団員を対象に、大規模災害対応訓練、水防訓練、ドローンを活用した教育訓練等を実施する必要がある。【再掲】
- 県消防学校の訓練施設を各消防本部、消防団の訓練にも活用し、引き続き消防職団員の複雑化、多様化する災害への現場対応力の向上を図る必要がある。【再掲】
- 高齢化する水防団の団員数維持や水防技術伝承等のため、若手団員の加入促進に向けた水防活動の広報や水防資器材の提供等の支援に取り組む必要がある。【再掲】

（コミュニティ活動の担い手養成）

- 災害時に「共助」の力を発揮するためには、平時からのコミュニティの活力維持が重要となることから、地域の課題解決に取り組む地域活動団体等に対して、その活動に関する指導・助言を行うアドバイザーを派遣するなど、地域活動団体等による取組みを支援する必要がある。
- 地域のコミュニティとして様々な活動と防災活動を組み合わせることなどにより、災害による被害を予防し、軽減するための自主防災組織の育成・活動を促進する必要がある。

（建設業の担い手育成・確保）

- 地域の復旧の中心となる建設業を担う人材の育成・確保を図るため、「ぎふ建設人材育成・確保連携協議会」による産学官一体の取組み、職場環境の改善や人材育成に積極的な企業を「ぎふ建設人材育成リーディング企業」として認定する制度、「建設ICT人材育成センター」によ

る技術力・生産性向上を目的とした研修などを推進する必要がある。また、建築分野においては、「岐阜県建築担い手育成協議会」による産学官が連携した取組みや、「ぎふ建築担い手育成支援センター」による技術力・生産性向上を目的とした研修などを推進する必要がある。

（建設業ＢＣＭの普及・策定支援）

- 地域の復旧・復興において重要な役割を果たす建設業の事業継続力向上を図るため、県と災害時応援協定を締結する建設業関連団体に取り組むＢＣＭ（事業継続マネジメント）を認定する制度の普及、策定に向けた支援を実施する必要がある。

6-3）公共施設の損壊や広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ

（災害対策用資機材の確保・充実）

- 激甚化・頻発化する水害・土砂災害や大規模地震等により被災した施設を迅速に復旧することができるようするため、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の増強や、道路啓開等を目的とした道の駅等への備蓄倉庫を整備する必要がある。また、引き続き平時に資機材の確保、点検及び関係機関との訓練を実施する必要がある。

（迅速な災害復旧体制の整備）

- 水害・土砂災害や大規模地震等により公共施設が被災した際、復旧工法の早期立案を支援する災害復旧支援隊（ＤＲＳ）や災害査定前着工、工場であらかじめ製造されたプレキャスト製品を積極的に活用するとともに、新技術を活用し災害査定の効率化を図るなど、早期復旧に向けた取組み（岐阜モデル）を推進する必要がある。
- 県内の市町村や近隣県が被災した際における復旧復興支援のため、中長期派遣に係る技術職員を確保する必要がある。

（液状化・地盤沈下対策の推進）

- 地盤沈下の状況を把握し、その未然防止を図るため、「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」に基づき地盤沈下状況の調査・観測を引き続き実施する必要がある。
- 令和６年能登半島地震では、広範囲において液状化が発生し、道路や建造物に多数の被害が生じている。また、本県においても、明治２４年の濃尾地震において、液状化による被害が確認されていることから、液状化が発生する危険性がある地域や液状化対策工法などについて、防災イベント等の機会を通じて、広く県民に啓発する必要がある。

（河川構造物の耐震化）【再掲】

- 県内では、全国トップクラスの排水機場や樋門等の河川管理施設を管理していることから、大規模な地震等による河川構造物の機能不全に伴う二次災害の発生に備えるため、施設の耐震化を推進するとともに、地震被害発生の際には、緊急点検や応急対策を速やかに行うための盛土拠点の整備を図る必要がある。【再掲】

6-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊、地域産業の担い手の長期避難等による有形・無形の文化の衰退・喪失

(文化財等の保護対策の推進)

- 地域の文化財を適切に保存し後世へ継承するため、防災・防犯対策の徹底、大規模災害に備えた老朽化対策や防災設備・耐震調査・耐震補強等への支援を推進する必要がある。また、文化財に係る資料等の後世への継承や一元管理を図るため、資料・写真などをデジタルデータとして収集し、アーカイブ化する取組みについても、継続して実施する必要がある。
- 生活・民俗文化を継承するためには、地域コミュニティの維持・活性化が重要となることから、地域の活性化に向けた効果的な取組みを推進する必要がある。
- 被災地における地場産業の早期復興を支援するための取組みを検討する必要がある。

(環境保全の推進)

- 本県の豊かで美しい自然環境の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、災害に強い森林づくりや自然公園等の保全を推進する必要がある。
- 各地域で優れた森林景観の形成を図るため、観光道路等から眺望でき、景観として価値が高く、観光客を呼び込み地域活性化等に資することができる森林について、公的関与の高い管理・整備を推進する必要がある。
- 農村地域において、農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、集落や組織が協力して行う農地や農業水利施設等を保全管理する取組みや、「田んぼダム」の導入に向けた取組みに対して、引き続き支援する。【再掲】

6-5) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(地籍調査の促進)

- 土地の所有者や境界等を明確にすることで、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、計画的な地籍調査の実施を促進する必要がある。

(応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給)【再掲】

- 建設型応急仮設住宅については、引き続き市町村と連携し、建設可能用地の確保及び用地ごとの災害リスク等の情報充実に努める必要がある。また、災害時応援協定締結団体による供給能力等の把握に努めるとともに、プレハブ、木造それぞれの特性を市町村と共有する必要がある。【再掲】
- 賃貸型応急仮設住宅については、災害時に円滑に提供できるようにするため、市町村や協定締結団体への災害救助法に基づく供与制度の周知など連携強化を図る必要がある。【再掲】

6-6) 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

(復興事前準備・事前復興の推進)

- 被災後には早期の復興まちづくりが求められるが、これまでの大規模災害時には、基礎データの不足や喪失、復興まちづくりを担う人材の不足などにより、復興に影響が生じることが予

測されることから、防災・減災対策と並行して、事前に被災後の復興まちづくりを準備する復興事前準備の取組みを進めておくことが重要となる。このため、市町村に対して、国のガイドラインや手引きを適宜情報提供し、市町村が地域の特性に応じた復興まちづくりを計画的に進めることができるようにする必要がある。また、令和6年能登半島地震を受けてまとめられた「石川県創造的復興プラン」に基づく石川県の復興状況についても注視し、本県における事前復興の推進に資する必要がある。

- 大規模災害からの復興に際して必要となる各種手続き等について、実際の運用事例やその判断基準を整理し、災害復旧を効率的・効果的に行うための取組み・手順等について、事前に整理検討する必要がある。

7. 孤立の長期化、救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象が広域的かつ同時に発生した場合や複合災害が発生した場合でも被害を最小限に抑える

7-1) 孤立の長期化、救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象の複数かつ同時の発生により、対応が後手に回り、防げる被害が防げない事態

（災害から命を守る岐阜県民運動の推進）

- 県民総ぐるみで「自助」と「共助」の力を最大限に発揮できるようにするためには、適宜、アンケート調査等の実施により、県民の防災意識・知識の理解度も確認しながら、「過去の災害を知る防災教育の実施」「ハザードマップの周知」「地域の防災訓練への参加促進」などといった様々な取組みを推進することが重要となる。このため、「災害から命を守る岐阜県民運動」を子どもから高齢者まで全ての世代を対象に幅広く展開するとともに、県や市町村、消防、警察、自衛隊、医療、福祉などの防災に関わる全ての関係機関が連携し、令和6年能登半島地震での支援経験等も活かした実効性のある啓発運動となるよう、関係者一丸となって取り組む必要がある。
- 「自助」と「共助」の意識を高め、災害への備えを負担感なく県民が行えるよう、日常的に使用しているモノや行動を災害時にもそのまま役立てる「フェーズフリー」の考え方を取り入れ、広く県民に普及・啓発を図る必要がある。

（災害に伴う事象の複数かつ同時発生時における対応力の強化）

- 令和5年1月に開庁した新県庁舎には、「災害対策の拠点」として、災害対応に従事する様々な職員や関係機関等が円滑に活動できるようワンフロアの専用スペース「危機管理フロア」を設けており、被害情報の共有や収集等に用いるための大型映像モニターや防災情報通信システム等を整備している。引き続き「孤立」や「救助・救急活動の遅れ」「物資の供給途絶」など、災害に伴う事象の複数かつ同時発生も想定した上で、この危機管理フロアを最大限に活用し、国、市町村、民間事業などの関係機関と連携した取組みを進める必要がある。
- 令和6年能登半島地震では、多くの地域が長期間にわたり孤立した。本県においてもおよそ600地域を超える孤立予想地域が存在することから、地震や風水害などの大規模災害時には、多数の孤立地域が発生することを想定しておく必要がある。このため、大規模災害時に孤立地域が発生した場合には、孤立地域に対する迅速な支援が行えるよう、「岐阜県孤立地域対策指針」に基づき、毎年度、孤立予想地域を調査するとともに、市町村による備蓄・資機材の

充実を促進する必要がある。また、当該調査の結果を関係機関とも共有した上で、実践的な訓練を継続して実施する必要がある。

（受援体制・広域連携の強化）【再掲】

- 県境道路の整備、災害時の広域応援体制の強化や広域避難の検討、帰宅困難者対策など広域的に取り組むべき課題について、引き続き国、隣県、県内市町村等との連携の強化を図る必要がある。【再掲】
- 県では「岐阜県広域火葬計画」を策定し、各市町村及び関係一部事務組合（以下「市町村等」という。）に周知するとともに、毎年度、市町村等における火葬場の能力等を把握し、その情報を関係市町等に還元している。広域計画としての実効性を高めていくため、引き続き市町村等の体制整備に向けた取組みを支援する必要がある。【再掲】
- 災害時には避難所の開設・運営に当たる市町村職員なども自ら被災し業務に従事できない可能性があることから、令和6年能登半島地震の被災地に対する支援を踏まえて整備した「支援職員データベース」や、関係団体との災害時応援協定、国において進める移動型車両等のデータベースなどを活用し、被災市町村において速やかに適切な避難所運営を図ることができるようにする必要がある。【再掲】
- 令和6年能登半島地震では、被災地に派遣された応援職員の活動場所や業務内容があらかじめ決められておらず、支援の遅れにつながった例もあることから、「岐阜県災害時広域応援計画」や「岐阜県災害対応マニュアル」などの見直しを適宜実施し、応援職員等の役割や受入れオペレーション（体制、執務室、宿泊場所、女性への配慮等）の明確化による支援体制の強化を図るとともに、各市町村の支援計画の見直しについても支援する必要がある。【再掲】
- 総務省の応急対策職員派遣制度や中部9県1市、県内市町村との災害時応援協定に基づき、被災影響の少ない県や市町村が被災自治体の後方支援を担うことは、迅速かつ効率的な災害対応を行う上で非常に重要となることから、災害時の支援体制の適切な運用に向けて、支援計画に基づく訓練を継続的に実施し、支援又は支援体制の実効性の確保・向上を図る必要がある。また、国内で大規模災害が発生した際には、その教訓等も踏まえ、必要に応じて、災害時応援協定の内容の拡充を図るための見直しを実施する必要がある。【再掲】
- 物資輸送に係る実動訓練等の結果も踏まえ、必要に応じて「岐阜県災害時広域応援計画」や「岐阜県広域物資輸送拠点物資集積・輸送マニュアル」の見直しを行うとともに、市町村の物資に係る支援計画等の策定・見直しを支援する必要がある。また、支援物資が被災者まで届かない「ラストワンマイル問題」の解消に向け、県及び市町村の物資拠点、避難所の物資情報（ニーズ、調達、輸送状況等）を国・県・市町村間で共有できる内閣府の「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用を図る必要がある。【再掲】

7-2) 地震後の豪雨災害や地震後の原子力災害といった複合災害により、多数の逃げ遅れや死傷者の発生、対応する職員や物資等の不足、生活基盤となるインフラ復旧の大幅な遅れなどの被害が甚大化・拡大化する事態

（複合災害への対応力の強化）

- 大雨により土砂災害や洪水による被害が発生する中での台風の接近や、大雪が続く中での地震の発生といった、様々な複合災害を想定した図上訓練を引き続き実施し、効率的な情報の集

約・分析や、早期復旧に向けた関係機関との優先復旧箇所の選定といった具体的な対策の立案など、複合災害への対応力の強化を図るとともに、訓練の結果を踏まえ、各種災害ごとの対応に用いる計画やマニュアルなどの見直しを図る必要がある。

- 災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意するとともに、限られた要員・資機材の投入判断や支援要請の早期判断について、あらかじめ関係する計画に定めておく必要がある。また、市町村において作成する計画についても、同様に複合災害に係る内容が充実されるよう促していく必要がある。

（複合災害発生リスクの周知・啓発）

- 令和6年能登半島地震からの復旧・復興が進められている地域において発生した河川の氾濫等による浸水被害や土砂災害なども踏まえ、命を最優先にした迅速な避難が行われるよう、山間部や河川の沿岸など、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害について、県民に周知・啓発を図る必要がある。
- 地震などの災害により、大雨警報・注意報の発表基準について、通常基準より引き下げた暫定基準が設けられた際には、各市町村において、暫定基準に基づく避難指示の発令等を適切に行うことができるようにするとともに、県民に対し、通常基準との違いなどについて広く周知を図る必要がある。

（河川構造物の耐震化）【再掲】

- 県内では、全国トップクラスの排水機場や樋門等の河川管理施設を管理していることから、大規模な地震等による河川構造物の機能不全に伴う二次災害の発生に備えるため、施設の耐震化を推進するとともに、地震被害発生の際には、緊急点検や応急対策を速やかに行うための盛土拠点の整備を図る必要がある。【再掲】

（総合的な土砂災害対策の推進）【再掲】

- 県内で発生した過去の大災害等を教訓に木曽川水系、庄内川水系及び神通川水系の上流域で実施している直轄砂防事業を促進するとともに、「八山系砂防総合整備計画」に基づき、土砂災害により人命等に危害が及ぶ恐れがある箇所においてハード対策を推進する必要がある。また、令和6年能登半島地震により崩壊した土砂が、令和6年9月の能登半島での豪雨により下流へ流出し大きな被害をもたらしたことから、土砂や流木等を確実に補足できるよう砂防堰堤裏の土砂撤去を計画的に実施する必要がある。【再掲】

（応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給）【再掲】

- 建設型応急仮設住宅については、引き続き市町村と連携し、建設可能用地の確保及び用地ごとの災害リスク等の情報充実に努める必要がある。また、災害時応援協定締結団体による供給能力等の把握に努めるとともに、プレハブ、木造それぞれの特性を市町村と共有する必要がある。【再掲】
- 賃貸型応急仮設住宅については、災害時に円滑に提供できるようにするため、市町村や協定締結団体への災害救助法に基づく供与制度の周知など連携強化を図る必要がある。【再掲】

（災害対策用資機材の確保・充実）【再掲】

- 激甚化・頻発化する水害・土砂災害や大規模地震等により被災した施設を迅速に復旧することができるようにするため、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の増強や、道路啓開等を目的とした道の駅等への備蓄倉庫を整備する必要がある。また、引き続き平時に資機材の確保、点検及び関係機関との訓練を実施する必要がある。【再掲】

（総合的な大規模停電対策の推進）【再掲】

- 平時から電気事業者との「顔の見える」関係を構築するとともに、大規模災害時には、後発災害が発生する可能性なども踏まえ、県災害対策本部への情報連絡員の派遣や、被災状況及び道路啓開に関する情報の共有、優先的な電源車の配備など、早期に電力復旧を図ることができるようにするための連携・協力体制を構築する必要がある。【再掲】

（情報通信事業者の災害対応力強化）【再掲】

- 孤立地域や避難施設等において、早期に通信手段を確保・復旧するため、被災状況、避難所開設状況、道路啓開情報、資機材の確保・運搬方法、優先的な復旧箇所、今後の復旧方針等の情報交換を密に実施し、電気通信事業者間（固定・携帯）や行政関係機関との連携体制を強化する必要がある。【再掲】

（迅速な災害復旧体制の整備）【再掲】

- 水害・土砂災害や大規模地震等により公共施設が被災した際、復旧工法の早期立案を支援する災害復旧支援隊（DRS）や災害査定前着工、工場であらかじめ製造されたプレキャスト製品を積極的に活用するとともに、新技術を活用し災害査定の効率化を図るなど、早期復旧に向けた取組み（岐阜モデル）を推進する必要がある。【再掲】

（原子力災害時における住民避難対策の強化）

- 原子力災害発生時に、放射性物質の放出・拡散からUPZ内の住民の安全を確保するため、避難行動の周知・啓発を図るとともに、その実効性を確保する必要がある。
- 原子力災害と土砂崩れ等による避難経路の交通遮断の同時発生に備え、UPZ内の住民の避難に用いるヘリコプターの離着陸場の整備を促進する必要がある。また、ヘリコプターの離着陸場の整備が完了した際には、県防災ヘリコプターによる住民搬送などを伴う実動訓練を実施し、運用手順等を確認する必要がある。

（放射線モニタリング体制の確保）

- 福井県内の原子力発電所における原子力災害が発生した際に、本県における放射線の影響を適切に把握できるようにするため、引き続き県内に12基あるモニタリングポストを適切に管理し、空間放射線量の適切なモニタリング体制を維持する必要がある。

施策分野ごとの脆弱性評価結果

(1) 交通・物流 ～交通ネットワークの強化～

(緊急輸送道路等の道路ネットワークの確保)

- 令和6年能登半島地震では、東海北陸自動車道が被災地への緊急物資の輸送や災害派遣等の復旧活動を支える役割を担ったことから、東海環状自動車道、東海北陸自動車道及び中部縦貫自動車道といった災害直後から有効に機能する緊急輸送道路の整備を進め、広域的な代替ルートとしての機能を確保する必要がある。
- 令和6年能登半島地震では、地理的制約から道路ネットワークが限られていたため、被災者の安否確認や支援物資を届けるのが困難な状況であったことから、日本の真ん中に位置し、7県と接する交通の結節点であるという本県の特性に鑑み、災害時、他県からの支援の受け入れや他県への支援を中継するため、引き続き県境道路の整備により道路ネットワークの強化を図る必要がある。
- 令和6年能登半島地震では、橋梁と道路の接続部での段差や斜面・盛土構造物の崩落により、多数の道路が寸断したことから、医療施設や広域防災拠点、県庁、市町村役場等の防災拠点への通行が確保できるよう、緊急輸送道路の整備、橋梁耐震・段差対策、斜面对策及び盛土対策等の整備を進めていく必要がある。
- 災害時に車道部の通行が困難になった場合においても、避難所等への通行を確保することができるよう、歩道整備、自転車通行空間の整備及び防護柵設置といった交通安全対策を含め、道路ネットワークを着実に整備する必要がある。
- 豪雨時における道路の機能維持を図るため、冠水の恐れがあるアンダーパスにおいて、冠水時には表示板・回転灯・遮断施設により確実に車両の侵入防止を実施するとともに、排水設備の補修や排水能力向上のための排水ポンプ増強を進めていく必要がある。また、河川からの溢水による道路冠水等の情報をリアルタイムに把握し、速やかに規制等の対応を行うため、道路監視カメラ等を整備する必要がある。
- 災害時の電力供給の制約により、道路照明を消灯することのないよう、消費電力を削減できる道路照明のLED化を推進する必要がある。

(道路啓開の迅速な実施)

- 令和6年能登半島地震では、道路啓開に時間を要し、安否確認や救助・救急活動などに支障が生じたことから、早期の応急復旧に向け、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の増強や、道の駅等への備蓄倉庫を整備する必要がある。また、関係機関と連携した訓練を継続的に実施し、発災時に道路啓開計画に基づく対応を確実に迅速に実施する体制を確保する必要がある。
- 災害により道路が通行不能となった際には、建設関連団体との災害時応援協定や、道路管理者である県でも倒壊した電柱を撤去できる旨を定めた電線管理者との協定を活用し、関係機関と連携して迅速な啓開作業を実施する必要がある。

（孤立地域の発生に備えた道路ネットワーク等の確保）

- 令和6年能登半島地震では、各地で道路が寸断したことにより、孤立が長期化しており、孤立予想集落が多く存在する本県でも、長期間にわたり孤立状態が続くことが懸念される。このため、孤立地域対策として、道路整備、橋梁耐震・段差対策及び斜面对策等を実施するとともに、道路沿いの民有地樹木の伐採を引き続き推進する必要がある。

（道路における大雪対策）

- 大雪等の際、早期に通行の確保を図るため、引き続き除雪作業に使用する除雪機や除雪基地の増強、カメラの整備や積雪・凍結センサー等による路面状況等の監視体制の強化を図る必要がある。また、関係機関と連携し、予防的通行止めを確実に実施し、車両の滞留防止を図るとともに、車両の滞留が発生した際には、市町村、警察など関係機関と連携し、早期解消を図る必要がある。
- 大雪等による大規模な車両滞留の発生や長時間の通行止めによる死傷者の発生を防ぐため、「岐阜県雪害タイムライン」に基づき、不要不急の外出抑制など行動変容を促すための県民への呼びかけ、各種防災情報や避難情報を一元的に分かりやすく提供する「岐阜県総合防災ポータル」やSNSの効果的な活用、災害時応援協定の締結事業者との連携対応といった取組みを進めていく必要がある。また、AI等の活用により、車両のスタック情報を迅速に収集するとともに、車両滞留の兆候が見られた際には、関係機関と速やかに情報を共有し、応急対応を行う必要がある。

（無電柱化の推進）

- 令和6年能登半島地震では、多数の電柱が倒壊し道路を閉塞したことから、緊急輸送道路や避難路を確保するため、駅前や市街地の幹線道路で無電柱化を計画的に進めるとともに、緊急輸送道路における新設電柱の占用を制限していく必要がある。

（リニア中央新幹線の整備促進）

- 大規模災害により交通の大動脈が分断する事態に備え、広域的な代替輸送ルート確保の観点から、リニア中央新幹線の整備を促進するため、工事が円滑に進むように関係機関等と調整を図る必要がある。

（鉄道施設の防災・減災対策の強化）

- 第三セクター鉄道等の県内地方鉄道について、老朽化した鉄道施設の長寿命化に資する補強・改修を実施し、予防保全による防災・減災対策の強化を図るとともに、安全性向上に向けた設備投資の実施など、安全・安定輸送の確保に向けた取組みを推進する必要がある。

（運輸事業者の災害対応力強化）

- 県と運輸事業者団体との間で緊急・救援輸送に関する災害時応援協定を締結しており、大規模災害時には、協定に基づく広域的な緊急輸送等の役割が期待されている。このため、大規模災害時には、運輸事業者による緊急・救援輸送や早急な運行再開が図られるよう取組み

を進める必要がある。また、物流・旅客輸送分野では、人材不足が顕著化するなど、事業者を取り巻く環境も変化していることから、平時から様々な面において支援を図る必要がある。

（交通事業者の災害対応力強化）

- 暴風雪や豪雪等に対し、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階からの利用者への情報提供により、鉄道の車内などに多数の旅客が取り残される事態を回避するため、国土交通省が取りまとめた「鉄道の計画運休のあり方」を踏まえつつ、県内事業者及び沿線市町村との情報共有や連絡体制の確認を引き続き行う必要がある。
- 災害時には、地域交通事業者が被災し、地域交通網の確保等への影響が想定されるため、情報共有をより密に行い、関係事業者間の協力・連携強化を図る必要がある。

（２）国土保全 ～河川、砂防、治山、火山等対策～

（総合的な水害対策の推進）

- 近年の気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴い、平成30年7月豪雨、令和2年7月豪雨、令和3年8月の大雨、令和6年台風第10号のように治水安全度が低い県管理中小河川における水害が頻発している。このため、河川改修やダムの建設などの対策をより一層加速するとともに、流域のあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う「流域治水」を推進する必要がある。
- 水害の発生頻度を低下させ、生命はもとより財産や暮らしを守り、社会経済活動を安心して営めるようにするため、新丸山ダムや長良川遊水地等の直轄事業を促進するほか、「岐阜県新五流域総合治水対策プラン」に基づき、河川改修や内ヶ谷ダムの整備等を推進し、ハード対策を迅速に進める必要がある。加えて、河川管理施設等のハード施設では防ぎきれない水害に対しては、要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成や避難訓練の実施に係る支援など、命を守るための避難行動につながるソフト対策を推進する必要がある。
- 令和6年7月の東北地方の大雨では、ポンプ設備が故障した排水機場の代替として、排水ポンプ車が活用されたことから、県が保有する排水ポンプ車の操作技術及び実施体制を確保するための定期的な訓練を継続し、浸水被害を防止・軽減する体制を確保する必要がある。
- 中小河川の危機管理型水位計や河川監視カメラを適切に維持管理するとともに、出水時に避難判断の参考となる情報を市町村に確実に伝えるための情報伝達等に係る定期的な訓練を継続して実施する必要がある。また、洪水時の円滑な避難のため、各市町村において整備した洪水ハザードマップの周知・啓発を促進し、住民の防災意識を向上させるなど、避難体制の整備を支援する必要がある。
- 避難のための情報を適時的確に発信できるよう、危機管理型水位計の備蓄を進めるとともに、長期停電に備えた水位観測機器等の電源対策を実施する必要がある。
- 平成30年7月豪雨などの災害を受けて実施した「重要インフラの緊急点検」結果等を踏まえ、洪水時の流下阻害となる箇所への河道の掘削や樹木伐採、ダムの堆積土砂の浚せつ等を進め、流下能力の向上を図る必要がある。

- ダムの緊急放流に関する事前通知について、実績降雨に基づき予測システムの検証を行い、予測精度の向上を図るとともに、必要に応じてシステムを改修し、早期の事前通知を検討する必要がある。
- 令和6年7月の東北地方の大雨では、多くのダムで事前放流を実施し、洪水調節の能力を一時的に増強したことから、県内ダムの事前放流に係る情報伝達などの定期的な訓練を継続し、台風などの大雨による洪水に備える態勢の確保を図る必要がある。
- 小学校の「総合的な学習の時間」を活用した防災に関する学習や、水辺でのイベントを通じた防災啓発などの防災教育を進め、水害・防災への意識を深めていく必要がある。
- 高齢化や過疎化が進む地域を中心に、「自助」、「共助」の意識の醸成を図り、要配慮者への避難支援等、地域の防災力の向上に取り組むほか、地域の住民が互いに支え合って避難行動をとることができるよう、住民による地区防災計画の作成など、住民の自発的な防災活動に対して、積極的に支援する必要がある。
- 気候変動適応法において、各市町村は自然的社会的状況に応じた気候変動適応計画の策定に努めるよう規定されていることから、市町村における気候変動適応計画の策定について、引き続き助言等を実施する必要がある。
- 岐阜県気候変動適応センターにおいて、防災分野を含めた気候変動の影響及び適応に係る共同研究や情報収集等に引き続き取り組むとともに、その成果については、県及び市町村の地域気候変動適応計画や地域防災計画等にも必要に応じ位置付けた上で、気候変動への適応と防災・減災対策を包括的に実施していく必要がある。

（河川構造物の耐震化）

- 県内では、全国トップクラスの排水機場や樋門等の河川管理施設を管理していることから、大規模な地震等による河川構造物の機能不全に伴う二次災害の発生に備えるため、施設の耐震化を推進するとともに、地震被害発生の際には、緊急点検や応急対策を速やかに行うための盛土拠点の整備を図る必要がある。

（総合的な土砂災害対策の推進）

- 県内で発生した過去の大災害等を教訓に木曽川水系、庄内川水系及び神通川水系の上流域で実施している直轄砂防事業を促進するとともに、「八山系砂防総合整備計画」に基づき、土砂災害により人命等に危害が及ぶ恐れがある箇所においてハード対策を推進する必要がある。また、令和6年能登半島地震により崩壊した土砂が、令和6年9月の能登半島での豪雨により下流へ流出し大きな被害をもたらしたことから、土砂や流木等を確実に補足できるよう砂防堰堤裏の土砂撤去を計画的に実施する必要がある。
- これまでの要配慮者利用施設や避難所への土砂災害対策に加え、重要な防災拠点となる市町村役場等への対策にも取り組むほか、緊急輸送道路や孤立が予想される地域等を保全する施設整備を推進する必要がある。また、土砂と洪水が重なり被害が拡大する恐れのある流域を調査・把握する必要がある。
- 土砂災害の恐れのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図るため、今後も土砂災害警戒区域等を指定するとともに、既指定区域の定期調査や地形の改変等があった区域の随時調査を実施する必要がある。また、ポータルサイトや周知看板により土砂災害警戒区域の指定状

況を周知することに加え、これまでに蓄積した災害等の情報を活用してより精度の高い土砂災害警戒情報を提供していく必要がある。さらに、市町村の防災訓練やハザードマップ作成を支援するとともに、平成29年の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下「土砂災害防止法」という。)の改正により要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する必要がある。

- 土砂災害特別警戒区域など、がけ地の崩壊などの恐れのある区域内の住民に対し、市町村と協働して、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の周知を行うとともに、市町村に対しては、この制度が災害による被害を未然に防止する有効な手法の一つであることを改めて説明し、活用を促す必要がある。
- 地震発生後には、ドローンを活用し天然ダム等を早期に発見するとともに、土砂災害の恐れがある場合には、土石流センサーを活用した監視・計測による緊急避難体制を確保する必要がある。また、大規模土砂災害に備えて、平時から市町村や関係機関と連携した防災訓練を実施する必要がある。
- 県内には石積砂防堰堤など数多くの伝統的砂防施設が残っており、先人たちが古くから土砂災害と闘ってきた歴史について、小学校の「総合的な学習の時間」や砂防副読本などを活用し、次世代へ語りつなぎ、土砂災害・防災への意識を深めていく必要がある。

(治山ダム等の整備・機能強化)

- 林野庁が山地災害の激甚化や流木災害等を踏まえて改定した「山地災害危険地区調査要領」に基づき、令和6年度から7年度にかけて実施する山地災害危険地区の再評価結果を踏まえ、山地災害発生の危険度が高く、かつ、人家等の保全対象への影響が大きい地区を抽出し、治山対策を推進する必要がある。また、流域内の森林整備と合わせた面的な山地防災力の向上を図る必要がある。

(火山災害対策の推進)

- 登山届の提出の更なる促進を図るため、登山届の作成・提出がスマートフォンから可能となる登山アプリ等を用いたオンラインによる登山届の提出について、ホームページ、雑誌、ポスター、チラシなどの様々な広報媒体を用いて周知する必要がある。
- 関係機関と連携を図りながら、情報伝達訓練や実動訓練の検証結果を踏まえた、より実践的な訓練を継続的に実施していく必要がある。また、退避壕などの防災設備の設置を検討する自治体に対して支援を行い、実効性のある対策を推進する必要がある。
- 国が中心となって策定している「火山噴火緊急減災対策砂防計画」に基づき、火山噴火に伴い発生する土砂災害に対応するため、緊急ハード対策に向けた大型土のうなどの資機材等を整備する必要がある。また、対策工事の従事者の安全確保や周辺住民の避難対策の支援を目的とした情報提供等を実施していく必要がある。
- 火山噴火災害の影響は、火山を取り巻く複数の自治体に及ぶことから、各自治体が参加する火山防災協議会において、火山防災避難計画に基づく実動訓練、図上訓練、情報伝達訓練を連携して実施することで、当該避難計画の見直しを行い、実効性のある計画としてその充実を図る必要がある。また、令和6年の活動火山対策特別措置法の改正により、各市町村長は、避難確保計画の作成等に援助を行うに際し必要と認めるときは、火山防災協議会に対して意見を求

めることができる旨規定されたことから、関係市町村において整合性のとれた避難確保計画の作成等を行うため、市町村長から計画策定等に当たって火山防災協議会に意見が求められた際には、助言指導を行う必要がある。

（亜炭鉱廃坑対策の推進）

- 県では亜炭鉱廃坑対策を実施してきたが、南海トラフ地震の発生が懸念される中、依然として広範に亜炭鉱廃坑が存在し予防事業を推進する必要があることから、対策を要する地域が存在する市町の意向を踏まえながら、今後の対策を進める必要がある。

（液状化・地盤沈下対策の推進）

- 地盤沈下の状況を把握し、その未然防止を図るため、「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」に基づき地盤沈下状況の調査・観測を引き続き実施する必要がある。
- 令和6年能登半島地震では、広範囲において液状化が発生し、道路や建造物に多数の被害が生じている。また、本県においても、明治24年の濃尾地震において、液状化による被害が確認されていることから、液状化が発生する危険性がある地域や液状化対策工法などについて、防災イベント等の機会を通じて、広く県民に啓発する必要がある。

（3）農林水産 ～災害に強い農地・森林づくり～

（農業用排水機場の整備）

- 農業用排水機場の多くが、周辺農地の宅地化などによる流出量の増加、地盤沈下のほか、「想定外の常態化」ともいえるべき豪雨の頻発化などによる排水機能力不足が懸念されており、施設の老朽化や地震、集中豪雨等に起因する災害を未然に防止するため、長期的な施設機能の確保に向けた機能保全対策を実施する必要がある。
- 地震が発生した際の農業用排水機場における緊急点検要領について周知徹底を図る必要がある。

（農業用ため池の防災対策の推進）

- 農業用ため池の多くは、近代的な技術基準に基づき設置されておらず、地震又は豪雨による決壊の危険性があることから、決壊した場合の影響度を踏まえ、地震・豪雨耐性評価を実施し、必要な防災工事を計画的に実施する必要がある。また、水位計等の遠隔監視機器の設置や、市町村及び管理者に事前放流・低水管理の取組みやハザードマップの周知を促すなど、引き続きハード・ソフトを組み合わせた取組みを継続する必要がある。
- 地震、豪雨が発生した際の農業用ため池等における緊急点検要領について周知徹底を図るとともに、ため池保全管理研修を実施し、ため池の管理・復旧に係る技術力向上を図る必要がある。

（農地・農業用施設災害復旧事業制度の活用推進）

- 大規模地震や豪雨、台風等の自然災害が発生した際には、被災した農地・農業用施設の早期復旧のため、査定前着工の活用や、応急対応を実施するための災害用ポンプの借り受け体制等

の整備を推進する必要がある。また、農地・農業用施設災害復旧事業制度への理解を深めるため、災害復旧技術研修を実施し、災害復旧に係る技術力向上を図る必要がある。

（農業水利施設の老朽化対策）

- 安定した食料供給に向け、引き続き基幹的農業水利施設の長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する必要がある。

（農地・農業水利施設等の適切な保全管理）

- 農村地域において、農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、集落や組織が協力して行う農地や農業水利施設等を保全管理する取り組みや、「田んぼダム」の導入に向けた取り組みに対して、引き続き支援する必要がある。
- 耕作放棄地の新たな発生を防止する地域共同活動が、過疎化や高齢化により困難となるため、地域共同活動を引き続き支援する必要がある。
- 災害時においても地域防災力を発揮できるよう、相互扶助など集落機能を維持するため、日常的に地域ぐるみで農地や農村環境などの保全に取り組む農村の共同活動に対して支援する必要がある。
- 各市町村の地域防災計画において、大規模災害の発生時に病虫害防除が遅滞なく実施できるよう農薬等資材の準備等が位置付けられていることから、引き続きその体制を維持する必要がある。

（農業集落排水施設の機能保全）

- 農業集落排水施設については、污水处理施設の機能確保のため、計画に基づき施設の機能保全対策を実施しており、引き続き計画的に推進する必要がある。

（農林道の整備）

- 地域交通ネットワークの強化及び孤立地域の発生防止のため、計画的に農道の整備や農道橋の耐震対策を実施しており、避難路や代替輸送路機能の確保に向け、引き続き整備を推進する必要がある。
- 地域交通ネットワークの補完や災害に強い森林づくりのため、市町村と連携して計画的に林道整備を推進する必要がある。

（災害に強い森林づくり）

- 県土の8割を森林が占めており、豪雨による山地災害等を防止するため、森林の公益的機能の持続的な発揮に向け、引き続き人工林の針広混交林へ誘導するための間伐等の森林整備を計画的に推進する必要がある。また、重要インフラ施設周辺の森林等のうち特に緊要度の高い区域については、森林の整備と治山事業等の土木的手法を適切に組み合わせて、防災・減災対策につなげる取り組みを推進する必要がある。
- 適切な経営管理が行われていない森林について、森林環境譲与税の導入とあわせて施行された森林経営管理制度を活用し、市町村主体の森林整備を促進する必要がある。また、令和5年

度に策定した市町村が主体となった間伐実施計画の実行に向けた指導や支援を行っていく必要がある。

- CLT（直交集成板）等の木製品、新工法及び新規用途の開発・普及によって、県産材需要を拡大し、県内の森林整備の促進を図る必要がある。
- 適切な森林整備を継続的に実施するため、引き続き「森のジョブステーションぎふ」を核として、林業の担い手確保・育成・定着を図るとともに、森林技術者の育成に必要な指導体制の強化を図る必要がある。
- 適正な鳥獣保護管理を推進するため、調査の実施により生息数や分布状況を把握するとともに、ニホンジカ等野生鳥獣による食害等の森林被害を軽減させるための防除対策を推進する必要がある。
- 自然災害への暴露の回避及び脆弱性の低減の両面から、治山対策におけるEco-DRRの取組みを更に進めていくため、荒廃地の生態系に配慮した植生回復や樹林化を推進し、従前の環境回復を積極的に取り組む必要がある。
- 山地災害防止等の森林の公益的機能の低下を防ぐため、治山対策を推進する流域内において、地域住民、森林所有者及び地域外関係者等が一体となり、森林の保全管理の取組みや、境界・権利者の明確化を通じた施業の集約化が図れるよう、制度や技術の活用に係る研修会や、所有権整理に関する法的な検討会により、流域内の森林整備を推進する必要がある。また、リモートセンシング技術等を活用した森林境界明確化の手法の普及を図る必要がある。
- 被災経験豊富な熟練職員の退職、被災経験がない若手職員の増加、慢性的な職員不足により、技術力向上のための研修の企画及び研修への参加が困難な状況が続くことで、年々職員の災害対応スキルが低下していることから、災害時にも必要となる森林・林業に係る専門的技術の継承に向けた取組みを推進する必要がある。また、災害時に迅速に被災状況を調査するため、林道災害研修の実施や倒木処理、折損木処理等の技術の取得、手引きの作成等の取組みを推進する必要がある。

（４）都市・住宅／土地利用 ～災害に強いまちづくり～

（住宅・建築物等の耐震化・防火対策の促進）

- 地震による死傷者や道路閉塞の発生を防ぐためには、住宅・建築物の被害を減らすことが重要である。住宅・建築物の耐震化を推進するため、耐震診断、耐震改修工事等に対する、国、県及び市町村による支援を行うとともに、部分的な耐震補強（耐震シェルターなど）に対する支援策を検討するほか、戸別訪問、建築物耐震改修説明会、リフォーム事業者に対する講習会など、普及啓発を実施する必要がある。また、耐震診断義務化対象建築物のうち、耐震性が不十分な建築物の耐震化の促進を図る必要がある。さらに、倒壊の危険がある民間ブロック塀の除去や、既存天井（吊り天井）の耐震改修が進むよう支援する必要がある。
- 住宅・建築物の耐震化については、老朽化したマンションの再生・除却の促進についても重要となることから、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正内容等も踏まえ、必要に応じて、管理組合への助言等を行う必要がある。
- 地震発生時には、火災の発見・通報・初期段階での消火の遅れや、災害の同時発生による消防力の不足などが生じる恐れがあることから、住宅用火災警報器や住宅用消火器などの普及を

推進する必要がある。また、近年の大規模地震においては、電気に起因する火災が多く発生していることから、電気火災防止に効果的な感震ブレーカーの普及も推進する必要がある。

- まちぐるみでの消火器等を用いた初期消火の訓練、シミュレーションやD I Gを用いた防災訓練など、地域における防災教育を通じ、県民の意識向上を図るとともに、消防設備の充実を図るため、市町村に対し、国の補助金の活用を促していく必要がある。また、大規模火災発生時等の消防水利を確保するため、排水ポンプ車やミキサー車を活用した給水が可能となるよう、関係機関と連携しミキサー車からの給水訓練及びその水を水利とした放水訓練を実施しているが、大規模火災時に連携した消火活動が展開できるよう、引き続き訓練を実施する必要がある。
- 既存不適格建築物等の安全性向上のため、当該建築物における適切な退避・避難行動の方法に加え、避難経路等の確保を目的とした改修の必要性について周知する必要がある。
- 地震や洪水による機能不全を防ぐため、防災拠点等建築物の建築主や設計者、管理者など関係者に広く「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」及び「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」を周知する必要がある。
- 南海トラフ地震は、震源域が広範囲にわたる海溝型地震であり、地震が発生した場所から数百キロメートル離れた場所でも揺れ続ける「長周期地震動」の発生も予測されていることから、「長周期地震動」の認知度の向上に向けた取組みとともに、家具や什器などの転倒等防止対策の啓発を推進する必要がある。

(空き家対策の推進)

- 大規模災害発生時の空き家の倒壊による道路の閉塞などを防止するため、市町村等と連携して危険な空き家の除却や空き家の利活用を進めるとともに、空き家所有者への意識啓発や市町村に対する優良事例の情報提供等、大規模災害に備えた空き家対策を推進する必要がある。

(大規模盛土造成地対策の実施)

- 盛土等に伴う災害から人命を守るため、盛土規制法に基づき既存盛土等調査を実施する必要がある。また、盛土規制法の施行前に把握した大規模盛土造成地について、市町村と連携して変動予測調査等を実施する必要がある。

(帰宅困難者対策の推進)

- 関係自治体や経済団体などの多様な主体と連携しながら、平時から企業の従業員等に対し、大規模災害時には「むやみに移動を開始しない」ことについて周知するとともに、BCP策定支援等を通じて、企業等に対し、帰宅困難になった場合に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことの必要性や、物資の備蓄等について周知する必要がある。また、帰宅困難者が、「水道水の提供」や「トイレの使用」などの支援を受けることができるよう、県内のコンビニエンスストア等と締結した災害時応援協定に基づく帰宅困難者支援を引き続き推進する必要がある。
- 帰宅困難者対策の実効性を確保するためには、多様な主体との連携が不可欠であることから、県、警察、消防、関係自治体、交通事業者、経済団体などによる意見交換等を継続して実施する必要がある。

（被災住宅への支援）

- 被災住宅からの土砂撤去や屋根等の応急修理について、災害ボランティア等との連携を強化するとともに、被害の状況に応じて、災害救助法、被災者生活再建支援法、県の被災者生活・住宅再建支援制度を速やかに適用することで、被災者の生活再建を支援する必要がある。また、市町村における罹災証明書発行業務が迅速に行われるよう、被害認定調査について、県・市町村相互による職員応援体制に基づく支援を行う必要がある。
- 被災住宅から撤去された土砂を含んだ災害廃棄物や市街地から撤去された土砂等について、国の助成制度の活用による円滑な運搬、分別処理体制が確保できるよう市町村を支援する必要がある。

（応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給）

- 建設型応急仮設住宅については、引き続き市町村と連携し、建設可能用地の確保及び用地ごとの災害リスク等の情報充実に努める必要がある。また、災害時応援協定締結団体による供給能力等の把握に努めるとともに、プレハブ、木造それぞれの特性を市町村と共有する必要がある。
- 賃貸型応急仮設住宅については、災害時に円滑に提供できるようにするため、市町村や協定締結団体への災害救助法に基づく供与制度の周知など連携強化を図る必要がある。

（水資源関連施設の整備等推進）

- 気候変動の影響もあり、異常渇水等の発生頻度が高まる可能性があることから、木曽川水系連絡導水路など水資源関連施設の整備・機能強化、ダム群連携等の既存ストックを活用した水資源の有効利用を推進する必要がある。
- 「渇水対応タイムライン」を活用して、渇水時の情報共有を引き続き緊密に行うことにより、渇水による被害の軽減を図る必要がある。

（水源の多様化）

- 災害時や異常渇水時において必要な用水を確保するため、雨水・地下水等の有効利用を推進する必要がある。

（市街地整備の促進）

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に危険な密集市街地については、都市の防災機能の向上を図るため、市町と連携して市街地再開発事業など密集市街地の面的整備を促進する必要がある。

（立地適正化計画の策定及び防災指針の作成促進）

- 防災機能強化の観点から、災害リスクの低い地域に医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、住民が公共交通によりこれらの施設にアクセスできるまちづくりを進めるため、市町村の立地適正化計画の策定及び防災指針の作成を促進する必要がある。

(地籍調査の促進)

- 土地の所有者や境界等を明確にすることで、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、計画的な地籍調査の実施を促進する必要がある。

(文化財等の保護対策の推進)

- 地域の文化財を適切に保存し後世へ継承するため、防災・防犯対策の徹底、大規模災害に備えた老朽化対策や防災設備・耐震調査・耐震補強等への支援を推進する必要がある。また、文化財に係る資料等の後世への継承や一元管理を図るため、資料・写真などをデジタルデータとして収集し、アーカイブ化する取組みについても、継続して実施する必要がある。
- 生活・民俗文化を継承するためには、地域コミュニティの維持・活性化が重要となることから、地域の活性化に向けた効果的な取組みを推進する必要がある。
- 被災地における地場産業の早期復興を支援するための取組みを検討する必要がある。

(環境保全の推進)

- 本県の豊かで美しい自然環境の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、災害に強い森林づくりや自然公園等の保全を推進する必要がある。
- 各地域で優れた森林景観の形成を図るため、観光道路等から眺望でき、景観として価値が高く、観光客を呼び込み地域活性化等に資することができる森林について、公的関与の高い管理・整備を推進する必要がある。
- 農村地域において、農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、集落や組織が協力して行う農地や農業水利施設等を保全管理する取組みや、「田んぼダム」の導入に向けた取組みに対して、引き続き支援する。【再掲】

(5) 保健医療・福祉 ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～

(災害医療体制の充実)

- 二次医療圏内の災害拠点病院の複数化は達成したものの、他にも災害拠点病院の候補となる病院が存在することから、その指定について検討を進める必要がある。
- 研修・訓練等により、各災害拠点病院の災害派遣医療チーム（DMA T）の機能維持・向上を図る必要がある。
- 災害派遣精神医療チーム（D P A T）の活動に必要な知識や技術を有する人材の育成、資機材の整備を通じて、被災時に円滑に活動できる体制の構築を進めるとともに、本県が被災した場合における受援体制の方針等を含むマニュアルなどを整備する必要がある。
- 災害派遣医療チーム（DMA T）や災害派遣精神医療チーム（D P A T）等の派遣調整、日本医師会災害医療チーム（J M A T）等医療関係団体が組織するチーム等への情報共有、保健医療福祉活動に関する情報の整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行う体制を整備する必要がある。
- 大規模災害時に、保健医療福祉活動の総合調整が困難である場合には、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）を他都道府県に要請することとなるため、厚生労働省への応援要請手順を確認するとともに、保健医療福祉調整本部のマネジメントが円滑に進むよう統括D H E

A Tをサポートする構成員の確保及び人材育成を推進するなど、平時から受援体制を整備する必要がある。

- 県内2箇所に整備した航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の運用訓練等を実施するなど、大規模災害時における広域搬送及び航空搬送に係る体制の強化を図る必要がある。
- 市町村において、災害のフェーズに応じた保健活動が実践できるよう、各市町村の保健活動マニュアル策定を支援する必要がある。また、「岐阜県災害時保健活動マニュアル」内に、受援体制やメンタルケアを含めた健康管理に関する規定について定めるとともに、市町村における規定の整備について助言・支援することで、関係機関と連携した健康管理体制を整備する必要がある。
- 病院におけるBCP策定を進めるため、厚生労働省によるBCP策定研修への参加を促進するとともに、定期的に策定状況の調査を行う必要がある。
- 災害医療コーディネーターの養成のため、厚生労働省による災害医療コーディネーター研修への参加を促進する必要がある。
- 災害時やイベント時の事故等への備えにおいて、課題を踏まえながら医療コンテナの効果的な活用方法を検討する必要がある。
- 県内医療機関等に勤務する看護職員を災害支援ナースとして派遣する体制を整備する必要がある。
- 災害薬事コーディネーターの活動に必要な知識や技術の習得を図るための研修・訓練を実施するとともに、岐阜県薬剤師会などとモバイルファーマシーの活用方法について検討を進め、災害時に医薬品の供給・薬剤師の派遣等を迅速・的確に行うための体制を整備する必要がある。

（災害拠点病院等の耐災害性強化の促進）

- 県内の災害拠点病院については、全て耐震化されているため、その状況を維持していく必要がある。
- 病院や社会福祉施設は、災害時に必要な施設であることから、助成制度の周知を図り、引き続き更なる耐震化、防火体制の強化を推進する必要がある。
- 災害拠点病院等の非常用通信手段を確保するため、補助制度の周知を図るとともに、その活用を促進する必要がある。また、災害時に被害状況や医療活動の状況を適切に把握するためには、安定的な通信の確保が求められることから、令和6年能登半島地震でも活用された民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技术を用いた通信手段の確保についても検討する必要がある。

（医療施設等におけるエネルギー・物資の確保）

- 災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、災害拠点病院以外の医療施設が行う非常用自家発電設備や給水設備等の整備に対する支援を推進する必要がある。
- 社会福祉施設等に対し、各種助成制度の周知を図り、防災体制の強化や非常用自家発電設備等の整備を促進するとともに、最低3日分の食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄を行うよう、引き続き指導する必要がある。

(救急医療提供体制の強化)

- 災害時において救急医療が実施できる体制を確保するため、平時から他県との連携を図る必要がある。
- ドクターヘリの出動件数が増加する中、重複要請時などの未出動案件の減、活動範囲の拡大のため、基地病院に戻ることなく給油可能となる県北部への給油拠点を維持する必要がある。

(避難所環境の充実)

- 要配慮者を含む避難者が、安心して避難生活を送ることができるようにするため、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や「スフィア基準」の考え方に加え、大規模災害時の教訓等も踏まえ、「岐阜県避難所運営ガイドライン」を適宜改定する必要がある。また、避難所での生活が長期化することを見据え、トイレトラック、キッチンカーといった移動型車両や、循環式シャワールームなどの機器の活用に向けた取組みを進めるとともに、被災者の生活支援・再建を担うNPOなどの多様な民間団体と連携した取組みを強化する必要がある。加えて、各市町村において、「岐阜県避難所運営ガイドライン」の内容を踏まえた「避難所運営マニュアル」の策定・見直しが適切に進むよう、引き続き支援を行う必要がある。
- 避難所における防犯体制の確保や、感染症の発生・まん延を防ぐための衛生・防疫体制の整備が図られるよう、引き続き市町村への支援を行う必要がある。
- 避難所の開設・運営が円滑に行われるよう、市町村などが開催する避難所運営に関する研修等へ「清流の国ぎふ 防災・減災センター」から講師を派遣するなど、避難所の開設及び運営を担うことができる地域人材の育成を図るとともに、育成した人材が地域で活躍できる体制を構築し、「共助」の取組みを強化・推進する必要がある。
- 女性が防災の意思決定過程に主体的に参画し、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分配慮された災害対応が行われるよう、県防災会議の委員における女性の占める割合の向上を図るとともに、市町村防災会議における委員への女性の登用を促進する必要がある。また、防災施策に係る男女共同参画の視点を持った県・市町村職員の養成を進めるため、避難所運営支援をはじめとした災害対応等に当たっては、女性職員の参画も図る必要がある。
- 環境の整ったホテル・旅館を活用した2次避難について、令和6年能登半島地震での事例も踏まえながら検討を進める必要がある。また、市町村と宿泊施設との災害時応援協定の締結を促進するため、引き続き市町村の取組みを支援する必要がある。
- ペット同行避難者の受入れ体制を構築するため、市町村に対し、被災動物救援マニュアル作成例の周知や助言を行うとともに、ペット同行避難者の受入れに係る規定の整備や避難所運営訓練の実施促進を図る必要がある。
- 被災した児童生徒の心のケアを行うため、集団避難先などへのスクールカウンセラーや臨床心理士の派遣体制を整備する必要がある。また、災害時においても、児童生徒の学習機会を確保できるようにするため、タブレット端末の活用等について普及・啓発を図るとともに、国による「被災地学び支援派遣等枠組み」(D-E S T)の活用など、地域を越えた教育支援について検討を進める必要がある。

（避難所の防災機能の向上）

- 避難所での災害関連死の発生を最大限防止することを念頭に置き、災害特性に応じた資機材の配置状況の点検、耐震対策、非常用電源設備や備蓄倉庫、上下水道等が復旧していない段階でも使用可能なトイレや防災井戸の整備などによる避難所の防災機能の強化を促進する必要がある。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策、プライバシー配慮対策をはじめ、乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等の多様な利用者に配慮した環境改善や、避難生活の長期化に即した食事の提供体制の整備、新型コロナウイルスなど感染症まん延下の避難を想定した避難所の収容力の確保などを引き続き促進する必要がある。その上で、災害時には、業界団体と締結した災害時応援協定により、可動式空調機器や非常用発電機などの資機材や専門技術者を機動的に確保するなどの役割を担う必要がある。
- 浸水想定区域内にある県立学校については、受変電設備のかさ上げや、災害対策の窓口となる事務室及び個人情報の保管場所となる職員室の２階への配置など、各種浸水対策を推進する必要がある。また、市町村に対し、国からの通知や国庫補助制度の周知を図ることで、市町村立小・中学校等施設における受変電設備のかさ上げ等の浸水対策を促進する必要がある。
- 災害時に避難所となる学校では、多くの避難者が避難生活を送ることとなるため、浸水被害により良好な生活環境の確保・維持に支障を来すことがないように、浸水対策に必要となる設備や備品の整備について支援する必要がある。
- 避難所に指定されている県立学校の体育館の館内トイレ及び附属する屋外トイレの洋式化、バリアフリートイレの整備、体育館等への空調設置を推進し、避難生活の環境改善に資する防災機能を強化する必要がある。また、市町村に対し、国からの通知や国庫補助制度の周知を図ることで、市町村立小・中学校等施設における非構造部材の耐震化、バリアフリー化、空調設置等を促進する必要がある。
- 自然災害発生時の避難所は、武力攻撃等事態等における避難施設や指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）としての活用も想定されていることから、その整備・機能強化に際しては、自然災害以外の有事の際の活用についても、可能な限り配慮する必要がある。
- 夏季における災害発生時には、平時とは異なる生活環境、作業内容、水・食料の摂取、体調等の状況により、熱中症の危険性が高まることに加え、停電等により冷房設備が十分に稼働しない可能性も考えられる。このため、平時から、災害時における熱中症の危険性や避難生活・片付け作業時の注意点に関する普及啓発を進めるとともに、非常用電源や冷却器具等の熱中症対策に資する設備・備品の確保を図る必要がある。また、災害時には、冷房設備の整った場所への避難の推奨も含め、避難生活における熱中症対策に取り組む必要がある。

（福祉避難所の運営体制確保）

- 全市町村において福祉避難所が指定されているが、地域における指定箇所、福祉避難所運営マニュアル等の策定や訓練の実施状況については各市町村で差が生じているため、市町村担当者向けの研修会開催などを通じて、福祉避難所の充実・強化に向け市町村への支援を行う必要がある。

（災害時健康管理体制の整備）

- 発災初動における保健所と市町村の役割分担や連携体制について、具体的な対応の共有・イメージ化など、引き続き市町村の活動体制を把握し、平時から関係機関等と連携した健康管理体制を構築する必要がある。また、リハビリテーション支援をはじめ、災害時に連携を要する応援派遣者や関係機関の役割についての理解を深め、災害時における支援・受援体制を整備する必要がある。

（医療・介護人材の育成・確保）

- 岐阜大学医学部における地域枠の設定や、大学と病院、医師会が連携した医師育成・確保コンソーシアムによる医師確保策、看護・介護職員の処遇改善、介護福祉士を志す学生への修学資金貸付けなど、関係者と連携して医療・介護人材の育成・確保を進めており、一定の成果を上げてきている。高齢化が進展する中、引き続き計画的な育成・確保策に平時から取り組むとともに、災害に備えた訓練の実施や広域支援体制の整備等により、医療・介護人材の災害対応力の強化を図り、災害時に医療や介護の絶対的不足による被害の拡大を生じないようにしていく必要がある。

（社会福祉施設等への支援）

- 災害時の福祉・介護分野における人材派遣等、広域的な緊急支援について、県内の福祉団体、有識者、行政関係者からなる「岐阜県災害福祉広域支援ネットワーク協議会」において引き続き検討し、災害派遣福祉チーム（DWA T）派遣体制の強化や研修、訓練の充実等、更なる体制整備を図る必要がある。
- 社会福祉施設等の防災体制の整備と応援協力体制の確立については、定期的な運営指導等を通じ、今後も現状にあわせた防災計画の見直しやBCP策定、連携体制の強化に努めるよう支援・指導する必要がある。

（感染症対策の強化）

- 大規模災害時の感染症の発生・まん延を防止するため、予防接種の実施主体となる市町村における円滑な予防接種実施への支援、協力を行う必要がある。また、定期的に県内でのワクチンの流通量を調査して把握するとともに、ワクチンや予防接種資材の全国的な在庫状況を把握し、安定した予防接種が実施できるよう働きかける必要がある。

（６）産業 ～サプライチェーンの確保・風評被害防止対策～

（事業継続体制の構築に向けた支援）

- 中小企業等、とりわけ小規模事業者は経営資源が脆弱なため、ひとたび被災すると甚大な影響を受ける可能性があることから、引き続き商工会等と連携した「事業継続力強化計画」やBCPの策定支援、フォローアップに取り組む必要がある。
- 漁業協同組合において漁獲水産物の集出荷場における品質保持のため、冷凍、冷蔵機器の非常用電源の確保等に取り組む必要がある。また、種苗生産施設においてもBCPの策定を促進するとともに、停電による生産への影響を避けるため、非常用電源等の確保に取り組む必要が

ある。また、土地改良施設が被災して機能を果たせなくなった場合には、営農に支障を与えるため、施設管理者に被災時の対応手順を予め備えるＢＣＰの策定を促進する必要がある。

- 農業者のＢＣＰ策定を促進するため、園芸産地等を対象とした施設・機械導入を支援する事業において、ＢＣＰ作成の取組みをポイント化しており、その取組みを継続する必要がある。また、県内のすべての卸売市場で地震、風水害、感染症を対象にしたＢＣＰを策定済みであり、一定の脆弱性は回避しているものの、老朽化した施設の改修や災害対応設備の導入が必要な施設もあることから、施設整備の促進を図る必要がある。

（建設業ＢＣＭの普及・策定支援）

- 地域の復旧・復興において重要な役割を果たす建設業の事業継続力向上を図るため、県と災害時応援協定を締結する建設業関連団体が取り組むＢＣＭ（事業継続マネジメント）を認定する制度の普及、策定に向けた支援を実施する必要がある。

（首都圏等からの本社機能の誘致）

- 本社機能の移転については、従業員の移住や若者の県外流出防止などに加え、大都市圏に集中する企業のリスクを分散し、国全体の強靱化を図る観点からも、引き続き取組みを推進する必要がある。

（観光地等の風評被害防止対策の推進）

- 大規模災害発生時に報道等で本県が被災していると繰り返し取り上げられることにより、被災していない地域まで被災しているとの風評被害が発生する場合があることから、国内外に正確な情報を発信するとともに、タイミングを見極めながらプロモーション支援等の適切な対応を実施する必要がある。

（７）ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～

（総合的な大規模停電対策の推進）

- 暴風・豪雪に伴う倒木による停電を未然に防ぐため、危険樹木の事前伐採について、県、市町村及び電気事業者が連携し、孤立予想地域や重要施設への送電路を優先的に実施するなど、効率的かつ効果的に取り組む必要がある。
- 市町村（避難所を含む）、医療機関や社会福祉施設等が備蓄・保有する非常用発電機の数量、規格、燃料補給体制などについて点検を行い、適宜、電力・通信に係る重要施設リストの作成・更新を実施する必要がある。また、電気事業者、通信事業者、災害時応援協定締結団体等と連携し、停電が長期化した際にも、代替的な電源を迅速かつ円滑に確保できるようにする必要がある。
- 平時から電気事業者との「顔の見える」関係を構築するとともに、大規模災害時には、後発災害が発生する可能性なども踏まえ、県災害対策本部への情報連絡員の派遣や、被災状況及び道路啓開に関する情報の共有、優先的な電源車の配備など、早期に電力復旧を図ることができるようにするための連携・協力体制を構築する必要がある。

- 自動車メーカー・販売店との協定を締結し、停電時における電源確保方策の一環として電気自動車等の活用を図るとともに、情報通信事業者との連携により公共施設や避難所における携帯電話等充電用資機材を確保する必要がある。
- 停電時の住民の不安や混乱を軽減するため、電気事業者、県、市町村は、相互に連携して多様な情報伝達手段を活用し、きめ細かな情報発信を行う必要がある。

（上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進）

- 県営水道については、大規模地震対策及び老朽化対策として、既設管路を複線化し、貯留機能及び応急給水拠点機能を付加した大容量送水管の整備を計画的に推進する必要がある。また、流域下水道については、老朽化対策として、各施設の更新等による機能確保を計画的に推進する必要がある。
- 浄水場や下水処理場及びそれらの施設に接続する管路など上下水道システムの急所施設の耐震化や、避難所などの重要施設に接続する水道・下水道の管路等の一体的な耐震化を促進する必要がある。

（上水道の応急復旧体制の強化）

- 上水道施設（取水施設・浄水施設・配水場）の被害により断水が発生した場合には、近隣の市町村と連携した給水車等による応急給水体制を確保する必要がある。また、公益社団法人日本水道協会における被災時の応急復旧、応急給水の支援が円滑に実施されるよう必要な調整を行う必要がある。
- 引き続き、岐阜県水道災害対策実施要領に基づき、各市町村における応急給水用資器材及び応急復旧用資器材の保有状況を調査するとともに、そのとりまとめ結果を各市町村と共有し、応急給水及び応急復旧体制の確保に努める必要がある。
- 近年の災害における対応状況等を踏まえ、災害発生後に必要な業務を的確に行うため、水道に係る危機管理対策マニュアル策定指針に基づき、各種マニュアルをブラッシュアップする必要がある。

（下水道におけるBCP、災害時応援協定、防災訓練等によるソフト対策の推進）

- 災害復旧の迅速化等に向け、汚水処理に関する業務を行う関係団体との災害時応援協定に基づき、県、市町村及び関係団体との共同防災訓練を実施する必要がある。
- 近年の災害における対応状況等を踏まえ、災害発生後に必要な業務を的確に行うため、下水道BCP策定マニュアル等に基づき、引き続き下水道BCPのブラッシュアップを促進する必要がある。

（合併浄化槽への転換促進）

- 老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を引き続き促進する必要がある。

（分散型電源としての再生可能エネルギーの活用）

- 地域資源を活かした再生可能エネルギー等による「自立・分散型エネルギーシステム」の構築と活用を進めるため、市町村とともに取り組む太陽光発電に加え、その他のエネルギーの活

用という観点から、地産地消型の木質バイオマス発電や熱利用施設の導入等を推進する必要がある。

（電気事業者の災害対応力強化）

- 大規模災害に伴う電力の長期供給停止を発生させないため、災害を想定した訓練を引き続き実施していくとともに、他電気事業者から受入れた応援要員の早期稼働、迅速なドローンの活用に向けた運用整備、復旧作業に注力できる支援体制の整備など、早期復旧のための体制を強化する必要がある。

（情報通信事業者の災害対応力強化）

- 孤立地域や避難施設等において、早期に通信手段を確保・復旧するため、被災状況、避難所開設状況、道路啓開情報、資機材の確保・運搬方法、優先的な復旧箇所、今後の復旧方針等の情報交換を密に実施し、電気通信事業者間（固定・携帯）や行政関係機関との連携体制を強化する必要がある。
- 大規模災害時には情報が錯綜する可能性があるため、県が実施する防災訓練への参加に加え、実際に災害対策本部が設置された際には、積極的に情報連絡員の派遣を行うなど、情報連携体制の実効性の確保を図る必要がある。

（ガス事業者の災害対応力強化）

- 都市ガスについては、耐震性に優れたガス管への取替えを進めており、各家庭には震度5相当以上の地震で自動的にガスを遮断するガスメーターが設置されている。また、地震による被害が生じた場合は、被害地域を限定して供給停止する安全確保の仕組みを整備しているが、引き続き耐震性に優れたガス管への取替えを計画的に推進する必要がある。
- 災害時にガス供給を迅速に復旧するため、平時から「顔の見える」関係を構築し、被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画を共有するなど、県や市町村等関係機関との連携体制の強化を図る必要がある。

（燃料供給体制の強化）

- 災害時における警察や消防等の緊急車両への優先給油の実施やサービスステーション過疎地域での燃料供給途絶の防止等を図るため、石油関係団体等との連携体制を維持するとともに、連携手順について、防災訓練などを通じて適宜確認する。また、災害時には、災害時応援協定も活用し、重要施設などへの迅速な燃料供給に取り組む必要がある。
- 「分散型エネルギー」であるLPガスについては、令和6年能登半島地震において、各家庭や被災地内の在庫ボンベを避難者の炊き出しなどで活用されたことから、災害時には、災害時応援協定を活用し、重要施設や避難所等にLPガスを優先供給できるようにする必要がある。

（８）行政機能 ～公助の強化～

【行政】

（災害初動対応力の強化）

- 引き続き、災害時に陣頭指揮を執る市町村長の危機管理意識の醸成と災害対応力の強化を図り、「自助」、「共助」の力が最大限に発揮できるようにするとともに、それらを支える「公助」の取組みを推進する必要がある。また、県民が主体的に避難行動をとれるよう、空振りを恐れない早めの避難情報の発令に向けて市町村を支援する必要がある。
- 住民への的確な避難情報の発令が行えるよう、中小河川を含めて整備した「風水害タイムライン」に従い、出水期前に全市町村参加の情報伝達訓練を継続して実施する必要がある。また、ダムの緊急放流に備え、ダム管理者、下流市町を含めた関係機関、住民参加による訓練を継続して実施する必要がある。
- 令和６年能登半島地震では、被害の甚大さもあり、発災当初において、十分な情報収集や共有、被害の全体像の迅速な把握に至らなかった事例が見られたことから、県と市町村間での情報伝達と共有を迅速かつ円滑に行うため、県から市町村へ派遣する「情報連絡員」に対し、平時から、研修や訓練を通じたスキルアップを図る必要がある。また、派遣の長期化も見据え、必要な資機材を整備するとともに、新型コロナウイルスなどの感染症まん延下においては、健康チェックなどの派遣時におけるルールの遵守を徹底する必要がある。
- 大規模災害時には、被害を最小限に食い止めるため、その被害の全体像を迅速に把握した上で先を見越した応急対策を展開することが求められる。そのため、災害対策全般に渡って市町村長をサポートする「災害マネジメント支援職員」の増員を図るとともに、「災害マネジメント支援職員」を対象に、防災に対する知識や理解を深めるための専門的な研修を継続的に実施する必要がある。また、市町村が行う避難所運営や支援物資搬入などの支援を行う「緊急支援隊」の業務・役割について周知・徹底を図るとともに、総合防災訓練等において市町村と連携した実践的な訓練を実施する必要がある。
- 国内において大規模災害が発生した際には、その被災地での支援活動を通じて、本県職員の災害対応力の向上を図るとともに、支援活動に従事した職員の「支援職員データベース」への追加を進め、県内での大規模災害発生に備えた体制の強化に取り組む必要がある。
- 災害時に、迅速な市町村支援を行うため、「災害マネジメント支援職員」を派遣する必要があると認められる場合には、被災市町村に対して、直ちに派遣の提案等を実施する必要がある。また、「災害マネジメント支援職員」の派遣に向けた調整を確実に実施できるようにするため、総合防災訓練等において派遣までの手順の確認を行う必要がある。
- 罹災証明書発行業務など、応急復旧業務に従事する職員を確保するために構築した県・市町村相互による職員応援体制に基づき、災害対応フェーズに応じた派遣調整などについて平時から訓練を行うとともに、災害時の市町村業務を総合的に支援する「被災者支援システム」の有効活用を促進する必要がある。
- 大規模災害発生時に、国や他県に対し円滑に職員の応援要請が行えるよう、引き続き他県での災害支援の経験や教訓を活かした受援ニーズの共有・調整を図るための仕組みについて検討する必要がある。また、災害による被害を最小限に食い止めるため、令和６年能登半島地震を

はじめとするこれまでの災害事象や災害教訓を訓練シナリオに盛り込んだ、市町村や関係機関が参加する実践的かつ効果的な訓練を継続的に実施していく必要がある。

（支援物資の供給等に係る防災拠点機能の強化）

- 大規模災害の発生に備え、県広域防災拠点の追加指定も含めて、物資輸送機能や活動拠点機能の強化を図るとともに、災害発生時における円滑な運営が図られるよう、関係機関などと連携した実動訓練を継続的に実施する必要がある。
- 発災時における警察・消防・自衛隊の応援部隊や支援物資等の受入拠点としての県広域防災拠点の活用状況を踏まえ、ライフラインの早期復旧が図られるよう、引き続きライフライン事業者の活動拠点の確保を図る必要がある。
- 令和6年能登半島地震でも、様々な形で「道の駅」が活用されたことから、「道の駅」が災害時に防災拠点として利用できるよう、引き続きトイレの非常用電源設備等の整備や防災用トイレの設置を進めるとともに、停電時でも遠隔操作でリアルタイムに道路情報や防災情報を発信できるデジタルサイネージや、災害時の応急復旧に必要な資機材を備蓄する倉庫を整備するなど防災機能を強化する必要がある。

（庁舎等の防災拠点機能の活用）

- 県内市町村では、緊急避難場所、一般避難所、福祉避難所を指定しており、県では、自衛隊・消防など応援部隊の活動や物資支援の拠点として広域防災拠点を指定している。災害時に、県民が自らの命を守るための避難場所を確保できるよう、市町村における避難場所の追加指定及び更新について、引き続き促進を図る必要がある。また、県においては、災害への応急対応の拠点として機能する防災拠点の追加指定及び更新について、引き続き推進する必要がある。

（受援体制・広域連携の強化）

- 県境道路の整備、災害時の広域応援体制の強化や広域避難の検討、帰宅困難者対策など広域的に取り組むべき課題について、引き続き国、隣県、県内市町村等との連携の強化を図る必要がある。
- 県では「岐阜県広域火葬計画」を策定し、各市町村及び関係一部事務組合（以下「市町村等」という。）に周知するとともに、毎年度、市町村等における火葬場の能力等を把握し、その情報を関係市町等に還元している。広域計画としての実効性を高めていくため、引き続き市町村等の体制整備に向けた取組みを支援する必要がある。
- 災害時には避難所の開設・運営に当たる市町村職員なども自ら被災し業務に従事できない可能性があることから、令和6年能登半島地震の被災地に対する支援を踏まえて整備した「支援職員データベース」や、関係団体との災害時応援協定、国において進める移動型車両等のデータベースなどを活用し、被災市町村において速やかに適切な避難所運営を図ることができるようにする必要がある。
- 令和6年能登半島地震では、被災地に派遣された応援職員の活動場所や業務内容があらかじめ決められておらず、受援の遅れにつながった例もあることから、「岐阜県災害時広域受援計画」や「岐阜県災害対応マニュアル」などの見直しを適宜実施し、応援職員等の役割や受入れ

オペレーション（体制、執務室、宿泊場所、女性への配慮等）の明確化による受援体制の強化を図るとともに、各市町村の受援計画の見直しについても支援する必要がある。

- 総務省の応急対策職員派遣制度や中部 9 県 1 市、県内市町村との災害時応援協定に基づき、被災影響の少ない県や市町村が被災自治体の後方支援を担うことは、迅速かつ効率的な災害対応を行う上で非常に重要となることから、災害時の支援体制の適切な運用に向けて、受援計画に基づく訓練を継続的に実施し、受援又は支援体制の実効性の確保・向上を図る必要がある。また、国内で大規模災害が発生した際には、その教訓等も踏まえ、必要に応じて、災害時応援協定の内容の拡充を図るための見直しを実施する必要がある。
- 物資輸送に係る実動訓練等の結果も踏まえ、必要に応じて「岐阜県災害時広域受援計画」や「岐阜県広域物資輸送拠点物資集積・輸送マニュアル」の見直しを行うとともに、市町村の物資に係る受援計画等の策定・見直しを支援する必要がある。また、支援物資が被災者まで届かない「ラストワンマイル問題」の解消に向け、県及び市町村の物資拠点、避難所の物資情報（ニーズ、調達、輸送状況等）を国・県・市町村間で共有できる内閣府の「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用を図る必要がある。

（災害対策用資機材の確保・充実）

- 激甚化・頻発化する水害・土砂災害や大規模地震等により被災した施設を迅速に復旧することができるようするため、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の増強や、道路啓開等を目的とした道の駅等への備蓄倉庫を整備する必要がある。また、引き続き平時に資機材の確保、点検及び関係機関との訓練を実施する必要がある。

（住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化）

- 住民主体での避難行動を促進するため、各種防災情報や避難情報を一元的にわかりやすく提供する「岐阜県総合防災ポータル」を多言語化させており、災害時だけでなく平時から広く活用されるよう更なる周知に取り組むとともに、発信する情報の充実や、様々な手段での情報発信を進めていく必要がある。また、具体的な災害リスクを認知するためのハザードマップの普及促進、警戒レベルなど直感的に把握可能な表現による避難情報発令、ローカル・メディアと連携したきめ細かな情報提供、SNSを活用した情報発信など情報伝達を強化する必要がある。
- 気象情報・河川水位やダムの貯水位等の情報を提供する「岐阜県川の防災情報」、道路の通行規制情報・気象予警報・水位到達情報等をメール配信する「ぎふ川と道のアラームメール」や土砂災害警戒情報等を提供する「土砂災害警戒情報ポータル」の更なる周知を進めるとともに、適時適切な避難行動に繋がるよう、「流域治水」の意識醸成を図る必要がある。
- 中小河川の危機管理型水位計や河川監視カメラを適切に維持管理するとともに、出水時に避難判断の参考となる情報を市町村に確実に伝えるための情報伝達等に係る定期的な訓練を継続して実施する必要がある。また、洪水時の円滑な避難のため、各市町村において整備した洪水ハザードマップの周知・啓発を促進し、住民の防災意識を向上させるなど、避難体制の整備を支援する必要がある。【再掲】
- 避難のための情報を適時的確に発信できるよう、危機管理型水位計の備蓄を進めるとともに、長期停電に備えた水位観測機器等の電源対策を実施する必要がある。【再掲】

- 水防団、消防団等との重要水防箇所の合同巡視等を活用し、氾濫発生が予想される箇所について、水防管理団体（市町村等）や水防団等と連携し、出水時に異常があった場合の関係者間の連絡体制、水防団の作業体制や工法等の確認などを行う必要がある。また、氾濫発生を確認した水防管理者（市町村長等）から管轄土木事務所への通報・連絡を確実に実施する必要がある。
- 道路交通の混乱を回避することや、緊急車両等の円滑な通行を可能とするため、緊急輸送道路の主要な交差点などにカメラを設置し、交通状況を把握する必要がある。また、発災時における通行規制情報について、インターネット等の各メディア、道路交通情報センター、交通・道路情報板、県道路情報提供システムを活用し、道路通行規制情報をわかりやすく提供する必要がある。
- 市町村防災行政無線については、長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するとともに、更新時期等を勘案した機能強化の検討を働きかける必要がある。あわせて、万一停止した際の広報車による巡回広報などアナログ手法に加え、令和6年能登半島地震でも活用された民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技術を用いた代替手段の検討についても市町村に働きかけを行う必要がある。
- 多言語自動発信システムにより翻訳した市町村の災害情報を、フェイスブック等を活用して外国人向けに発信しているが、引き続き同システムを活用して、市町村における避難情報の多言語発信の取組みを促進する必要がある。
- 平時における聴覚障がい者への意思疎通支援のため、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助者を養成してきたが、これらの人材が災害時においても対応できるよう、全市町村での意思疎通支援事業の実施や現任者のスキルアップ研修を実施するなど従事者の資質向上を促進する必要がある。
- 音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者が円滑に消防への通報が行えるよう、スマートフォン等から画面入力等により通報する「Net119緊急通報システム」について周知を図る必要がある。
- 外国人観光客向けWEBサイト「Visit Gifu」において防災・災害関連情報を発信するとともに、岐阜県観光連盟と連携し、日本国内における避難情報等をプッシュ型で提供するアプリの普及を促進する必要がある。

（切れ目のない被災者生活再建支援）

- 被災者が、被災直後から生活再建に至るまでの各フェーズに応じた切れ目のない支援を受けられることができるよう、被災者に対する生活支援情報をまとめたホームページを作成し、幅広く周知するとともに、市町村における生活支援情報の発信についても促進する必要がある。
- 避難者等が、一人ひとりの事情や状況に応じて適切な支援が受けられるよう、避難所という場所に着目した支援から、避難者等一人ひとりに着目した支援への転換を図る必要がある。こうした支援は、被災者が抱える様々な課題に対応するための専門性が求められることから、「災害ケースマネジメント」の考え方を取り入れ、県、市町村、関係者間での支援のあり方について議論を深め、災害時に機能する体制を構築していく必要がある。

- 災害発生時の被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の実施に必要となる罹災証明書の交付の円滑化を図るため、県・市町村職員を対象とした住家被害調査員育成研修を引き続き実施する必要がある。
- 県ホームページで公開する「災害時の被災者支援に関する各種制度」について、制度変更等の都度、適切に更新を図るとともに、災害時に活用できる支援制度を県民自ら把握しておくことが重要となるため、防災啓発イベントの場などを活用し、周知に向けた取組みを推進する必要がある。また、災害時には、県において災害救助法の適用を速やかに判断するとともに、平時には、被災者への支援を担う市町村の職員が、災害救助法や被災者生活再建支援法などの制度や内容について正しく理解することができるよう、市町村職員向けの研修等を実施する必要がある。

（防災情報通信システムの維持管理）

- 災害時の行政機関相互の通信回線を安定的に確保するため整備した、地上系・衛星系・移動系の三層一体の防災情報通信システムを、災害時において確実に運用できるよう適正に維持管理を図るとともに、必要な機能強化及び設備更新を推進する必要がある。

（行政情報通信基盤の耐災害性強化）

- 岐阜情報スーパーハイウェイについては、幹線の切断に備えた幹線網のループ化や、架空ケーブル区間における耐災害性の向上を図るとともに、引き続きアクセスポイント及び中継局の耐水性・耐火性・耐震性を維持する必要がある。

（業務継続体制の整備）

- 被災時に備え、非常時優先業務の選定、職員の安否・参集状況の確認体制等について、引き続き維持する必要がある。

（情報システム部門の業務継続体制の整備）

- 情報システム部門の業務継続計画の実効性を高めていくため、継続的に周知、訓練、スキルアップを行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるよう点検を行う必要がある。また、災害に関する情報など、高可用性を求める情報システムについては、外部データセンターやクラウドサービスの利用を図る必要がある。
- システムのバックアップ体制に関わる人材が被災者となる可能性や高齢化等も考慮し、システム運用・保守や故障時の復旧に関する情報・技術の共有、継承、研鑽について、定期・不定期の機会を捉え、システム構築企業等と連携して継続的に努めていく必要がある。また、バックアップに必要な各資機材の保有については、重要度や老朽化の状況等に合わせて対象資機材、数量、保有方法等のリスト整備を行いながら、体制維持を図る必要がある。

（非常用物資の備蓄促進）

- 家庭等における飲料水、食料、生活用品等の備蓄について、最低3日以上、可能であれば1週間分の備蓄が奨励されていることから、「ぼうさいキャラバン」や「県職員出前トーク」などの機会を通じ、自主的な備蓄を促進するとともに、食物アレルギー対応食品や携帯トイレ、

ペット用の避難用品や備蓄品の確保など、災害時に必要となる備蓄品の周知・啓発に引き続き取り組む必要がある。また、備蓄に関する県、市町村、県民の役割や考え方を改めて整理した上で、「岐阜県総合備蓄計画」の見直しや、市町村における非常用物資の備蓄、民間企業等と連携した備蓄体制の強化に取り組む必要がある。

（災害時における食料供給体制の確保）

- 県では、民間企業やＪＡ全農岐阜との災害時応援協定に基づき、災害時に必要となる食料等の生活必需物資の調達や、米の備蓄・供給に係る体制を構築しており、引き続き、被災者に食料等を迅速に供給できるようにするため、協定に基づく食料供給体制の維持を図る必要がある。

（被害想定の見直し）

- 本県には１００を超える活断層が密集しており、県内のどの地域においても震度６強以上の内陸直下地震が発生する可能性があることから、主要な活断層による地震の被害想定調査に基づき防災・減災対策に取り組んでいる。国による南海トラフ地震被害想定の見直し内容を踏まえた上で、県の被害想定の見直しを含め、現状の課題整理や今後取り組むべき防災・減災対策の検討を推進する必要がある。

（迅速な災害復旧体制の整備）

- 水害・土砂災害や大規模地震等により公共施設が被災した際、復旧工法の早期立案を支援する災害復旧支援隊（ＤＲＳ）や災害査定前着工、工場であらかじめ製造されたプレキャスト製品を積極的に活用するとともに、新技術を活用し災害査定の効率化を図るなど、早期復旧に向けた取組み（岐阜モデル）を推進する必要がある。
- 県内の市町村や近隣県が被災した際における復旧復興支援のため、中長期派遣に係る技術職員を確保する必要がある。

（災害に伴う事象の複数かつ同時発生時における対応力の強化）

- 令和５年１月に開庁した新県庁舎には、「災害対策の拠点」として、災害対応に従事する様々な職員や関係機関等が円滑に活動できるようワンフロアの専用スペース「危機管理フロア」を設けており、被害情報の共有や収集等に用いるための大型映像モニターや防災情報通信システム等を整備している。引き続き「孤立」や「救助・救急活動の遅れ」「物資の供給途絶」など、災害に伴う事象の複数かつ同時発生も想定した上で、この危機管理フロアを最大限に活用し、国、市町村、民間事業などの関係機関と連携した取組みを進める必要がある。
- 令和６年能登半島地震では、多くの地域が長期間にわたり孤立した。本県においてもおよそ６００地域を超える孤立予想地域が存在することから、地震や風水害などの大規模災害時には、多数の孤立地域が発生することを想定しておく必要がある。このため、大規模災害時に孤立地域が発生した場合には、孤立地域に対する迅速な支援が行えるよう、「岐阜県孤立地域対策指針」に基づき、毎年度、孤立予想地域を調査するとともに、市町村による備蓄・資機材の充実を促進する必要がある。また、当該調査の結果を関係機関とも共有した上で、実践的な訓練を継続して実施する必要がある。

（複合災害への対応力の強化）

- 大雨により土砂災害や洪水による被害が発生する中での台風の接近や、大雪が続く中での地震の発生といった、様々な複合災害を想定した図上訓練を引き続き実施し、効率的な情報の集約・分析や、早期復旧に向けた関係機関との優先復旧箇所の選定といった具体的な対策の立案など、複合災害への対応力の強化を図るとともに、訓練の結果を踏まえ、各種災害ごとの対応に用いる計画やマニュアルなどの見直しを図る必要がある。
- 災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意するとともに、限られた要員・資機材の投入判断や支援要請の早期判断について、あらかじめ関係する計画に定めておく必要がある。また、市町村において作成する計画についても、同様に複合災害に係る内容が充実されるよう促していく必要がある。

（複合災害発生リスクの周知・啓発）

- 令和6年能登半島地震からの復旧・復興が進められている地域において発生した河川の氾濫等による浸水被害や土砂災害なども踏まえ、命を最優先にした迅速な避難が行われるよう、山間部や河川の沿岸など、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害について、県民に周知・啓発を図る必要がある。
- 地震などの災害により、大雨警報・注意報の発表基準について、通常基準より引き下げた暫定基準が設けられた際には、各市町村において、暫定基準に基づく避難指示の発令等を適切に行うことができるようにするとともに、県民に対し、通常基準との違いなどについて広く周知を図る必要がある。

（原子力災害時における住民避難対策の強化）

- 原子力災害発生時に、放射性物質の放出・拡散からUPZ内の住民の安全を確保するため、避難行動の周知・啓発を図るとともに、その実効性を確保する必要がある。
- 原子力災害と土砂崩れ等による避難経路の交通遮断の同時発生に備え、UPZ内の住民の避難に用いるヘリコプターの離着陸場の整備を促進する必要がある。また、ヘリコプターの離着陸場の整備が完了した際には、県防災ヘリコプターによる住民搬送などを伴う実動訓練を実施し、運用手順等を確認する必要がある。

（復興事前準備・事前復興の推進）

- 被災後には早期の復興まちづくりが求められるが、これまでの大規模災害時には、基礎データの不足や喪失、復興まちづくりを担う人材の不足などにより、復興に影響が生じることが予測されることから、防災・減災対策と並行して、事前に被災後の復興まちづくりを準備する復興事前準備の取組みを進めておくことが重要となる。このため、市町村に対して、国のガイドラインや手引きを適宜情報提供し、市町村が地域の特性に応じた復興まちづくりを計画的に進めることができるようにする必要がある。また、令和6年能登半島地震を受けてまとめられた「石川県創造的復興プラン」に基づく石川県の復興状況についても注視し、本県における事前復興の推進に資する必要がある。

- 大規模災害からの復興に際して必要となる各種手続き等について、実際の運用事例やその判断基準を整理し、災害復旧を効率的・効果的に行うための取組み・手順等について、事前に整理検討する必要がある。

【警察・消防】

（警察災害派遣隊の体制強化）

- 県警察災害派遣隊について、大規模災害発生時における広域的な部隊派遣態勢を確立しておくため、装備品の計画的な更新や迅速な活用要領の検討、資格取得の推進、関係機関と連携した実動訓練を実施し、部隊の対処能力の向上を図る必要がある。また、部隊の活動拠点における防寒対策、熱中症対策を考慮した環境整備や資機材・装備についても充実を図る必要がある。

（災害対応力強化のための資機材等整備）

- 災害用装備資機材の配備増強、更新を図るとともに、新たに配備された機器、更新された機器について、職員の使用方法の習熟を図る必要がある。
- 大規模災害発生時における通信を確保するため、LTE回線等を活用した回線の冗長化など、総合通信指令システムの高度化を検討する必要がある。
- 県警察において、捜索用資機材の整備及び操縦士の養成を行っているが、複数箇所の捜索現場が発生しても対応することができるよう、更なる捜索用資機材の整備及び操縦士の養成を行う必要がある。
- 大規模災害発生時に、消防職団員による人命救助、行方不明者の捜索等の救助活動が迅速かつ的確に行われるよう、救助用資機材の整備及び使用方法の習熟を図る必要がある。また、令和6年能登半島地震で発生した事象を踏まえ、消防団拠点施設の耐震強化、機動性の高い小型車両、小型化・軽量化された救助用資機材の整備や、通信体制の強化などを推進する必要がある。

（ヘリコプター広域応援体制の整備）

- 県警察は、大規模災害発生時に備え、航空自衛隊岐阜基地との応援ヘリコプターの駐機場所、航空燃料に関する調整結果に基づく実戦的な合同想定訓練の実施など、受入体制の整備を整えてきた。引き続き合同想定訓練を行い、中断のない受援体制を維持する必要がある。また、現有施設の狭隘による警察ヘリコプターの損傷を避けるため、警察航空隊の基盤整備も進める必要がある。

（警察署庁舎等の整備・耐災害性強化）

- 発災直後に全国から集結する応援派遣部隊や、自県の広域緊急援助隊等のマンパワーを無駄なく、迅速に運用するため、基幹的な防災拠点としての警察署の改築整備による施設の高度化を図り、災害時においても警察機能が遺憾なく発揮できるようにする必要がある。
- 地域における活動拠点となる交番・駐在所の統廃合に伴う新設、移転建替等につき、引き続き関係所属や警察署と連携を密にして、耐災害性の高い場所を検討するなど、警察機能の強化を図る必要がある。

（災害警備本部機能のバックアップ体制の整備）

- 大規模災害により、警察本部及び警察署の災害警備本部機能が使用不能に陥った場合に備え、代替施設を確保するとともに、施設機能の向上などを図る必要がある。

（交通信号機等の耐災害性の強化）

- 大規模災害発生時の交通環境の安定化のため、停電による滅灯時でも電源供給を行えるよう、交差点に設置された全ての信号機について、可搬式発動発電機に対応できるものとするほか、信号電源付加装置の整備を進める必要がある。
- 地震発生時の信号柱の倒壊による道路交通の寸断、信号機の機能不全による交通環境への影響を回避するため、老朽化したコンクリート製の信号柱を耐震性の高い鋼管柱に更新する必要がある。
- 高度化光ビーコンの対応車載器搭載車の普及には時間を要することから、高度化光ビーコンで収集できるプローブ情報だけでなく、民間プローブ情報の活用など、道路情報の収集方法について、抜本的な見直しを図る必要がある。また、リアルタイムな道路情報を把握するため、交通監視カメラ等の整備を推進する必要がある。

（警察業務の継続体制強化）

- 大規模災害発生時においても、災害警備活動を実施しつつ警察機能を維持するため、非常時優先業務と一定期間中断等が可能な業務等をあらかじめ明確にし、「岐阜県警察業務継続計画」を見直すなど業務継続体制を強化する必要がある。

（消防団員、水防団員等の確保・育成）

- 消防団員の確保環境が一段と厳しさを増している中、消防団、市町村、企業等の意見を踏まえながら、団員の処遇改善、企業等と連携した入団促進、団員がやりがいを持って活動できる環境づくりなど、効果的な確保対策を検討するとともに、基本団員の確保に加え、大規模災害団員をはじめとした機能別消防団員の拡充、消防職団員OBや女性、学生、外国人など多様な人材の活用などの方策を推進する必要がある。
- 近年、全国的に豪雨災害、土砂災害、地震災害等が頻発する中、幅広い知識、技術を習得し消防活動を安全かつ的確に実施できるよう、消防職団員を対象に、大規模災害対応訓練、水防訓練、ドローンを活用した教育訓練等を実施する必要がある。
- 県消防学校の訓練施設を各消防本部、消防団の訓練にも活用し、引き続き消防職団員の複雑化、多様化する災害への現場対応力の向上を図る必要がある。
- 高齢化する水防団の団員数維持や水防技術伝承等のため、若手団員の加入促進に向けた水防活動の広報や水防資器材の提供等の支援に取り組む必要がある。

（消防力の強化）

- 災害時における外国人からの119番通報対応や災害現場での外国人救助を円滑に行うため、県内全消防本部において運用されている多言語同時通訳体制を引き続き維持する必要がある。

- 業務の効率化と迅速な災害対応が期待される消防指令業務の共同運用の実現に向け支援を行う必要がある。

（緊急消防援助隊の体制強化）

- 大規模災害発生時における広域的な消防応援体制の強化を図るため、緊急消防援助隊岐阜県大隊の増隊を図るとともに、中部ブロック訓練への参加及び岐阜県大隊の訓練を継続して実施し、部隊の災害対応能力の維持・向上を図る必要がある。

（９）環境 ～廃棄物及び有害物質対策～

（災害廃棄物対策の推進）

- 災害廃棄物の迅速な処理や円滑な公費解体を進めるためには、災害発生直後の速やかな仮置場の設営及び管理、県内市町村等との連絡調整、国や近隣県との広域的な連携・応援体制などを内容に含む、県及び各市町村の「災害廃棄物処理計画」の実効性を確保することが重要となる。このため、災害を想定した演習及び研修を実施し、災害廃棄物処理体制の強化を図る必要がある。
- 市町村等が実施するごみ焼却施設の更新、基幹改良について、耐震性の向上、浸水対策等を促進する必要がある。また、ごみ焼却施設が被災した場合でも迅速に復旧できるようにするため、施設の補修に必要となる資機材及び燃料を備蓄する必要がある。

（有害物質対策の検討）

- アスベストや化学物質等の有害物質の飛散・流出対策については、届出や検査など現行法に基づく対応に留まっていることから、大規模災害発生時に迅速な対応をするための課題を整理・検討する必要がある。

（有害物質の排出・流出時における監視・拡散防止策の推進）

- 災害時等において、有害物質の流出等による大気汚染状況の悪化等、通常と異なる状況の発生を把握するためには、平常時の状況を把握する必要がある。このため、災害時及び平常時における県内の大気汚染状況を把握できるよう、測定機器の適切な維持管理及び更新等を行い、大気汚染常時監視体制を整備する必要がある。
- 水素ステーションなどでのガス検知・火災検知・換気設備など必要となる安全設備の整備を周知するとともに、災害による施設の被災等の際には、国、県、市町村消防が迅速に情報を共有できる体制を引き続き維持する必要がある。

（河川に流出したごみ等の撤去）

- 河積を阻害している流木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図るとともに、災害発生時には、流出したごみを適正に撤去・処分するなどにより河川環境の保全を図る必要がある。

(放射線モニタリング体制の確保)

- 福井県内の原子力発電所における原子力災害が発生した際に、本県における放射線の影響を適切に把握できるようにするため、引き続き県内に12基あるモニタリングポストを適切に管理し、空間放射線量の適切なモニタリング体制を維持する必要がある。

(10) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成 ～自助・共助の最大化～

(防災教育の推進)

- 「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査」の結果や、令和6年能登半島地震での事例等も踏まえ、地震への事前の備え等について、「岐阜県広域防災センター」での防災啓発イベントや、学校、職場、地域における研修や訓練等を通じて、さらなる周知を図るとともに、直感的に理解しやすい県民向け防災啓発資料の作成に取り組む必要がある。また、市町村における地震ハザードマップの作成とその周知についても、引き続き支援する必要がある。
- 「自分の命は自分で守る」という「自助」の意識を醸成するため、幼稚園や小中学校などにおいて、毎年、地域の災害リスクや災害時にとるべき避難行動の理解促進等を図る防災教育や、地域の特性に応じた、年3回の異なる危険を想定した命を守る訓練を実施する必要がある。
- 学校における防災・減災に係るリーダーとなる人材の育成により、各学校の実情に応じた実効性のある防災教育を推進するため、各学校の防災担当者を対象とした学校安全講習会における危機管理についての講習や、教員を対象とした研修講座を通じて、防災に関する外部機関との連携の拡充を図る必要がある。
- 現代的な諸課題を踏まえた教科横断的な学びとして、「体系的・系統的な防災教育」の指導計画の作成と実践、「生きる力を育む学校での安全教育」の着実な実施と防災教育の推進を図るとともに、災害時における地域との連携を含めた災害から命を守る取組みについて考え、実践する「高校生防災アクション」の推進を図る必要がある。
- 小学校の「総合的な学習の時間」を活用した防災に関する学習や、水辺でのイベントを通じた防災啓発などの防災教育を進め、水害・防災への意識を深めていく必要がある。【再掲】
- 県内には石積砂防堰堤など数多くの伝統的砂防施設が残っており、先人たちが古くから土砂災害と闘ってきた歴史について、小学校の「総合的な学習の時間」や砂防副読本などを活用し、次世代へ語りつなぎ、土砂災害・防災への意識を深めていく必要がある。【再掲】

(災害から命を守る岐阜県民運動の推進)

- 県民総ぐるみで「自助」と「共助」の力を最大限に発揮できるようにするためには、適宜、アンケート調査等の実施により、県民の防災意識・知識の理解度も確認しながら、「過去の災害を知る防災教育の実施」「ハザードマップの周知」「地域の防災訓練への参加促進」などといった様々な取組みを推進することが重要となる。このため、「災害から命を守る岐阜県民運動」を子どもから高齢者まで全ての世代を対象に幅広く展開するとともに、県や市町村、消防、警察、自衛隊、医療、福祉などの防災に関わる全ての関係機関が連携し、令和6年能登半島地震での支援経験等も活かした実効性のある啓発運動となるよう、関係者一丸となって取り組む必要がある。

- 「自助」と「共助」の意識を高め、災害への備えを負担感なく県民が行えるよう、日常的に使用しているモノや行動を災害時にもそのまま役立てる「フェーズフリー」の考え方を取り入れ、広く県民に普及・啓発を図る必要がある。

（住民主体での避難対策の強化）

- 風水害に備え、住民一人ひとりが自らの災害リスクを我が事として捉え、予め避難のタイミングと手順を定める「災害・避難カード」を作成する取組みを推進し、住民主体での適時・適切な避難行動につなげる必要がある。また、デジタル版「災害・避難カード」についても広く県民に普及していく必要がある。
- 現在、洪水浸水想定区域を有する県内全市町において洪水ハザードマップが作成・公表されているが、令和3年の水防法改正により、想定最大規模の降雨に基づく浸水想定区域に対応したハザードマップの改定が必要となっていることから、引き続き改定を支援する必要がある。
- 令和5年2月に追加公表された浸水想定区域図に基づき、中小河川における水害に対応するため、市町村での洪水ハザードマップ作成を引き続き支援する必要がある。
- 現在、土砂災害警戒区域を有する県内全市町村において土砂災害ハザードマップが作成・公表されているが、平成27年の土砂災害防止法改正により避難場所や避難経路等の記載が明確化されたことから、引き続き見直しを支援する必要がある。
- 令和5年度の県政モニターアンケート調査結果によると、「南海トラフ地震臨時情報を知っていた」と回答された割合が約3割と低く、県民への周知を図り認知度を高めるとともに、同情報が発表された際に適切な防災対応がとれるよう啓発を行う必要がある。あわせて、臨時情報（巨大地震警戒）の発表に備え、「南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応指針」の随時の見直しも含め、地震による災害リスクが高い土砂災害特別警戒区域など、事前に避難が必要な地域に居住する住民等を対象に、とるべき行動の理解促進を図る必要がある。
- 気象庁により予測精度の向上が進められている線状降水帯などの防災気象情報を県民が正しく理解し、主体的な避難行動に対する意識の醸成・向上を図ることができるようするため、研修や講習会を実施する必要がある。また、県民による主体的な避難行動を促すためには、市町村における適時・適切な避難情報の発令が求められるため、「気象防災アドバイザー」を活用し、平時においては、市町村職員向けの研修を実施するとともに、災害時には、市町村に気象情報の解説や今後の気象見通しについて助言を行うなど、市町村の防災力の向上を図る必要がある。このほか、災害対応に当たっては、気象庁のJ E T T（気象庁防災対応支援チーム）やリエゾンとの連携を推進していく必要がある。

（要配慮者支援の推進）

- 一人暮らしの高齢者や障がい者などの避難行動要支援者の逃げ遅れを防ぐため、要支援者名簿を警察や消防機関等へ事前に提供する取組みに加え、自治会や社会福祉協議会、ケアマネジャー等と連携した取組みといった優良事例の共有などにより、個別避難計画の策定が進むよう市町村を支援する必要がある。また、策定した個別避難計画に基づき、避難行動要支援者が円滑に避難することができるよう、地域ぐるみでの防災訓練の実施を促進する必要がある。

(防災人材の育成・活躍促進)

- 「清流の国ぎふ 防災・減災センター」や市町村において地域で活躍できる防災人材の育成を推進するとともに、育成した人材が地域防災力の要となるよう、自主防災組織等と連携を深める機会の創出を促進するなど、防災人材がそれぞれの地域で活躍できる体制の構築を強化・推進する必要がある。
- 外国人防災リーダーの育成に加え、育成したリーダーを防災講座等に講師として派遣するなど、地域の外国人に対する防災啓発の強化に取り組む必要がある。
- 市町村と地域住民とが密接に連携した訓練を実施できるよう、能登半島地震で生じた事態も含め、より具体的な避難所の運営手順や方法を学ぶことができる研修を実施するなど、避難所運営を指導する人材を育成する講座の充実を図る必要がある。
- 全ての公立学校の安全管理責任者を対象とした学校安全講習会や、管理職及び学校安全担当者を対象とした総合教育センターにおける教員研修を通じて、校内の危険箇所等の確認の視点や方法について更なる普及・啓発を図る必要がある。
- 高齢化や過疎化が進む地域では、災害時に地域で支え合う「共助」の機能が希薄となることから、防災士や消防団員など、地域において防災リーダーとなり得る人材の確保・育成を図るとともに、育成した防災リーダーによる防災教育や防災訓練の実施を推進する必要がある。

(コミュニティ活動の担い手養成)

- 災害時に「共助」の力を発揮するためには、平時からのコミュニティの活力維持が重要となることから、地域の課題解決に取り組む地域活動団体等に対して、その活動に関する指導・助言を行うアドバイザーを派遣するなど、地域活動団体等による取組みを支援する必要がある。
- 地域のコミュニティとして様々な活動と防災活動を組み合わせることなどにより、災害による被害を予防し、軽減するための自主防災組織の育成・活動を促進する必要がある。

(建設業の担い手育成・確保)

- 地域の復旧の中心となる建設業を担う人材の育成・確保を図るため、「ぎふ建設人材育成・確保連携協議会」による産学官一体の取組み、職場環境の改善や人材育成に積極的な企業を「ぎふ建設人材育成リーディング企業」として認定する制度、「建設ICT人材育成センター」による技術力・生産性向上を目的とした研修などを推進する必要がある。また、建築分野においては、「岐阜県建築担い手育成協議会」による産学官が連携した取組みや、「ぎふ建築担い手育成支援センター」による技術力・生産性向上を目的とした研修などを推進する必要がある。

(11) 官民連携 ～民間リソースを活かした対応力強化～

(支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化)

- 内閣府において整備する災害時応援協定システムの協定書等データベースなども活用しながら、引き続き物資供給、医療救護、緊急救援、応急復旧、被災者支援、新技術活用など、様々な観点から、関係団体・民間事業者との新たな災害時応援協定締結の検討を進める必要がある。また、災害時において、各協定締結団体が迅速に活動できるよう、平時から「顔の見える」関係を構築し、実践的な共同訓練を行う必要がある。

(救出救助に係る連携体制の強化)

- 自衛隊、警察、消防等の関係機関及び民間事業者等が相互に連携する訓練を引き続き実施し、関係機関との連携体制を強化する必要がある。
- 災害時には、「災害時における安否不明者・死者の氏名等公表に係る手順書」に基づく対応を迅速に行うとともに、携帯電話事業者に対する要救助者の位置情報提供要請の積極的な活用を推進し、安否不明者捜索・救出救助活動の効率化・円滑化等を図る必要がある。
- 令和6年能登半島地震では、道路啓開に時間を要し、安否確認や救助・救急活動などに支障が生じたことから、早期の応急復旧に向け、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の増強や、道の駅等への備蓄倉庫を整備する必要がある。また、関係機関と連携した訓練を継続的に実施し、発災時に道路啓開計画に基づく対応を確実かつ迅速に実施する体制を確保する必要がある。

【再掲】

- 災害により道路が通行不能となった際には、建設関連団体との災害時応援協定や、道路管理者である県でも倒壊した電柱を撤去できる旨を定めた電線管理者との協定を活用し、関係機関と連携して迅速な啓開作業を実施する必要がある。【再掲】
- まちぐるみでの消火器等を用いた初期消火の訓練、シミュレーションやDIGを用いた防災訓練など、地域における防災教育を通じ、県民の意識向上を図るとともに、消防設備の充実を図るため、市町村に対し、国の補助金の活用を促していく必要がある。また、大規模火災発生時等の消防水利を確保するため、排水ポンプ車やミキサー車を活用した給水が可能となるよう、関係機関と連携しミキサー車からの給水訓練及びその水を水利とした放水訓練を実施しているが、大規模火災時に連携した消火活動が展開できるよう、引き続き訓練を実施する必要がある。【再掲】

(災害ボランティアの受入れ・連携体制の構築)

- 大規模災害発生時に、市町村ボランティアセンターの円滑な運営を支援する「岐阜県災害ボランティア連絡調整会議」を速やかに設置し、ボランティアを円滑に受入れできるよう、平時から市町村及び市町村社会福祉協議会を含めた関係機関との意見交換や研修・訓練などを通じて、「顔の見える」関係づくりを進め、多様な主体との連携・協働を図る必要がある。また、ボランティアの活動調整等を行う「災害中間支援組織」の設置に向け、関係団体との協議を進める必要がある。
- 大規模災害時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、災害ボランティアセンターの運営を支援する人材を養成していく必要がある。
- 倒木処理など専門技術を要するニーズに対応するため、技術ボランティアが円滑に活動できるよう連携体制を維持する必要がある。

(12) メンテナンス・老朽化対策 ～社会インフラの長寿命化～

(道路施設の維持管理)

- 高度経済成長期以降に整備した橋梁、トンネル、モルタル吹付法面などの道路施設の高齢化が進行していることから、「岐阜県道路施設維持管理指針」に基づき、引き続き計画的な点検、補修等を実施する必要がある。

（河川構造物の長寿命化対策）

- 近年の気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴う大水害や治水安全度が低い県管理河川の水害の頻発化に備え、洪水時に県民の生命はもとより、財産や暮らしを水害から守るため、河道の流下能力が確実に確保されるよう、航空レーザによる効率的かつ高精度な測量を行い、計画的な維持管理を実施する必要がある。また、適宜、「岐阜県河川インフラ長寿命化計画」の見直しを行い、老朽化が著しい大規模構造物の更新や予防保全型の維持管理を効率的かつ効果的に推進する必要がある。

（砂防施設の長寿命化対策）

- 高齢化が進む膨大な砂防施設の機能を維持し、災害発生時に効果を最大限発現するため、「岐阜県砂防関係施設長寿命化計画」に基づき、点検の確実な実施と点検結果を踏まえた初期段階での適切な補修・改築により予防保全的な維持管理を推進する必要がある。

（治山施設の長寿命化対策）

- 膨大な治山施設の機能を維持し、災害発生時に効果を最大限発現するため、「岐阜県治山施設長寿命化計画」に基づき、点検の確実な実施と点検結果の評価に基づく初期段階での適切な補修・改築・機能強化の実施により予防保全的な維持管理を推進する必要がある。また、地震、豪雨が発生した際の治山施設等の臨時点検を実施するとともに、研修等により治山施設の修繕や復旧に係る技術力向上を図る必要がある。

（公共施設等の長寿命化対策）

- 不特定多数の方が集まる文化施設や県立学校など多くの県有施設が老朽化し、更新時期を迎えることから、「岐阜県公共施設等総合管理基本方針」に基づき、必要性、有効性、効率性の観点から、統廃合等も含めた今後の施設のあり方について検討を行う「総点検」を実施するとともに、引き続き「岐阜県県有建物長寿命化計画」に基づき、計画的な維持保全に取り組む必要がある。
- 県営住宅については、耐用年限の2分の1を経過している住宅が8割を超えており、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、「岐阜県公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な維持管理・更新を行う必要がある。

（メンテナンスに関する人材の養成）

- 県、岐阜大学、産業界が連携し、点検や補修に関する高度な技術を有する「社会基盤メンテナンスエキスパート（ME）」を養成し、道路や小規模橋梁の点検・修繕に活用するとともに、地域の道路を見守る「社会基盤メンテナンスサポーター（MS）」を小中学校関係者や高校生などに拡大し、効率的かつ効果的な維持管理を推進する必要がある。

（市町村に対する技術的支援）

- 社会資本の高齢化や災害の頻発化が進む中、多くの市町村は、技術職員の不足などの課題を抱えていることから、土木事務所における社会資本メンテナンス相談窓口などを活用し、引き続き市町村に対する維持管理や災害復旧の技術的な支援を推進する必要がある。

(13) デジタル等新技術活用 ～デジタル等新技術による強靱化施策の高度化～

(情報収集手段の多様化)

- 令和6年能登半島地震では、土砂崩れ等による道路の寸断により、多数の孤立地域が同時発生したことから、ヘリコプター等による空からの迅速な状況把握や物資輸送が有効であった。このため、ヘリコプターやドローンで撮影した映像を迅速に災害対策本部で共有できる体制の構築を図るとともに、ヘリコプター離発着可能候補地の把握に向けた取組みを推進する必要がある。
- 被災地域に支援を行う上で通信の確保は不可欠であることから、引き続き固定電話、携帯電話共に使用できない場合の衛星携帯電話等の通信手段や、非常用電源の確保を促進する必要がある。また、令和6年能登半島地震でも活用された民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技術を用いた通信手段の確保を検討する必要がある。
- 令和6年能登半島地震の発生直後には、SNS上に被災者を装う悪質な投稿や、実在しない住所からの救助要請などの虚偽・デマ情報が相次いだことから、災害時には、SNS上に流通する様々な情報をAIなども活用して迅速に把握し、虚偽・デマ情報への注意喚起や正確な情報の発信を実施する必要がある。また、災害時の情報収集の方法や虚偽・デマ情報の危険性を平時から幅広く啓発する必要がある。

(情報収集や被災者支援等に向けた災害対応策等の高度化)

- ドローンや情報連絡員用タブレットなど、新たに導入した資機材の活用方法の確認も含め、訓練や研修を実施し、職員による操作手順等の習熟を図ることで、被災状況を早期に把握できる体制を確保する必要がある。
- 災害時応援協定締結業者等によるパトロールにパトロールシステムを活用し、地震発生後の道路、河川、砂防の各施設の被災状況や道路啓開ルートを速やかに確認する。
- 令和6年4月に運用を開始した国の「総合防災情報システム（SOBO-WEB）」と県の「被害情報集約システム」とのデータ連携に向け、必要な改修などの機能強化に取り組むとともに、国・県・市町村が災害時に情報を迅速に共有し、被災状況や応急対応の把握・認識統一を図れるよう、様々な防災関係システムの標準化・統一化を国に働きかけていく必要がある。
- 被災者の生活再建に必要な罹災証明書の迅速かつ効率的な発行も含め、被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施できるよう、マイナンバーカードを使用したシステムや専用アプリの活用による避難者の把握・管理などのデジタル技術を活用した取組みについて、導入に向けた調査・研究を推進する必要がある。
- 令和6年能登半島地震では、指定避難所以外への避難者の状況や必要な物資等のニーズの把握が難航したことから、指定避難所以外への避難者の人数や必要物資等の把握が可能となる「分散避難システム」を活用し、指定避難所以外への避難者に対しても、迅速な支援を行うことができる体制を構築するとともに、地域における防災訓練や研修の場などを通じ、県民に対して「分散避難システム」を広く周知し、災害時における活用を促していく必要がある。これに加え、国が構築している「クラウド型被災者支援システム」など、被災者支援に資するシステムの調査・研究を推進する必要がある。

- ドローンやレーザ技術などの遠隔点検技術や記録のデジタル化を推進し、道路・河川・砂防施設の点検や被災状況の把握等を安全かつ効率的に実施する。
- 風水害に備え、住民一人ひとりが自らの災害リスクを我が事として捉え、予め避難のタイミングと手順を定める「災害・避難カード」を作成する取組みを推進し、住民主体での適時・適切な避難行動につなげる必要がある。また、デジタル版「災害・避難カード」についても広く県民に普及していく必要がある。【再掲】
- 要配慮者を含む避難者が、安心して避難生活を送ることができるようにするため、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や「スフィア基準」の考え方に加え、大規模災害時の教訓等も踏まえ、「岐阜県避難所運営ガイドライン」を適宜改定する必要がある。また、避難所での生活が長期化することを見据え、トイレトラック、キッチンカーといった移動型車両や、循環式シャワールームなどの機器の活用に向けた取組みを進めるとともに、被災者の生活支援・再建を担うNPOなどの多様な民間団体と連携した取組みを強化する必要がある。加えて、各市町村において、「岐阜県避難所運営ガイドライン」の内容を踏まえた「避難所運営マニュアル」の策定・見直しが適切に進むよう、引き続き支援を行う必要がある。【再掲】
- 住民主体での避難行動を促進するため、各種防災情報や避難情報を一元的にわかりやすく提供する「岐阜県総合防災ポータル」を多言語化させており、災害時だけでなく平時から広く活用されるよう更なる周知に取り組むとともに、発信する情報の充実や、様々な手段での情報発信を進めていく必要がある。また、具体的な災害リスクを認知するためのハザードマップの普及促進、警戒レベルなど直感的に把握可能な表現による避難情報発令、ローカル・メディアと連携したきめ細かな情報提供、SNSを活用した情報発信など情報伝達を強化する必要がある。【再掲】
- 市町村防災行政無線については、長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するとともに、更新時期等を勘案した機能強化の検討を働きかける必要がある。あわせて、万一停止した際の広報車による巡回広報などアナログ手法に加え、令和6年能登半島地震でも活用された民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技术を用いた代替手段の検討についても市町村に働きかけを行う必要がある。【再掲】

（防災・減災データの提供・情報発信の推進）

- 地震発生時に県内の震度情報を、気象庁を通じて県民に伝達するため整備した「震度情報ネットワークシステム」について、今後高い確率で発生と言われる南海トラフ地震などの大地震発生時に備え、安全性、信頼性、即時性を備えたシステムとして適切に維持管理を行い、観測・情報伝達体制を確保する必要がある。
- 県のオープンデータを扱うポータルサイトにおいて、防災に係るオープンデータの提供を進めているが、民間でのデータ利活用を促進するため、市町村と連携したデータの広域化とともに、より使いやすいデータの提供を進める必要がある。
- 航空レーザ測量データを基に作成した点群（DEM）データや微地形図等は、事前防災の観点からの危険箇所等の把握、災害発生時には災害箇所周辺の地形把握、その後の救助や復旧の計画等にも有効活用できるデータである。一方で、データ数・容量ともに膨大であり、抽出箇所の特定や複製に時間を要するといった問題がある。様々な場面で有用なデータである

ことは明らかであり、効率的な利用を目的として、利用希望者が容易にデータ取得ができる環境を整備するとともに、適切なデータ管理ができる体制を構築する必要がある。

- これまで、岐阜県広域防災センターでは、VRゴーグルにより災害の仮想体験ができるコーナーを設けるなど、展示内容のリニューアルを行ってきたが、引き続きデジタル等新技術も活用しながら、展示内容の充実化を図ることで、県民、学校、自治会、自主防災組織等に対する防災教育や情報発信の拠点としての機能を高めていく必要がある。

「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針

1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1) 巨大地震による住宅・建築物の複合的・大規模倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生

(住宅・建築物等の耐震化・防火対策の促進)

- 住宅・建築物の耐震化を推進するため、耐震診断、耐震改修工事等に対する、国、県及び市町村による支援を行うとともに、部分的な耐震補強（耐震シェルターなど）に対する支援策を検討するほか、戸別訪問、建築物耐震改修説明会、リフォーム事業者に対する講習会など、普及啓発を実施する。また、耐震診断義務化対象建築物のうち、耐震性が不十分な建築物の耐震化を促進する。加えて、倒壊の危険がある民間ブロック塀の除去や、既存天井（吊り天井）の耐震改修が進むよう支援する。
- 住宅・建築物の耐震化については、老朽化したマンションの再生・除却の促進についても重要となることから、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正内容等も踏まえ、必要に応じて、管理組合への助言等を行う。
- 地震発生時には、火災の発見・通報・初期段階での消火の遅れや、災害の同時発生による消防力の不足などが生じる恐れがあることから、住宅用火災警報器や住宅用消火器などの普及を推進する。また、近年の大規模地震においては、電気に起因する火災が多く発生していることから、電気火災防止に効果的な感震ブレーカーの普及に向けた取組みも推進する。
- まちぐるみでの消火器等を用いた初期消火の訓練、シミュレーションやD I Gを用いた防災訓練など、地域における防災教育を通じ、県民の意識向上を図るとともに、消防設備の充実を図るため、市町村に対し、国の補助金の活用を促していく。また、大規模火災発生時等の消防水利を確保するため、関係機関と連携し、ミキサー車からの給水訓練及びその水を水利とした放水訓練を引き続き実施する。
- 既存不適格建築物等の安全性向上のため、当該建築物における適切な退避・避難行動の方法に加え、避難経路等の確保を目的とした改修の必要性について周知する。
- 地震や洪水による機能不全を防ぐため、防災拠点等建築物の建築主や設計者、管理者など関係者に広く「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」及び「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」を周知する。
- 南海トラフ地震は、震源域が広範囲にわたる海溝型地震であり、地震が発生した場所から数百キロメートル離れた場所でも揺れ続ける「長周期地震動」の発生も予測されていることから、「長周期地震動」の認知度の向上に向けた取組みとともに、家具や什器などの転倒等防止対策の啓発を推進する。

(公共施設等の長寿命化対策)

- 不特定多数の方が集まる文化施設や県立学校など多くの県有施設が老朽化し、更新時期を迎えることから、「岐阜県公共施設等総合管理基本方針」に基づき、必要性、有効性、効率性の観点から、統廃合等も含めた今後の施設のあり方について検討を行う「総点検」を実施するとともに、引き続き「岐阜県県有建物長寿命化計画」に基づき、計画的な維持保全に取り組む。

- 県営住宅については、耐用年限の2分の1を経過している住宅が8割を超えており、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、「岐阜県公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な維持管理・更新を行う。

（空き家対策の推進）

- 大規模災害発生時の空き家の倒壊による道路の閉塞などを防止するため、市町村等と連携して危険な空き家の除却や空き家の利活用を進めるとともに、空き家所有者への意識啓発や市町村に対する優良事例の情報提供等、大規模災害に備えた空き家対策を推進する。

（大規模盛土造成地対策の実施）

- 盛土等に伴う災害から人命を守るため、盛土規制法に基づき既存盛土等調査を実施する。また、盛土規制法の施行前に把握した大規模盛土造成地について、市町村と連携して変動予測調査等を実施する。

（市街地整備の促進）

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に危険な密集市街地については、都市の防災機能の向上を図るため、市町と連携して市街地再開発事業など密集市街地の面的整備を促進する。

（孤立・大雪対策の推進）

- 発災時の道路の早期の応急復旧に向け、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の増強や、道の駅等への備蓄倉庫を整備する。また、関係機関と連携した訓練を継続的に実施し、発災時に道路啓開計画に基づく対応を確実かつ迅速に実施する体制を確保する。
- 災害により道路が通行不能となった際には、建設関連団体との災害時応援協定や、道路管理者である県でも倒壊した電柱を撤去できる旨を定めた電線管理者との協定を活用し、関係機関と連携して迅速な啓開作業を実施する。

（被害想定の見直し）

- 国による南海トラフ地震被害想定の見直し内容を踏まえた上で、県の被害想定の見直しを含め、現状の課題整理や今後取り組むべき防災・減災対策の検討を推進する。

1-2) 集中豪雨による市街地や地域等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

（総合的な水害・土砂災害対策の推進）

- 近年の気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴い、治水安全度が低い県管理中小河川における水害が頻発していることから、河川改修やダム建設などの対策をより一層加速するとともに、流域のあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う「流域治水」を推進する。
- 水害の発生頻度を低下させ、生命はもとより財産や暮らしを守り、社会経済活動を安心して営めるようにするため、新丸山ダムや長良川遊水地等の直轄事業を促進するほか、「岐阜県新五流域総合治水対策プラン」に基づき、河川改修や内ヶ谷ダムの整備等を推進し、ハード対策

を迅速に進めていく。加えて、河川管理施設等のハード施設では防ぎきれない水害に対しては、要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成や避難訓練の実施に係る支援など、命を守るための避難行動につながるソフト対策を推進する。

- 県が保有する排水ポンプ車の操作技術及び実施体制を確保するための定期的な訓練を継続し、浸水被害を防止・軽減する体制を確保する。
- 中小河川の危機管理型水位計や河川監視カメラを適切に維持管理するとともに、出水時に避難判断の参考となる情報を市町村に確実に伝えるための情報伝達等に係る定期的な訓練を継続して実施する。また、洪水時の円滑な避難のため、各市町村において整備した洪水ハザードマップの周知・啓発を促進し、住民の防災意識を向上させるなど、避難体制の整備を支援する。
- 避難のための情報を適時的確に発信できるよう、危機管理型水位計の備蓄を進めるとともに、長期停電に備えた水位観測機器等の電源対策を実施する。
- 「重要インフラの緊急点検」結果等を踏まえ、洪水時の流下阻害となる箇所への掘削や樹木伐採、ダムの堆積土砂の浚せつ等を進め、流下能力の向上を図る。
- ダムの緊急放流に関する事前通知について、実績降雨に基づき予測システムの検証を行い、予測精度の向上を図るとともに、必要に応じてシステムを改修し、早期の事前通知を検討する。
- 県内ダムの事前放流に係る情報伝達などの定期的な訓練を継続し、台風などの大雨による洪水に備える態勢の確保を図る。
- 小学校の「総合的な学習の時間」を活用した防災に関する学習や、水辺でのイベントを通じた防災啓発などの防災教育を進め、水害・防災への意識を深めていく。
- 高齢化や過疎化が進む地域を中心に、「自助」、「共助」の意識の醸成を図り、要配慮者への避難支援等、地域の防災力の向上に取り組むほか、地域の住民が互いに支え合って避難行動をとることができるよう、住民による地区防災計画の作成など、住民の自発的な防災活動に対して、積極的に支援する。
- 各市町村において、自然的社会的状況に応じた気候変動適応計画の策定が進むようにするため、引き続き助言等を実施する。
- 岐阜県気候変動適応センターにおいて、防災分野を含めた気候変動の影響及び適応に係る共同研究や情報収集等に引き続き取り組むとともに、その成果については、県及び市町村の地域気候変動適応計画や地域防災計画等にも必要に応じ位置付けた上で、気候変動に適応した防災・減災対策を包括的に実施していく。
- 大規模な地震等による河川構造物の機能不全に伴う二次災害の発生に備えるため、施設の耐震化を進めるとともに、地震被害発生の際には、緊急点検や応急対策を速やかに行うための盛土拠点の整備を図る。

（立地適正化計画の策定及び防災指針の作成促進）

- 防災機能強化の観点から、災害リスクの低い地域に医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、住民が公共交通によりこれらの施設にアクセスできるまちづくりを進めるため、市町村の立地適正化計画の策定及び防災指針の作成を促進する。

（農業用ため池の防災対策の推進）

- 農業用ため池の多くは、近代的な技術基準に基づき設置されておらず、地震又は豪雨による決壊の危険性があることから、決壊した場合の影響度を踏まえ、地震・豪雨耐性評価を実施し、必要な防災工事を計画的に実施する。また、水位計等の遠隔監視機器の設置や、市町村及び管理者に事前放流・低水管理の取組みやハザードマップの周知を促すなど、引き続きハード・ソフトを組み合わせた取組みを継続する。
- 地震、豪雨が発生した際の農業用ため池等における緊急点検要領について周知徹底を図るとともに、ため池保全管理研修を実施し、ため池の管理・復旧に係る技術力向上を図る。

（農地・農業用施設災害復旧事業制度の活用推進）

- 大規模地震や豪雨、台風等の自然災害が発生した際には、被災した農地・農業用施設の早期復旧のため、査定前着工の活用や、応急対応を実施するための災害用ポンプの借り受け体制等の整備を推進する。また、農地・農業用施設災害復旧事業制度への理解を深めるため、災害復旧技術研修を実施し、災害復旧に係る技術力向上を図る。

（社会資本の適切な維持管理）

- 洪水時に県民の生命はもとより、財産や暮らしを水害から守るため、河道の流下能力が確実に確保されるよう、航空レーザによる効率的かつ高精度な測量を行い、計画的な維持管理を実施する。また、適宜、「岐阜県河川インフラ長寿命化計画」の見直しを行い、老朽化が著しい大規模構造物の更新や予防保全型の維持管理を効率的かつ効果的に推進する。

（農業用排水機場の整備）

- 農業用排水機場の多くが、周辺農地の宅地化などによる流出量の増加、地盤沈下のほか、「想定外の常態化」ともいうべき豪雨の頻発化などによる排水機的能力不足が懸念されており、施設の老朽化や地震、集中豪雨等に起因する災害を未然に防止するため、長期的な施設機能の確保に向けた機能保全対策を実施する。
- 地震が発生した際の農業用排水機場における緊急点検要領について周知徹底を図る。

1-3) 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）や火山噴火（火山噴出物の流出等を含む）による地域等の壊滅や甚大な人的被害の発生

（総合的な水害・土砂災害対策の推進）【再掲】

- 県内で発生した過去の大災害等を教訓に木曽川水系、庄内川水系及び神通川水系の上流域で実施している直轄砂防事業を促進するとともに、「八山系砂防総合整備計画」に基づき、土砂災害により人命等に危害が及ぶ恐れがある箇所においてハード対策を推進する。また、土砂や流木等を確実に補足できるよう砂防堰堤裏の土砂撤去を計画的に実施する。
- これまでの要配慮者利用施設や避難所への土砂災害対策に加え、重要な防災拠点となる市町村役場等への対策にも取り組むほか、緊急輸送道路や孤立が予想される地域等を保全する施設整備を推進する。また、土砂と洪水が重なり被害が拡大する恐れのある流域を調査・把握する。
- 土砂災害の恐れのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図るため、今後も土砂災害警戒区域等を指定するとともに、既指定区域の定期調査や地形の改変等があった区域の随時調

査を実施する。また、ポータルサイトや周知看板により土砂災害警戒区域の指定状況を周知することに加え、これまでに蓄積した災害等の情報を活用してより精度の高い土砂災害警戒情報を提供していく。さらに、市町村の防災訓練やハザードマップ作成を支援するとともに、平成29年の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の改正により要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する。

- 土砂災害特別警戒区域など、がけ地の崩壊などの恐れのある区域内の住民に対し、市町村と協働して、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の周知を行うとともに、市町村に対しては、この制度が災害による被害を未然に防止する有効な手法の一つであることを改めて説明し、活用を促す。
- 地震発生後には、ドローンを活用し天然ダム等を早期に発見するとともに、土砂災害の恐れがある場合には、土石流センサーを活用した監視・計測による緊急避難体制を確保する。また、大規模土砂災害に備えて、平時から市町村や関係機関と連携した防災訓練を実施する。
- 県内には石積砂防堰堤など数多くの伝統的砂防施設が残っており、先人たちが古くから土砂災害と闘ってきた歴史について、小学校の「総合的な学習の時間」や砂防副読本などを活用し、次世代へ語りつなぎ、土砂災害・防災への意識を深めていく。

（社会資本の適切な維持管理）【再掲】

- 高齢化が進む膨大な砂防施設の機能を維持し、災害発生時に効果を最大限発現するため、「岐阜県砂防関係施設長寿命化計画」に基づき、点検の確実な実施と点検結果を踏まえた初期段階での適切な補修・改築により予防保全的な維持管理を推進する。
- 膨大な治山施設の機能を維持し、災害発生時に効果を最大限発現するため、「岐阜県治山施設長寿命化計画」に基づき、点検の確実な実施と点検結果の評価に基づく初期段階での適切な補修・改築・機能強化の実施により予防保全的な維持管理を推進する。また、地震、豪雨が発生した際の治山施設等の臨時点検を実施するとともに、研修等により治山施設の修繕や復旧に係る技術力向上を図る。

（治山ダム等の整備・機能強化）

- 林野庁が山地災害の激甚化や流木災害等を踏まえて改定した「山地災害危険地区調査要領」に基づき、令和6年度から7年度にかけて実施する山地災害危険地区の再評価結果を踏まえ、山地災害発生の危険度が高く、かつ、人家等の保全対象への影響が大きい地区を抽出し、治山対策を進める。また、流域内の森林整備と合わせた面的な山地防災力の向上を図る。

（火山災害対策の推進）

- 登山届の提出の更なる促進を図るため、登山届の作成・提出がスマートフォンから可能となる登山アプリ等を用いたオンラインによる登山届の提出について、ホームページ、雑誌、ポスター、チラシなどの様々な広報媒体を用いて周知する。
- 関係機関と連携を図りながら、情報伝達訓練や実動訓練の検証結果を踏まえた、より実践的な訓練を継続的に実施していく。また、退避壕などの防災設備の設置を検討する自治体に対して支援を行い、実効性のある対策を推進する。

- 国が中心となって策定している「火山噴火緊急減災対策砂防計画」に基づき、火山噴火に伴い発生する土砂災害に対応するため、緊急ハード対策に向けた大型土のうなどの資機材等を整備する。また、対策工事の従事者の安全確保や周辺住民の避難対策の支援を目的とした情報提供等を実施していく。
- 火山噴火災害の影響は、火山を取り巻く複数の自治体に及ぶことから、各自治体が参加する火山防災協議会において、火山防災避難計画に基づく実動訓練、図上訓練、情報伝達訓練を連携して実施することで、当該避難計画の見直しを行い、実効性のある計画としてその充実を図る。また、令和6年の活動火山対策特別措置法の改正により、各市町村長は、避難確保計画の作成等に援助を行うに際し必要と認めるときは、火山防災協議会に対して意見を求めることができる旨規定されたことから、関係市町村において整合性のとれた避難確保計画の作成等を行うため、市町村長から計画策定等に当たって火山防災協議会に意見が求められた際には、助言指導を行う。

（立地適正化計画の策定及び防災指針の作成促進）【再掲】

- 防災機能強化の観点から、災害リスクの低い地域に医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、住民が公共交通によりこれらの施設にアクセスできるまちづくりを進めるため、市町村の立地適正化計画の策定及び防災指針の作成を促進する。【再掲】

1-4) 亜炭鉱廃坑跡の大規模陥没による市街地崩壊に伴う死傷者の発生

（亜炭鉱廃坑対策の推進）

- 南海トラフ地震の発生が懸念される中、依然として広範に亜炭鉱廃坑が存在し予防事業を推進する必要があることから、対策を要する地域が存在する市町の意向を踏まえながら、今後の対策を進める。

1-5) 避難行動に必要な情報が適切に住民及び観光客等に提供されないことや情報伝達の不備、悪質な虚偽情報の発信等による人的被害の発生

（情報収集や被災者支援等に向けた災害対応策等の高度化）

- 多数の孤立地域が同時発生した際には、ヘリコプター等による空からの迅速な状況把握や物資輸送が有効であることから、ヘリコプターやドローンで撮影した映像を迅速に災害対策本部で共有できる体制の構築を図るとともに、ヘリコプター離発着可能候補地の把握に向けた取り組みを推進する。
- 被災地域に支援を行う上で通信の確保は不可欠であることから、引き続き固定電話、携帯電話共に使用できない場合の衛星携帯電話等の通信手段や、非常用電源の確保を促進する必要がある。また、令和6年能登半島地震でも活用された民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技术を用いた通信手段の確保を検討する必要がある。
- 災害時には、SNS上に被災者を装う悪質な投稿や、実在しない住所からの救助要請などの虚偽・デマ情報が流れる可能性があることを踏まえ、SNS上に流通する様々な情報をAIなども活用して迅速に把握し、虚偽・デマ情報への注意喚起や正確な情報の発信を実施する。また、災害時の情報収集の方法や虚偽・デマ情報の危険性を平時から幅広く啓発する。

（住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化）

- 住民主体での避難行動を促進するため、各種防災情報や避難情報を一元的にわかりやすく提供する「岐阜県総合防災ポータル」を多言語化させており、災害時だけでなく平時から広く活用されるよう更なる周知に取り組むとともに、発信する情報の充実や、様々な手段での情報発信を進めていく。また、具体的な災害リスクを認知するためのハザードマップの普及促進、警戒レベルなど直感的に把握可能な表現による避難情報発令、ローカル・メディアと連携したきめ細かな情報提供、SNSを活用した情報発信など情報伝達を強化する。
- 気象情報・河川水位やダム貯水位等の情報を提供する「岐阜県川の防災情報」、道路の通行規制情報・気象予警報・水位到達情報等をメール配信する「ぎふ川と道のアラームメール」や土砂災害警戒情報等を提供する「土砂災害警戒情報ポータル」の更なる周知を進めるとともに、適時適切な避難行動に繋がるよう、「流域治水」の意識醸成を図る。
- 中小河川の危機管理型水位計や河川監視カメラを適切に維持管理するとともに、出水時に避難判断の参考となる情報を市町村に確実に伝えるための情報伝達等に係る定期的な訓練を継続して実施する。また、洪水時の円滑な避難のため、各市町村において整備した洪水ハザードマップの周知・啓発を促進し、住民の防災意識を向上させるなど、避難体制の整備を支援する。

【再掲】

- 避難のための情報を適時的確に発信できるよう、危機管理型水位計の備蓄を進めるとともに、長期停電に備えた水位観測機器等の電源対策を実施する。【再掲】
- 水防団、消防団等との重要水防箇所の合同巡視等を活用し、氾濫発生が予想される箇所について、水防管理団体（市町村等）や水防団等と連携し、出水時に異常があった場合の関係者間の連絡体制、水防団の作業体制や工法等の確認などを行う。また、氾濫発生を確認した水防管理者（市町村長等）から管轄土木事務所への通報・連絡を確実に実施する。
- 道路交通の混乱を回避することや、緊急車両等の円滑な通行を可能とするため、緊急輸送道路の主要な交差点などにカメラを設置し、交通状況を把握する。また、発災時における通行規制情報について、インターネット等の各メディア、道路交通情報センター、交通・道路情報板、県道路情報提供システムを活用し、道路通行規制情報をわかりやすく提供する。
- 市町村防災行政無線については、長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するとともに、更新時期等を勘案した機能強化の検討を働きかける。あわせて、万一停止した際の広報車による巡回広報などアナログ手法に加え、民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技术を用いた代替手段の検討についても市町村に働きかけを行う。
- 多言語自動発信システムにより翻訳した市町村の災害情報を、フェイスブック等を活用して外国人向けに発信しているが、引き続き同システムを活用して、市町村における避難情報の多言語発信の取組みを促進する。
- 平時における聴覚障がい者への意思疎通支援のため、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助者を養成してきたが、これらの人材が災害時においても対応できるよう、全市町村での意思疎通支援事業の実施や現任者のスキルアップ研修を実施するなど従事者の資質向上を促進する。

- 音声による１１９番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者が円滑に消防への通報が行えるよう、スマートフォン等から画面入力等により通報する「Net 119緊急通報システム」について周知を図る。
- 外国人観光客向けWEBサイト「Visit Gifu」において防災・災害関連情報を発信するとともに、岐阜県観光連盟と連携し、日本国内における避難情報等をプッシュ型で提供するアプリの普及を促進する。

（住民主体での避難対策の強化）

- 風水害に備え、住民一人ひとりが自らの災害リスクを我が事として捉え、予め避難のタイミングと手順を定める「災害・避難カード」を作成する取組みを推進し、住民主体での適時・適切な避難行動につなげる。また、デジタル版「災害・避難カード」についても広く県民に普及していく。
- 市町村が行う想定最大規模の降雨に基づく浸水想定区域に対応したハザードマップの改定について、引き続き支援する。
- 令和５年２月に追加公表された浸水想定区域図に基づき、中小河川における水害に対応するため、市町村での洪水ハザードマップ作成を引き続き支援する。
- 市町村が作成した土砂災害ハザードマップへの避難場所や避難経路等の記載について、引き続き支援する。
- 「南海トラフ地震臨時情報」について、県民への周知を図り、その認知度を高めるとともに、同情報が発表された際に適切な防災対応がとれるよう啓発を行う。あわせて、臨時情報（巨大地震警戒）の発表に備え、「南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応指針」の随時の見直しも含め、地震による災害リスクが高い土砂災害特別警戒区域など、事前に避難が必要な地域に居住する住民等を対象に、とるべき行動の理解促進を図る。
- 気象庁により予測精度の向上が進められている線状降水帯などの防災気象情報を県民が正しく理解し、主体的な避難行動に対する意識の醸成・向上を図ることができるようするため、研修や講習会を実施する。また、「気象防災アドバイザー」を活用し、平時においては、市町村職員向けの研修を実施するとともに、災害時においては、市町村に気象情報の解説や今後の気象見通しについて助言を行うなど、市町村の防災力の向上を図る。このほか、災害対応に当たっては、気象庁のJETT（気象庁防災対応支援チーム）やリエゾンとの連携を推進していく。

（防災・減災データの提供・情報発信の推進）

- 地震発生時に県内の震度情報を、気象庁を通じて県民に伝達するため整備した「震度情報ネットワークシステム」について、今後高い確率で発生と言われる南海トラフ地震などの大地震発生時に備え、安全性、信頼性、即時性を備えたシステムとして適切に維持管理を行い、観測・情報伝達体制を確保する必要がある。
- 県のオープンデータを扱うポータルサイトにおいて、防災に係るオープンデータの提供を進めているが、民間でのデータ利活用を促進するため、市町村と連携したデータの広域化とともに、より使いやすいデータの提供を進める。

- 航空レーザ測量データを基に作成した点群（DEM）データや微地形図等について、利用希望者が容易にデータ取得をできる環境を整備するとともに、適切なデータ管理ができる体制を構築する。
- これまで、岐阜県広域防災センターでは、VRゴーグルにより災害の仮想体験ができるコーナーを設けるなど、展示内容のリニューアルを行ってきたが、引き続きデジタル等新技術も活用しながら、展示内容の充実化を図ることで、県民、学校、自治会、自主防災組織等に対する防災教育や情報発信の拠点としての機能を高めていく。

（防災教育の推進）

- 「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査」の結果や、令和6年能登半島地震での事例等も踏まえ、地震への事前の備え等について、「岐阜県広域防災センター」での防災啓発イベントや、学校、職場、地域における研修や訓練等を通じて、さらなる周知を図るとともに、直感的に理解しやすい県民向け防災啓発資料の作成に取り組む。また、市町村における地震ハザードマップの作成とその周知についても、引き続き支援する。
- 「自分の命は自分で守る」という「自助」の意識を醸成するため、幼稚園や小中学校などにおいて、毎年、地域の災害リスクや災害時にとるべき避難行動の理解促進等を図る防災教育や、地域の特性に応じて、年間3回の異なる危険を想定した命を守る訓練を実施する。
- 学校における防災・減災に係るリーダーとなる人材の育成により、各学校の実情に応じた実効性のある防災教育を推進するため、各学校の防災担当者を対象とした学校安全講習会における危機管理についての講習や教員を対象とした研修講座を通じて、防災に関する外部機関との連携の拡充を図る。
- 現代的な諸課題を踏まえた教科横断的な学びとして、「体系的・系統的な防災教育」の指導計画の作成と実践、「生きる力を育む学校での安全教育」の着実な実施と防災教育の推進を図るとともに、災害時における地域との連携を含めた災害から命を守る取組みについて考え、実践する「高校生防災アクション」の推進を図る。
- 小学校の「総合的な学習の時間」を活用した防災に関する学習や、水辺でのイベントを通じた防災啓発などの防災教育を進め、水害・防災への意識を深めていく。【再掲】
- 県内には石積砂防堰堤など数多くの伝統的砂防施設が残っており、先人たちが古くから土砂災害と闘ってきた歴史について、小学校の「総合的な学習の時間」や砂防副読本などを活用し、次世代へ語りつなぎ、土砂災害・防災への意識を深めていく。【再掲】

（要配慮者支援の推進）

- 一人暮らしの高齢者や障がい者などの避難行動要支援者の逃げ遅れを防ぐため、要支援者名簿を警察や消防機関等へ事前に提供する取組みに加え、自治会や社会福祉協議会、ケアマネジャー等と連携した取組みといった優良事例の共有などにより、個別避難計画の策定が進むよう市町村を支援する。また、策定した個別避難計画に基づき、避難行動要支援者が円滑に避難することができるよう、地域ぐるみでの防災訓練の実施を促進する。

(防災人材の育成・活躍促進)

- 「清流の国ぎふ 防災・減災センター」や市町村において地域で活躍できる防災人材の育成を推進するとともに、育成した人材が地域防災力の要となるよう、自主防災組織等と連携を深める機会の創出を促進するなど、防災人材がそれぞれの地域で活躍できる体制の構築を強化・推進する。
- 外国人防災リーダーの育成に加え、育成したリーダーを防災講座等に講師として派遣するなど、地域の外国人に対する防災啓発の強化に取り組む。
- 市町村と地域住民とが密接に連携した訓練を実施できるよう、より具体的な避難所の運営手順や方法を学ことができる研修を実施するなど、避難所運営を指導する人材を育成する講座の充実を図る。
- 全ての公立学校の安全管理責任者を対象とした学校安全講習会や、管理職及び学校安全担当者を対象とした総合教育センターにおける教員研修を通じて、校内の危険箇所等の確認の視点や方法について更なる普及・啓発を図る。
- 高齢化や過疎化が進む地域では、災害時に地域で支え合う「共助」の機能が希薄となることから、防災士や消防団員など、地域において防災リーダーとなり得る人材の確保・育成を図るとともに、育成した防災リーダーによる防災教育や防災訓練の実施を推進する。

(防災情報通信システムの維持管理)

- 災害時の行政機関相互の通信回線を安定的に確保するため整備した、地上系・衛星系・移動系の三層一体の防災情報通信システムを、災害時において確実に運用できるよう適正に維持管理を図るとともに、必要な機能強化及び設備更新を推進する。

1-6) 暴風雪や豪雪等に伴う災害（孤立、大規模車両滞留など）による多数の死傷者の発生

(孤立・大雪対策の推進)【再掲】

- 大雪等の際、早期に通行の確保を図るため、引き続き除雪作業に使用する除雪機や除雪基地の増強、カメラの整備や積雪・凍結センサー等による路面状況等の監視体制の強化を図る。また、関係機関と連携し、予防的通行止めを確実に実施し、車両の滞留防止を図るとともに、車両の滞留が発生した際には、市町村、警察など関係機関と連携し、早期解消を図る。
- 大雪等による大規模な車両滞留の発生や長時間の通行止めによる死傷者の発生を防ぐため、「岐阜県雪害タイムライン」に基づき、不要不急の外出抑制など行動変容を促すための県民への呼びかけ、各種防災情報や避難情報を一元的に分かりやすく提供する「岐阜県総合防災ポータル」やSNSの効果的な活用、災害時応援協定の締結事業者との連携対応といった取組みを進めていく。また、AI等の活用により、車両のスタック情報を迅速に収集するとともに、車両滞留の兆候が見られた際には、関係機関と速やかに情報を共有し、応急対応を行う。

(交通事業者の災害対応力強化)

- 暴風雪や豪雪等に対し、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階からの利用者への情報提供により、鉄道の車内などに多数の旅客が取り残される事態を回避するため、国土交通省

が取りまとめた「鉄道の計画運休のあり方」を踏まえつつ、県内事業者及び沿線市町村との情報共有や連絡体制の確認を引き続き行う。

- 災害時には、地域交通事業者が被災し、地域交通網の確保等への影響が想定されるため、情報共有をより密に行い、関係事業者間の協力・連携強化を図る。

2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1) 被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

（支援物資の供給等に係る防災拠点機能の強化）

- 大規模災害の発生に備え、県広域防災拠点の追加指定も含めて、物資輸送機能や活動拠点機能の強化を図るとともに、災害発生時における円滑な運営が図られるよう、関係機関などと連携した実動訓練を継続的に実施する。
- 発災時における警察・消防・自衛隊の応援部隊や支援物資等の受入拠点としての県広域防災拠点の活用状況を踏まえ、ライフラインの早期復旧が図られるよう、引き続きライフライン事業者の活動拠点の確保を図る。
- 「道の駅」が災害時に防災拠点として利用できるよう、引き続きトイレの非常用電源設備等の整備や防災用トイレの設置を進めるとともに、停電時でも遠隔操作でリアルタイムに道路情報や防災情報を発信できるデジタルサイネージや、災害時の応急復旧に必要な資機材を備蓄する倉庫を整備するなど防災機能を強化する。

（支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化）

- 内閣府において整備する災害時応援協定システムの協定書等データベースなども活用しながら、引き続き物資供給、医療救護、緊急救援、応急復旧、被災者支援、新技術活用など、様々な観点から、関係団体・民間事業者との新たな災害時応援協定締結の検討を進める。また、災害時において、各協定締結団体が迅速に活動できるよう、平時から「顔の見える」関係を構築し、実践的な共同訓練を行う。

（上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進）

- 県営水道については、大規模地震対策及び老朽化対策として、既設管路を複線化し、貯留機能及び応急給水拠点機能を付加した大容量送水管の整備を計画的に推進する。また、流域下水道については、老朽化対策として、各施設の更新等による機能確保を計画的に推進する。
- 浄水場や下水処理場及びそれらの施設に接続する管路など上下水道システムの急所施設の耐震化や、重要施設に接続する水道・下水道の管路等の一体的な耐震化を促進する。

（上水道の応急復旧体制の強化）

- 上水道施設（取水施設・浄水施設・配水場）の被害により断水が発生した場合には、近隣の市町村と連携した給水車等による応急給水体制を確保する。また、公益社団法人日本水道協会における被災時の応急復旧、応急給水の支援が円滑に実施されるよう必要な調整を行う。

- 引き続き、岐阜県水道災害対策実施要領に基づき、各市町村における応急給水用資器材及び応急復旧用資器材の保有状況を調査するとともに、そのとりまとめ結果を各市町村と共有し、応急給水及び応急復旧体制の確保に努める。
- 近年の災害における対応状況等を踏まえ、災害発生後に必要な業務を的確に行うため、水道に係る危機管理対策マニュアル策定指針に基づき、各種マニュアルをブラッシュアップする。

（非常用物資の備蓄促進）

- 家庭等における飲料水、食料、生活用品等の備蓄について、最低3日以上、可能であれば1週間分の備蓄が奨励されていることから、「ぼうさいキャラバン」や「県職員出前トーク」などの機会を通じ、自主的な備蓄の促進を促進するとともに、食物アレルギー対応食品や携帯トイレ、ペット用の避難用品や備蓄品の確保など、災害時に必要となる備蓄品の周知・啓発に引き続き取り組む。また、備蓄に関する県、市町村、県民の役割や考え方を改めて整理した上で、「岐阜県総合備蓄計画」の見直しや、市町村における非常用物資の備蓄、民間企業等と連携した備蓄体制の強化に取り組む。

2-2) 道路寸断等による多数かつ長期にわたる孤立地域の同時発生

（孤立・大雪対策の推進）【再掲】

- 孤立地域対策として、道路整備、橋梁耐震・段差対策及び斜面对策等を実施するとともに、道路沿いの民有地樹木の伐採を引き続き推進する。
- 発災時の道路の早期の応急復旧に向け、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の増強や、道の駅等への備蓄倉庫を整備する。また、関係機関と連携した訓練を継続的に実施し、発災時に道路啓開計画に基づく対応を確実に実施する体制を確保する。【再掲】
- 災害により道路が通行不能となった際には、建設関連団体との災害時応援協定や、道路管理者である県でも倒壊した電柱を撤去できる旨を定めた電線管理者との協定を活用し、関係機関と連携して迅速な啓開作業を実施する。【再掲】

（非常用物資の備蓄促進）【再掲】

- 家庭等における飲料水、食料、生活用品等の備蓄について、最低3日以上、可能であれば1週間分の備蓄が奨励されていることから、「ぼうさいキャラバン」や「県職員出前トーク」などの機会を通じ、自主的な備蓄の促進を促進するとともに、食物アレルギー対応食品や携帯トイレ、ペット用の避難用品や備蓄品の確保など、災害時に必要となる備蓄品の周知・啓発に引き続き取り組む。また、備蓄に関する県、市町村、県民の役割や考え方を改めて整理した上で、「岐阜県総合備蓄計画」の見直しや、市町村における非常用物資の備蓄、民間企業等と連携した備蓄体制の強化に取り組む。【再掲】

2-3) 自衛隊、警察、消防等の被災や救援ルートの寸断等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足

(警察災害派遣隊の体制強化)

- 県警察災害派遣隊について、大規模災害発生時における広域的な部隊派遣態勢を確立しておくため、装備品の計画的な更新や迅速な活用要領の検討、資格取得の推進、関係機関と連携した実動訓練を実施し、部隊の対処能力の向上を図る。また、部隊の活動拠点における防寒対策、熱中症対策を考慮した環境整備や資機材・装備についても充実を図る。

(災害対応力強化のための資機材等整備)

- 災害用装備資機材の配備増強、更新を図るとともに、新たに配備された機器、更新された機器について、職員の使用方法の習熟を図る。
- 大規模災害発生時における通信を確保するため、LTE回線等を活用した回線の冗長化など、総合通信指令システムの高度化を検討する。
- 県警察において、捜索用資機材の整備及び操縦士の養成を行っているが、複数箇所の捜索現場が発生しても対応することができるよう、更なる捜索用資機材の整備及び操縦士の養成を行う。
- 大規模災害発生時に、消防職団員による人命救助、行方不明者の捜索等の救助活動が迅速かつ的確に行われるよう、救助用資機材の整備及び使用方法の習熟を図る。また、令和6年能登半島地震で発生した事象を踏まえ、消防団拠点施設の耐震強化、機動性の高い小型車両、小型化・軽量化された救助用資機材の整備や、通信体制の強化などを推進する。

(ヘリコプター広域応援体制の整備)

- 引き続き、航空自衛隊岐阜基地との応援ヘリコプターの駐機場所、航空燃料に関する調整結果に基づく実戦的な合同想定訓練を行い、中断のない受援体制を維持する。また、現有施設の狭隘による警察ヘリコプターの損傷を避けるため、警察航空隊の基盤整備も進める。

(警察署庁舎等の整備・耐災害性強化)

- 発災直後に全国から集結する応援派遣部隊や、自県の広域緊急援助隊等のマンパワーを無駄なく、迅速に運用するため、基幹的な防災拠点としての警察署の改築整備による施設の高度化を図る。
- 地域における活動拠点となる交番・駐在所の統廃合に伴う新設、移転建替等につき、引き続き関係所属や警察署と連携を密にして、耐災害性の高い場所を検討するなど、警察機能の強化を図る。

(警察業務の継続体制強化)

- 大規模災害発生時においても、災害警備活動を実施しつつ警察機能を維持するため、非常時優先業務と一定期間中断等が可能な業務等をあらかじめ明確にし、「岐阜県警察業務継続計画」を見直すなど業務継続体制を強化する。

(消防力の強化)

- 災害時における外国人からの119番通報対応や災害現場での外国人救助を円滑に行うため、県内全消防本部において運用されている多言語同時通訳体制を引き続き維持する。
- 業務の効率化と迅速な災害対応が期待される消防指令業務の共同運用の実現に向けた支援を行う。

(緊急消防援助隊の体制強化)

- 大規模災害発生時における広域的な消防応援体制の強化を図るため、緊急消防援助隊岐阜県大隊の増隊を図るとともに、中部ブロック訓練への参加及び岐阜県大隊の訓練を継続して実施し、部隊の災害対応能力の維持・向上を図る。

(救出救助に係る連携体制の強化)

- 自衛隊、警察、消防等の関係機関及び民間事業者等が相互に連携する訓練を引き続き実施し、関係機関との連携体制を強化する。
- 災害時には、「災害時における安否不明者・死者の氏名等公表に係る手順書」に基づく対応を迅速に行うとともに、携帯電話事業者に対する要救助者の位置情報提供要請の積極的な活用を推進し、安否不明者捜索・救出救助活動の効率化・円滑化等を図る。
- 発災時の道路の早期の応急復旧に向け、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の増強や、道の駅等への備蓄倉庫を整備する。また、関係機関と連携した訓練を継続的に実施し、発災時に道路啓開計画に基づく対応を確実かつ迅速に実施する体制を確保する。【再掲】
- 災害により道路が通行不能となった際には、建設関連団体との災害時応援協定や、道路管理者である県でも倒壊した電柱を撤去できる旨を定めた電線管理者との協定を活用し、関係機関と連携して迅速な啓開作業を実施する。【再掲】
- まちぐるみでの消火器等を用いた初期消火の訓練、シミュレーションやDIGを用いた防災訓練など、地域における防災教育を通じ、県民の意識向上を図るとともに、消防設備の充実を図るため、市町村に対し、国の補助金の活用を促していく。また、大規模火災発生時等の消防水利を確保するため、関係機関と連携し、ミキサー車からの給水訓練及びその水を水利とした放水訓練を引き続き実施する。【再掲】

(消防団員、水防団員等の確保・育成)

- 消防団員の確保環境が一段と厳しさを増している中、消防団、市町村、企業等の意見を踏まえながら、団員の処遇改善、企業等と連携した入団促進、団員がやりがいを持って活動できる環境づくりなど、効果的な確保対策を検討するとともに、基本団員の確保に加え、大規模災害団員をはじめとした機能別消防団員の拡充、消防職団員OBや女性、学生、外国人など多様な人材の活用などの方策を推進する。
- 近年、全国的に豪雨災害、土砂災害、地震災害等が頻発する中、幅広い知識、技術を習得し消防活動を安全かつ確に実施できるよう、消防職団員を対象に、大規模災害対応訓練、水防訓練、ドローンを活用した教育訓練等を実施する。
- 県消防学校の訓練施設を各消防本部、消防団の訓練にも活用し、引き続き消防職団員の複雑化、多様化する災害への現場対応力の向上を図る。

- 高齢化する水防団の団員数維持や水防技術伝承等のため、若手団員の加入促進に向けた水防活動の広報や水防資器材の提供等の支援に取り組む。

2-4) 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(災害医療体制の充実)

- 二次医療圏内の災害拠点病院の複数化は達成したものの、他にも災害拠点病院の候補となる病院が存在することから、その指定について検討を進める。
- 研修・訓練等により、各災害拠点病院の災害派遣医療チーム（DMA T）の機能維持・向上を図る。
- 災害派遣精神医療チーム（D P A T）の活動に必要な知識や技術を有する人材の育成、資機材の整備を通じて、被災時に円滑に活動できる体制の構築を進めるとともに、本県が被災した場合における受援体制の方針等を含むマニュアルなどを整備する。
- 災害派遣医療チーム（DMA T）や災害派遣精神医療チーム（D P A T）等の派遣調整、日本医師会災害医療チーム（J M A T）等医療関係団体が組織するチーム等への情報共有、保健医療福祉活動に関する情報の整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行う体制を整備する。
- 大規模災害時に、保健医療福祉活動の総合調整が困難である場合には、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）を他都道府県に要請することとなるため、厚生労働省への応援要請手順を確認するとともに、保健医療福祉調整本部のマネジメントが円滑に進むよう統括D H E A Tをサポートする構成員の確保及び人材育成を推進するなど、平時から受援体制を整備する。
- 県内2箇所に整備した航空搬送拠点臨時医療施設（S C U）の運用訓練等を実施するなど、大規模災害時における広域搬送及び航空搬送に係る体制の強化を図る。
- 市町村において、災害のフェーズに応じた保健活動が実践できるよう、各市町村の保健活動マニュアル策定を支援する。また、「岐阜県災害時保健活動マニュアル」内に、受援体制やメンタルケアを含めた健康管理に関する規定について定めるとともに、保健所を通じて、市町村における同項目に関する規定の整備について助言・支援することで、関係機関と連携した健康管理体制を整備する。
- 病院におけるB C P策定を進めるため、厚生労働省によるB C P策定研修への参加を促進するとともに、定期的に策定状況の調査を行う。
- 災害医療コーディネーターの養成のため、厚生労働省による災害医療コーディネーター研修への参加を促進する。
- 災害時やイベント時の事故等への備えにおいて、課題を踏まえながら医療コンテナの効果的な活用方法を検討する。
- 県内医療機関等に勤務する看護職員を災害支援ナースとして派遣する体制を整備する。
- 災害薬事コーディネーターの活動に必要な知識や技術の習得を図るための研修・訓練を実施するとともに、岐阜県薬剤師会などとモバイルファーマシーの活用方法について検討を進め、災害時に医薬品の供給・薬剤師の派遣等を迅速・的確に行うための体制を整備する。

（災害拠点病院等の耐災害性強化の促進）

- 県内の災害拠点病院については、全て耐震化されているため、その状況を維持していく。
- 病院や社会福祉施設は、災害時に必要な施設であることから、助成制度の周知を図り、引き続き更なる耐震化、防火体制の強化を推進する。
- 災害拠点病院等の非常用通信手段を確保するため、補助制度の周知を図るとともに、その活用を促進する。また、災害時に被害状況や医療活動の状況を適切に把握するためには、安定的な通信の確保が求められることから、民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技术を用いた通信手段の確保についても検討する。

（医療施設等におけるエネルギー・物資の確保）

- 災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、災害拠点病院以外の医療施設が行う非常用自家発電設備や給水設備等の整備に対する支援を推進する。
- 社会福祉施設等に対し、各種助成制度の周知を図り、防災体制の強化や非常用自家発電設備等の整備を促進するとともに、最低3日分の食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄を行うよう、引き続き指導する。

（救急医療提供体制の強化）

- 災害時において救急医療が実施できる体制を確保するため、平時から他県との連携を図る。
- ドクターヘリの出動件数が増加する中、重複要請時などの未出動案件の減、活動範囲の拡大のため、基地病院に戻ることなく給油可能となる県北部への給油拠点を維持する。

（医療・介護人材の育成・確保）

- 高齢化が進展する中、災害時に医療や介護の絶対的不足による被害の拡大が生じないようにするため、引き続き計画的な育成・確保策に平時から取り組むとともに、災害に備えた訓練の実施や広域支援体制の整備等により、医療・介護人材の災害対応力の強化を図る。

（社会福祉施設等への支援）

- 災害時の福祉・介護分野における人材派遣等、広域的な緊急支援について、県内の福祉団体、有識者、行政関係者からなる「岐阜県災害福祉広域支援ネットワーク協議会」において引き続き検討し、災害派遣福祉チーム（DWA T）派遣体制の強化や研修、訓練の充実等、更なる体制整備を図る。
- 社会福祉施設等の防災体制の整備と応援協力体制の確立については、定期的な運営指導等を通じ、今後も現状にあわせた防災計画の見直しやBCP策定、連携体制の強化に努めるよう支援・指導する。

2-5) 長期にわたる劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生

（避難所環境の充実）

- 要配慮者を含む避難者が、安心して避難生活を送ることができるようにするため、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や「スフィア基準」の考え方に加え、大規

模災害時の教訓等も踏まえ、「岐阜県避難所運営ガイドライン」を適宜改定する。また、避難所での生活が長期化することを見据え、トイレトラック、キッチンカーといった移動型車両や、循環式シャワールームなどの機器の活用に向けた取組みを進めるとともに、被災者の生活支援・再建を担うNPOなどの多様な民間団体と連携した取組みを強化する。加えて、各市町村において、「岐阜県避難所運営ガイドライン」の内容を踏まえた「避難所運営マニュアル」の策定・見直しが適切に進むよう、引き続き支援を行う。

- 避難所における防犯体制の確保や、感染症の発生・まん延を防ぐための衛生・防疫体制の整備が図られるよう、引き続き市町村への支援を行う。
- 避難所の開設・運営が円滑に行われるよう、市町村などが開催する避難所運営に関する研修等へ「清流の国ぎふ 防災・減災センター」から講師を派遣するなど、避難所の開設及び運営を担うことができる地域人材の育成を図るとともに、育成した人材が地域で活躍できる体制を構築し、「共助」の取組みを強化・推進する。
- 女性が防災の意思決定過程に主体的に参画し、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分配慮された災害対応が行われるよう、県防災会議の委員における女性の占める割合の向上を図るとともに、市町村防災会議における委員への女性の登用を促進する。また、防災施策に係る男女共同参画の視点を持った県・市町村職員の養成を進めるため、避難所運営支援をはじめとした災害対応等に当たっては、女性職員の参画も図る。
- 環境の整ったホテル・旅館を活用した2次避難について、令和6年能登半島地震での事例も踏まえながら検討を進める。また、市町村と宿泊施設との災害時応援協定の締結を促進するため、引き続き市町村の取組みを支援する。
- ペット同行避難者の受入れ体制を構築するため、市町村に対し、被災動物救援マニュアル作成例の周知や助言を行うとともに、ペット同行避難者の受入れに係る規定の整備や避難所運営訓練の実施促進を図る。
- 被災した児童生徒の心のケアを行うため、集団避難先などへのスクールカウンセラーや臨床心理士の派遣体制を整備する。また、災害時においても、児童生徒の学習機会を確保できるようにするため、タブレット端末の活用等について普及・啓発を図るとともに、国による「被災地学び支援派遣等枠組み」(D-E S T)の活用など、地域を越えた教育支援について検討を進める。

(避難所の防災機能の向上)

- 避難所での災害関連死の発生を最大限防止することを念頭に置き、災害特性に応じた資機材の配置状況の点検、耐震対策、非常用電源設備や備蓄倉庫、上下水道等が復旧していない段階でも使用可能なトイレや防災井戸の整備などによる避難所の防災機能の強化を促進する。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策、プライバシー配慮対策をはじめ、乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等の多様な利用者に配慮した環境改善や、避難生活の長期化に即した食事の提供体制の整備、新型コロナウイルスなど感染症まん延下の避難を想定した避難所の収容力の確保などを引き続き促進する。その上で、災害時には、業界団体と締結した災害時応援協定により、可動式空調機器や非常用発電機などの資機材や専門技術者を機動的に確保する。

- 浸水想定区域内にある県立学校については、受変電設備のかさ上げや、災害対策の窓口となる事務室及び個人情報の保管場所となる職員室の2階への配置など、各種浸水対策を推進する。また、市町村に対し、国からの通知や国庫補助制度の周知を図ることで、市町村立小・中学校等施設における受変電設備のかさ上げ等の浸水対策を促進する。
- 災害時に避難所となる学校では、多くの避難者が避難生活を送ることとなるため、浸水被害により良好な生活環境の確保・維持に支障を来すことがないよう、浸水対策に必要となる設備や備品の整備について支援する。
- 避難所に指定されている県立学校の体育館の館内トイレ及び附属する屋外トイレの洋式化、バリアフリートイレの整備、体育館等への空調設置を推進し、避難生活の環境改善に資する防災機能を強化する。また、市町村に対し、国からの通知や国庫補助制度の周知を図ることで、市町村立小・中学校等施設における非構造部材の耐震化、バリアフリー化、空調設置等を促進する。
- 自然災害発生時の避難所は、武力攻撃等事態等における避難施設や指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）としての活用も想定されていることから、その整備・機能強化に際しては、自然災害以外の有事の際の活用についても、可能な限り配慮する。
- 平時から、災害時における熱中症の危険性や避難生活・片付け作業時の注意点に関する普及啓発を進めるとともに、非常用電源や冷却器具等の熱中症対策に資する設備・備品の確保を図る。また、災害時には、冷房設備の整った場所への避難の推奨も含め、避難生活における熱中症対策に取り組む。

（福祉避難所の運営体制確保）

- 全市町村において福祉避難所が指定されているが、地域における指定箇所、福祉避難所運営マニュアル等の策定や訓練の実施状況については各市町村で差が生じているため、市町村担当者向けの研修会開催などを通じて、福祉避難所の充実・強化に向け市町村への支援を行う。

（災害時健康管理体制の整備）

- 発災初動における保健所と市町村の役割分担や連携体制について、具体的な対応の共有・イメージ化など、引き続き市町村の活動体制を把握し、平時から関係機関等と連携した健康管理体制を構築する。また、リハビリテーション支援をはじめ、災害時に連携を要する応援派遣者や関係機関の役割についての理解を深め、災害時における支援・受援体制を整備する。

（被災住宅への支援）

- 被災住宅からの土砂撤去や屋根等の応急修理について、災害ボランティア等との連携を強化するとともに、被害の状況に応じて、災害救助法、被災者生活再建支援法、県の被災者生活・住宅再建支援制度を速やかに適用することで、被災者の生活再建を支援する。また、市町村における罹災証明書発行業務が迅速に行われるよう、被害認定調査について、県・市町村相互による職員応援体制に基づく支援を行う。
- 被災住宅から撤去された土砂を含んだ災害廃棄物や市街地から撤去された土砂等について、国の助成制度の活用による円滑な運搬、分別処理体制が確保できるよう市町村を支援する。

（応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給）

- 建設型応急仮設住宅については、引き続き市町村と連携し、建設可能用地の確保及び用地ごとの災害リスク等の情報充実に努める。また、災害時応援協定締結団体による供給能力等の把握に努めるとともに、プレハブ、木造それぞれの特性を市町村と共有する。
- 賃貸型応急仮設住宅については、災害時に円滑に提供できるようにするため、市町村や協定締結団体への災害救助法に基づく供与制度の周知など連携強化を図る。

2-6) 想定を超える大量の避難者や帰宅困難者の発生、混乱

（帰宅困難者対策の推進）

- 関係自治体や経済団体などの多様な主体と連携しながら、平時から企業の従業員等に対し、大規模災害時には「むやみに移動を開始しない」ことについて周知するとともに、BCP策定支援等を通じて、企業等に対し、帰宅困難になった場合に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことの必要性や、物資の備蓄等について周知する。また、帰宅困難者が、「水道水の提供」や「トイレの使用」などの支援を受けることができるよう、県内のコンビニエンスストア等と締結した災害時応援協定に基づく帰宅困難者支援を引き続き推進する。
- 帰宅困難者対策の実効性を確保するためには、多様な主体との連携が不可欠であることから、県、警察、消防、関係自治体、交通事業者、経済団体などによる意見交換等を継続して実施する。

（非常用物資の備蓄促進）【再掲】

- 家庭等における飲料水、食料、生活用品等の備蓄について、最低3日分以上、可能であれば1週間分の備蓄が奨励されていることから、「ぼうさいキャラバン」や「県職員出前トーク」などの機会を通じ、自主的な備蓄の促進を促進するとともに、食物アレルギー対応食品や携帯トイレ、ペット用の避難用品や備蓄品の確保など、災害時に必要となる備蓄品の周知・啓発に引き続き取り組む。また、備蓄に関する県、市町村、県民の役割や考え方を改めて整理した上で、「岐阜県総合備蓄計画」の見直しや、市町村における非常用物資の備蓄、民間企業等と連携した備蓄体制の強化に取り組む。【再掲】

2-7) 大規模な自然災害と感染症との同時発生

（感染症対策の強化）

- 大規模災害時の感染症の発生・まん延を防止するため、予防接種の実施主体となる市町村における円滑な予防接種実施への支援、協力を行う。また、定期的に県内でのワクチンの流通量を調査して把握するとともに、ワクチンや予防接種資材の全国的な在庫状況を把握し、安定した予防接種が実施できるよう働きかける。

（避難所環境の充実）【再掲】

- 要配慮者を含む避難者が、安心して避難生活を送ることができるようにするため、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や「スフィア基準」の考え方に加え、大規模災害時の教訓等も踏まえ、「岐阜県避難所運営ガイドライン」を適宜改定する。また、避難所

での生活が長期化することを見据え、トイレトラック、キッチンカーといった移動型車両や、循環式シャワールームなどの機器の活用に向けた取組みを進めるとともに、被災者の生活支援・再建を担うNPOなどの多様な民間団体と連携した取組みを強化する。加えて、各市町村において、「岐阜県避難所運営ガイドライン」の内容を踏まえた「避難所運営マニュアル」の策定・見直しが適切に進むよう、引き続き支援を行う。【再掲】

- 避難所における防犯体制の確保や、感染症の発生・まん延を防ぐための衛生・防疫体制の整備が図られるよう、引き続き市町村への支援を行う。【再掲】
- 避難所の開設・運営が円滑に行われるよう、市町村などが開催する避難所運営に関する研修等へ「清流の国ぎふ 防災・減災センター」から講師を派遣するなど、避難所の開設及び運営を担うことができる地域人材の育成を図るとともに、育成した人材が地域で活躍できる体制を構築し、「共助」の取組みを強化・推進する。【再掲】
- 環境の整ったホテル・旅館を活用した2次避難について、令和6年能登半島地震での事例も踏まえながら検討を進める。また、市町村と宿泊施設との災害時応援協定の締結を促進するため、引き続き市町村の取組みを支援する。【再掲】

3. 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1) 県庁及び市町村役場の職員・施設等の被災、受援体制の不備による行政機能の大幅な低下

(災害初動対応力の強化)

- 引き続き、災害時に陣頭指揮を執る市町村長の危機管理意識の醸成と災害対応力の強化を図り、「自助」、「共助」の力が最大限に発揮できるようにするとともに、それらを支える「公助」の取組みを推進する。また、県民が主体的に避難行動をとれるよう、空振りを恐れない早めの避難情報の発令に向けて市町村を支援する。
- 住民への的確な避難情報の発令が行えるよう、中小河川を含めて整備した「風水害タイムライン」に従い、出水期前に全市町村参加の情報伝達訓練を継続して実施する。また、ダム of 緊急放流に備え、ダム管理者、下流市町を含めた関係機関、住民参加による訓練を継続して実施する。
- 県と市町村間での情報伝達と共有を迅速かつ円滑に行うため、県から市町村へ派遣する「情報連絡員」に対し、平時から、研修や訓練を通じたスキルアップを図る。また、派遣の長期化も見据え、必要な資機材を整備するとともに、新型コロナウイルスなどの感染症まん延下においては、健康チェックなどの派遣時におけるルールの遵守を徹底する。
- 災害対策全般に渡って市町村長をサポートする「災害マネジメント支援職員」の増員を図るとともに、「災害マネジメント支援職員」を対象に、防災に対する知識や理解を深めるための専門的な研修を継続的に実施する。また、市町村が行う避難所運営や支援物資搬入などの支援を行う「緊急支援隊」の業務・役割について周知・徹底を図るとともに、総合防災訓練等において市町村と連携した実践的な訓練を実施する。
- 国内において大規模災害が発生した際には、被災地での支援活動を通じて、本県職員の災害対応力の向上を図るとともに、支援に従事した職員の「支援職員データベース」への追加を進め、県内での大規模災害発生に備えた体制の強化に取り組む。

- 災害時に、迅速な市町村支援を行うため、「災害マネジメント支援職員」を派遣する必要があると認められる場合には、被災市町村に対して、直ちに派遣の提案等を実施する。また、「災害マネジメント支援職員」の派遣に向けた調整を確実に実施できるようにするため、総合防災訓練等において、派遣までの手順の確認を行う。
- 罹災証明書発行業務など、応急復旧業務に従事する職員を確保するために構築した県・市町村相互による職員応援体制に基づき、災害対応フェーズに応じた派遣調整などについて平時から訓練を行うとともに、災害時の市町村業務を総合的に支援する「被災者支援システム」の有効活用を促進する。
- 大規模災害発生時に、国や他県に対し円滑に職員の応援要請が行えるよう、引き続き他県での災害支援の経験や教訓を活かした受援ニーズの共有・調整を図るための仕組みについて検討する。また、災害による被害を最小限に食い止めるため、これまでの災害事象や災害教訓を訓練シナリオに盛り込んだ、市町村や関係機関が参加する実践的かつ効果的な訓練を継続的に実施していく。

（情報収集や被災者支援等に向けた災害対応策等の高度化）【再掲】

- ドローンや情報連絡員用タブレットなど、新たに導入した資機材の活用方法の確認も含め、訓練や研修を実施し、職員による操作手順等の習熟を図ることで、被災状況を早期に把握できる体制を確保する。
- 災害時応援協定締結業者等によるパトロールにパトロールシステムを活用し、地震発生後の道路、河川、砂防の各施設の被災状況や道路啓開ルートを速やかに確認する。
- 国の「総合防災情報システム（SOBO-WEB）」と県の「被害情報集約システム」とのデータ連携に向け、必要な改修などの機能強化に取り組むとともに、国・県・市町村が災害時に情報を迅速に共有し、被災状況や応急対応の把握・認識統一を図れるよう、様々な防災関係システムの標準化・統一化を国に働きかけていく。
- 被災者の生活再建に必要な罹災証明書の迅速かつ効率的な発行も含め、被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施できるよう、マイナンバーカードを使用したシステムや専用アプリの活用による避難者の把握・管理などのデジタル技術を活用した取組みについて、国の動向も踏まえつつ、導入に向けた調査・研究を推進する。
- 指定避難所以外への避難者の人数や必要物資等の把握が可能となる「分散避難システム」を活用し、指定避難所以外への避難者に対しても、迅速な支援を行うことができる体制を構築するとともに、地域における防災訓練や研修の場などを通じ、県民に対して「分散避難システム」を広く周知し、災害時における活用を促していく。これに加え、国が構築している「クラウド型被災者支援システム」など、被災者支援に資するシステムの調査・研究を推進する。
- ドローンやレーザ技術などの遠隔点検技術や記録のデジタル化を推進し、道路・河川・砂防施設の点検や被災状況の把握等を安全かつ効率的に実施する。
- 風水害に備え、住民一人ひとりが自らの災害リスクを我が事として捉え、予め避難のタイミングと手順を定める「災害・避難カード」を作成する取組みを推進し、住民主体での適時・適切な避難行動につなげる。また、デジタル版「災害・避難カード」についても広く県民に普及していく。【再掲】

- 要配慮者を含む避難者が、安心して避難生活を送ることができるようにするため、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や「スフィア基準」の考え方に加え、大規模災害時の教訓等も踏まえ、「岐阜県避難所運営ガイドライン」を適宜改定する必要がある。また、避難所での生活が長期化することを見据え、トイレトラック、キッチンカーといった移動型車両や、循環式シャワールームなどの機器の活用に向けた取組みを進めるとともに、被災者の生活支援・再建を担うNPOなどの多様な民間団体と連携した取組みを強化する必要がある。加えて、各市町村において、「岐阜県避難所運営ガイドライン」の内容を踏まえた「避難所運営マニュアル」の策定・見直しが適切に進むよう、引き続き支援を行う必要がある。【再掲】
- 住民主体での避難行動を促進するため、各種防災情報や避難情報を一元的にわかりやすく提供する「岐阜県総合防災ポータル」を多言語化させており、災害時だけでなく平時から広く活用されるよう更なる周知に取り組むとともに、発信する情報の充実や、様々な手段での情報発信を進めていく必要がある。また、具体的な災害リスクを認知するためのハザードマップの普及促進、警戒レベルなど直感的に把握可能な表現による避難情報発令、ローカル・メディアと連携したきめ細かな情報提供、SNSを活用した情報発信など情報伝達を強化する必要がある。【再掲】
- 市町村防災行政無線については、長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するとともに、更新時期等を勘案した機能強化の検討を働きかける必要がある。あわせて、万一停止した際の広報車による巡回広報などアナログ手法に加え、令和6年能登半島地震でも活用された民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技術を用いた代替手段の検討についても市町村に働きかけを行う必要がある。【再掲】

（切れ目のない被災者生活再建支援）

- 被災者が、被災直後から生活再建に至るまでの各フェーズに応じた切れ目のない支援を受けることができるよう、被災者に対する生活支援情報をまとめたホームページを作成し、幅広く周知するとともに、市町村における生活支援情報の発信についても促進する。
- 避難者等が、一人ひとりの事情や状況に応じて適切な支援が受けられるよう、避難所という場所に着目した支援から、避難者等一人ひとりに着目した支援への転換を図る。こうした支援は、被災者が抱える様々な課題に対応するための専門性が求められることから、「災害ケースマネジメント」の考え方を取り入れ、県、市町村、関係者間での支援のあり方について議論を深め、災害時に機能する体制を構築していく。
- 災害発生時の被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の実施に必要となる罹災証明書の交付の円滑化を図るため、県・市町村職員を対象とした住家被害調査員育成研修を引き続き実施する。
- 県ホームページで公開する「災害時の被災者支援に関する各種制度」について、制度変更等の都度、適切に更新を図るとともに、防災啓発イベントの場などを活用し、周知に向けた取組みを推進する。また、災害時には、県において災害救助法の適用を速やかに判断するとともに、平時には、被災者への支援を担う市町村の職員が、災害救助法や被災者生活再建支援法などの制度や内容について正しく理解することができるよう、市町村職員向けの研修等を実施する。

（庁舎等の防災拠点機能の活用）

- 災害時に、県民が自らの命を守るための避難場所を確保できるよう、市町村における避難場所の追加指定及び更新について、引き続き促進を図る。また、県においては、災害への応急対応の拠点として機能する防災拠点の追加指定及び更新について、引き続き推進する。

（受援体制・広域連携の強化）

- 県境道路の整備、災害時の広域応援体制の強化や広域避難の検討、帰宅困難者対策など広域的に取り組むべき課題について、引き続き国、隣県、県内市町村等との連携の強化を図る。
- 「岐阜県広域火葬計画」の実効性を高めていくため、引き続き各市町村及び関係一部事務組合の体制整備に向けた取組みを支援する。
- 災害時には避難所の開設・運営に当たる市町村職員なども自ら被災し業務に従事できない可能性があることから、令和6年能登半島地震の被災地に対する支援を踏まえて整備した「支援職員データベース」や、関係団体との災害時応援協定、国において進める移動型車両等のデータベースなどを活用し、被災市町村において速やかに適切な避難所運営を図ることができるようにする。
- 「岐阜県災害時広域応援計画」や「岐阜県災害対応マニュアル」などの見直しを適宜実施し、応援職員等の役割や受入れオペレーション（体制、執務室、宿泊場所、女性への配慮等）の明確化による受援体制の強化を図るとともに、各市町村の受援計画の見直しについても支援する。
- 総務省の応急対策職員派遣制度や中部9県1市、県内市町村との災害時応援協定に基づき、被災影響の少ない都道府県や市町村が被災自治体の後方支援を担うことは、迅速かつ効率的な災害対応を行う上で非常に重要となることから、受援計画に基づく訓練を継続的に実施し、受援又は支援体制の実効性の確保・向上を図る。また、国内で大規模災害が発生した際には、その教訓等も踏まえ、必要に応じて、災害時応援協定の内容の拡充を図るための見直しを実施する。
- 物資輸送に係る実動訓練等の結果も踏まえ、必要に応じて「岐阜県災害時広域応援計画」や「岐阜県広域物資輸送拠点物資集積・輸送マニュアル」の見直しを行うとともに、市町村の物資に係る受援計画等の策定・見直しを支援する。また、支援物資が被災者まで届かない「ラストワンマイル問題」の解消に向け、県及び市町村の物資拠点、避難所の物資情報（ニーズ、調達、輸送状況等）を国・県・市町村間で共有できる内閣府の「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用を図る。

（業務継続体制の整備）

- 被災時に備え、非常時優先業務の選定、職員の安否・参集状況の確認体制等について、引き続き維持する。
- 情報システム部門の業務継続計画の実効性を高めていくため、継続的に周知、訓練、スキルアップを行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるよう点検を行う。また、災害に関する情報など、高可用性を求める情報システムについては、外部データセンターやクラウドサービスの利用を図る。

- システムのバックアップ体制に関わる人材が被災者となる可能性や高齢化等も考慮し、システム運用・保守や故障時の復旧に関する情報・技術の共有、継承、研鑽について、定期・不定期の機会を捉え、システム構築企業等と連携して継続的に努めていく。また、バックアップに必要な各資機材の保有については、重要度や老朽化の状況等に合わせて対象資機材、数量、保有方法等のリスト整備を行いながら、体制維持を図る。

（行政情報通信基盤の耐災害性強化）

- 岐阜情報スーパーハイウェイについては、幹線の切断に備えた幹線網のループ化や、架空ケーブル区間における耐災害性の向上を図るとともに、引き続きアクセスポイント及び中継局の耐水性・耐火性・耐震性を維持する。

3-2) 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

（警察署庁舎等の整備・耐災害性強化）【再掲】

- 発災直後に全国から集結する応援派遣部隊や、自県の広域緊急援助隊等のマンパワーを無駄なく、迅速に運用するため、基幹的な防災拠点としての警察署の改築整備による施設の高度化を図る。【再掲】
- 地域における活動拠点となる交番・駐在所の統廃合に伴う新設、移転建替等につき、引き続き関係所属や警察署と連携を密にして、耐災害性の高い場所を検討するなど、警察機能の強化を図る。【再掲】

（災害警備本部機能のバックアップ体制の整備）

- 大規模災害により、警察本部及び警察署の災害警備本部機能が使用不能に陥った場合に備え、代替施設を確保するとともに、施設機能の向上などを図る。

（交通信号機等の耐災害性の強化）

- 大規模災害発生時の交通環境の安定化のため、停電による滅灯時でも電源供給を行えるよう、交差点に設置された全ての信号機について、可搬式発動発電機に対応できるものとするほか、信号電源付加装置の整備を進める。
- 地震発生時の信号柱の倒壊による道路交通の寸断、信号機の機能不全による交通環境への影響を回避するため、老朽化したコンクリート製の信号柱を耐震性の高い鋼管柱に更新する。
- 高度化光ビーコンの対応車載器搭載車の普及には時間を要することから、高度化光ビーコンで収集できるプローブ情報だけでなく、民間プローブ情報の活用など、道路情報の収集方法について、抜本的な見直しを図る。また、リアルタイムな道路情報を把握するため、交通監視カメラ等の整備を推進する。

4. 生活・経済活動を機能不全に陥らせない

4-1) サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済等への影響

(事業継続体制の構築に向けた支援)

- 中小企業等、とりわけ小規模事業者は経営資源が脆弱なため、ひとたび被災すると甚大な影響を受ける可能性があることから、引き続き商工会等と連携した「事業継続力強化計画」やBCPの策定支援、フォローアップに取り組む。
- 漁業協同組合において漁獲水産物の集出荷場における品質保持のため、冷凍、冷蔵機器の非常用電源の確保等に取り組む。また、種苗生産施設においてもBCPの策定を促進するとともに、停電による生産への影響を避けるため、非常用電源等の確保に取り組む。また、土地改良施設が被災して機能を果たせなくなった場合には、営農に支障を与えるため、施設管理者に被災時の対応手順を予め備えるBCPの策定を促進する。
- 農業者のBCP策定を促進するため、園芸産地等を対象とした施設・機械導入を支援する事業において、BCP作成の取組みをポイント化しており、その取組みを継続する。また、県内のすべての卸売市場で地震、風水害、感染症を対象にしたBCPを策定済みであり、一定の脆弱性は回避しているものの、老朽化した施設の改修や災害対応設備の導入が必要な施設もあることから、施設整備の促進を図る。

(首都圏等からの本社機能の誘致)

- 本社機能の移転については、従業員の移住や若者の県外流出防止などに加え、大都市圏に集中する企業のリスクを分散し、国全体の強靱化を図る観点からも、引き続き取組みを推進する。

(観光地等の風評被害防止対策の推進)

- 大規模災害発生時に報道等で本県が被災していると繰り返し取り上げられることにより、被災していない地域まで被災しているとの風評被害が発生する場合があることから、国内外に正確な情報を発信するとともに、タイミングを見極めながらプロモーション支援等の適切な対応を実施する。

4-2) 高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

(有害物質対策の検討)

- アスベストや化学物質等の有害物質の飛散・流出対策については、届出や検査など現行法に基づく対応に留まっていることから、大規模災害発生時に迅速な対応をするための課題を整理・検討する。

(有害物質の排出・流出時における監視・拡散防止策の推進)

- 災害時及び平常時における県内の大気汚染状況を把握できるよう、測定機器の適切な維持管理及び更新等を行い、大気汚染常時監視体制を整備する。
- 水素ステーションなどでのガス検知・火災検知・換気設備など必要となる安全設備の整備を周知するとともに、災害による施設の被災等の際には、国、県、市町村消防が迅速に情報を共有できる体制を引き続き維持する。

4-3) 食料や物資の供給の途絶、分配体制の不備等に伴う、県民生活・社会経済活動への甚大な影響

(災害時における食料供給体制の確保)

- 被災者に食料等を迅速に供給できるようにするため、引き続き災害時応援協定に基づく食料供給体制の維持を図る。

(農地・農業水利施設等の適切な保全管理)

- 安定した食料供給に向け、引き続き基幹的農業水利施設の長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する。

4-4) 異常渇水等による用水の供給の途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(水資源の有効活用)

- 気候変動の影響もあり、異常渇水等の発生頻度が高まる可能性があることから、木曽川水系連絡導水路など水資源関連施設の整備・機能強化、ダム群連携等の既存ストックを活用した水資源の有効利用を推進する。
- 「渇水対応タイムライン」を活用して、渇水時の情報共有を引き続き緊密に行うことにより、渇水による被害の軽減を図る。
- 災害時や異常渇水時において必要な用水を確保するため、雨水・地下水等の有効活用を推進する。

4-5) 農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下

(農地・農業水利施設等の適切な保全管理)【再掲】

- 農村地域において、農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、集落や組織が協力して行う農地や農業水利施設等を保全管理する取り組みや、「田んぼダム」の導入に向けた取り組みに対して、引き続き支援する。
- 耕作放棄地の新たな発生を防止する地域共同活動が、過疎化や高齢化により困難となるため、地域共同活動を引き続き支援する。
- 災害時においても地域防災力を発揮できるよう、相互扶助など集落機能を維持するため、日常的に地域ぐるみで農地や農村環境などの保全に取り組む農村の共同活動に対して支援する。
- 各市町村の地域防災計画において、大規模災害の発生時に病虫害防除が遅滞なく実施できるよう農薬等資材の準備等が位置付けられていることから、引き続きその体制を維持する。

(災害に強い森林づくり)

- 豪雨による山地災害等を防止するため、森林の公益的機能の持続的な発揮に向け、引き続き人工林の針広混交林へ誘導するための間伐等の森林整備を計画的に推進する。また、重要インフラ施設周辺の森林等のうち特に緊要度の高い区域については、森林の整備と治山事業等の土木的手法を適切に組み合わせて、防災・減災対策につなげる取り組みを推進する。

- 適切な経営管理が行われていない森林について、森林環境譲与税の導入とあわせて施行された森林経営管理制度を活用し、市町村主体の森林整備を促進する。また、令和5年度に策定した市町村が主体となった間伐実施計画の実行に向けた指導や支援を行っていく。
- CLT（直交集成板）等の木製品、新工法及び新規用途の開発・普及によって、県産材需要を拡大し、県内の森林整備の促進を図る。
- 適切な森林整備を継続的に実施するため、引き続き「森のジョブステーションぎふ」を核として、林業の担い手確保・育成・定着を図るとともに、森林技術者の育成に必要な指導体制の強化を図る。
- 適正な鳥獣保護管理を推進するため、調査の実施により生息数や分布状況を把握するとともに、ニホンジカ等野生鳥獣による食害等の森林被害を軽減させるための防除対策を推進する。
- 自然災害への暴露の回避及び脆弱性の低減の両面から、治山対策におけるEco-DRRの取組みを更に進めていくため、荒廃地の生態系に配慮した植生回復や樹林化を推進する。
- 山地災害防止等の森林の公益的機能の低下を防ぐため、治山対策を推進する流域内において、地域住民、森林所有者及び地域外関係者等が一体となり、森林の保全管理の取組みや、境界・権利者の明確化を通じた施業の集約化が図れるよう、制度や技術の活用に係る研修会や、所有権整理に関する法的な検討会により、流域内の森林整備を推進する。また、リモートセンシング技術等を活用した森林境界明確化の手法の普及を図る。
- 災害時にも必要となる森林・林業に係る専門的技術の継承に向けた取組みを推進する。また、災害時に迅速に被災状況を調査するため、林道災害研修の実施や倒木処理、折損木処理等の技術の取得、手引きの作成等の取組みを推進する。

5. 情報通信サービス、電力・燃料等ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1) ライフライン（電気、ガス、石油、上下水道等）の長期間・大規模にわたる機能停止

（総合的な大規模停電対策の推進）

- 暴風・豪雪に伴う倒木による停電を未然に防ぐため、危険樹木の事前伐採について、県、市町村及び電気事業者が連携し、孤立予想地域や重要施設への送電路を優先的に実施するなど、効率的かつ効果的に取り組む。
- 市町村（避難所を含む）、医療機関や社会福祉施設等が備蓄・保有する非常用発電機の数量、規格、燃料補給体制などについて点検を行い、適宜、電力・通信に係る重要施設リストの作成・更新を実施する。また、電気事業者、通信事業者、災害時応援協定締結団体等と連携し、停電が長期化した際にも、代替的な電源を迅速かつ円滑に確保できるようにする。
- 平時から電気事業者との「顔の見える」関係を構築するとともに、大規模災害時には、後発災害が発生する可能性なども踏まえ、県災害対策本部への情報連絡員の派遣や、被災状況及び道路啓開に関する情報の共有、優先的な電源車の配備など、早期に電力復旧を図ることができるようにするための連携・協力体制を構築する。
- 自動車メーカー・販売店との協定を締結し、停電時における電源確保方策の一環として電気自動車等の活用を図るとともに、情報通信事業者との連携により公共施設や避難所における携帯電話等充電用資機材を確保する。

- 停電時の住民の不安や混乱を軽減するため、電気事業者、県、市町村は、相互に連携して多様な情報伝達手段を活用し、きめ細かな情報発信を行う。

（上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進）【再掲】

- 県営水道については、大規模地震対策及び老朽化対策として、既設管路を複線化し、貯留機能及び応急給水拠点機能を付加した大容量送水管の整備を計画的に推進する。また、流域下水道については、老朽化対策として、各施設の更新等による機能確保を計画的に推進する。

【再掲】

- 浄水場や下水処理場及びそれらの施設に接続する管路など上下水道システムの急所施設の耐震化や、重要施設に接続する水道・下水道の管路等の一体的な耐震化を促進する。【再掲】

（上水道の応急復旧体制の強化）【再掲】

- 上水道施設（取水施設・浄水施設・配水場）の被害により断水が発生した場合には、近隣の市町村と連携した給水車等による応急給水体制を確保する。また、公益社団法人日本水道協会における被災時の応急復旧、応急給水の支援が円滑に実施されるよう必要な調整を行う。

【再掲】

- 引き続き、岐阜県水道災害対策実施要領に基づき、各市町村における応急給水用資器材及び応急復旧用資器材の保有状況を調査するとともに、そのとりまとめ結果を各市町村と共有し、応急給水及び応急復旧体制の確保に努める。【再掲】

- 近年の災害における対応状況等を踏まえ、災害発生後に必要な業務を的確に行うため、水道に係る危機管理対策マニュアル策定指針に基づき、各種マニュアルをブラッシュアップする。

【再掲】

（下水道におけるBCP、災害時応援協定、防災訓練等によるソフト対策の推進）

- 災害復旧の迅速化等に向け、汚水処理に関する業務を行う関係団体との災害時応援協定に基づき、県、市町村及び関係団体との共同防災訓練を実施する。
- 近年の災害における対応状況等を踏まえ、災害発生後に必要な業務を的確に行うため、下水道BCP策定マニュアル等に基づき、引き続き下水道BCPのブラッシュアップを促進する。

（合併浄化槽への転換促進）

- 老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を引き続き促進する。

（農業集落排水施設の機能保全）

- 農業集落排水施設については、汚水処理施設の機能確保のため、計画に基づき施設の機能保全対策を実施しており、引き続き計画的に推進する。

（分散型電源としての再生可能エネルギーの活用）

- 地域資源を活かした再生可能エネルギー等による「自立・分散型エネルギーシステム」の構築と活用を進めるため、市町村とともに取り組む太陽光発電に加え、その他のエネルギーの活用という観点から、地産地消型の木質バイオマス発電や熱利用施設の導入等を推進する。

（燃料供給体制の強化）

- 災害時における警察や消防等の緊急車両への優先給油の実施やサービスステーション過疎地域での燃料供給途絶の防止等を図るため、石油関係団体等との連携体制を維持するとともに、連携手順について、防災訓練などを通じて適宜確認する。また、災害時には、災害時応援協定も活用し、重要施設などへの迅速な燃料供給に取り組む。
- 「分散型エネルギー」であるLPガスについては、避難者の炊き出しなどでのエネルギー源として活用可能となることから、災害時には、災害時応援協定を活用し、重要施設や避難所等にLPガスを優先供給できるようにする。

（運輸事業者の災害対応力強化）

- 大規模災害時には、運輸事業者による緊急・救援輸送や早急な運行再開が図られるよう取組みを進める。また、物流・旅客輸送分野では、人材不足が顕著化するなど、事業者を取り巻く環境も変化していることから、平時から様々な面において支援を図る。

（孤立・大雪対策の推進）【再掲】

- 発災時の道路の早期の応急復旧に向け、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の増強や、道の駅等への備蓄倉庫を整備する。また、関係機関と連携した訓練を継続的に実施し、発災時に道路啓開計画に基づく対応を確実かつ迅速に実施する体制を確保する。【再掲】
- 災害により道路が通行不能となった際には、建設関連団体との災害時応援協定や、道路管理者である県でも倒壊した電柱を撤去できる旨を定めた電線管理者との協定を活用し、関係機関と連携して迅速な啓開作業を実施する。【再掲】

（無電柱化の推進）

- 緊急輸送道路や避難路を確保するため、駅前や市街地の幹線道路で無電柱化を計画的に進めるとともに、緊急輸送道路における新設電柱の占用を制限していく。

（電気事業者の災害対応力強化）

- 大規模災害に伴う電力の長期供給停止を発生させないため、災害を想定した訓練を引き続き実施していくとともに、他電気事業者から受入れた応援要員の早期稼働、迅速なドローンの活用に向けた運用整備、復旧作業に注力できる支援体制の整備など、早期復旧のための体制を強化する。

（情報通信事業者の災害対応力強化）

- 孤立地域や避難施設等において、早期に通信手段を確保・復旧するため、被災状況、避難所開設状況、道路啓開情報、資機材の確保・運搬方法、優先的な復旧箇所、今後の復旧方針等の情報交換を密に実施し、電気通信事業者間（固定・携帯）や行政関係機関との連携体制を強化する。

- 大規模災害時には情報が錯綜する可能性があるため、県が実施する防災訓練への参加に加え、実際に災害対策本部が設置された際には、積極的に情報連絡員の派遣を行うなど、情報連携体制の実効性の確保を図る。

（ガス事業者の災害対応力強化）

- 都市ガスについては、引き続き耐震性に優れたガス管への取替えを計画的に推進する。
- 災害時にガス供給を迅速に復旧するため、平時から「顔の見える」関係を構築し、被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画を共有するなど、県や市町村等関係機関との連携体制の強化を図る。

5-2) 幹線道路・鉄道が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響

（緊急輸送道路等の道路ネットワークの確保）

- 東海環状自動車道、東海北陸自動車道及び中部縦貫自動車道といった災害直後から有効に機能する緊急輸送道路の整備を進め、広域的な代替ルートとしての機能を確保する。
- 日本の真ん中に位置し、7県と接する交通の結節点であるという本県の特性に鑑み、災害時、他県からの支援の受け入れや他県への支援を中継するため、引き続き県境道路の整備により道路ネットワークの強化を図る。
- 医療施設や広域防災拠点、県庁、市町村役場等の防災拠点への通行が確保できるよう、緊急輸送道路の整備、橋梁耐震・段差対策、斜面对策及び盛土対策等の整備を進めていく。
- 災害時に車道部の通行が困難になった場合においても、避難所等への通行を確保することができるよう、歩道整備、自転車通行空間の整備及び防護柵設置といった交通安全対策を含め、道路ネットワークを着実に整備する。
- 豪雨時における道路の機能維持を図るため、冠水の恐れがあるアンダーパスにおいて、冠水時には表示板・回転灯・遮断施設により確実に車両の侵入防止を実施するとともに、排水設備の補修や排水能力向上のための排水ポンプ増強を進めていく。また、河川からの溢水による道路冠水等の情報をリアルタイムに把握し、速やかに規制等の対応を行うため、道路監視カメラ等を整備する。
- 災害時の電力供給の制約により、道路照明を消灯することのないよう、消費電力を削減できる道路照明のLED化を推進する。

（リニア中央新幹線の整備促進）

- 大規模災害により交通の大動脈が分断する事態に備え、広域的な代替輸送ルート確保の観点から、リニア中央新幹線の整備を促進するため、工事が円滑に進むように関係機関等と調整を図る。

（鉄道施設の防災・減災対策の強化）

- 第三セクター鉄道等の県内地方鉄道について、老朽化した鉄道施設の長寿命化に資する補強・改修を実施し、予防保全による防災・減災対策の強化を図るとともに、安全性向上に向けた設備投資の実施など、安全・安定輸送の確保に向けた取組みを推進する。

（交通事業者の災害対応力強化）【再掲】

- 暴風雪や豪雪等に対し、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階からの利用者への情報提供により、鉄道の車内などに多数の旅客が取り残される事態を回避するため、国土交通省が取りまとめた「鉄道の計画運休のあり方」を踏まえつつ、県内事業者及び沿線市町村との情報共有や連絡体制の確認を引き続き行う。【再掲】
- 災害時には、地域交通事業者が被災し、地域交通網の確保等への影響が想定されるため、情報共有をより密に行い、関係事業者間の協力・連携強化を図る。【再掲】

（無電柱化の推進）【再掲】

- 緊急輸送道路や避難路を確保するため、駅前や市街地の幹線道路で無電柱化を計画的に進めるとともに、緊急輸送道路における新設電柱の占用を制限していく。【再掲】

（社会資本の適切な維持管理）【再掲】

- 高度経済成長期以降に整備した橋梁、トンネル、モルタル吹付法面などの道路施設の高齢化が進行していることから、「岐阜県道路施設維持管理指針」に基づき、引き続き計画的な点検、補修等を実施する。

（メンテナンスに関する人材の養成）

- 県、岐阜大学、産業界が連携し、点検や補修に関する高度な技術を有する「社会基盤メンテナンスエキスパート（ME）」を養成し、道路や小規模橋梁の点検・修繕に活用するとともに、地域の道路を見守る「社会基盤メンテナンスサポーター（MS）」を小中学校関係者や高校生などに拡大し、効率的かつ効果的な維持管理を推進する。

（市町村に対する技術的支援）

- 社会資本の高齢化や災害の頻発化が進む中、多くの市町村は、技術職員の不足などの課題を抱えていることから、土木事務所における社会資本メンテナンス相談窓口などを活用し、引き続き市町村に対する維持管理や災害復旧の技術的な支援を推進する。

（農林道の整備）

- 地域交通ネットワークの強化及び孤立地域の発生防止のため、計画的に農道の整備や農道橋の耐震対策を実施しており、避難路や代替輸送路機能の確保に向け、引き続き整備を推進する。
- 地域交通ネットワークの補完や災害に強い森林づくりのため、市町村と連携して計画的に林道整備を推進する。

6. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1) 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物対策の推進)

- 災害廃棄物仮置場の設営、災害廃棄物の広域処理、災害廃棄物処理支援員制度の活用、公費解体に関する手続きなどを迅速に実施できるようにするため、県及び各市町村の「災害廃棄物処理計画」の実効性確保に向けた演習及び研修を実施し、災害廃棄物処理体制の強化を図る。
- 市町村等が実施するごみ焼却施設の更新、基幹改良について、耐震性の向上、浸水対策等を促進する。また、ごみ焼却施設が被災した場合でも迅速に復旧できるようにするため、施設の補修に必要となる資機材及び燃料を備蓄する。

(有害物質対策の検討)【再掲】

- アスベストや化学物質等の有害物質の飛散・流出対策については、届出や検査など現行法に基づく対応に留まっていることから、大規模災害発生時に迅速な対応をするための課題を整理・検討する。【再掲】

(河川に流出したごみ等の撤去)

- 河積を阻害している流木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図るとともに、災害発生時には、流出したごみを適正に撤去・処分するなどにより河川環境の保全を図る。

6-2) 災害対応・復旧復興を支える人材等（消防団員、専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害ボランティアの受入れ・連携体制の構築)

- 大規模災害発生時に、市町村ボランティアセンターの円滑な運営を支援する「岐阜県災害ボランティア連絡調整会議」を速やかに設置し、ボランティアを円滑に受入れできるよう、平時から市町村及び市町村社会福祉協議会を含めた関係機関との意見交換や研修・訓練などを通じて、「顔の見える」関係づくりを進め、多様な主体との連携・協働を図る。また、ボランティアの活動調整等を行う「災害中間支援組織」の設置に向け、関係団体との協議を進める。
- 大規模災害時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、災害ボランティアセンターの運営を支援する人材を養成していく。
- 倒木処理など専門技術を要するニーズに対応するため、技術ボランティアが円滑に活動できるよう連携体制を維持する。

(防災人材の育成・活躍促進)【再掲】

- 「清流の国ぎふ 防災・減災センター」や市町村において地域で活躍できる防災人材の育成を推進するとともに、育成した人材が地域防災力の要となるよう、自主防災組織等と連携を深める機会の創出を促進するなど、防災人材がそれぞれの地域で活躍できる体制の構築を強化・推進する。【再掲】

- 外国人防災リーダーの育成に加え、育成したリーダーを防災講座等に講師として派遣するなど、地域の外国人に対する防災啓発の強化に取り組む。【再掲】
- 市町村と地域住民とが密接に連携した訓練を実施できるよう、より具体的な避難所の運営手順や方法を学ことができる研修を実施するなど、避難所運営を指導する人材を育成する講座の充実を図る。【再掲】
- 全ての公立学校の安全管理責任者を対象とした学校安全講習会や、管理職及び学校安全担当者を対象とした総合教育センターにおける教員研修を通じて、校内の危険箇所等の確認の視点や方法について更なる普及・啓発を図る。【再掲】
- 高齢化や過疎化が進む地域では、災害時に地域で支え合う「共助」の機能が希薄となることから、防災士や消防団員など、地域において防災リーダーとなり得る人材の確保・育成を図るとともに、育成した防災リーダーによる防災教育や防災訓練の実施を推進する。【再掲】

（消防団員、水防団員等の確保・育成）【再掲】

- 消防団員の確保環境が一段と厳しさを増している中、消防団、市町村、企業等の意見を踏まえながら、団員の処遇改善、企業等と連携した入団促進、団員がやりがいを持って活動できる環境づくりなど、効果的な確保対策を検討するとともに、基本団員の確保に加え、大規模災害団員をはじめとした機能別消防団員の拡充、消防職団員OBや女性、学生、外国人など多様な人材の活用などの方策を推進する。【再掲】
- 近年、全国的に豪雨災害、土砂災害、地震災害等が頻発する中、幅広い知識、技術を習得し消防活動を安全かつ的確に実施できるよう、消防職団員を対象に、大規模災害対応訓練、水防訓練、ドローンを活用した教育訓練等を実施する。【再掲】
- 県消防学校の訓練施設を各消防本部、消防団の訓練にも活用し、引き続き消防職団員の複雑化、多様化する災害への現場対応力の向上を図る。【再掲】
- 高齢化する水防団の団員数維持や水防技術伝承等のため、若手団員の加入促進に向けた水防活動の広報や水防資器材の提供等の支援に取り組む。【再掲】

（コミュニティ活動の担い手養成）

- 災害時に「共助」の力を発揮するためには、平時からのコミュニティの活力維持が重要となることから、地域の課題解決に取り組む地域活動団体等に対して、その活動に関する指導・助言を行うアドバイザーを派遣するなど、地域活動団体等による取組みを支援する。
- 地域のコミュニティとして様々な活動と防災活動を組み合わせることなどにより、災害による被害を予防し、軽減するための自主防災組織の育成・活動を促進する。

（建設業の担い手育成・確保）

- 地域の復旧の中心となる建設業を担う人材の育成・確保を図るため、「ぎふ建設人材育成・確保連携協議会」による産学官一体の取組み、職場環境の改善や人材育成に積極的な企業を「ぎふ建設人材育成リーディング企業」として認定する制度、「建設ICT人材育成センター」による技術力・生産性向上を目的とした研修などを推進する。また、建築分野においては、「岐阜県建築担い手育成協議会」による産学官が連携した取組みや、「ぎふ建築担い手育成支援センター」による技術力・生産性向上を目的とした研修などを推進する。

（建設業ＢＣＭの普及・策定支援）

- 地域の復旧・復興において重要な役割を果たす建設業の事業継続力向上を図るため、県と災害時応援協定を締結する建設業関連団体が取り組むＢＣＭ（事業継続マネジメント）を認定する制度の普及、策定に向けた支援を実施する。

6-3) 公共施設の損壊や広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ

（災害対策用資機材の確保・充実）

- 激甚化・頻発化する水害・土砂災害や大規模地震等により被災した施設を迅速に復旧することができるようにするため、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の増強や、道路啓開等を目的とした道の駅等への備蓄倉庫を整備する。また、引き続き平時に資機材の確保、点検及び関係機関との訓練を実施する。

（迅速な災害復旧体制の整備）

- 水害・土砂災害や大規模地震等により公共施設が被災した際、復旧工法の早期立案を支援する災害復旧支援隊（ＤＲＳ）や災害査定前着工、工場であらかじめ製造されたプレキャスト製品を積極的に活用するとともに、新技術を活用し災害査定の効率化を図るなど、早期復旧に向けた取組み（岐阜モデル）を推進する。
- 県内の市町村や近隣県が被災した際における復旧復興支援のため、中長期派遣に係る技術職員を確保する。

（液状化・地盤沈下対策の推進）

- 地盤沈下の状況を把握し、その未然防止を図るため、「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」に基づき地盤沈下状況の調査・観測を引き続き実施する。
- 液状化が発生する危険性がある地域や液状化対策工法などについて、防災イベント等の機会を通じて、広く県民に啓発する。

（総合的な水害・土砂災害対策の推進）【再掲】

- 大規模な地震等による河川構造物の機能不全に伴う二次災害の発生に備えるため、施設の耐震化を進めるとともに、地震被害発生の際には、緊急点検や応急対策を速やかに行うための盛土拠点の整備を図る。【再掲】

6-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊、地域産業の担い手の長期避難等による有形・無形の文化の衰退・喪失

（文化財等の保護対策の推進）

- 地域の文化財を適切に保存し後世へ継承するため、防災・防犯対策の徹底、大規模災害に備えた老朽化対策や防災設備・耐震調査・耐震補強等への支援を推進する。また、文化財に係る資料等の後世への継承や一元管理を図るため、資料・写真などをデジタルデータとして収集し、アーカイブ化する取組みについても、継続して実施する。

- 生活・民俗文化を継承するためには、地域コミュニティの維持・活性化が重要となることから、地域の活性化に向けた効果的な取組みを推進する。
- 被災地における地場産業の早期復興を支援するための取組みを検討する。

（環境保全の推進）

- 本県の豊かで美しい自然環境の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、災害に強い森林づくりや自然公園等の保全を推進する。
- 各地域で優れた森林景観の形成を図るため、観光道路等から眺望でき、景観として価値が高く、観光客を呼び込み地域活性化等に資することができる森林について、公的関与の高い管理・整備を推進する。
- 農村地域において、農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、集落や組織が協力して行う農地や農業水利施設等を保全管理する取組みや、「田んぼダム」の導入に向けた取組みに対して、引き続き支援する。【再掲】

6-5) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

（地籍調査の促進）

- 土地の所有者や境界等を明確にすることで、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、計画的な地籍調査の実施を促進する。

（応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給）【再掲】

- 建設型応急仮設住宅については、引き続き市町村と連携し、建設可能用地の確保及び用地ごとの災害リスク等の情報充実に努める。また、災害時応援協定締結団体による供給能力等の把握に努めるとともに、プレハブ、木造それぞれの特性を市町村と共有する。【再掲】
- 賃貸型応急仮設住宅については、災害時に円滑に提供できるようにするため、市町村や協定締結団体への災害救助法に基づく供与制度の周知など連携強化を図る。【再掲】

6-6) 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

（復興事前準備・事前復興の推進）

- 「石川県創造的復興プラン」に基づく石川県の復興状況について注視するとともに、市町村に対して、国のガイドラインや手引きを適宜情報提供し、市町村が地域の特性に応じた復興まちづくりを計画的に進めることができるようにする。
- 大規模災害からの復興に際して必要となる各種手続き等について、実際の運用事例やその判断基準を整理し、災害復旧を効率的・効果的に行うための取組み・手順等について、事前に整理・検討する。

7. 孤立の長期化、救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象が広域的かつ同時に発生した場合や複合災害が発生した場合でも被害を最小限に抑える

7-1) 孤立の長期化、救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象の複数かつ同時の発生により、対応が後手に回り、防げる被害が防げない事態

(災害から命を守る岐阜県民運動の推進)

- 県民総ぐるみで「自助」と「共助」の力を最大限に発揮できるようにするためには、適宜、アンケート調査等の実施により、県民の防災意識・知識の理解度も確認しながら、様々な取組みを推進することが重要となる。このため、「災害から命を守る岐阜県民運動」を子どもから高齢者まで全ての世代を対象に幅広く展開するとともに、県や市町村、消防、警察、自衛隊、医療、福祉などの防災に関わる全ての関係機関が連携し、令和6年能登半島地震での支援経験等も活かした実効性のある啓発運動となるよう、関係者一丸となって取り組む。
- 「自助」と「共助」の意識を高め、災害への備えを負担感なく県民が行えるよう、日常的に使用しているモノや行動を災害時にもそのまま役立てる「フェーズフリー」の考え方を取り入れ、広く県民に普及・啓発を図る。

(災害に伴う事象の複数かつ同時発生時における対応力の強化)

- 災害時には、「孤立」や「救助・救急活動の遅れ」「物資の供給途絶」など、災害に伴う事象が複数かつ同時に発生することも想定した上で、平時から、県庁の危機管理フロアを最大限に活用し、国、市町村、民間事業者などの様々な関係機関と連携した取組みを進める。
- 大規模災害時に孤立地域が発生した場合には、孤立地域に対する迅速な支援が行えるよう、「岐阜県孤立地域対策指針」に基づき、毎年度、孤立予想地域を調査するとともに、市町村による備蓄・資機材の充実を促進する。また、当該調査の結果を関係機関とも共有した上で、実践的な訓練を継続して実施する。

(受援体制・広域連携の強化)【再掲】

- 県境道路の整備、災害時の広域応援体制の強化や広域避難の検討、帰宅困難者対策など広域的に取り組むべき課題について、引き続き国、隣県、県内市町村等との連携の強化を図る。

【再掲】

- 「岐阜県広域火葬計画」の実効性を高めていくため、引き続き各市町村及び関係一部事務組合の体制整備に向けた取組みを支援する。【再掲】
- 災害時には避難所の開設・運営に当たる市町村職員なども自ら被災し業務に従事できない可能性があることから、令和6年能登半島地震の被災地に対する支援を踏まえて整備した「支援職員データベース」や、関係団体との災害時応援協定、国において進める移動型車両等のデータベースなどを活用し、被災市町村において速やかに適切な避難所運営を図ることができるようにする。【再掲】
- 「岐阜県災害時広域受援計画」や「岐阜県災害対応マニュアル」などの見直しを適宜実施し、応援職員等の役割や受入れオペレーション（体制、執務室、宿泊場所、女性への配慮等）の明確化による受援体制の強化を図るとともに、各市町村の受援計画の見直しについても支援する。【再掲】

- 総務省の応急対策職員派遣制度や中部 9 県 1 市、県内市町村との災害時応援協定に基づき、被災影響の少ない都道府県や市町村が被災自治体の後方支援を担うことは、迅速かつ効率的な災害対応を行う上で非常に重要となることから、受援計画に基づく訓練を継続的に実施し、受援又は支援体制の実効性の確保・向上を図る。また、国内で大規模災害が発生した際には、その教訓等も踏まえ、必要に応じて、災害時応援協定の内容の拡充を図るための見直しを実施する。【再掲】
- 物資輸送に係る実動訓練等の結果も踏まえ、必要に応じて「岐阜県災害時広域受援計画」や「岐阜県広域物資輸送拠点物資集積・輸送マニュアル」の見直しを行うとともに、市町村の物資に係る受援計画等の策定・見直しを支援する。また、支援物資が被災者まで届かない「ラストワンマイル問題」の解消に向け、県及び市町村の物資拠点、避難所の物資情報（ニーズ、調達、輸送状況等）を国・県・市町村間で共有できる内閣府の「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用を図る。【再掲】

7-2) 地震後の豪雨災害や地震後の原子力災害といった複合災害により、多数の逃げ遅れや死傷者の発生、対応する職員や物資等の不足、生活基盤となるインフラ復旧の大幅な遅れなどの被害が甚大化・拡大化する事態

（複合災害への対応力の強化）

- 大雨により土砂災害や洪水による被害が発生する中での台風の接近や、大雪が続く中での地震の発生といった、様々な複合災害を想定した図上訓練を引き続き実施し、効率的な情報の集約・分析や、早期復旧に向けた関係機関との優先復旧箇所の選定といった具体的な対策の立案など、複合災害への対応力の強化を図るとともに、訓練の結果を踏まえ、各種災害ごとの対応に用いる計画やマニュアルなどの見直しを図る。
- 災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員したことで後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意するとともに、限られた要員・資機材の投入判断や支援要請の早期判断について、あらかじめ関係する計画に定めておく。また、市町村において作成する計画についても、同様に複合災害に係る内容が充実されるよう促していく。

（複合災害発生リスクの周知・啓発）

- 令和 6 年能登半島地震からの復旧・復興が進められている地域において発生した河川の氾濫等による浸水被害や土砂災害なども踏まえ、命を最優先にした迅速な避難が行われるよう、山間部や河川の沿岸など、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害について、県民に周知・啓発を図る。
- 地震などの災害により、大雨警報・注意報の発表基準について、通常基準より引き下げた暫定基準が設けられた際には、各市町村において、暫定基準に基づく避難指示の発令等を適切に行うことができるようにするとともに、県民に対し、通常基準との違いなどについて広く周知を図る。

（総合的な水害・土砂災害対策の推進）【再掲】

- 大規模な地震等による河川構造物の機能不全に伴う二次災害の発生に備えるため、施設の耐震化を進めるとともに、地震被害発生の際には、緊急点検や応急対策を速やかに行うための盛土拠点の整備を図る。【再掲】
- 県内で発生した過去の大災害等を教訓に木曽川水系、庄内川水系及び神通川水系の上流域で実施している直轄砂防事業を促進するとともに、「八山系砂防総合整備計画」に基づき、土砂災害により人命等に危害が及ぶ恐れがある箇所においてハード対策を推進する。また、土砂や流木等を確実に補足できるよう砂防堰堤裏の土砂撤去を計画的に実施する。【再掲】

（応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給）【再掲】

- 建設型応急仮設住宅については、引き続き市町村と連携し、建設可能用地の確保及び用地ごとの災害リスク等の情報充実に努める。また、災害時応援協定締結団体による供給能力等の把握に努めるとともに、プレハブ、木造それぞれの特性を市町村と共有する。【再掲】
- 賃貸型応急仮設住宅については、災害時に円滑に提供できるようにするため、市町村や協定締結団体への災害救助法に基づく供与制度の周知など連携強化を図る。【再掲】

（災害対策用資機材の確保・充実）【再掲】

- 激甚化・頻発化する水害・土砂災害や大規模地震等により被災した施設を迅速に復旧することができるようするため、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の増強や、道路啓開等を目的とした道の駅等への備蓄倉庫を整備する。また、引き続き平時に資機材の確保、点検及び関係機関との訓練を実施する。【再掲】

（総合的な大規模停電対策の推進）【再掲】

- 平時から電気事業者との「顔の見える」関係を構築するとともに、大規模災害時には、後発災害が発生する可能性なども踏まえ、県災害対策本部への情報連絡員の派遣や、被災状況及び道路啓開に関する情報の共有、優先的な電源車の配備など、早期に電力復旧を図ることができるようにするための連携・協力体制を構築する。【再掲】

（情報通信事業者の災害対応力強化）【再掲】

- 孤立地域や避難施設等において、早期に通信手段を確保・復旧するため、被災状況、避難所開設状況、道路啓開情報、資機材の確保・運搬方法、優先的な復旧箇所、今後の復旧方針等の情報交換を密に実施し、電気通信事業者間（固定・携帯）や行政関係機関との連携体制を強化する。【再掲】

（迅速な災害復旧体制の整備）【再掲】

- 水害・土砂災害や大規模地震等により公共施設が被災した際、復旧工法の早期立案を支援する災害復旧支援隊（DRS）や災害査定前着工、工場であらかじめ製造されたプレキャスト製品を積極的に活用するとともに、新技術を活用し災害査定の効率化を図るなど、早期復旧に向けた取組み（岐阜モデル）を推進する。【再掲】

（原子力災害時における住民避難対策の強化）

- 原子力災害発生時に、放射性物質の放出・拡散からＵＰＺ内の住民の安全を確保するため、国が示す屋内退避の運用に係る指針等も踏まえた上で、原子力防災訓練を継続的に実施し、避難行動の周知・啓発を図るとともに、その実効性を確保する。
- 原子力災害と土砂崩れ等による避難経路の交通遮断の同時発生に備え、ＵＰＺ内の住民の避難に用いるヘリコプターの離着陸場の整備を促進する。また、ヘリコプターの離着陸場の整備が完了した際には、県防災ヘリコプターによる住民搬送などを伴う実動訓練を実施し、運用手順等を確認する。

（放射線モニタリング体制の確保）

- 福井県内の原子力発電所における原子力災害が発生した際に、本県における放射線の影響を適切に把握できるようにするため、引き続き県内に１２基あるモニタリングポストを適切に管理するとともに、国や関係機関と連携し、空間放射線量の適切なモニタリング体制を維持する。